

文化庁 令和6年度

放送機関の著作隣接権等の法制度や最新動向に関する諸外国調査
報告書

令和7年（2025年）3月

WIPジャパン株式会社

令和6年度 放送機関の著作隣接権等の法制度や最新動向に関する諸外国調査

1. 目的

世界知的所有権機関（WIPO）の著作権等常設委員会（SCCR）では、デジタル化に対応した放送機関の権利保護に関する新たな条約（放送条約）の策定に向けて議論が行われている。

今般、条約草案で規定されている放送機関に与えられる再送信権や固定権等に対応する諸外国の放送機関の著作隣接権等の法制度や最新動向を調査し、我が国の放送機関の権利保護への対応を検討するための基礎資料とする。

2. 調査対象国・地域

EU、フランス、ドイツ、英国、スイス、デンマーク、米国、カナダ

3. 調査方法

文献調査及びヒアリング調査により実施した。ヒアリング先は以下のとおり。

ソフィア フレイ 助教、マンハイム大学（ドイツ）
イブ ゴビアク 名誉弁護士、キンボウ・ヤソシエ法律事務所（フランス）
ジョナサン グリフィス 教授、クイーンメアリー大学（英国）
ダニエル ジャーヴィス 部長、ヴァンダービルト大学（米国）
エンス ヘミングセン スコウスボ 教授、コペンハーゲン大学（デンマーク）

また、以下の国内有識者から助言を頂いた。

今村 哲也 教授、明治大学
井奈波 朋子 弁護士、龍村法律事務所
上野 達弘 教授、早稲田大学

4. 調査内容

各国共通して、調査事項を以下の項目の中に整理した。

- (1) 関係機関
- (2) 関係法令
- (3) 放送機関の著作隣接権に関する規定
- (4) 放送条約草案の規定に該当する放送機関の権利に関する規定の分析

5. 報告書について

- ・脚注に付した URL は令和7年3月現在のものである。
- ・調査対象国・地域の外国著作権法令の和訳は、スイスとデンマークを除いて、公益社団法人著作権情報センター（CRIC）が公開している和訳を参照し、適宜訳語を調整した。

6. 事業実施期間

令和6年10月～令和7年3月

調査受託：WIP ジャパン株式会社

執筆編集責任者：高瀬 富康

調査報告書の概要

本報告書は、世界知的所有権機関（WIPO）の著作権等常設委員会（SCCR）において検討されている「放送条約（Broadcasting Treaty）」の内容と、条約草案で規定されている権利（再送信権、固定権など）に対応する主要国（EU、フランス、ドイツ、英国、スイス、デンマーク、米国、カナダ）の法制度及び運用実態を調査したものである。

調査は文献調査及び専門家へのヒアリングを通じて実施され、日本における制度整備に資する基礎資料の提供を目的としている。

第1章 放送条約の成立経緯と草案の要点

放送機関の権利保護に関する国際的な取組は、1997年のWIPOシンポジウムに端を発し、1998年にSCCRが設置されて以降、継続的な草案の改訂と議論がなされている。

放送条約草案はこれまでに複数回改訂されており、2025年2月には第四次改訂案が提示され、4月に第46回SCCR会合での議論が予定されている。

放送条約草案の主要な論点は以下の通りである。

1. 保護対象

- ・プログラム搬送信号（従来の放送信号）
- ・保存されたプログラム（オンデマンドやキャッチアップ）
- ・放送前信号（中継車や放送局間の内部信号）

2. 放送機関の定義

プログラムの編成と送信に編集責任を負い、リニアなプログラムフローを形成する法人。インターネット送信事業者も条件付で含む。

3. 与えられる権利

- ・再送信を禁じる排他的権利
- ・固定（録画・録音）を禁じる権利
- ・保存プログラムと放送前信号に関する限定的保護

4. 内国民待遇・適用除外

締約国は、送信機が設置された国や法人の本拠地に基づいて内国民待遇を与えることができ、また、インターネット専業の放送機関を除外する選択も許容されている。

第2章 各国・地域の法制度及び条約草案への対応状況

本章では、WIPOにおける「放送条約」草案の議論に即して、各国・地域の法制度が放送機関にどのような著作隣接権を与えているか、また草案における再送信権、固定権、保存されたプログラムや放送前信号の保護といった新たな権利項目にいかに対応し得るかを分析している。調査対象国・地域は、EU、フランス、ドイツ、英国、スイス、デンマーク、米国、カナダである。

1. EU

EU では「情報社会指令」や「デジタル単一市場指令」等により放送機関の権利が規定され、これらを通して放送機関には固定、複製、公衆への伝達、再送信等に関する権利が認められており、特にケーブル再送信については強制許諾制度が整備されている。条約草案の「保存されたプログラム」や「放送前信号」の保護に関しては、現行制度では明示的には保護されていない。

2. フランス

フランスでは「知的財産法典」により放送機関に明示的な著作隣接権が付与されており、再送信、固定、複製、公衆への伝達等の権利が保障されている。放送事業者は再送信、固定、複製、公衆伝達の排他的権利を有し、これらは裁判例により実務上の強い効力を有する。特に、固定・再送信に関する訴訟では、放送機関の権利が強く主張されている。草案における「保存されたプログラム」は、現行法で保護の対象と解釈されうる。一方、「放送前信号」についての明文規定はなく、条約草案の実施には法改正の必要性が生じる可能性がある。

3. ドイツ

ドイツの「著作権法」は、放送機関に対しローマ条約に準拠した隣接権を広く認めており、再送信や固定についても具体的な条文が整備されている。放送内容にかかる第三者の権利（著作権）と信号自体にかかる放送機関の権利は明確に区別されている。ドイツの法制度は技術中立性が高く、インターネットを通じた放送にも柔軟に対応している。条約草案に含まれる「保存されたプログラム」はビデオ・オン・デマンド型放送の取扱いとして一定の保護が想定されるが、「放送前信号」に関しては直接的な制度的裏付けはなく、条約実施に際しての補完が必要となると考えられる。

4. 英国

「CDPA（1988 年著作権・意匠・特許法）」は放送を「著作物」として保護する方式を取っており、放送機関の隣接権は明確には制度化されていない。つまり、著作権に基づく再送信防止などの保護は存在するが、信号自体に対する権利（放送前信号や保存信号など）についての明文規定は存在しない。このため、条約草案の再送信・固定・保存信号の保護という枠組みには、制度的に対応が不十分であり、特に「放送前信号」の保護については新たな立法を要すると考えられる。

5. スイス

スイスでは、放送機関の権利は「連邦著作権法」により隣接権と位置付けられ、信号に対する包括的な保護（固定、再送信、公衆伝達など）を明記している。判例においても権利侵害に対する損害賠償や差止請求が認容されており、放送機関の地位は確立されている。一方で、「保存されたプログラム」や「放送前信号」に関しては、放送機関のオンラインサービス提供に伴う著作権侵害対応が中心であり、信号それ自体に対する保護は明示されていないため、放送条約の実施には法整備の余地がある。

6. デンマーク

デンマークの「著作権法」は EU 指令の影響を強く受けており、放送機関には著作隣接権として固定・再送信等の権利が認められている。しかし、条約草案が想定するような技術的中立的な「信号保護」には制度上明確に対応しておらず、「保存されたプログラム」や「放送前信号」に関する明文規定も欠く。そのため、放送条約の実施にあたっては、既存の権利構造を保持しつつ、新たな対象範囲に関する立法的対応が不可欠と考えられる。

7 米国

米国はローマ条約の非締約国であり、放送機関の権利保護は「著作権法」に基づく放送著作物の保護に依存している。信号に対する隣接権の保護は存在せず、放送条約草案に含まれる再送信権や放送前信号の保護との整合性に課題がある。ただし FCC（連邦通信委員会）による規制や不正受信への対応は制度的に整っている。条約草案で言及される「放送前信号」や「保存されたプログラム」の保護については制度上の空白が大きく、条約の実施に当たっては大幅な法改正が求められるものと考えられる。

8. カナダ

カナダは「著作権法」第 21 条により「通信信号」に対する明確な権利（通信機関の専有権）を規定しており、再送信・固定・複製等の行為に対する排他権を認めている。裁判例や CRTC（カナダ放送通信委員会）の実務を通じて、放送機関の権利保護は実質的に確立している。また、保存されたプログラムの権利保護やオンデマンド型サービスへの対応も進んでおり、放送条約の実施に最も整合的な制度を有する国の一つであると考えられる。

総括

調査の結果、各国・地域においては既存の隣接権保護の枠組みの中で、条約草案に含まれる信号の再送信や固定といった行為に対する対応はおおむね整備されている一方で、「保存されたプログラム」や「放送前信号」といった新たな概念への法的対応は限定的であることが明らかとなった。

特に、米国や英国のように放送そのものを「著作物」として保護する枠組みの国では、信号保護に関する新たな立法が不可欠であり、EU 加盟国やカナダのような制度整備が進んだ国との法的整合性を保つには、国際的な共通理解の形成が求められる。

このような国際比較を踏まえたうえで、日本が今後 WIPO の放送条約を受け入れるか、またそのためにどのような法改正が必要かについての政策判断が求められると考えられる。

【総目次】

• 第1章 放送条約	2
1. 経緯	2
2. 放送機関の保護	2
3. 放送条約草案の要点	3
4. 放送条約草案の日本語訳	5
• 第2章 各国・地域の法制度及び最新動向	22
1. EU	22
(1) 関係機関	22
(2) 関係法令	22
(3) 放送機関の著作権・著作隣接権に関する規定	23
(4) 放送条約草案の規定に該当する放送機関の権利に関する規定の分析	36
2. フランス	39
(1) 関係機関	39
(2) 関係法令	40
(3) 放送機関の著作権・著作隣接権に関する規定	41
(4) 放送条約草案の規定に該当する放送機関の権利に関する規定の分析	50
3. ドイツ	54
(1) 関係機関	54
(2) 関係法令	54
(3) 放送機関の著作権・著作隣接権に関する規定	57
(4) 放送条約草案の規定に該当する放送機関の権利に関する規定の分析	64
4. 英国	67
(1) 関係機関	67
(2) 関係法令	67
(3) 放送機関の著作権・著作隣接権に関する規定	68
(4) 放送条約草案の規定に該当する放送機関の権利に関する規定の分析	78
5. スイス	81
(1) 関係機関	81
(2) 関係法令	81
(3) 放送機関の著作権・著作隣接権に関する規定	88
(4) 放送条約草案の規定に該当する放送機関の権利に関する規定の分析	92
6. デンマーク	96
(1) 関係機関	96
(2) 関係法令	96
(3) 放送機関の著作権・著作隣接権に関する規定	99
(4) 放送条約草案の規定に該当する放送機関の権利に関する規定の分析	104
7. 米国	107
(1) 関係機関	107
(2) 関係法令	107
(3) 放送機関の著作権・著作隣接権に関する規定	108
(4) 放送条約草案の規定に該当する放送機関の権利に関する規定の分析	134
8. カナダ	143
(1) 関係機関	143
(2) 関係法令	143
(3) 放送機関の著作権・著作隣接権に関する規定	151
(4) 放送条約草案の規定に該当する放送機関の権利に関する規定の分析	161

This page intentionally left blank.

第1章 放送条約

第1章 放送条約

・第1章 放送条約

1. 経緯

WIPO（世界知的所有権機関）における放送機関の著作隣接権の保護に向けた動きは、1997年にマニラで開催された「WIPO 放送機関の権利に関する世界シンポジウム」を契機として、1998年にSCCR（著作権等常設委員会）が設定されたことに始まる。以来、SCCR は一部の国で放送事業者が既に有している経済的権利の更新と拡大及び著作権侵害の懸念に対する解決策を検討し、放送機関の権利保護に関する新たな条約の策定を目指した活動に従事してきた。

SCCR において放送条約は、2004年11月の第12回会議において最初の素案が提示され¹、2005年5月には素案の第2版が提示された²。その後2007年3月の第1回特別会議において非公式草案が提示され³、同年6月の第2回特別会議で草案策定に向けての結論がまとめられた⁴。しかし条約の採択に慎重姿勢を取ったインド、ブラジル、米国等の反対によって外交会議の招集は現在に至るまで実現せず、放送条約の草案はこれまで、SCCR 議長が作成した議長文書として提示されてきた。議長文書は、2019年10月の第39回会議において初版が⁵、2022年5月の第42回会議において第二次改訂版が⁶、2024年4月の第45回会議において第三次改訂版⁷が提示され、2025年4月に予定されている第46回会議では2025年2月に第四次改訂版が提示された⁸。

SCCR 会議又はWIPO 総会における放送条約の草案に対するWIPO 加盟国代表が表明した意見の多くは非公開とされてきたが、一部の情報は公開されている⁹。

2. 放送機関の保護

放送機関の保護に関する条約には1961年のローマ条約と1974年のブリュッセル条約がある。また、WPO（世界貿易機関）のTRIPS 協定にも放送機関の権利が盛り込まれている。

（1）ローマ条約

ローマ条約は正式名称を「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」といい、1961年に採択され、1964年に発効した。

¹ SCCR/12/2

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/copyright/en/sccr_12/sccr_12_2.pdf

² SCCR/12/2 Rev.2

https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=44069

³ SCCR/S1/WWW[75352]

https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=75352

⁴ Conclusions of the Second Special Session of the SCCR on the Protection of Broadcasting Organizations

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/copyright/en/sccr_s2/sccr_s2_www_79838.pdf

⁵ SCCR/39/7

https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=458551

⁶ SCCR/42/3

https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=568092

⁷ SCCR/45/3

https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=627732

⁸ SCCR/46/3

https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=641471

⁹ Schirru, Luca et al. (2025)., "Documentary History of the Broadcast Treaty in the SCCR (Global Version)". Joint PIJIP/TLS Research Paper Series. 145

<https://digitalcommons.wcl.american.edu/research/145/>

ローマ条約は、実演家、レコード製作者、放送機関など著作物の公衆への伝達に重要な役割を果たしている者の著作隣接権の保護を目的とした条約であり、放送機関に関する条項では、伝統的な無線による放送の再放送、固定及び複製、並びに公共の場での公衆への伝達を許可する権利が明記されている。第15条1項は、私的使用、時事報道、一時的固定、教育目的や学術的研究目的の使用などの認められる例外を列挙している。加えて、第15条第2項は、一般的に、締約国に対して著作物の利用を認めている。第15条第2項は一般的に、締約国が国内著作権法に規定されている制限と同様の制限を規定することを認めている。

ローマ条約は、我が国は1989年に締約し、2023年時点でEU加盟国の全てを含む96か国が締約しているが、WIPO加盟国全体（193か国）の半分に満たない。本調査の調査対象国の中、米国だけが非締約国である。

（2）ブリュッセル条約

ブリュッセル条約は正式名称を「衛星により送信されるプログラム搬送信号の伝達に関する条約」といい、1974年に採択され、1979年に発効した。

ブリュッセル条約は、放送前のプログラム搬送信号、すなわち（移動）スタジオから放送局へ、ある放送局から別の放送局へ、あるいはケーブル配給会社やその他の仲介受信者へ、衛星によって送信される信号のみを保護するものである。同条約は、衛星を通じて直接放送される信号には適用されない。言い換えれば、保護は衛星通信のアップリンクとダウンリンクに限定される。同条約は、放送が一般公衆を対象とする限りにおいてのみ保護されるローマ条約を補完するものである。ブリュッセル条約には我が国は締約しておらず、締約国数は38か国にとどまる。本調査の調査対象国の中、英国とデンマークは非締約国である。

（3）TRIPS 協定

TRIPS 協定は正式名称を「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」といい、WTO を設立するマラケシュ協定の一部として1994年に締結された。

TRIPS 協定第14条は、第3項第1文において、放送機関が、放送の固定、放送固定物の複製及び放送の無線再送信並びにテレビ放送の公衆への伝達に関する排他的権利を有するとしている。そして、第2文において「加盟国がこの権利を放送機関に与えない場合には、1971年のベルヌ条約の規定に従い、放送の対象物の著作権者が前段の行為を防止することができるようにする。」ことによって、放送機関が著作権によって保護する選択肢を与えている。

TRIPS 協定の加盟国数はWTO加盟国数と同じ164か国であり、本調査の調査対象国の全てが加盟している。

3. 放送条約草案の要点

（1）保護の対象

放送条約草案は、保護の対象を、(i) 放送機関が送信したプログラム搬送信号、(ii) 保存されたプログラム（放送機関がその放送についてオンデマンドサービスやキャッチアップサービスに

第1章 放送条約

使用されることを意図して検索システムに保持したプログラム。)へのアクセスを公衆に提供するために放送機関が使用するプログラム搬送信号、(iii)放送前信号(中継車から放送局に送信される公衆に提供する目的でない放送信号)、の三つとしている。

したがって放送条約草案は保護対象を信号としている。

(2) 保護の受益者とされる放送機関の定義

放送条約草案は、第2条aにおいて、「放送機関」とは、信号で放送されるプログラムの編成及びスケジュールリングを含め、公衆が受信するためのプログラム搬送信号の送信を主導し編集責任を負う法人を意味し、放送機関のプログラムは直線的(リニア)なプログラムフローを形成する。」と定義している。

保護の受益者である放送機関には、専らインターネット上でリニア送信を行う事業者が含まれる。ただし放送機関の代理機関は含まない。

(3) 放送機関に与えられる権利

放送機関は、プログラム搬送信号、保存されたプログラム及び放送前信号の無許諾の「再送信」及び「固定」を禁止する権利を享受する

4. 放送条約草案の日本語訳

以下に、2025年2月に一般公開された放送条約草案の第四次改訂版（2025年4月の第46回会議用議長文書）の日本語訳を示す。

序文

序文

放送機関のプログラム搬送信号に関する保護の強化及び更新の問題は、著作権及び著作隣接権に関する常任委員会（SCCR）が設立された1998年以来、世界知的所有権機関の議題となってきた。この準備プロセスは、SCCRが設立される前の1997年にマニラで開催されたWIPO放送事業者の権利に関するシンポジウムで開始された。

この問題は、1998年以来、WIPO総会の議題として定期的に取り上げられてきた。総会はSCCRにおいて行われた実質的な作業に留意し、外交会議の招集を視野に入れた信号ベースのアプローチを用いて、保護の目的、具体的な範囲、及び目的に関する合意を含む条約を合意し、最終化することを目指して、SCCRの作業を迅速化するように繰り返し要請した。

SCCRにおいて議長は2015年、定義、保護の対象、付与される権利、及びその他の問題に関する統合文書の草案作成を開始した。この文書は委員会の全体会議で議論され、全WIPO地域グループが参加した非公式協議で議論された。

議長が作成した定義、保護対象、付与されるべき権利及びその他の問題に関する改訂統合文書（SCCR/39/7）は、放送機関の保護に関するWIPO条約の改訂草案（SCCR/42/3）の作成の基礎として採用された。改訂された第二次及び第三次草案（SCCR 43/3 及び SCCR/44/3）は、SCCRの第42回会議及び第43回会議での議論と一連の書面による意見書の結果として作成された。その後、SCCR44での議論を踏まえて、WIPO放送機関条約草案（SCCR/45/3）が作成された。

本文書に含まれる草案は、従前の条約草案（SCCR/45/3）を修正したものである。SCCRの第45回会議で行われた議論は、本文書草案の作成に当たって考慮された。

本草案の内容の要素については加盟国間で合意がなされておらず、したがって委員会の審議に従って変更される可能性がある。

議長が提示した新たな文書は、文書の代替条項の数を可能な限り制限することを目指している。

同様に、共同宣言の提案数を最小限に抑えることを目標としている。これは条文が可能な限り明確かつ簡潔に記述する努力が払われていることを意味する。したがって共同声明の手段は、外交会議の枠組みの中での交渉のために確保されることになる。

最後に、委員会が外交会議に提出する基本提案の作成を決定後、本文書も草案であり、会議自体の途中で修正される可能性があることを強調しておく必要がある。

注釈は条約草案の一部ではなく、条約草案の条項の理解と解釈のための説明に過ぎない。

[第4次改訂草案に続く]

前文

前文

締約国は、

放送機関の権利の国際的な保護を可能な限り最も均衡の取れた効果的な方法で発展させ、かつ、その効力を維持することを切望し、

情報通信技術の発展及び収斂が、放送機関のプログラム搬送信号を国境内及び国境を越えて無許諾で使用する可能性を増大させる重大な影響を認識し、

この文書が放送機関のプログラム搬送信号の法的保護に焦点を当てていること、及びその条文が放送活動に関する締約国の国内規制の枠組みに影響を及ぼさないことを強調し、

プログラム搬送信号に具現化される他の主題における著作物の著作権及び関連する権利を損なうことなく、放送機関の保護に関する国際的な制度を強化する目的並びに放送機関がこれらの権利を承認する必要性を認識し、

この条約による保護が、締約国の国内法で定められる可能性のある制限又は例外に関する規定に基づく、保護対象の使用に対する報酬制度には適用されないことを強調し、

プログラム搬送信号の違法な使用に対する放送機関の効果的な保護がフォノグラムの著作者、実演家及び製作者にとっての利益であることを強調し、

以下のとおり同意した。

前文の注釈

0.01 前文 は、条約の目的とそれに関連する主要な議論と考慮事項を定めている。

0.02 前文 の第 1 パラグラフは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（ベルヌ条約）の前文の第 1 パラグラフに必要な修正を加えた WPPT の第 1 パラグラフに続く。

0.03 第 2 パラグラフは、WPPT 前文の第 3 段落を準用する。「放送機関のプログラム搬送信号の無断使用」への言及は、条約の海賊版対策機能を強調している。締約国におけるプログラム搬送信号の許諾を得ない使用は、国内レベルにおいても締約国間の国境を越えても現れる現象である。

0.04 第 3 パラグラフは、条約が放送機関のプログラム搬送信号に対する知的財産権と同様の保護を扱っているという事実を強調している。したがって条約の定義も実体規定も、放送活動に関する締約国の国内規制の枠組みには何ら干渉や影響を与えない。このような規制は通常、公法に基づく。

0.05 第 4 パラグラフは、放送によって搬送される内容の所有者の権利を認めるという野心的な目標を妥協なく設定している。

0.06 第 5 パラグラフ は、この条約が、多くの締約国で国内的に制定された保護対象に関する権利の制限又は例外に関する規定に基づく私的複製に対する報酬制度には適用されないことを明確にしている。

0.07 第 6 パラグラフ は、信号により搬送されるプログラムの権利者に対して、プログラム搬送信号の違法な使用に対する放送機関の効果的な保護の利点を強調している。

第1条 他の条約との関係

第1条 他の条約との関係

(1) この条約に基づいて付与される保護は、1971 年 7 月 24 日にパリで改正された「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」（以下、ベルヌ条約）、1996 年 12 月 20 日にジュネーブで締結された「WIPO 著作権条約」（以下、WCT）に基づく文学的又は美術的著作物の著作権の保護、又は 1996 年 12 月 20 日にジュネーブで締結された「実演及びレコードに関する WIPO 条約」（以下、WPPT）、2012 年 6 月 24 日に北京で締結された「視聴覚的実演に関する北京条約」（以下、BTAP）又は 1974 年 5 月 21 日にブリュッセルで締結された衛星によるプログラム搬送信号の伝達に関する条約に基づくその他の保護対象に関する関連権利をそのまま維持し、いかなる形でも影響を与えず、制限せず、また侵害しないものとする。したがってこの条約のいかなる規定も、そのような保護に不利益を与えるものと解釈してはならない。

(2) この条約のいかなる規定も、2013 年 6 月 27 日にマラケシュで行われた、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」に基づく締約国の義務を妨げるものではない。

(3) この条約のいかなる規定も、1961 年 10 月 26 日にローマで締結された「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」（以下「ローマ条約」という）に基づき、締約国が相互に有する既存の義務を損なうものではない。

(4) この条約は、ローマ条約第 22 条の意味における特別な取決めを構成するものではない。

- (5) ローマ条約を締結している締結国は、ローマ条約の規定を相互に適用しなければならないが、ローマ条約の義務よりも広範な義務をローマ条約が定めている場合には、ローマ条約の規定を適用する。
- (6) ベルヌ条約、WCT、WPPT 及び BTAP は、該当する場合、第 10 条第 1 項、第 10 条第 2 項及び第 17 条の規定を含む、この条約に基づく著作権又は著作隣接権の保護に適用されるものとする。

第 1 条の注釈

- 1.02 第 1 条第 1 項には、ローマ条約第 1 条、WPPT 第 1 条第 2 項、及び北京条約第 1 条第 2 項に規定されている著作権及び著作隣接権の保護に関する「非偏見条項」が含まれている。この条約によって提供される保護は損なわれず、ベルヌ条約、WPPT 又は BTAP に基づく著作権及び関連する権利の保護にいかなる方法でも影響を与えず、制限せず、また侵害しないものとする。この条約の保護の対象となる特定の信号はプログラム内容のポイントツーポイント（又は固定サービス）転送のための信号であるため、ブリュッセル衛星送信信号保護条約も参照される。
- 1.03 本条の条文は、第 3 条 1 項及び第 3.5 条の規定と併せて、この条約に基づくプログラム搬送信号の権利と当該信号の内容に関する権利との関係を明記するものとする。このような信号に具現化された内容の権利者と放送機関の両方から許諾を得る必要がある場合は放送機関の許諾も必要となり、権利者から許諾を得る義務は消滅せず、その逆もまた然りである。
- 1.04 第 1 条第 2 項には、この条約のいかなる規定もマラケシュ条約の義務に影響を与えないことを明確にする条項が含まれている。
- 1.05 第 1 条第 3 項には、WPPT 第 1 条第 1 項及び北京条約第 1 条第 1 項をモデルにした「ローマ条約の影響の保護」が含まれている。この規定はローマ条約のみに言及している場合、この新しい条約が他の条約に基づく既存の義務を損なうものではないことを理解する必要がある。
- 1.06 第 4 項はローマ条約第 22 条に言及している。同条約の締結国は、第 22 条に基づき、特に放送機関に対して「この条約によって付与された権利よりも広範な権利、又はこの条約に反しない他の規定を含む権利」を付与するための特別な取決めに締結する権利を留保する。この新たな条約で付与されている権利は、ローマ条約で付与されている権利よりも一部が重複し、一部がより広範で、一部はそれほど広範ではない。この条約の規定は、ローマ条約の規定に反するものではない。第 3 項の規定の目的は、この新しい条約がローマ条約に拘束されない独立した条約であることを明確にすることである。
- 1.07 第 5 項では、ローマ条約の締結国でもある締結国は、ローマ条約がこの条約の義務よりも広範な義務を規定している場合にローマ条約の規定を相互間で引き続き適用しなければならないことを明確にしている。
- 1.08 第 6 項は、条約の特定の条項における著作権又は著作隣接権の保護が、国際レベルではベルヌ条約、WCT、WPPT 又は BTAP に準拠していることを認めるものである。

第 2 条 定義

第 2 条 定義

この条約の目的上、

- (a) 「放送機関」とは、信号で放送されるプログラムの編成及びスケジュールリングを含め、公衆が受信するためのプログラム搬送信号の送信を主導し編集責任を負う法人を意味し、放送機関のプログラムは直線的なプログラムフローを形成する。この定義は、この条約によって規制されていない目的に適用される締結国の国内法における放送機関の定義にいかなる影響も及ぼさない。
- (b) 「プログラム搬送信号」とは、当初送信された状態で、又はその後のあらゆる技術フォーマットによってプログラムを搬送するための、電子的に生成された伝送体を意味する。

- (c)「プログラム」とは、画像、音声若しくはその両方、又はそれらの表現からなる、ライブ又は録音された内容の集合体をいう。
- (d)「固定」とは、映像又は音声若しくはその両方あるいはそれらの表現を具体化して知覚、再生又は伝達できる媒体に組み込むことをいう。
- (e)「公衆への再送信」とは、元の放送機関以外の第三者が、公衆による受信のために、プログラム搬送信号をいかなる手段によっても同時に送信することをいう。
- (f)「放送前信号」とは、放送機関がその後公衆に送信する目的で送信するプログラム搬送信号をいう。
- (g)「保存されたプログラム」とは、放送機関がそのリニア送信に含めることを意図しているプログラム、又は放送機関によって当初リニア送信されたプログラムで、元の放送機関によって検索システムに保存され、公衆が個別に選択した場所と時間にアクセスできるように保存されたプログラムへのアクセスを提供することを含むプログラムをいう。プログラムは、第三者又は放送機関によって、若しくは放送機関に代わって制作された可能性がある。

第2条の注釈

- 2.01 第2条には、条約で使用される主要な用語の定義が含まれている。これは、著作権隣接権の分野における条約、ローマ条約、WPPT 及び BTAP の伝統に従っている。
- 2.02(a)には、「放送機関」の定義が含まれている。この定義は、条約の保護から利益を得る者に関する制限を設定する。(a)で提案されている定義は、その者が(1)「法人」であり、(2)「主導」し「責任」を負い、(3)「送信」し、(4)「プログラム搬送信号の編集及びスケジューリング」のために、(5)直線的なプログラムフローを形成する、という5つの主要な要素から構成されている。法的な確実性の理由から、この定義は、放送活動を規制する目的での国内法における放送機関の定義にいかなる形でも干渉するものではないことが定義の最後に明確にされている。
- 2.03「放送機関」の定義は、この条約のために特別に定められている。この定義は、条文によれば、「この条約の目的上」のみ適用される。この定義は、他の既存の WIPO 条約の対応する定義から逸脱しており、「いかなる方法によっても」送信を「放送」という概念に含めている。したがってこの概念は、地上ネットワーク、有線、ケーブル、衛星、コンピューターネットワーク、及びその他の手段による全ての送信を対象としている。したがってこの条約では、「放送」の概念は技術的に完全に中立である。
- 2.04 ローマ条約、WPPT、BTAP における「放送」の古典的な定義は、著作権及び隣接権に関する条約の伝統に従ったものであり、そこでは「放送」の概念は、無線手段（空間を自由に伝播する電波、すなわちラジオ波又はヘルツ波）による送信に限定されることが明示されている。このことは、既存の条約における「放送」の概念の解釈に関する不確実性や干渉を避けるためにも強調されるべきである。著作権者の権利に関するベルヌ条約第11条の2も、放送という狭い概念で運用されている。
- 2.05 情報通信技術（ICT）による送信が放送と同様の法的取扱いを付与され得ることを明確にするために、「コンピューターネットワークを介した送信」を「放送」の概念から除外しないことが推奨される。ICT によるプログラム搬送信号は、従来の意味での放送と同じ結果をもたらす。
- 2.06 草案本文に「放送」という用語の定義はない。条約が保護する対象は、放送を構成するプログラム搬送信号の送信である。放送は、放送機関が関与している活動、すなわち「放送」の出力を表しており、これはすでに項目(a)で定義されている。さらに「放送」という用語は草案本文では使用されていない。
- 2.07 (b) には「プログラム搬送信号」の定義が含まれている。その前半は、衛星により送信されるプログラム搬送信号の伝達に関する条約（ブリュッセル、1974年5月21日）の定義に従い、「信号」という用語は「プログラムを送信することができる電子的に生成された送信体」を指す。この定義の後半は、技術的な変換、例えば、途切れない送信チェーンにおける信号の再フォーマット又は再変調が何ら影響も及ぼさないことを明確にすることを意図しており、信号は法的に、この条約の目的上、同じままである。

- 2.08 (c) には「プログラム」の定義が含まれている。その前半は、1974 年のブリュッセル条約の「プログラム」の定義にも従っており、「プログラム」とは、「最終的な伝達を目的として発信された信号中に含まれる映像、音又は映像と音よりなる生の又は記録内容の集合体」である。「それらの表現」は、WPPT 及び BTAP の定義と一貫性を保つために追加された。
- 2.09 (d) には「固定」という用語の定義が含まれている。プログラム搬送信号が固定されている場合、信号によって搬送される送信コンテンツは固定されたままであり、信号は消える。固定中、プログラム搬送信号は常にライブ信号であることを強調する必要がある。したがってこの条約は、「信号に基づく」保護を提供する条約のままである。「固定」の概念は、例えばプログラム搬送信号を利用可能にする目的で直接ダウンロードすることも含む。
- 2.10 (e) には「再送信」の定義が含まれている。定義された「再送信」の概念は、あらゆる手段、すなわち有線又は無線によるあらゆる形式の再送信を包含し、これら二つの組合せも含まれる。これには、再放送、有線又はケーブルによる再送信及びコンピューターネットワークを介した再送信が含まれる。再送信は、最初の送信を行った機関以外の者が公衆に受信する目的で行われた場合にのみ考慮する必要がある。
- 2.11 「再送信」の定義は同時再送信に限定される。これはローマ条約の「再放送」の定義に従っており、他の放送機関の放送の同時放送に限定されている。ベルヌ条約でも同様の方法で運用されており、第 11 条の 2(1)(ii) は、同時再送信（「有線又は無線で公衆伝達すること…」）の概念に基づいて放送作品の著作権者の権利を定めている。
- 2.12 (f) には「放送前信号」の定義が含まれている。放送前信号は、公衆が直接受信することを意図していない信号である。このような信号は、放送機関がスタジオから、又は例えばイベント現場から送信機が設置されている場所にプログラム内容を転送（transport）するために使用される。同様に、カメラとイベント現場に設置された通信システムの次のそして後続のノードとの間の信号もカバーされることとなっている。放送前信号は放送機関間のプログラム内容の転送にも使用することができ、その内容は後日又は編集が加えられた後に放送に使用されることがある。
- 2.13 (g) には「保存されたプログラム」の定義が含まれている。これは、放送機関のビデオオンデマンドサービスやキャッチアップサービスなどのオンラインサービスを公衆が利用できるようにするという文脈で、プログラム搬送信号をカバーするために使用されることを意図している。このようなサービスは、今日では放送機関によるリニア放送の不可欠な部分である。この定義は、プログラムが第三者、放送組織によって、又は放送機関に代わって制作された可能性があることを明確にしている。「保存されたプログラム」とは、放送機関が送信に含めることを意図しているプログラム（「送信前アクセス」）と、放送機関が以前に送信したプログラム（「送信後キャッチアップ」）の両方を指す。「保存されたプログラム」の定義は、元の放送機関の検索システムからの送信に適用される。これらの信号の送信は受信者によって開始される。上記の基準は、放送機関のこれらの特定のビデオオンデマンドサービスが他の商用ビデオオンデマンドサービスと本質的に異なること、及び放送機関によるプログラムの流れへの多額の投資を伴うことを示唆している。第 8 条の運用規定に見られるように、時間の経過とともに、送信後のキャッチアップ信号を使用して記憶されたプログラムを利用可能になれば「キャッチアップ」機能を果たすのをやめる。一定期間が経過すると、当該信号の保護は無効かつ適用されなくなる。

第3条 適用範囲

第3条 適用範囲

- (1) この条約に基づいて与えられる保護は、この条約に規定する保護の受益者である放送機関が行う、送信に使用されるプログラム搬送信号に対してのみ適用される。
- (2) この条約の規定は、公衆が放送機関の保存されたプログラムにアクセスすることを可能にする放送機関の放送に用いる放送機関のプログラム搬送信号の保護にも適用する。
- (3) この条約の規定は、放送機関の放送前信号の保護にも適用する。

- (4) この条約の規定は、放送機関の公衆プログラム搬送信号の受信のために単純再送信する事業者に対してはいかなる保護も提供しない。
- (5) この条約に基づいて付与される保護は、プログラム搬送信号によって搬送される著作物及びその他の保護された対象物には適用されない。この条約に基づいて付与される保護は、プログラム搬送信号によって搬送される対象物の著作権性とは無関係である。
- (6) 締約国は、WIPO 事務局長に寄託する通告により、コンピューターネットワークによってのみリニアなプログラム搬送信号を送信する放送機関をこの条約の適用範囲から除外することを宣言することができる。当該通告は、批准、受諾、加入の時点、又はそれ以降いつでも寄託することができる。最後の場合、通告は再寄託後 6 か月で発効する。

第3条の注釈

- 3.01 第3条の条文は、条約の範囲（保護対象）が明確かつ曖昧でないように策定、構成されている。
- 3.02 第1項は、条約に基づく保護の対象がプログラム搬送信号であることを規定している。
- 3.03 第2項は、第2条(g)に定義される保存されたプログラムの公衆送信に使用されるプログラム搬送信号がこの条約の保護範囲に含まれることを規定している。放送機関が以前に自ら放送で送信したプログラム、又は後にそれらをリニア送信に含める目的で送信権を取得したプログラムをオンデマンド方式で公衆に提供する場合、そのような信号は保護される。
- 3.04 第3項は、第2条(f)に定義される放送前信号に対して締約国が保護を拡大する規定である。放送前信号は、公衆が受信することを意図していない点で放送ではない。放送前信号はいずれにしてもプログラム搬送信号であり、放送活動に欠かせないものである。
- 3.05 第4項の条文は、単なる再送信に関する全ての活動を保護から除外する。これには、コンピューターネットワークを介した再放送、有線又は無線（ケーブルを含む）による再送信、及びその他の手段による再送信が含まれる。再送信に従事する第三者を、条文では「ディストリビューター」という。
- 3.06 これについては再放送の場合で説明できるかもしれない。再放送は技術的には放送でもある。再放送者が放送するのは、他の放送機関の放送である。第2条(e)の定義によれば、再放送局は放送機関としての資格を得ることは決していない。実際再放送局は、公衆への送信、送信内容の編集及びスケジュール作成の主導権と責任を負っていない。したがって「放送機関」の定義に基づくと、「再放送」は条約の保護範囲外である。したがって単なる再送信という全体概念を保護から除外することは非常に論理的である。
- 3.07 再送信活動に従事する団体が元の送信を再送信することに関して、その保護をまだ享有しているのは、元の放送機関である。
- 3.08 第5項では、この条約によって提供される保護は、信号によって搬送される著作物及びその他の保護された対象物には及ばないことが規定されている。第5項は、搬送体と内容の区別を明確にしている。信号の保護と信号によって搬送される内容は完全に別個の問題である。また第5項の後段では、プログラム搬送信号の保護は、内容が著作権で保護されているか否かにかかわらず継続することを明確にしている。
- 3.09. 条約交渉の初期段階では、リニアなプログラム搬送信号を専らコンピューターネットワークで配信する主体を放送機関の概念から完全に除外すべきかどうかを検討された。そのような除外は文書 SCCR/42/3 に含まれていたが、文書 SCCR/42/4 からは削除された。これは、この除外によってコンピューターネットワークによるリニア放送があまりにも多く保護されないままになると考えられたためである。SCCR 45 での議論では、依然として、リニアなプログラム搬送信号を専らコンピューターネットワークで送信する事業者に対する保護を直ちに拡大することができない加盟国があることが明らかになった。このため、そのような事業者を放送機関の定義から除外するための留保を認めるため、第3条に新たに第6項が追加された。
- 3.10. このような留保は、条約の締約国となった時点、又はそれ以降のいつでも行うことができる。条約に留保を付した締約国は、いつでも、さらなる通知により留保を撤回することができる。当初国内上の理由で留保を付した締約国は、放送がコンピューターネットワークに

よりリニアなプログラム搬送信号のデジタル伝送へと発展するにつれて、後から留保を撤回することを検討することが予想される。

第4条 保護の受益者

第4条 保護の受益者

- (1) 各締約国は、次の条件が満たされる場合には、放送機関に内閣民待遇を付与するものとする。
 - (i) 放送機関の主たる事務所が他の締約国にある場合、又は
 - (ii) プログラム搬送信号の送信に送信機が関与していた場合に、そのプログラム搬送信号が他の締約国に所在する送信機から送信された場合。
- (2) 締約国は、放送機関の本部又はプログラム搬送信号の送信機が締約国に所在する場合、WIPO 事務局長に寄託した通告により、プログラム搬送信号を保護することを宣言することができる。この通告は、批准、受諾、加入の時点、又はそれ以降いつでも寄託することができる。最後の場合には、寄託後6か月で発効する。
- (3) 衛星によって送信されるプログラム搬送信号の場合、送信機は、放送機関の管理及び責任の下で、衛星へのアップリンクが衛星につながり、公衆が受信するために地球に戻る途切れることのない送信の連鎖に導入される締約国にあると理解されるものとする。

第4条の注釈

- 4.01 第4条は、この条約に基づく放送機関に対する内国民待遇の付与に関する付加条項を定めている。
- 4.02 第1項には、「国籍」の定義が含まれている。この規定は、ローマ条約第6条のスタイルに従っており。そこでは、内国民待遇の義務を課すための2つの条件を列挙している。これらいずれかの条件を満たすことで、条約に基づく内国民待遇の義務が確立される。
- 4.03 第2項には、ローマ条約第6条第2項に準じた規定が導入されている。この規定には、締約国がWIPO事務局長に通告することにより、放送事業者の本社又は送信機が締約国に所在することを保護の条件として設定できる可能性が含まれている。
- 4.04 第3項に、衛星環境に適用するための第2項(ii)の規定を補足する条項が追加された。これは、衛星放送の場合「途切れない一連の伝達」の原則の下に関連する場所又は接続要素を特定し、信号の発信元を基準に追加する。本項の規定は本来、「原産国」に関する規則である。議長が提示した前のテキストと比較して、規定はいくつかの追加の詳細（「の管理…」、「送信の連鎖」及び「公衆が受信」）によって補完されている。

第5条 内国民待遇

第5条 内国民待遇

- (1) 締約国は、他の締約国の国籍保有者である放送機関に対し、この条約に定める権利及び保護に関して、自国の国籍を有する放送機関に対して与える取扱いを認めなければならない。
- (2) 締約国は、放送機関の権利及び保護の範囲について、他の締約国の国籍を有する放送機関に関する第1項に関する義務を、自国の国籍を有する放送機関が他の締約国において与えられる権利及び保護に制限することができる。

第5条の注釈

- 5.01 第5条には内国民待遇の義務に関する規定が含まれている。
- 5.02 放送機関の内国民待遇の義務については、非常に幅広い義務から内国民待遇の適用を提案された草案で明示的に認められている権利に限定するモデルまで、いくつかのバリエーションが想定され得る。

- 5.03 ベルヌ条約及び WCT に基づく著作権には、内国民待遇の幅広い義務が適用される。著作権隣接権の分野では、条約に規定された権利と保護に義務を限定する、やや限定的な内国民待遇の伝統がある。この伝統はローマ条約第 2.2 条に由来し、WPPT と BTAP でもほぼ同じ方法で採用されている。第 1 項の規定は、このより限定的な内国民待遇の考え方を踏襲している。
- 5.04 現行の条約の交渉経緯から、全ての WIPO 加盟国に受け入れられるためには、最終的には、異なるアプローチに基づく権利の付与又は保護を認める必要があることが示唆されている。これらには、一方では排他的許諾権又は「禁止する権利」が含まれ、他方では他の種類の解決策が含まれ、最低限は「適切かつ効果的な保護」である。「適切かつ効果的な保護」の内容は草案本文の後半、第 10 条第 3 項で明確にされる必要がある。
- 5.05 条約の下で少なくとも二段階レベルの保護を認めるという原則は、締約国が他の締約国の国民に与えられる保護を互惠の原則に基づいて行う可能性を開くことを要する。これは公平性と均衡性によって決定される。第 2 項の規定は、権利及び保護の全ての分野において、内国民待遇に代えて互惠性を既定する。したがって、第 3 条第 6 項に基づいて留保を行う他の締約国に対しても相互主義が認められる。提案された文書の文言は、BTAP 第 4 条第 2 項の文言に対応している。

第6条 公衆への再送信権

第6条 公衆への再送信権

- (1) 放送機関は、いかなる方法によっても、そのプログラム搬送信号を公衆に再送信することに関する排他的権利を享有する。
- (2) この条約の発効前に、放送機関に対し、当該放送信号の搬送によって放送されるプログラムの権利者に相当の報酬を支払いながら、単にプログラム搬送信号を公衆の受信のために再送信するだけの事業者に関して、第 1 項の規定に基づく権利を与えていなかった締約国は、そのような国内立法上の取決めを継続することができる。

第6条の注釈

- 6.01 第 6 条には、放送機関がその放送を公衆に再送信することに関する権利に関する規定が含まれている。
- 6.02 第 6 条第 1 項に基づく公衆への再送信に関する権利は、公衆による受信のために元の放送機関以外の機関によって行われる場合、再放送及び有線又は無線手段又はケーブル又はコンピューターネットワークによる再送信を含む、いかなる手段による全ての再送信に対する保護を提供する。「排他的許諾権」という表現は、WPPT 及び WCT で使用されている文言と一貫性を保つために使用された。
- 6.03 第 6 条は公衆への再送信の概念に基づいており、国際レベルでは通常、同時再送信に限定される。条約第 2 条(f)における「再送信」の定義はこの伝統に従ったものである。
- 6.04 放送機関がプログラム搬送信号を無断で再送信する個人又は組織に対して法的措置を取る又は苦情を申し立てることができる期間は、締約国の国内法の問題である（不法行為に対する除斥期間）。
- 6.05 第 2 項の規定には、保護対象の権利者に対する合理的な報酬を含む公平な条件での再送信を認めるが、放送機関に排他的再送信権を与えない、確立された長年の国内法制度を有する締約国に関する条約の要件を満たすための特定の条項が含まれている。このような国内解決策は、関係する全ての当事者にとって公平でバランスが取れており、満足のいくものとなる可能性がある。第 2 項の祖父条項の効果は、該当する締約国がそのような国内立法制度を維持できることである。
- 6.06 第 10 条の規定は、締約国が放送機関に対して、公衆への排他的な再送信権に代えた別の種類の適切かつ効果的な保護を付与する可能性を規定している。

第7条 固定権

第7条 固定権

放送機関は、プログラム搬送信号の固定を許諾する排他的権利を享有する。

第7条の注釈

- 7.01 第7条は、放送機関のプログラム搬送信号を固定する排他的権利に関するものである。この条文は、固定されていない実演に関する WPPT 第6条の対応する規定を準用している。固定権は、第2条(d)の注釈に規定されているように、例えばオンデマンドでプログラムを公衆に利用可能にする目的でプログラム搬送信号を直接アップロードすることを含む。
- 7.02 信号の価値は信号によって搬送されるプログラムの内容にあり、これは放送機関によるプログラムストリームのプログラミングと編集の結果である。固定は、信号によって表される値を第三者が無断で悪用する際の重要なステップとなる可能性がある。
- 7.03 固定権は、固定行為自体にのみ関係する。プログラム搬送信号は固定中常にライブ信号である。したがってこの条約は「信号に基づいた」保護を提供する条約のままである。
- 7.04 放送機関が、そのプログラム搬送信号を許諾を得ずに固定している個人又は組織に対して法的措置を取ったり告発したりすることができるまでの期間は、締約国の国内法の問題である（不法行為に対する除斥期間）。
- 7.05 固定権は、第三者が行う他の行為には適用されない。
- 7.06 第10条の規定は、締約国に、放送機関に対する排他的な固定権に代えた別の種類の適切かつ効果的な保護を与える可能性を規定している。
- 7.07 例えば、新しい送信やオンデマンドで一般に公開するなど、無断で固定を使用する個人又は組織が、最初に固定を行った人物とは異なる人物又は組織である場合があることが指摘されている。提案された条約の範囲は、固定後の活動には対応していない。ただし、国内法の下では、放送機関は裁判所に、固定の利用者に対して法的措置を取ることができるよう、無断で固定した者の身元を明らかにするよう命じるよう要求することができる。ローマ条約の締約国は、使用される固定が無断での固定物のコピーであるため、国内法で複製の権利を行使することができる。他の締約国は、固定後の送信に関する固定後の権利を導入し、又は公衆に利用可能にすることを検討することができる。これらの後者の例は、欧州連合の法令（指令 2001/29 第3.2条(d)）に見られる。

第8条 保存されたプログラムを公衆に提供する場合に使用される信号の保護

第8条 保存されたプログラムを公衆に提供する場合に使用される信号の保護

放送機関は、第6条及び第7条に規定する許諾を得ない行為を、その保存されたプログラムへのアクセスを公衆に提供する場合に使用するプログラム搬送信号のいかなる手段によって公衆に送信することに関しても禁止する権利を享有するものとし、これには、放送機関が個別に選択した場所及び時間に、誰でも保存されたプログラムにアクセスできるようにすることを含む。この放送機関の権利は保存されたプログラムの元のリニア送信の前又は送信後の一定の期間適用され、このことは各締約国の国内法によって決定される。

第8条の注釈

- 8.01 第8条には、放送機関が保存したプログラムの特定の送信に関する権利に関する規定が含まれている。
- 8.02 放送機関は、本条の規定に基づき、放送機関のビデオオンデマンドサービス及びキャッチアップサービスなど、自らのオンラインサービスを公衆に利用可能にするために使用されるプログラム搬送信号に関して、第6条及び第7条に規定する許諾を得ない行為を禁止する権利を享有する。当該サービスは、定義に関する第2条(g)に定めるところにより、放送機関が送信に含めることを意図しているプログラム（以下「送信前アクセス」）及び放送機関が以前に送信したプログラム（「送信後キャッチアップ」）に関連していなければならない。した

がって放送機関は、受信者が要求するプログラム搬送信号に関する保護を享有する。放送機関は、第三者による当該信号の傍受を禁止することができる。

8.03 本条は、この権利が放送機関の送信前及び送信後キャッチアップサービスで使用される信号に適用される期間を決定することが締約国の国内法の問題であることを明確にするものである。この期間は、特定のプログラム項目の最初のリニア送信の前又はその時点から計算される。この期間を決定する際に国内の立法者は、サービスのキャッチアップ時間に関する放送機関の慣行の進化を考慮することができる。送信後キャッチアップ信号における権利の有効期間を制限する理論的根拠は、元のリニア送信から一定の時間が経過すると保存されたプログラムが利用可能になることがもはやリニア放送の不可欠な部分とは見なされなくなるという事実によって正当化される。

8.04 保存されたプログラムを公衆が利用できるようにするために使用される信号は、一般公衆による受信を意図した放送信号ではなく、ポイントツーポイント信号であることに留意すべきである。しかし、それは紛れもなくプログラム搬送信号であり、放送機関がその放送活動に使用する信号と同様に、この条約によって保護されている。

8.05 第10条の規定は、締約国が放送機関に対して、その保存したプログラムに関して別の種類の適切かつ効果的な保護を与える可能性を規定している。

第9条 放送前信号の保護

第9条 放送前信号の保護

放送機関は、いかなる方法によっても放送前に送信された信号について、第6条及び第7条に規定する許諾を得ない行為を禁止する権利を享有する。

第9条の注釈

9.01 第9条には、地上波リンク、衛星、ケーブル、コンピューターネットワークを含むあらゆる手段で送信される放送前の信号（「放送前信号」と略される）に関する放送機関の保護に関する規定が含まれている。放送前信号はプログラム搬送信号でもある。

9.02 締約国は、放送機関が放送前信号に関する権利について、第6条及び第7条に規定した関連する使用に対応する使用を禁止する権利を提供するものとする。

9.03 放送前信号とは、一般公衆により直接受信されることを目的としていない信号である。そのような信号は、スタジオから又は例えばイベント現場から送信機が設置されている場所までプログラムの内容を転送するために放送機関により使用されている。そのような信号は、時差での放送や内容に何等かの編集を加えた後での放送に用いられており、放送機関の間でのプログラムの内容を転送する際にも使用されている。

9.04 これらのポイントツーポイント信号は紛れもなくプログラム搬送信号であり、放送機関が放送活動に使用する信号と同様にこの条約によって保護される。

9.05 本条に基づく保護は、放送機関によって設定され、送信される放送前信号に適用される。

9.06 第10条の規定は、締約国が放送前の信号の使用に関し、放送機関に対して別の種類の適切かつ効果的な保護を与える可能性を規定している。

第10条 その他適切かつ効果的な保護

第10条 その他適切かつ効果的な保護

(1) 締約国は、WIPO 事務局長に寄託した通知において、第6条、第7条、第8条、若しくは第9条の規定、又はそれらの全てを特定の再送信又は送信にのみ適用することを宣言し、又は他の方法でそれらの適用を制限すること、又は全く適用しないことを宣言することができる。ただし締約国は、第6条から第9条に規定する権利、著作権その他の権利、又はその他の法的な手段を通じて、放送機関にその他の適切かつ効果的な保護を付与することを条件とする。

- (2) 締約国が第1項に基づく選択を利用する場合において、締約国がその他の適切かつ効果的な保護を提供する方法は、各締約国の法律の問題であり、次に掲げる一以上の方法による保護を含むものとする。
- (i) 著作権又はその他の特定の権利の付与。
 - (ii) 不正競争又は不正流用に関する法律。
 - (iii) 電気通信に関する法律及び規則。
 - (iv) 刑事制裁又は行政措置。
- (3) 第2項の手段は、この条約の第6条から第9条までの規定に基づくその信号の不正又は不法な使用行為を防止するための有効な法的手段を提供するものである。
- (4) 第1項の通知には、第2項に掲げる利用可能な法的手段に関する情報が含まれていなければならない。この通知には、適用される国内法及び規則のリスト及び管轄当局の役職と住所を添付する必要がある。適用される法令、規則及び手続に変更があった場合は遅滞なく通知するものとする。

第10条の注釈

- 10.01 第10条は、締約国に対し、第6条から第9条まで、又は条約のこれら全ての条項に基づく排他的な認可及び保護の権利に代えて、放送機関に対して別の種類の適切かつ効果的な保護を提供する可能性を規定している。
- 10.02 第1パラグラフの規定は、締約国が第6条、第7条、第8条若しくは第9条の規定、又はそれらの全てを特定の再送信又は送信にのみ適用できること、又は他の方法でその適用を制限することを規定している。この条約に基づいて認められるこの選択は、締約国が、第6条、第7条、第8条若しくは第9条又はそれらの全部に規定する権利、著作権その他の権利、又はその他の法的保護手段を通じて、放送機関に対して別の種類の適切かつ効果的な保護を与えることを条件とする。
- 10.03 締約国によるこの選択は、WIPO 事務局長に寄託されたその旨の通知によって行うことができる。この通知は、条約の規定を実際に適用する際の透明性を確保するために必要である。
- 10.04 第1パラグラフにおける「著作権」とは、放送機関自身が制作した著作物又は制作物など、プログラム搬送信号に具体化された著作物の著作権をいう。著作物は、放送機関のプログラムフローに含まれるプログラム内容で、ベルヌ条約第2条第5項に基づく保護されたコレクションを構成する可能性のあるもの（例えば、放送日や週など）で構成される場合もある。この用語は、放送機関がその送信活動のために取得したプログラム内容に含まれる著作物の著作権もいう。後者の場合、放送機関は、締約国の国内法で認められている権利を行使するために所有者の許諾を得た範囲で、取得した権利を利用することができる。「その他の法律上の権利又は手段」とは、第3項の条件を満たす他の全ての法律上の権利又は手段をいう。
- 10.05 第2パラグラフの規定には、第6条及び第7条の義務について排他的許諾権を規定せず、又は第8条及び第9条に規定する禁止権を規定せずに履行するために締約国が利用可能な法的手段が列挙されている。締約国が国内法で他の有効な手段を有する場合、そのような措置も適用できる。この条項の文言は、「許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約」第3条（締約国による条約の実施）の文言に倣い、国内法の下で適用される法制度を列挙している。
- 10.06 第3パラグラフの規定には、効力条項として、第1項に基づき放送機関に排他的許可権（第6条及び第7条に基づく）又は個別的かつ主観的な禁止権（第8条及び第9条に基づく）を付与せず、第2項に列挙された手段を用いた別の許可された種類の保護を与えることを選択した締約国が付与しなければならない最低限の保護が含まれている。第3項には、この場合の保護の最低限の要件が含まれている。このような手段は、第6条から第9条に基づく信号の許諾を得ない又は不法な使用行為を防止するための法的手段を提供するものとする。
- 10.07 第4項の規定に従い、第1項の通知には、各締約国が利用することができる法的手段に関する情報が含まれていなければならない。この規定は、放送機関の権利の執行を支援し、

法的確実性と透明性を高めることを目的としている。通知の義務は、締約国の法律、規則及び手続の結果として生じる変更にも適用される。

第11条 制限及び例外

第11条 制限及び例外

- (1) 締約国は、自国の国内法において、この条約によって保障される権利及び保護に対する次のような特定の制限又は例外を定めることができる。
 - (i) 私的使用
 - (ii) 引用
 - (iii) 時事的事件の報道に伴う部分的使用。
 - (iv) 教育目的又は科学研究目的での使用。
 - (v) プログラム搬送信号によって搬送されるプログラム内容のアーカイブへの保存。
- (2) 本条第1パラグラフの規定にかかわらず、締約国は放送機関の保護に関して、文学的及び美術的著作物の著作権の保護並びに関連性の高い権利の保護に関する自国の国内法に定めるものと同一の種類の制限又は例外を設けることができる。

第11条の注釈

- 11.01 第11条は、条約に規定されている放送機関の権利と保護に対する許容される制限と例外を規定している。
- 11.02 前文の最初のパラグラフは、放送機関の国際的な保護は可能な限りバランスのとれた効果的なものでなければならないと宣言している。この文書の有効性は、権利、保護、及び執行に関する規定を通じて達成される。このバランスは、締約国の国内規定において、権利及び保護の制限及び例外に関する必要かつ適切な規定を確立する可能性を導入することにより確立される。
- 11.03 第1項では、放送機関の保護に対して許容される制限又は例外について、最も関連性の高い社会的に重要な種類のいくつかの簡単な例示が含まれている。例のうち三つは、ローマ条約第15条第1項の規定（私的使用、部分的使用及び教育目的又は科学研究目的のための使用）に該当する。これらの例は、プログラム搬送信号の保護に関連する他の二つの可能な制限（アーカイブ内のプログラム内容の引用及び保存）を追加することで補完されている。
- 11.04 本条の第2項は WPPT の対応する条文を準用している。これはローマ条約第15条第2項の主要な原則を再現しており、WPPT 第16条第1項及び BTAP 第13条第1項に対応している。
- 11.05 第11条第2項の規定に従い、締約国は、第1項に例示する制限又は例外、又はその他必要な制限又は例外を検討することができる。

第12条 技術的対策に関する義務

第12条 技術的対策に関する義務

- (1) 締約国は、この条約に基づく権利の行使に関連して放送機関が用いる効果的な技術的措置の回避、及び当該放送に関する行為で関係する放送機関が許可していない又は法律により許可されていない行為を制限するものに対して、適切な法的保護及び効果的な法的救済を提供しなければならない。
- (2) 上記を制限することなく、締約国は、公衆への再送信又は延期送信を目的として暗号化されたプログラム伝送信号が不正に解読されることに対して、適切かつ効果的な法的保護を提供するものとする。
- (3) 締約国は、効果的な技術的手段の回避に対して十分な法的保護及び効果的な救済手段を提供する場合において、この法的保護が受益者がこの条約に規定する制限及び例外を享受することを妨げないことを確保するために、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

第12条の注釈

- 12.01 第12条は技術的対策の義務に関する条文である。
- 12.02 第1項の条文はWPPT第18条の対応する条文を準用している。
- 12.03 第1項の解釈は、WPPTの対応する条文の解釈に従う。本条は放送機関に対して技術的手段を押し付けるものではない。この条文が適用されるのは、既に技術的対策が用いられている場合のみである。
- 12.04 第2項は技術的対策の保護をプログラム搬送信号の暗号化にまで拡大している。この条項に基づき、締約国は、公衆への再送信又は送信の延期を目的として行われる場合には、暗号化されたプログラム搬送信号の不正な解読に対して適切かつ効果的な法的保護を提供するものとする。
- 12.05 第3項の規定は、マラケシュ条約第7条の規定に従う。効果的な技術的手段の回避に対する法的救済は、保護の制限及び例外の受益者がこれらの規定によって提供される可能性を享受することを妨げない。

第13条 権利管理情報に関する義務

第13条 権利管理情報に関する義務

- (1) 締約国は、この条約が対象とする権利の侵害を誘い、可能にし、助長し又は隠す結果となることを知りながら次に掲げる行為を故意に行なう者がある場合に関し、適当かつ効果的な法的救済について定める。さらに、民事上の救済については、そのような結果となることを知ることができる合理的な理由を有しながら次に掲げる行為を故意に行なうものがある場合に関しても、これを定める。
- (i) 電磁的な権利管理情報を権限なく除去又は改変すること。
- (ii) 電磁的な権利管理情報が権限なく除去又は改変されていることを知りながら、プログラム搬送信号を公衆に再送信すること。
- (2) 本条において「権利管理情報」とは、放送機関と放送、放送に係る権利を有する者又は放送の利用の条件に係る情報を特定する情報及びプログラム搬送信号の使用条件に関する情報を表す数字又は符号であって、これらの情報のいずれかがプログラム搬送信号に付随又は関連付けられている場合のものをいう。
- (3) 締約国は、効果的な技術的手段の回避に対して十分な法的保護及び効果的な救済手段を提供する場合において、この法的保護によって受益者がこの条約に規定する制限及び例外を享受することを妨げないことを確保するために、必要に応じて適切な措置を講じなければならない。

第13条の注釈

- 13.01 第13条には権利管理情報に関する義務に関する条文が含まれている。ここでは、本協定第19条の対応する条文を準用している。
- 13.02 第1項及び第2項の条文の最も重要な部分は、WPPTの対応する条文と一致することを意図している。第1項(ii)の文言は、放送機関の保護の文脈に合うように修正している。
- 13.03 第2項の末尾の条項（「これらの情報の項目のいずれかが...に付随又は関連付けられている場合」）は、WPPTの規定と比較して、放送の全ての関連する使用を網羅するために明確化された。
- 13.04 本条第2項の権利管理情報に関する規定は、放送機関がウォーターマークなどの手段で放送を識別し監視するために、とりわけ、プログラム搬送信号に埋め込まれたデータに適用されることが明らかである。
- 13.05 第13条案の解釈は、WPPTの対応する条文の解釈に従う。

第1章 放送条約

第14条 方式

第14条 方式

この条約に定める権利及び保護の行使及び享有には、締約国が、この条約に基づく放送機関を保護する条件として、自国の国内法においてプログラム搬送信号が放送機関を特定するための適切な情報を伝達することを要求できる場合を除いて、いかなる方式の履行をも要しない。

第14条の注釈

14.01 (1)の条文は、締約国に柔軟性を提供し、かつ締約国が放送機関に対して自国のプログラム搬送信号にそれぞれの放送機関を特定できる情報を装備するよう要求できるようにすることを意図している。要件は、これよりも広範ではない可能性がある。このような信号表示を義務付けることは法的確実性を促進し、この条約に基づく権利と保護の適用を容易にするであろう。

第15条 留保

第15条 留保

第6条第2項の規定に従い、この条約にはいかなる留保も付することができない。

第15条の注釈

15.01 第15条は、条約に関連する留保に関する明確な規則を定めている。第3条第6項及び第4条第2項の条文による留保のみが許される。

15.02 その他の留保は認められない。

15.03 この原則は、条約の保護の全体的な設計に関する交渉の対象となる。

第16条 適用の時期的範囲

第16条 適用の時期的範囲

(1) 締約国は、この条約の発効の瞬間に行われる通信及びこの条約の発効後に行われる全ての送信に対して、この条約に定める保護を与えるものとする。

(2) この条約に定める保護は、各締約国がこの条約の発効前に行った行為、締結された協定又は取得した権利を害するものではない。

(3) 締約国は、その法令において、この条約の発効前に送信に関して適法な行為を行った者が、それぞれの締約国についてこの条約が発効した後、第7条に規定する権利の範囲内で、同じ送信行為を行うことができる旨の経過規定を設けることができる。

第16条の注釈

16.01 第16条には、条約の発効前又は発効後に行われた通信に関する条約草案の適用を規定する条文が含まれている。提案された第16条は、この条約草案の下で放送機関の保護のために特に設計された。これは、BTAP第19条第1項、第3項、及び第4項のモデルに従っている。

16.02 第1項に基づき、締約国は、条約の発効時に行われる通信及びその発効後に発生する全ての通信に対して保護を与える義務を負う。この原則及び可能な限り多くの締約国によるこの原則の適用は、この新しい形態の保護の円滑な実施への道を開くであろう。この保護は、条約の発効の瞬間から全ての通信にまで及び。

16.03 第2項は、不遡及という確立された原則を使用している。これは、提案された文書によって付与された保護は、言葉の適切な意味で遡及しないことを明らかにしている。第一に、条約によって付与される保護は、条約の発効前に行われたいかなる行為にも害を及ぼすものではないと明記している。この条文において「実施された行為」という表現は、条約の下で

保護されていなかった期間中に行われた送信の使用又は利用の行為を意味する。第二に、既に取得した権利と既に締結した契約を保護する。

16.04 第3項は、各締約国が、条約の発効前に合法的に行われた通信の使用に関して経過措置をとることを認めている。この条文の目的は、元の放送機関とその送信のユーザーとの間で新たな交渉を必要とせずに、保護の円滑な導入を保証することである。締約国は、移行規定を自由に有することができる。締約国は、期間が限定された経過措置を自由に提供することができる。

第17条 権利行使に関する規定

第17条 権利行使に関する規定

- (1) 締約国は、自国の法制度に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置について定めることを約束する。各措置は、この条約に基づいて締約国が採択する放送機関の権利及び保護に適用される。
- (2) 締約国は、この条約が対象とする権利又は保護の侵害行為に対する効果的な措置を可能にするために、放送機関が自国の法律に基づいて執行手続が利用可能であることを確保しなければならない。これには、侵害を防止するための迅速な救済及び追加の侵害を抑止するための救済が含まれる。
- (3) 放送機関の権利の行使及び保護に関する手続は、公正かつ衡平なものとする。それらは不必要に複雑で費用がかかるものであってはならず、不合理又は不当な遅延を伴うものであってならない。
- (4) 放送機関がこの条約に定める権利又は保護を侵害する行為を行った後に侵害した者又は団体に対して訴訟を提起又は告訴できる期間は、締約国の国内法の問題である。

第17条の注釈

- 17.01 第17条には、権利の行使に関する規定が含まれている。本条第(1)項及び第(2)項の規定は、WPPT 第23条の対応する規定を若干の調整及び明確化を加えて再現するものである。
- 17.02 第1項の一般条項は、この条約に基づいて放送機関に提供される全ての権利及び保護についてそれぞれの措置が適用されるという規定によって補完される。
- 17.03 第2項は、WPPT 第23条第2項の規定に従い、TRIPS 協定第41.1条の全ての必須要素を含んでいる。
- 17.04 第3項は、TRIPS 協定第41条第2項の規定を準用するものである。
- 17.05 第4項は、放送機関が法的措置を取ることができる期間を決定することは、締約国の国内法の問題であると定めている。法的措置は通常、侵害行為後一定の期間内に開始されない場合、時間切れ（時効）となる。

This page intentionally left blank.

第2章 各国・地域の法制度及び最新動向

第2章 各国・地域の法制度及び最新動向

1. EU

・第2章 各国・地域の法制度及び最新動向

1. EU

(1) 関係機関

EU において放送機関に関係する著作権関連法を所管するのは、欧州委員会通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局（CNECT）のメディア政策局（Media Policy (CNECT.I)）である。メディア政策局には「視聴覚メディアサービス指令（2018/1808 により改正された 2010/13/EU）」を所管する視聴覚・メディアサービス政策課と、メディア関係の著作権法を所管する著作権政策課が置かれている。なお知的財産（商業及び意匠）の登録は欧州連合知的財産庁（EUIPO）が所管する。

欧州委員会の組織ではないが、欧州の放送機関の連合体に、欧州放送連合（EBU）がある。EBU には欧州放送圏又は EU 加盟国に所在する放送機関の中国営放送又は公共放送を行う放送機関が加盟している。なお EBU は、「放送条約」に賛成する立場を 2021 年 12 月に表明している¹。

(2) 関係法令

議論中の「放送条約」案に特に関係する EU 指令には、「情報社会指令（2001/29/EC）」²、「貸与権指令（2006/115/EC）」³、「衛星・ケーブル指令（93/83/EEC）」⁴、「改正衛星・ケーブル指令（2019/789/EU）」⁵、「視聴覚メディアサービス指令（(EU) 2010/13）」⁶がある。

「情報社会指令（2001/29/EC）」は、加盟国が放送機関の公衆への伝達及び複製に係る排他的な著作隣接権及び技術的安全措置を通じた保護を強化することを定めたものである。

「貸与権指令（2006/115/EC）」は、加盟国が、放送機関が送信した放送の固定及び頒布・貸与に排他的な著作隣接権を付与することを定めたものである。

「衛星・ケーブル指令（93/83/EEC）」は、SatCab 指令とも呼ばれる。加盟国が、放送機関の再送信をケーブル又はその他の手段による最初の送信の同時放送と定義し、放送機関がケーブルによ

¹ EBU. (2021. December 13). Legal & Policy Focus — Broadcasters' Rights: Towards a new WIPO treaty. <https://www.ebu.ch/publications/strategic/open/legal-policy-focus-broadcasters-rights-towards-a-new-wipo-treaty>

² Directive 2001/29/EC of the European Parliament and of the Council of 22 May 2001 on the harmonisation of certain aspects of copyright and related rights in the information society <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32001L0029>

³ Directive 2006/115/EC of the European Parliament and of the Council of 12 December 2006 on rental right and lending right and on certain rights related to copyright in the field of intellectual property (codified version) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex%3A32006L0115>

⁴ Directive (EU) 2019/789 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 laying down rules on the exercise of copyright and related rights applicable to certain online transmissions of broadcasting organisations and retransmissions of television and radio programmes, and amending Council Directive 93/83/EEC <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/789/oj/eng>

⁵ Directive (EU) 2019/789 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 laying down rules on the exercise of copyright and related rights applicable to certain online transmissions of broadcasting organisations and retransmissions of television and radio programmes, and amending Council Directive 93/83/EEC https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L_.2019.130.01.0082.01.ENG

⁶ Directive 2010/13/EU of the European Parliament and of the Council of 10 March 2010 on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the provision of audiovisual media services (Audiovisual Media Services Directive) (Codified version) <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2010/13/oj>

る放送について同時かつ変更なくかつ完全に再送信することを許可又は禁止する排他的権利を付与することを定めたものである。

「改正衛星・ケーブル指令（2019/789/EU）」は、SatCabII 指令又は NetCab 指令とも呼ばれる。同指令は、加盟国が、放送機関が従来の放送をインターネットで同時送信するサービス及び一定期間内に送信するキャッチアップサービスを対象とし、デジタル手段による信号の再送信を許可又は禁止する権利を付与することを定めたものである。

「視聴覚メディアサービス指令を改正する指令（(EU) 2018/1808）」によって改正された「視聴覚メディアサービス指令（(EU) 2010/13）」は、加盟国が、放送局（broadcaster）を「視聴覚メディアサービスにおける視聴覚メディアコンテンツの選択について編集責任を有しその編成方法を決する自然人又は法人」と定義することを定めている。この定義は、従来のリニアテレビ放送とオンデマンドサービスの両方に適用されるとしている。

（3）放送機関の著作権・著作隣接権に関する規定

① 放送機関の定義等に関する規定

放送機関の定義が明示された EU 法はない。しかし、放送機関が送信する放送プログラムの内容に対して管理と編集責任を行使すること、また放送機関が伝送媒体（地上波、衛星放送、ケーブル放送、インターネット放送）に関わらず一般公衆が受信を目的とする放送を送信すること等を規定した EU 指令はある。

「情報社会指令（2001/29/EC）」第 3 条第 2 項(d)は、加盟国が放送機関に対し、公衆が個別に選択した場所と時間からアクセスできるように、有線又は無線の手段で放送の固定部分を公衆に利用可能にすることを許可又は禁止する排他的権利を付与することを定めている。

情報社会指令（2001/29/EC）：情報社会における著作権及び隣接権の特定の側面の調和に関する 2001 年 5 月 22 日の欧州議会及び理事会の指令

第 1 条 範囲

1. この指令は、情報社会に特に重点を置いて、域内市場の枠組みにおける著作権及び隣接権の法的保護に関するものである。
2. 第 11 条に規定する場合を除き、この指令は、以下の事項に関する既存の共同体規定をそのまま維持し、いかなる影響も及ぼさないものとする。
 - (a) コンピュータプログラムの法的保護
 - (b) 知的財産分野における賃貸権、貸与権及び著作権に隣接する一定の権利
 - (c) 衛星放送及びケーブル再送信によるプログラムの放送に適用される著作権及び隣接権
 - (d) 著作権及び特定の著作隣接権の保護期間
 - (e) データベースの法的保護

第 2 条 複製権

加盟国は、あらゆる手段及びあらゆる形式による、全体又は一部の直接的又は間接的、一時的又は永続的な複製を許可又は禁止する排他的権利を規定するものとする。

- (a) 著作者については、その著作物
- (b) 実演家については、その実演の固定物
- (c) レコード製作者については、そのレコード
- (d) 映画の最初の固定物の製作者については、その映画の原作品及び複製物に関して
- (e) 放送機関については、その放送が有線又は無線（ケーブル又は衛星を含む）で送信されるかどうかにかかわらず、その放送の固定物。

第3条 著作物を公衆に伝達する権利及び他の主題を公衆に提供する権利

1. 加盟国は、著作者に対し、有線又は無線による著作物の公衆への伝達（公衆の構成員が個別に選択した場所及び時間から著作物にアクセスできるように著作物を公衆に提供することを含む）を許可又は禁止する排他的権利を与えるものとする。
2. 加盟国は、公衆が個別に選択した場所及び時間からアクセスできるように、有線又は無線の手段によって公衆に公開することを許可又は禁止する排他的権利を規定するものとする。
 - (a) 実演家については、その実演の固定物
 - (b) レコード製作者については、そのレコード
 - (c) 映画の最初の固定物の製作者に対しては、その映画の原作品及び複製物
 - (d) 放送機関については、その放送が有線又は無線（ケーブル又は衛星を含む）で送信されるかどうかにかかわらず、その放送の固定物。
3. 第1項及び第2項に規定する権利は、本条に定める公衆への伝達又は公衆に利用可能にする行為によって消尽するものではない。

「衛星・ケーブル指令（93/83/EEC）」第1条は、「衛星による公衆への伝達」を、放送機関の管理と責任の下において公衆による受信を意図したプログラム搬送信号を衛星から地球へと途切れのない伝達の連鎖に導入する行為と定義しており、これは、放送機関がそのような「公衆への伝達」を行うことを管理し責任を負う組織であることを示している。

衛星・ケーブル指令（93/83/EEC）：衛星放送及びケーブル再送信に適用される著作権及び著作権隣接権に関する特定の規則の調整に関する1993年9月27日の理事会指令（93/83/EEC）

第1条 定義

1. この指令の目的上、「衛星」とは、電気通信の法律上、公衆が受信する信号の放送のために予約されている周波数帯域、又は閉域のポイント・ツー・ポイント通信のために予約されている周波数帯域で運用される衛星をいう。ただし、後者の場合、信号の個別受信が行われる状況は、最初の場合に適用される状況と同等でなければならない。
2.
 - (a) この指令の目的上、「衛星による公衆への伝達」とは、放送機関（broadcasting organisation）の管理及び責任の下、公衆による受信を意図するプログラム搬送信号を、衛星につながり地球に向かって下降する途切れのない通信の連鎖に導入する行為をいう。
 - (b) 衛星による公衆への伝達行為は、放送機関の管理及び責任の下で、プログラム搬送信号が衛星につながり地球に向かって下降する途切れのない通信の連鎖に導入される加盟国においてのみ行われる。
 - (c) プログラム搬送信号が暗号化されている場合、放送を解読する手段が放送機関によって又はその同意を得て公衆に提供されることを条件として、衛星による公衆への伝達が行われる。
 - (d) 衛星による公衆への伝達行為が、第2章に規定される保護水準を提供しない非加盟国において発生した場合、
 - (i) プログラム搬送信号が加盟国に所在するアップリンク状況から衛星に送信される場合には、衛星による公衆への伝達行為は、当該加盟国において発生したものとみなされ、アップリンク局を運営する者に対して、第2章に規定される権利が行使可能となる；又は、
 - (ii) 加盟国に所在するアップリンク局の使用はないが、加盟国に設立された放送機関が衛星による公衆への伝達行為を委託した場合には、当該行為は、当該放送機関が共同体において主たる施設を有する加盟国において発生したものとみなされ、かつ、第二章に規定する権利は、当該放送機関に対して行使することができるものとする。

「視聴覚メディアサービス指令（2010/13/EU）」第1条第1項は、「視聴覚メディアサービス」を、リニア送信を行う「テレビ放送」とノンリニア送信を行う「オンデマンド視聴覚メディアサービス」とに区別して定義している。

視聴覚メディアサービス指令（2010/13/EU）

第1条 定義

1. この指令の目的上、以下の定義を適用するものとする。

- (a) 「視聴覚メディアサービス（audiovisual media service）」とは、以下のものを意味する。
 - (i) 欧州連合の機能に関する条約第56条及び第57条に定義されるサービスで、メディアサービス事業者の編集責任の下にあり、指令2002/21/EC第2条(a)項の意味における電気通信ネットワークによって一般大衆に情報を提供し、楽しませ、又は教育するためのプログラムを提供することを主な目的とするもの。このような視聴覚メディアサービスは、本項(e)項に定義されるテレビ放送、又は本項(g)項に定義されるオンデマンド視聴覚メディアサービスのいずれかとする。
 - (ii) 視聴覚商業通信。
- (b) 「プログラム」とは、メディアサービス事業者によって設定されたスケジュール又はカタログ内の個別の項目を構成する、音声付き又は音声なしの動画の集合であり、その形式とコンテンツがテレビ放送の形式とコンテンツに類するものを意味する。プログラムの例には、長編映画、スポーツイベント、ホームコメディ、ドキュメンタリー、子供向けプログラム、オリジナルドラマなどが含まれる。
- (c) 「編集責任」とは、プログラムの選択と、テレビ放送の場合は時系列スケジュール、オンデマンド視聴覚メディアサービスの場合はカタログ形式でのプログラム編成の両方について、実効的な管理を行うことを意味する。編集責任は、提供されるコンテンツ又はサービスに対する国内法の下での法的責任を必ずしも意味するものではない。
- (d) 「メディアサービス事業者」とは、視聴覚メディアサービスの視聴覚コンテンツの選択について編集責任を有し、その編成方法を決定する自然人又は法人を意味する。
- (e) 「テレビ放送」（すなわち、リニア視聴覚メディアサービス）とは、プログラムのスケジュールに基づいてプログラムを同時に視聴するためにメディアサービス事業者が提供する視聴覚メディアサービスを意味する。
- (f) 「放送局（broadcaster）」とは、テレビ放送のメディアサービス事業者を意味する。
- (g) 「オンデマンド視聴覚メディアサービス」（すなわち、ノンリニア視聴覚メディアサービス）とは、メディアサービス事業者が選択したプログラムカタログに基づいて、ユーザーが選択した時点で、ユーザーの個別の要求に応じてプログラムを視聴するためにメディアサービス事業者が提供する視聴覚メディアサービスを意味する。
- (h) 「視聴覚商業通信」とは、経済活動に従事する自然人又は法人の商品、サービス又はイメージを直接的又は間接的に宣伝することを目的とした、音声付き又は音声なしの画像を意味する。これらの画像は、支払又は同様の対価と引換えに、又は自己宣伝の目的でプログラムに付随するか挿入される。視聴覚商業通信の形式には、とりわけ、テレビ広告、スポンサーシップ、テレビショッピング、及びプロダクトプレイスメントが含まれる。

<以下略>

「改正衛星・ケーブル指令（2019/789/EU）」は、放送機関及び放送機関と従属な関係にある事業者のキャッチアップサービス及びテレビやラジオプログラムの再送信に適用される著作権及び著作隣接権の行使を規定している。

改正衛星・ケーブル指令（2019/789/EU）：放送機関の特定のオンライン送信及びテレビ又はラジオプログラムの再送信に適用される著作権及び著作隣接権の行使に関する規則を定め理事会指令93/83/EECを改正する指令

第2条 定義

- (1) 「付随的オンラインサービス」とは、放送機関によって、又は放送機関の管理及び責任の下で、テレビプログラム又はラジオプログラムを、放送機関による放送と同時又は放送後の一定期間、公衆に提供するオンラインサービス、及び当該放送に付随する素材を意味する。
- (2) 「再送信」とは、公衆による受信を目的とするテレビプログラム又はラジオプログラムの他の加盟国からの最初の送信の、公衆による受信を目的とする、指令 93/83/EEC に定義されるケーブル再送信以外の、同時で無変調かつ無修正の再送信をいい、当該最初の送信が有線又は衛星によるものを含む放送による場合であって、オンライン送信によるものでないことを条件とする。
 - (a) 再送信を行う者が、再送信のために放送機関からプログラム搬送信号をどのように入手するかにかかわらず、当該再送信が、最初の送信を行った放送事業者又はその管理及び責任の下で最初の送信を行った放送事業者以外の者によって行われること。
 - (b) 再送信が、規則（EU）2015/2120 第2条第2項(2)に定義されるインターネットアクセスサービスを介して行われる場合、管理された環境で行われること。
- (3) 「管理された環境」とは、再送信サービスの運営者が権限を与えられた利用者に安全な再送信を提供する環境をいう；
- (4) 「直接送出」とは、放送機関が、そのプログラム搬送信号を、その送信の間、公衆がアクセスできないような方法で、放送機関以外の機関に送信する技術的プロセスをいう。

第3条 付随的オンラインサービスへの発信国原則（country of origin principle）の適用

1. 有線又は無線の方法による著作物又はその他の保護される主題の公衆への伝達行為及び有線又は無線の方法による著作物又はその他の保護される主題の公衆への利用可能化行為であって、公衆の構成員が個々に選択した場所及び時間からアクセスすることができるような方法によるものは、公衆に提供するときが発生する。
 - (a) ラジオプログラム
 - (b) テレビジョンプログラムであって
 - (i) ニュース及び時事プログラム
 - (ii) 放送機関の全額出資による自主制作プログラム、
放送機関が管理し、かつ、責任を負う付随的オンラインサービスにおける当該著作物又はその他の保護対象物の複製行為であって、当該プログラムの当該オンラインサービスの提供、当該サービスへのアクセス又は当該サービスの利用に必要なものは、当該行為に関連する著作権及び著作隣接権の行使の目的上、当該放送機関が主たる事業所を有する加盟国においてのみ発生するものとみなす。
第1項(b)は、スポーツイベント及び著作物並びにそれらに含まれるその他の保護対象物の放送には適用されない。
2. 加盟国は、第1項に定める発信国原則が適用される権利に対して支払われる支払額を設定する際、当事者が、当該サービスにおいて提供されるプログラムのオンライン利用可能期間、視聴者、及び提供される言語版を含むサービスの特徴など、付随的オンラインサービスのあらゆる側面を考慮することを確保するものとする。
第1文は、放送機関の収入に基づいて支払額を計算することを妨げるものではない。
3. 第1項に定める発信国原則は、指令 2001/29/EC に基づくものを含め、権利者と放送機関が、EU 法に従って、当該権利の利用を制限することに合意する契約上の自由を損なうものではない。

② 再送信権に関する規定

「貸与権指令（2006/115/EC）」の第8条第3項は、加盟国が放送機関に無線手段による放送の再放送（再送信とも呼ばれる）を許可又は禁止する排他的権利を与えることを要求している。な

お第3項は、無線の手段による放送に衛星又はケーブルによる送信が含まれていることを意味するものではない⁷。

貸与権指令（2006/115/EC）：貸与権及び貸出権並びに知的所有分野における著作権に関連する特定の権利に関する2006年12月12日の欧州議会及び理事会指令

第8条 放送及び公衆への伝達

1. 加盟国は実演家に対し、実演自体が既に放送の実演である場合又は実演が固定物によってなされる場合を除き、その実演の無線の手段による放送及び公衆への伝達を許諾し、又は禁止する排他的権利を付与する。
2. 商業上の目的のために発行されたレコード又はその複製物が、無線の手段による放送又は何らかの公衆への伝達に使用される場合には、加盟国は、使用者により単一の衡平な報酬が支払われることを確保し、かつこの報酬が関係する実演家とレコード製作者との間で分配されることを確保するための権利を付与する。実演家とレコード製作者との間に合意がない場合には、加盟国は、両者の間でのこの報酬の分配に関する条件を定めることができる。
3. 加盟国は放送機関に対し、その放送の無線の手段による再放送、及び入場料の支払と引換えに公衆が利用できる場所でなされる公衆への伝達を許諾し、又は禁止するための排他的権利を付与する。

「衛星・ケーブル指令（93/83/EEC）」第4条第1項は公衆への伝達の権利を衛星に拡大し、第6条第1項はこれが最低の基準であることを確認している。第8条は、放送機関の再送信権に関する規定である。

衛星・ケーブル指令（93/83/EEC）衛星放送及びケーブル再送信に適用される著作権及び隣接権に関する特定の規則の調整に関する1993年9月27日の理事会指令

第1条 定義

1. この指令の目的上、「衛星」とは、電気通信に関する法律上、公衆が受信する信号の放送のために予約されている周波数帯域、又は閉域のポイント・ツー・ポイント通信のために予約されている周波数帯域で運用される衛星をいう。ただし、後者の場合、信号の個別受信が行われる状況は、最初の場合に適用される状況と同等でなければならない。
2.
 - (a) この指令の目的上、「衛星による公衆への伝達」とは、放送機関の管理及び責任の下、公衆による受信を意図するプログラム搬送信号を、衛星につながり地球に向かって下降する途切れのない通信の連鎖に導入する行為をいう。
 - (b) 衛星による公衆への伝達行為は、放送機関の管理及び責任の下で、プログラム搬送信号が、衛星につながり地球に向かって下降する途切れのない通信の連鎖に導入される加盟国においてのみ行われる。
 - (c) プログラム搬送信号が暗号化されている場合、放送を解読する手段が放送機関によって又はその同意を得て公衆に提供されることを条件として、衛星による公衆への伝達が行われる。
 - (d) 衛星による公衆への伝達行為が、第2章に規定される保護水準を提供しない非加盟国において発生した場合、
 - (i) プログラム搬送信号が加盟国に所在するアップリンク状況から衛星に送信される場合には、衛星による公衆への伝達行為は、当該加盟国において発生したものとみなされ、アップリンク局を運営する者に対して、第2章に規定される権利が行使可能となる；又は、
 - (ii) 加盟国に所在するアップリンク局の使用はないが、加盟国に設立された放送機関が衛星による公衆への伝達行為を委託した場合には、当該行為は、当該放送機関が共同体に

⁷ Susanne Nikoltchev. (2004). The Legal Protection of Broadcast Signals. IRIS Plus 2004-10. p.4
<https://rm.coe.int/16807833ab#:~:text=>

において主たる施設を有する加盟国において発生したものとみなされ、かつ、第二章に規定する権利は、当該放送機関に対して行使することができるものとする。

3. この指令において、「ケーブル再送信」とは、ケーブル再送信サービスの運営者が再送信のために放送機関からプログラム搬送信号をどのように入手するかにかかわらず、公衆による受信を目的とするテレビプログラム又はラジオプログラムの、ケーブル又は放送（衛星によるものを含む）による他の加盟国からの最初の送信の公衆による受信のためのケーブル又はマイクロ波システムによる同時、無変調かつ無修正の再送信をいう。
4. この指令の目的上、「集中管理団体」とは、著作権又は隣接権をその唯一の目的又は主要目的の一つとして管理又は運営する団体をいう。
5. この指令の適用上、映画著作物又は視聴覚著作物の主たる監督は、その著作者又は著作物の一人とみなされるものとする。加盟国は、他の者をその共同著作者とみなすことを規定することができる。

第4条 実演家、レコード製作者及び放送機関の権利

1. 衛星による公衆への伝達を目的として、実演家、レコード製作者及び放送機関の権利は、指令 92/100/EEC の第 6 条、第 7 条、第 8 条及び第 10 条の規定に従って保護されるものとする⁸。
2. 第 1 項の目的上、指令 92/100/EEC における「無線手段による放送」は、衛星による公衆への伝達を含むものと理解する。
3. 第 1 項で言及される権利の行使に関しては、指令 92/100/EEC の第 2 条第 7 項及び第 12 条が適用されるものとする。

第6条 最低限の保護

1. 加盟国は、著作隣接権の保有者に対し、指令 92/100/EEC の第 8 条が要求するよりも広範囲な保護を規定することができる。
2. 第 1 項を適用するに当たり、加盟国は第 1 条第 1 項及び第 2 項に含まれる定義を遵守するものとする。

第8条 ケーブル再送信権

1. 加盟国は、他の加盟国からのプログラムが自国の領域内でケーブルによって再送信される場合、適用される著作権及び隣接権が遵守されること、並びに、そのような再送信が、著作権者、著作隣接権の保有者、及びケーブル事業者の間の個別的又は集団的な契約上の合意に基づき行われることを確保しなければならない。
2. 第 1 項にかかわらず、加盟国は、1997 年 12 月 31 日まで、1991 年 7 月 31 日時点で運用されている、又は国内法によって明示的に規定されている法定許諾制度を維持することができる。

第9条 ケーブル再送信権の行使

1. 加盟国は、著作権者及び隣接権者がケーブル事業者に対してケーブル再送信の許諾を与える権利又は許諾を拒否する権利を、集中管理団体を通じてのみ行使できるようにしなければならない。
2. 権利者がその権利の管理を集中管理団体に移譲していない場合、同じカテゴリーの権利を管理する集中管理団体は、その権利の管理を委任されているとみなされるものとする。複数の集中管理団体がその区分の権利を管理する場合、権利者は、それらの集中管理団体のうちのどの集中管理団体が自己の権利の管理を委任されたとみなされるかを自由に選択することができるものとする。本項にいう権利者は、ケーブル事業者とその権利を管理することを委任されたとみなされる集中管理団体との間の協定から生じる権利及び義務について、当該集中管理団体に委任した権利者と同一の権利及び義務を有するものとし、かつ、当該著作物その

⁸ 【訳注】貸与権及び貸出権並びに知的所有分野における著作権に関連する特定の権利に関する 1992 年 11 月 19 日の理事会指令（92/100/EEC）は貸与権指令（2006/115/EC）の第 6 条（排他的公貸権の適用制限）、第 7 条（固定権）、第 8 条（放送及び公衆への伝達）、第 10 条（権利の制限）と読み替えられる。

他の保護される主題を含むケーブルの再送信の日から 3 年を下らない当該加盟国が定める期間内に、当該権利を請求することができるものとする。

3. 加盟国は、権利者が著作物その他の保護される対象物の自国領域内での最初の送信を許諾するときは、当該権利者は、そのケーブル再送信権を個別的に行使せず、この指令の規定に従って行使することに同意したものとみなす旨を定めることができる。

第 10 条 放送機関によるケーブル再送信権の行使

加盟国は、関係する権利が放送機関自身のものであるか、又は他の著作権者及び/又は著作隣接権の保有者から放送機関に譲渡されたものであるかどうかにかかわらず、放送機関が自らの送信に関して行使する権利には第 9 条が適用されないことを確保するものとする。

「改正衛星・ケーブル指令（(EU) 2019/789）」は、加盟国が放送機関にその放送をインターネットを通じて公衆が受信できるように同時再送信する排他的権利を付与することを定めている。

改正衛星・ケーブル指令（(EU) 2019/789）：放送機関の特定のオンライン送信及びテレビ又はラジオプログラムの再送信に適用される著作権及び隣接権の行使に関する規則を定め理事会指令 93/83/EEC を改正する指令

前文

- (14) 再送信サービス事業者は、他の加盟国からのテレビ又はラジオプログラムの最初の送信を、変更も短縮もされていない方法で、公衆が受信できるように同時に再送信する場合、さまざまな技術を使用することができる。再送信サービス事業者は、放送機関からプログラム搬送信号を取得できる。放送機関は、さまざまな方法でそれらの信号を公衆に送信する。たとえば、放送機関によって送信された信号をキャプチャするか、直接注入の技術的プロセスを通じて放送機関から直接信号を受信するなどである。このような事業者のサービスは、衛星、地上デジタル、モバイル、又は閉回路の IP ベース及び同様のネットワークで、又は規則（EU）2015 で定義されているインターネットアクセスサービスを通じて提供できる。

第 2 条 定義

この指令の目的上、以下の定義が適用される。

- (1) 「補助的オンラインサービス（ancillary online service）」とは、放送機関により、又は放送機関の管理及び責任の下で、テレビプログラム又はラジオプログラムを、放送機関による放送と同時に、又は放送終了後一定期間公衆に提供すること、並びに当該放送に補助的な資料を提供することからなるオンラインサービスを意味する。
- (2) 「再送信（retransmission）」とは、指令 93/83/EEC で定義されるケーブル再送信を除き、他の加盟国から公衆の受信を目的としたテレビ又はラジオプログラムの当初の送信を、同時かつ改変されずかつ完全再送信することを意味し、そのような最初の送信は、有線又は衛星を含む空中を介して行われ、オンライン送信によるものではないが、次の条件を満たすものとする。
 - (a) 再送信が、再送信を行う者が再送信の目的で放送機関からプログラム搬送信号をどのように入手するかにかかわらず、最初の送信を行った放送機関又はその管理と責任の下で最初の送信が行われた放送機関以外の者によって行われる場合。
 - (b) 再送信が規則（EU）2015/2120 第 2 条第 2 項 (2) に定義されるインターネットアクセスサービスを通じて行われる場合、再送信は管理された環境で行われる。
- (3) 「管理された環境」とは、再送信サービスの運営者が許可されたユーザーに安全な再送信を提供する環境を意味する。
- (4) 「直接送出（direct injection）」とは、放送機関が自社のプログラム搬送信号（programme-carrying signals）を放送機関以外の機関に送信する技術的プロセスであり、その送信中はプログラム搬送信号が公衆にアクセスできないようにするものである。

第 4 条 放送機関による再送信権の行使

1. プログラムの再送信行為は、公衆への独占的伝達権の保有者によって許可されなければならない。
加盟国は、権利者が再送信の許可を与えたり拒否したりする権利を、集中管理団体を通じてのみ行使できることを確保するものとする。
2. 権利者が第1項第2文に規定する権利の管理を集中管理団体に移譲していない場合、再送信サービス事業者が再送信の権利を取得しようとしている加盟国の領域において同じカテゴリーの権利を管理している集中管理団体は、当該権利者に対する再送信の許可を付与又は拒否する権利を有するものとみなされる。
ただし、当該加盟国の領域において複数の集中管理団体がそのカテゴリーの権利を管理している場合、再送信サービスの事業者が再送信の権利を取得しようとしている領域の加盟国が、どの集中管理団体が再送信の許可を与えるか拒否するかを決定するものとする。
3. 加盟国は、再送信サービスの運営者と第2項に従って行動する集中管理団体との間の合意から生じる権利者が、その集中管理団体に権限を委譲した権利者と同じ権利及び義務を有することを確保するものとする。加盟国はまた、当該権利者が、関係加盟国が定める期間内にそれらの権利を主張できることを確保するものとし、その期間は、その権利者の著作物又はその他の保護対象物を含む再送信の日から3年未満であってはならない。

第5条 放送機関以外の権利者による再送信権の行使

1. プログラムの再送信行為は、公衆への独占的伝達権の保有者によって許可されなければならない。
加盟国は、権利者が再送信の許可を与える又は拒否する権利を、集中管理団体を通じてのみ行使できることを確保するものとする。
2. 権利者が第1項第2文に規定する権利の管理を集中管理団体に移譲していない場合、再送信サービス事業者が再送信の権利を取得しようとしている加盟国の領域において同じカテゴリーの権利を管理している集中管理団体は、当該権利者に対する再送信の許可を付与又は拒否する権利を有するものとみなされる。
ただし、当該加盟国の領域において複数の集中管理団体が当該カテゴリーの権利を管理している場合、再送信サービスの事業者が再送信の権利を取得しようとしている領域の加盟国が、どの集中管理団体が再送信の許可を与えるか又は拒否するかを決定するものとする。
3. 加盟国は、再送信サービスの運営者と第2項に従って行動する集中管理団体との間の合意から生じる権利保有者が、その集中管理団体に権限を委譲した権利保有者と同じ権利と義務を有することを確保するものとする。加盟国はまた、当該権利保有者が、当該加盟国が定める期間内にそれらの権利を主張できることを確保するものとし、その期間は、その権利保有者の作品又はその他の保護対象物を含む再送信の日から3年未満であってはならないものとする。

第8条 直接注入によるプログラムの送信

1. 放送機関が、そのプログラム搬送信号を信号分配器に直接注入により送信する場合、放送機関自身が同時にそれらのプログラム搬送信号を公衆に直接送信せず、信号分配器がそれらのプログラム搬送信号を公衆に送信するときは、放送機関と信号分配器は、権利者から許可を得る必要がある公衆への単一の伝達行為に参加しているとみなされる。加盟国は、権利者から許可を得るための取決めを定めることができる。
2. 加盟国は、この指令の第4条、第5条及び第6条が、指令93/83/EECの第1条(3)項又はこの指令の第2条(2)項に規定する技術的手段のいずれかによって実行される、パラグラフ1に規定する送信について、権利者が信号分配器に許可を与えるか拒否するかの権利を行使する場合に準用することを規定することができる。

③ 固定権に関する規定

加盟国において放送機関は、「貸与権指令（2006/115/EC）」第7条に基づき、その放送の固定の直接的又は間接的な複製を許可又は禁止する排他的権利を有する。第7条第2項は、加盟国が

放送機関に、その放送が有線で送信されるか、衛星を含む無線による送信かにかかわらず、その放送の固定を許可又は禁止する権利を付与することを規定している。なおその権利は、「衛星・ケーブル指令（93/83/EEC）」第4条に従い、衛星による公衆への伝達にも適用される。

貸与権指令（2006/115/EC）：貸与権及び貸出権並びに知的所有分野における著作権に関連する特定の権利に関する2006年12月12日の欧州議会及び理事会指令

第7条 固定権

1. 加盟国は実演家に対し、その実演の固定を許諾し、又は禁止する排他的権利を付与する。
2. 加盟国は放送機関に対し、ケーブル又は衛星によるものを含み、有線による送信か又は無線による送信かを問わず、その放送の固定を許諾又は禁止する排他的権利を付与する。
3. 放送機関の放送をケーブルにより単に再送信する場合、ケーブル送信を行う者は第2項に定める権利を享有しない。

また情報社会指令（2001/29/EC）第2条(e)は、加盟国があらゆる手段及びあらゆる形式による、全体又は一部の直接的又は間接的、一時的又は永続的な複製を許可又は禁止する排他的権利を規定することを規定している。なおその保護は、衛星・ケーブル指令（93/83/EEC）第4条に従い、衛星による公衆への伝達にも適用される。

情報社会指令（2001/29/EC）：情報社会における著作権及び隣接権の特定の側面の調和に関する2001年5月22日の欧州議会及び理事会の指令

第2条 複製権

加盟国は、あらゆる手段及びあらゆる形式による、全体又は一部の直接的又は間接的、一時的又は永続的な複製を許可又は禁止する排他的権利を規定するものとする。

- (a) 著作者については、その著作物
- (b) 実演家については、その実演の固定物
- (c) レコード製作者については、そのレコード
- (d) 映画の最初の固定物の製作者については、その映画の原作品及び複製物に関して
- (e) 放送機関については、その放送が有線又は無線（ケーブル又は衛星を含む）で送信されるかどうかにかかわらず、その放送の固定物。

④ 保存されたプログラムに関する規定

放送条約草案の「保存されたプログラム」の概念は、放送機関が以前に放送し、オンデマンドサービスやキャッチアップサービスなどを通じて将来アクセスできるようにするために保存されたプログラムである。このようなプログラムに対する放送機関の権利は、情報社会指令（2001/29/EC）第3条に規定されている。ただし、加盟国が放送機関にその放送固定物を公衆が個別に選択した場所及び時間からアクセスできるようにし、有線又は無線の手段によって公衆に公開すること、すなわちキャッチアップサービスを許可又は禁止する排他的権利を付与することを定めたものであって、オンデマンドサービスのアクセスを提供するサービスを許可又は禁止する排他的権利を定めたものではない。

情報社会指令（2001/29/EC）：情報社会における著作権及び隣接権の特定の側面の調和に関する2001年5月22日の欧州議会及び理事会の指令（2001/29/EC）

前文

- (8) この指令は、放送機関の放送と明確かつ従属的な関係を持つ、放送機関が提供する付随的オンラインサービスを対象とすべきである。これらのサービスには、放送と同時に、テレビ

プログラムやラジオプログラムへのアクセスを厳密にリニアに提供するサービスや、放送後に定められた時間内に、放送機関によって以前に放送されたテレビプログラムやラジオプログラムへのアクセスを提供するサービス、いわゆる「キャッチアップサービス」が含まれる。さらに、本指令の対象となる付随的なオンラインサービスには、プレビュー、拡張、補足、又は関連するプログラムの内容のレビューの方法を含め、放送機関が放送するテレビプログラムやラジオプログラムを充実させる、又はその他の方法で拡張する素材へのアクセスを提供するサービスが含まれる。この指令は、放送サービスと共に放送機関が利用者に提供する付随的なオンラインサービスにも適用されるべきである。また、放送と明確かつ従属的な関係を持ちながら、利用者が放送サービスにアクセスすることを前提とせず、放送サービスとは別に利用者がアクセスできる付随的なオンラインサービスにも適用すべきである。これは、放送事業者がこのような付随的なオンラインサービスを無料又は有料で提供する自由には影響しない。個々の音楽著作物や視聴覚著作物、音楽アルバムやビデオへのアクセスを提供するサービス、例えばビデオ・オン・デマンド・サービスなど、テレビプログラムやラジオプログラムに組み込まれている個々の著作物やその他の保護対象物、あるいは放送機関が放送するプログラムとは関係のない著作物やその他の保護対象物へのアクセスの提供は、本指令が対象とするサービスの範囲に含まれるべきではない。

- (9) 国境を越えた付随的なオンラインサービスの提供に関する権利のクリアランスを促進するため、付随的なオンラインサービスの提供、アクセス又は利用の過程で生じる行為に関連する著作権及び隣接権の行使に関して、発信国原則の確立を規定する必要がある。この原則は、放送機関が付随的なオンラインサービスを提供する際に、そのプログラムを公衆に伝達し又は公衆に利用可能にするために必要な全ての権利のクリアランスを対象とすべきであり、これには、プログラムで使用される著作物又はその他の保護対象物（例えば、レコード又は実演に関する権利）の著作権及び隣接権のクリアランスも含まれる。当該発信国原則は、権利者又は集中管理団体などの権利者を代表する団体と放送機関との間の関係にのみ、かつ、付随的なオンラインサービスの提供、アクセス又は利用の目的にのみ適用されるべきである。本国主義は、有線又は無線の手段による著作物又はその他の保護対象物の公衆への事後的な伝達、又は公衆の構成員が個々に選択した場所及び時間からアクセスすることができるような方法による有線又は無線の手段による著作物又はその他の保護対象物の公衆への事後的な利用可能化、又は付随的なオンラインサービスに含まれる著作物又はその他の保護対象物の事後的な複製には適用されるべきではない。

第1条 範囲

1. この指令は、特に情報社会に重点を置き、域内市場の枠組みにおける著作権及び隣接権の法的保護に関するものである。
2. 第11条で言及されている場合を除き、本指令は以下の事項に関する既存の共同体規定に影響を及ぼさず、そのまま残すものとする：
 - (a) コンピュータプログラムの法的保護
 - (b) 貸与権、貸与権及び知的財産分野における著作権に関連する特定の権利；
 - (c) 衛星放送及びケーブル再送信によるプログラムの放送に適用される著作権及び隣接権
 - (d) 著作権及び一定の隣接権の保護期間
 - (e) データベースの法的保護

第2条 複製権

加盟国は、直接的又は間接的、一時的又は恒久的な複製を、その全部又は一部について、いかなる手段及び形式によっても許可又は禁止する排他的権利を規定する：

- (a) 著作者については、その著作物
- (b) 実演家については、その実演の固定物
- (c) レコード製作者については、そのレコード
- (d) 映画の最初の固定物の製作者については、その映画の原作品及び複製物
- (e) 放送機関については、その放送が有線又は有線放送（ケーブル又は衛星放送を含む）により送信されるか否かを問わず、その放送の固定物

第3条 著作物を公衆に伝達する権利及び他の主題を公衆に提供する権利

1. 加盟国は、著作者に対し、有線又は無線による著作物の公衆への伝達（公衆の構成員が個別に選択した場所及び時間から著作物にアクセスできるように著作物を公衆に提供することを含む）を許可又は禁止する排他的権利を与えるものとする。
2. 加盟国は、公衆が個別に選択した場所及び時間からアクセスできるように、有線又は無線の手段によって公衆に公開することを許可又は禁止する排他的権利を規定するものとする。
 - (a) 実演家については、その実演の固定物
 - (b) レコード製作者については、そのレコード
 - (c) 映画の最初の固定物の製作者に対しては、その映画の原作品及び複製物
 - (d) 放送機関については、その放送が有線又は無線（ケーブル又は衛星を含む）で送信されるかどうかにかかわらず、その放送の固定物。
3. 第1項及び第2項に規定する権利は、本条に定める公衆への伝達又は公衆に利用可能にする行為によって消尽するものではない。

⑤ プログラム搬送信号に関する規定

「衛星・ケーブル指令（93/83/EEC）」第1条第2項(b)は「衛星による公衆への伝達」について、放送機関の管理と責任の下で公衆が受信することを目的としたプログラム搬送信号を、衛星から地上へと続く途切れることのない通信チェーンに導入する行為と定義している。この定義により、衛星を介してプログラム搬送信号を送信する行為は EU 法の下に保護され、放送機関にその送信に対する特定の排他的権利を付与している。

衛星・ケーブル指令（93/83/EEC）衛星放送及びケーブル再送信に適用される著作権及び隣接権に関する特定の規則の調整に関する 1993 年 9 月 27 日の理事会指令

第1条 定義【再掲】

1. この指令の目的上、「衛星」とは、電気通信に関する法律上、公衆が受信する信号の放送のために予約されている周波数帯域、又は閉域のポイント・ツー・ポイント通信のために予約されている周波数帯域で運用される衛星をいう。ただし、後者の場合、信号の個別受信が行われる状況は、最初の場合に適用される状況と同等でなければならない。
2.
 - (a) この指令の目的上、「衛星による公衆への伝達」とは、放送機関の管理及び責任の下、公衆による受信を意図するプログラム搬送信号を、衛星につながり地球に向かって下降する途切れない通信の連鎖に導入する行為をいう。
 - (b) 衛星による公衆への伝達行為は、放送機関の管理及び責任の下で、プログラム搬送信号が、衛星につながり地球に向かって下降する途切れない通信の連鎖に導入される加盟国においてのみ行われる。
 - (c) プログラム搬送信号が暗号化されている場合、放送を解読する手段が放送機関によって又はその同意を得て公衆に提供されることを条件として、衛星による公衆への伝達が行われる。
 - (d) 衛星による公衆への伝達行為が、第2章に規定される保護水準を提供しない非加盟国において発生した場合、
 - (i) プログラム搬送信号が加盟国に所在するアップリンク状況から衛星に送信される場合には、衛星による公衆への伝達行為は、当該加盟国において発生したものとみなされ、アップリンク局を運営する者に対して、第2章に規定される権利が行使可能となる；又は、
 - (ii) 加盟国に所在するアップリンク局の使用はないが、加盟国に設立された放送機関が衛星による公衆への伝達行為を委託した場合には、当該行為は、当該放送機関が共同体において主たる施設を有する加盟国において発生したものとみなされ、かつ、第二章に規定する権利は、当該放送機関に対して行使することができるものとする。

1. EU

3. この指令において、「ケーブル再送信」とは、ケーブル再送信サービスの運営者が再送信のために放送機関からプログラム搬送信号をどのように入手するかにかかわらず、公衆による受信を目的とするテレビプログラム又はラジオプログラムの、ケーブル又は放送（衛星によるものを含む）による他の加盟国からの最初の送信の公衆による受信のためのケーブル又はマイクロ波システムによる同時、無変調かつ無修正の再送信をいう。
4. この指令の目的上、「集中管理団体」とは、著作権又は隣接権をその唯一の目的又は主要目的の一つとして管理又は運営する団体をいう。
5. この指令の適用上、映画著作物又は視聴覚著作物の主たる監督は、その著作者又は著作者の一人とみなされるものとする。加盟国は、他の者をその共同著作者とみなすことを規定することができる。

また、欧州司法裁判所は、2017年3月1日の判決（ITV Broadcasting Ltd v TV Catchup Ltd）において、インターネット経由での放送の再送信は「公衆への伝達」を構成するため放送機関の同意を要すると決定した⁹。

⑥ 著作権隣接権の執行に関する規定

「情報社会指令」第6条は、加盟国に、放送機関が送信のセキュリティを確保するために使用する技術的手段を回避する行為に対して適切な保護措置を提供することを定めている。また第8条第1項は、加盟国に、著作権隣接権の執行に関して適切な制裁及び救済策を提供し、それらの制裁と救済策の適用を確保するために全ての措置を講じることを義務付けている。

情報社会指令（2001/29/EC）：情報社会における著作権及び隣接権の特定の側面の調和に関する2001年5月22日の欧州議会及び理事会の指令

第6条 技術的措置に関する義務

1. 加盟国は、関係者が当該目的を追求していることを知りながら、又はそれを知るに足る合理的な根拠をもって、効果的な技術的手段を回避する行為に対して適切な法的保護を提供しなければならない。
2. 加盟国は、以下のような装置、製品若しくは部品の製造、輸入、頒布、販売、貸与、販売若しくは貸与のための広告、又は商業目的の所持、又はサービスの提供に対して、適切な法的保護を提供するものとする：
 - (a) 回避を目的として宣伝、広告、販売されているもの、又は、
 - (b) 回避目的以外の商業的に重要な目的や用途が限定されているもの、又は、
 - (c) 有効な技術的手段の回避を可能にする又は容易にする目的で主に設計、製造、適合又は実行されるものであること
3. 本指令の目的上、「技術的手段」という表現は、その通常の運用過程において、著作物又はその他の対象物に関して、著作権の権利者又は法律に規定される著作権に関連する権利若しくは指令96/9/ECの第3章に規定される特別の権利によって許諾されていない行為を防止又は制限するように設計された技術、装置又は構成要素を意味する。技術的手段は、保護される著作物又はその他の対象物の使用が、著作物又はその他の対象物の暗号化、スクランブル、その他の変形、又はコピー制御機構など、保護目的を達成するアクセス制御又は保護プロセスの適用を通じて権利者によって制御される場合に、「効果的」とみなされるものとする。
4. 第1項に規定する法的保護にかかわらず、権利者とその他の関係者との間の合意を含む権利者による自発的な措置がない場合には、加盟国は、権利者が第5条(2)(a)に従って国内法に

⁹ ITV Broadcasting Ltd v TV Catchup Ltd (C-275/15) (ECLI:EU:C:2017:144)
<https://curia.europa.eu/juris/liste.jsf?num=C-275/15&language=en>

規定する例外又は制限の受益者が利用できるようにするための適当な措置をとる、(2)(c)、(2)(d)、(2)(e)、(3)(a)、(3)(b)又は(3)(e)に従って国内法に規定される例外又は制限の受益者が、当該例外又は制限から利益を受けるために必要な限度において、かつ、当該受益者が当該保護される著作物又は対象物への適法なアクセスを有する場合に、当該例外又は制限から利益を受けるための手段を利用できるようにするための適当な措置を確保するものとする。

加盟国は、第5条(2)(b)に従って規定される例外又は制限の受益者に関しても、当該例外又は制限の利益を享受するために必要な範囲において、かつ、第5条(2)(b)及び(5)の規定に従って、私的使用のための複製が権利者により既に可能とされている場合を除き、権利者がこれらの規定に従って複製の数に関して適切な措置を採ることを妨げずに、当該措置を採用することができる。

自主的な合意の実施において適用されるものを含め、権利者が自主的に適用する技術的措置及び加盟国が講じた措置の実施において適用する技術的措置は、第1項に規定する法的保護を享受する。

第1文及び第2文の規定は、公衆の構成員が個々に選択した場所及び時間からアクセスすることができるような方法で、合意された契約条件に基づいて公衆が利用できるようにされた著作物又はその他の対象物には適用されない。

本条が指令92/100/EEC及び96/9/ECに関連して適用される場合、本項が準用される。

第8条 制裁及び救済

1. 加盟国は、この指令に定める権利及び義務の侵害に関して、適切な制裁及び救済を提供するものとし、これらの制裁及び救済が適用されることを確保するために必要な全ての措置を講じるものとする。このように規定された制裁措置は、効果的、比例的かつ説得力のあるものでなければならない。
2. 各加盟国は、自国の領域内で行われた侵害行為によってその利益が影響を受ける権利者が損害賠償請求訴訟を提起し、及び/又は差止命令を申請し、適切な場合には侵害物及び第6条第2項にいう装置、製品又は部品の押収を申請できることを確保するために必要な措置を講じるものとする。
3. 加盟国は、第三者が著作権又は隣接権を侵害するためにそのサービスを利用する仲介者に対して、権利者が差止命令を申請できる状態にあることを確保しなければならない。

EU法ではこの他に、「欧州電気通信規則（EECC, 2018/1972/EU）」は附則1パートBにおいて加盟国の放送機関に放送信号の完全性の確保と不正傍受の防止を義務付けることを定め、「デジタル単一市場における著作権に関する指令（(EU) 2019/790）」第17条において違法に再送信された放送をホスティングしたオンラインプラットフォームの責任を定め、「理事会枠組み決定（2005/222/JHA）」第2条において信号の乗っ取りや放送信号の窃盗等の通信システムへの不正アクセスを犯罪とすることを定めている。

なお、加盟国の多くが、自国の著作権法や刑法に基づいて、放送信号の不正な復号化、傍受、再送信を違法行為として刑事罰を課している¹⁰。

¹⁰ Eurojust. (2024). Copyright Piracy: Assessment of national legislative approaches and court practice regarding online copyright piracy
<https://www.eurojust.europa.eu/publication/copyright-piracy-assessment-national-legislative-approaches-and-court-practice>

1. EU

(4) 放送条約草案の規定に該当する放送機関の権利に関する規定の分析

① 受益者（保護主体）に、インターネット上のみでリニア送信を行う事業者が含まれるか。

EU 法において、インターネット上のみでリニア送信を行う事業者は、放送機関の放送の再送信権や固定権などの著作権隣接権の保護の対象とならない。2022年9月8日の欧州司法裁判所判決は、インターネットのみでのリニア送信は古典的な意味での「放送」の概念には含まれないとして、これらを保護の範囲から除外した。

② 保護対象（保護客体）に、インターネット送信（インターネット同時送信、キャッチアップTVなど）が含まれるか。

インターネット同時送信は、「改正衛星・ケーブル指令（2019/789/EU）」第3条において発信国原則が導入され、これは最初の放送に直接リンクされた放送プログラムの同時又は補助的なオンライン送信に適用される。したがってインターネット同時送信は、最初の放送に直接リンクされている場合に限り保護の対象となる。

キャッチアップサービスは、「改正衛星・ケーブル指令（2019/789/EU）」第3条第1項において、キャッチアップサービスが放送機関自身によって提供される場合、そのサービスにも発信国原則を適用すると規定しており、これは、最初のリニア送信後に限られた機関オンラインで公衆に利用可能になるプログラムに適用される。

③ 保護対象（保護客体）に、放送前信号が含まれるか。

EU 法は、放送機関の放送前信号を保護の対象としていない¹¹。欧州評議会による放送機関の著作権隣接権保護に関する条約の交渉権が争われた裁判で、欧州司法裁判所大裁判部のシャープストン法務官は、判決に先立った意見書で次のように述べた¹²。

パラグラフ 68

欧州委員会は、放送前のプログラム搬送信号は放送行為や送信行為に当たらないため、EU 法がこれを保護しないことを認める。しかし、欧州委員会は、別個の権利の付与、「放送」の広範な定義、又は適切な法的保護の権利のいずれであれ、そのような信号を保護する提案は、すでに保護されているものと同じ素材に適用されるが、送信の初期段階にあるものであるため、既存の EU 法と表裏一体であると主張する。さらに、このような保護は、衛星によって送信される信号を伝送するプログラムに関する規則を定めた指令 93/83 に照らして検討する必要がある。

同事件の2014年4月3日付け判決の判決文には次のような記述がある¹³。

パラグラフ 56

将来の条約では、公衆へ送信する前の信号（「放送前信号」）の保護を規制する可能性があるが、現在、その保護は EU 法のいかなる規定の対象にもなっていない。EU の規則が著作

¹¹ Susanne Nikoltchev. (2004). The Legal Protection of Broadcast Signals. IRIS Plus 2004-10. p.5
<https://rm.coe.int/16807833ab#:~:text=Law%20firm%20Gilat%2C%20Bareket%20&%20Co,The%20term>

¹² Opinion of Advocate General Sharpston delivered on 3 April 2014. European Commission v Council of the European Union.
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A62012CC0114>

¹³ Judgment of the Court (Grand Chamber), 4 September 2014. European Commission v Council of the European Union.
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:62012CJ0114>

物に関して著作者に付与する権利は、そのような信号に対する放送機関の権利をカバーしていない。

④ 放送機関が送信したプログラム搬送信号の再送信権（条約草案 第6条）

EU 法は、放送機関が送信したプログラム搬送信号の再送信権について明示的に規定しておらず、完全な信号ベースでの著作権隣接権保護のアプローチを採用していない。

信号ベースでの再送信権は、まず「貸与権指令（2006/115/EC）」第8条第3項が、加盟国が放送機関に無線手段による放送の再放送（再送信とも呼ばれる）を許可又は禁止する排他的権利を与えることを要求している。この保護は従来の放送手段（地上波、衛星、ケーブルなど）に適用され、インターネットのみの再送信には適用されない。そして「衛星・ケーブル指令（93/83/EEC）」は放送機関が衛星及びケーブル経由の信号の再送信を制御できるようにすることを定め、「改正衛星・ケーブル指令（2019/789/EU）」はこの保護をオンライン再送信まで拡大した。これらの EU 法では、プログラム搬送信号自体を保護するのではなく、固定された放送プログラムを保護している。したがって、加盟国は放送機関に対して、その放送に関する権利を付与する義務があり、この義務は信号に基づく保護アプローチと明確に整合していない¹⁴。

⑤ 放送機関が送信したプログラム搬送信号の固定権（条約草案 第7条）

EU 法は、放送機関が送信したプログラム搬送信号の固定権について明示的に規定しておらず、完全な信号ベースでの著作権隣接権保護のアプローチを採用していない。

「貸与権指令（2006/115/EC）」第7条第2項は放送機関にその放送の固定化に関する排他的権利を付与するものであり、その保護を追加する「情報社会指令（2001/29/EC）」の第7条は不正な固定や再送信を防止する技術的手段の回避に対する保護を定めている。

⑥ 保存されたプログラムへのアクセスを公衆に提供するために放送機関が使用するプログラム搬送信号の固定権・再送信権（条約草案 第8条）

EU 法は、放送機関が送信したプログラム搬送信号の再送信権について明示的に規定しておらず、完全な信号ベースでの著作権隣接権保護のアプローチを採用していない。

放送機関が「保存されたプログラム」にアクセスする権利は、「情報社会指令（2001/29/EC）」第3条に規定されている。第3条は、加盟国が放送機関にその放送固定物を公衆が個別に選択した場所及び時間からアクセスできるようにし、有線又は無線の手段によって公衆に公開すること、すなわちキャッチアップサービスを許可又は禁止する排他的権利を付与することを定めたものである。

⑦ 放送前信号の固定権・再送信権（条約草案 第9条）

EU 法は、放送機関の放送前信号を保護の対象としていない。

¹⁴ ジョナサン グリフィス（ロンドン・クィーンメアリ大学法学部教授）にヒアリング。

第2章 各国・地域の法制度及び最新動向

1. EU

⑧ ④～⑦の権利を代替する、他の適切かつ効果的な保護（条約草案 第 10 条）

「欧州電気通信規則（EECC, 2018/1972/EU）」は附則 1 パート B において加盟国の放送機関に放送信号の完全性の確保と不正傍受の防止を義務付けることを定めている。

「デジタル単一市場における著作権に関する指令（(EU) 2019/790）」は、第 17 条において違法に再送信された放送をホスティングしたオンラインプラットフォームの責任を定めている。

「理事会枠組み決定（2005/222/JHA）」第 2 条において信号の乗っ取りや放送信号の窃盗等の通信システムへの不正アクセスを犯罪とすることを定めている。

2. フランス

(1) 関係機関

① 著作権・著作隣接権を所管する機関

フランスにおいて著作権及び著作隣接権は、文化省の知的所有権課が所管する。知的所有権課は、欧州委員会又は WIPO において著作権及び著作隣接権に関する指令又は条約に関する全ての議論及び交渉においてフランスを代表する¹。なお WIPO の過去の SCCR には、文化省欧州及び国際準局と欧州外務省文化・メディア準局の担当官も知的所有権課担当官と共にフランス代表として出席している。関係機関の階層構造を以下に示す。

- 文化省 (Ministère de la Culture)
 - ↳ 文化大臣 (Ministre de la Culture)
 - ↳ 事務総局 (Secrétariat général)
 - ↳ 法務及び国際局 (Service des affaires juridiques et internationales)
 - ↳ 知的所有権課 (Bureau de la propriété intellectuelle (BDPI))
 - ↳ 欧州及び国際準局 (Sous-direction des affaires européennes et internationales)
 - 欧州外務省 (Ministère de l'Europe et des Affaires étrangères)
 - ↳ 欧州外務大臣 (Ministre de l'Europe et des Affaires étrangères)
 - ↳ 外務次官局 (Secrétariat général du ministère des Affaires étrangères)
 - ↳ グローバリゼーション総局 (Direction générale de la mondialisation)
 - ↳ 文化・教育・学術・科学外交局 (Direction de la diplomatie culturelle, éducative, universitaire et scientifique)
 - ↳ 文化・メディア準局 (Sous-direction de la culture et des médias)

② 放送を規制する機関

フランスにおいて放送を規制する機関は、視聴覚・デジタル通信規制機構 (Autorité de régulation de la communication audiovisuelle et numérique ; 以下 Arcom) である。Arcom は、「デジタル時代における文化作品へのアクセスへの規制及び保護に関する 2021 年 10 月 25 日付法律第 2021-1382 号 (以下、通信自由法)」を設置根拠とし、従前の規制機関であるインターネット上の著作物の頒布及び諸権利の保護のための高等機関 (Hadopi) と視聴覚高等評議会 (CSA) を廃止・統合して 2022 年 1 月に発足した独立機関である。Arcom は「知的所有権法典」第 L331-12 条第 3 条に基づき、知的所有権に関する技術的保護措置の規制を発出する²。

¹ Ministère de la Culture, Bureau de la propriété intellectuelle (BDPI)
<https://www.culture.gouv.fr/fr/nous-connaître/organisation-du-ministère/Le-secretariat-general/Service-des-Affaires-Juridiques-et-Internationales/Bureau-de-la-proprieté-intellectuelle-BDPI>

² 国立国会図書館 調査及び立法考査局 (2022) 【フランス】 オンライン上での文化作品へのアクセスに関する法律. 外国の立法 No.290-2
https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12088687_po_02900208.pdf?contentNo=1

第2章 各国・地域の法制度及び最新動向

2. フランス

(2) 関係法令

① 著作権・著作隣接権に関する法律

フランスにおいて著作権・著作隣接権に関する法律は、「知的所有権法典（Code de la propriété intellectuelle）」に編纂される。法典は法律の部と規則の部に分かれ、新規に制定された又は改正された法律は法律の部に編纂される。放送機関の著作権・著作隣接権に係る条文は、法律の部の第一部に、著作権については第1編、著作隣接権については第2編に整理されている。同法典の関係部分の構成を以下に示す。

- ・ 知的所有権法典（Code de la propriété intellectuelle）
 - ↳ 法律の部（Partie législative）
 - ↳ 第1部 文学的及び美術的著作権（Première partie : La propriété littéraire et artistique）
 - ↳ 第1編 著作権（Livre Ier : Le droit d'auteur）
 - ↳ 第1章 著作権の対象（Titre Ier : Objet du droit d'auteur）
 - ↳ 第1節 著作権の性質（Chapitre Ier : Nature du droit d'auteur） L111-1~L111-5
 - ↳ 第2節 保護される著作物（Chapitre II : Oeuvres protégées） L112-1~L112-4
 - ↳ 第3節 著作権者（Chapitre III : Titulaires du droit d'auteur） L113-1~L113-10
 - ↳ 第2章 作者の権利（Titre II : Droits des auteurs）
 - ↳ 第2節 財産的権利（Chapitre II : Droits patrimoniaux） L122-1~L122-12
 - ↳ 第3章 権利の享受（Titre III : Exploitation des droits）
 - ↳ 第1節 視聴覚伝達企業の権利
（Chapitre VI : Droits des entreprises de communication audiovisuelle）
 - ↳ 第3款 視聴覚制作契約（Section 3 : Contrat de production audiovisuelle） L132-23~L132-30
 - ↳ 第2編：著作隣接権（Livre II : Les droits voisins du droit d'auteur）
 - ↳ 単一章（Titre unique）
 - ↳ 第1節 一般規定（Chapitre Ier : Dispositions générales） L211-1~L211-8
 - ↳ 第6節 視聴覚伝達企業の権利（Chapitre II : Dispositions particulières à certains contrats） L216-1~L216-2
 - ↳ 第7節 衛星テレビ放送、付属オンライン サービスでの通信及び完全かつ変更のない同時再送信に適用される規定
（Chapitre VII : Dispositions applicables à la télédiffusion par satellite, la communication sur un service en ligne accessoire et la retransmission simultanée, intégrale et sans changement） L217-1~L217-5
 - ↳ 第3編 著作権、著作隣接権及びデータベース製作者の権利に関する一般規定
（Livre III : Dispositions générales relatives au droit d'auteur, aux droits voisins et droits des producteurs de bases de données）
 - ↳ 第3章 予防、手続及び制裁（Titre III : Prévention, procédures et sanctions）
 - ↳ 第1節 一般規定（Chapitre Ier : Dispositions générales）
 - ↳ 第3款 視聴覚・デジタル通信を規制する当局
（Section 3 : Autorité de régulation de la communication audiovisuelle et numérique） L331-12~L331-34
 - ↳ 第5節 罰則（Chapitre V : Dispositions pénales） L335-1~L335-9

② 放送を規制する法律

放送を規制する法律は通信自由法（Loi n° 86-1067 du 30 septembre 1986 relative à la liberté de communication (Loi Léotard)）であり、最新改正は2024年5月23日に実施された。通信自由法の構成を以下に示す。

- ・通信自由法（通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日付法律第 86-1067 号）
 - ↳ 第 1 章 視聴覚及びデジタル通信の規制当局 第 4～20-8 条
 - ↳ 第 2 章 視聴覚伝達事業 第 21～43-10 条
 - ↳ 第 3 章 公共視聴覚伝達部門 第 43-11～57 条
 - ↳ 第 4 章 オンラインプラットフォームに適用される規定 第 58A～62 条
 - ↳ 第 5 章 映画及びオーディオビジュアル創作の発展 第 70～73 条
 - ↳ 第 6 章 刑事規定 第 74～79-6 条
 - ↳ 第 7 章 その他規定 第 80～95-1 条
 - ↳ 第 8 章 視聴覚放送の近代化に関する規定 第 96-1～101 条
 - ↳ 第 9 章 経過規定及び最終規定 第 106～111 条

（3）放送機関の著作権・著作隣接権に関する規定

① 放送機関の定義

「知的所有権法典」は、視聴覚伝達企業（*entreprise de communication audiovisuelle*）と放送機関（*organisme de radiodiffusion*）の二つの呼称を用いているが、後者は定義されていない。視聴覚伝達企業は、「知的所有権法典」第 L216-1 条³に「通信自由法にいう視聴覚伝達サービスを運営する組織」と定義されている。

知的所有権法典

第 1 部第 1 編 著作権

第 L122-2 条

上演はあらゆるプロセスによる一般に対する著作物の伝達で構成され、プロセスは、特に次の各号に掲げる方法による。

1. 公共の場での朗読、歌唱の演奏、演劇の上演、公開実演、公開上映、及びテレビ放送される著作物の公の場所における送信（*transmission*）
2. テレビ放送（*télédiffusion*）
テレビ放送とは、いずれかの性質の音、映像、記録、データ及びメッセージの電気通信プロセスによる配布を意味する。
3. 著作物を衛星に送信することは上演とみなされる。

第 1 部第 2 編 著作隣接権

第 L216-1 条

視聴覚伝達企業のプログラムの複製、販売、貸与又は交換による公衆の利用への提供、ラジオ又はテレビ放送、オンラインで一般に公開されるものの提供及び入場料の支払と引換えに公衆がアクセス可能な場所における公衆への伝達は、当該視聴覚伝達企業の許諾を要する。

通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日付法律第 86-1067 号にいう視聴覚伝達サービスを運営する組織は、このサービスに適用される制度に関係なく、視聴覚伝達企業と呼ばれる。

第 L216-2 条

地上波手段による実演家の実演、録音物、ビデオグラム又は視聴覚伝達企業のプログラムを放送することの許諾には、住宅又は集合住宅全体の各住居の内部ネットワーク上で、その地域で通常受信されている地上波テレビ放送を受信するために、これらの所有者若しくは共

³ 「知的所有権法典」第 L216-1 条は、インターネット上の著作権保護に関する「デジタル時代における文化的著作物へのアクセスの規制及び保護に関する 2021 年 10 月 25 日付法律第 2021-1382 号（*Loi n° 2021-1382 du 25 octobre 2021*）」第 2 条により修正された。参考：奈良詩織（2024）フランス：インターネット上の著作権保護に関する法律の改正—視聴覚・デジタル通信規制機関の設立—。外国の立法 No.301
<https://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/2024/index.html>

同所有者又はこれらの者の受任者が設置した共同受信装置に接続できるようにすることのみを目的として、非営利目的で配信することが含まれる。

通信自由法において「視聴覚伝達」は第2条⁴第3項に、第3文の「テレビサービス (service de télévision)」は第4項、「オンデマンド視聴覚メディアサービス」は第6項に定義されている。

通信自由法

第2条

＜第3項＞

視聴覚伝達とは、公衆に利用可能にする方法にかかわらず、ラジオ又はテレビサービスの公衆へのあらゆる通信、ラジオ及びテレビ以外のサービスの電子的手段による公衆へのあらゆる通信、「デジタル経済に対する信頼に関する2004年6月21日付法律第2004-575号」第1条に定義された公衆へのオンラインによる通信、及び視聴覚メディアサービスのオンデマンドでの公衆へのあらゆる通信に適用される。

＜第4項＞

テレビサービスは、公衆全体又は一部の公衆が同時に受信することを目的とした電子的手段による公衆へのあらゆる通信サービスとみなされ、その主なプログラムは、画像と音声を含む順序付けられた一連の放送で構成される。

＜第6項＞

オンデマンド視聴覚メディアサービスとは、ユーザーが選択した時間に、要求に応じて、選択と編成が管理されているプログラムのカタログからプログラムを視聴できるようにする電子的手段による公衆への通信サービスである。

＜第7項＞

次の条件を満たすサービスは全て、ビデオ共有プラットフォームサービスとみなされる。

1. そのサービスが電気通信ネットワークを通じて提供されること。
2. そのサービスの主たる目的が情報提供、娯楽、教育を目的としてユーザーが作成したプログラムやビデオの提供である、又は、本サービスの分離可能な部分である、あるいはサービスの重要な機能であること。
3. そのサービスの事業者は2で言及されたコンテンツに対して編集責任を負わないが、その組織を決定すること。
4. そのサービスが経済活動であること。

② 固定権に関する規定

著作物の固定 (fixation) は第L122-3条により複製 (reproduction) によるものとされ、放送機関の放送の固定権 (著作隣接権) は、第L216-1条に視聴覚伝達企業の排他的権利として規定されている。

知的所有権法典

第1部第1編 著作権

第L122-1条

著作者に属する利用権には、上演 (représentation) 権及び複製 (reproduction) 権が含まれる。

第L122-3条

⁴ 「通信自由法」第2条は、「視聴覚メディアサービス指令を改正するEU指令 (Directive (EU) 2818/1808)」を国内適用するための「2020年12月21日付オルドナンス第2020-1642号 (Ordonnance n° 2020-1642 du 21 décembre 2020)」第1条により改正された。参考：島村智子 (2019) 【EU】視聴覚メディアサービス指令 (AVMSD) の改正. 外国の立法 No.278-2

<https://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/2019/index.html>

複製とは、著作物を間接的な仕方でも公衆に伝達することができるあらゆる方法によって著作物を有形的に固定（fixation）することにある。

複製は、特に印刷、図案、版画、写真、鋳造並びに図形的及び造形的技術のいずれかの方法、機械的、映画の又は磁氣的記録のあらゆるプロセスによって行うことができる。

建築著作物の複製は、計画又は標準プロジェクトの反復実行からも構成される。

第1部第2編 著作隣接権

第 L211-1 条

隣接権は、著作者の権利を害しない。したがって、この章のいずれの規定も、著作権者による著作権の行使を制限する方法で解釈してはならない。

第 L211-3 条

この章において付与される権利の受益者は、次の各号に掲げることを禁止することはできない。

＜中略＞

(5) 過渡的又は付随的な性格を示す一時的複製であって、技術的プロセスの構成要素かつ不可欠な部分であり、隣接権で保護される目的物の適法使用を可能とし、又は仲介者の助けを借りるネットワークの手段による第三者間の伝送を可能とすることを唯一の目的とするもの。ただし、この一時的複製は、固有の経済的価値を有してはならない。

(6) 第 122-5 条第 7 号、第 122-5-1 条第 1 号及び第 122-5-2 条に定める条件に従った実演、レコード、ビデオグラム、プログラム又は報道機関の発行物の複製及び公衆への伝達。

(8) 第 122-5-3 条に定める条件に従って行われるテキスト及びデータのマイニングのための実演、レコード、ビデオグラム、プログラム又は報道機関の発行物のデジタルコピー又は複製。この条の適用に当たり、著作者は隣接権の受益者である実演家、製作者、視聴覚伝達企業又はプレス出版者又はプレス通信社と、著作物は実演、レコード、ビデオグラム、プログラム又はプレスの発行物と、著作権は隣接権とする。

(9) 第 122-5 条第 13 号に定める条件に従った実演、レコード、ビデオグラム、プログラム又は報道機関の発行物の複製又は公衆への伝達。

第 L216-1 条

視聴覚伝達企業のプログラムの複製、これらの販売、貸与又は交換による公衆の利用への提供、これらのラジオ放送又はテレビ放送、これらのオンラインでの公衆の利用への提供及びこれらの入場料の支払いと引き換えに公衆がアクセス可能な場所における公衆への伝達は、視聴覚伝達企業の許諾を要する。

通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号にいう視聴覚伝達サービス（このサービスに適用される制度のいかなるものを問わない。）を経営する機関を視聴覚伝達企業と称する。

なお、放送機関が放送プログラムのリニア放送と同時にオンライン配信するための複製権は、SatCab 指令（93/83/EC）の再送信事業に関する規定を拡大した SatCabII 指令（2019/789/EU）を DSM 著作権指令（2019/790/EU）と合わせて 2021 年 6 月までに国内法に導入するために閣僚評議会が発出した「2021 年 6 月 23 日付オルドナンス第 2021-798 号」⁵によって、著作物の著作権について定めた「知的所有権法典」第 L122-2-3 条に規定された。

⁵ Ordonnance n° 2021-798 du 23 juin 2021 portant transposition de la directive (UE) 2019/789 du Parlement européen et du Conseil du 17 avril 2019 établissant des règles sur l'exercice du droit d'auteur et des droits voisins applicables à certaines transmissions en ligne d'organismes de radiodiffusion et retransmissions de programmes de télévision et de radio, et modifiant la directive 93/83/CEE du Conseil 「2019 年 4 月 17 日の欧州議会及び欧州理事会指令 (EU) 2019/789 を考慮し、放送機関の特定のオンライン送信及びテレビ及びラジオプログラムの再送信に適用される著作権及び著作隣接権の行使に関する規則を確立する 2021 年 6 月 23 日付オルドナンス第 2021-798 号」

知的所有権法典 法律の部

第1部第1編 著作権

第L122-1条

著作者に属する利用権は、上演・演奏権及び複製権を包含する。

第L122-2条

1. 上演・演奏とは、いずれかの方法、特に次の各号に掲げる方法によって著作物を公衆に伝達することにある。
 - (1) 公の朗読、歌の演奏、演劇的上演、公の展示、公の上映、及びテレビ放送される著作物の公の場所における伝送
 - (2) テレビ放送
2. テレビ放送とは、あらゆる性質の音、映像、記録、データ及び伝達事項をあらゆる電気通信プロセスによって放送することをいう。
3. 著作物を衛星に向けて発信することは、上演と同一視される。

第L122-2-1条

衛星によってテレビ放送される著作物の上演・演奏権は、この著作物が国内領域から衛星に向けて発信される場合には、この法典の規定によって規律される。

第L122-2-2条

この法典によって保障される著作権の保護水準に等しい保護水準を確保しない欧州連合の非加盟国の領域から発信される衛星によってテレビ放送される著作物の上演・演奏権も、次の各号に掲げる場合には、この法典の規定によって規律される。

- (1) 衛星に向けてのアップリンクが、国内領域に所在する発信局から行われる場合。この場合には、この法典に規定する権利は、この発信局の経営者に対して行使することができる。
- (2) 衛星に向けてのアップリンクが、欧州連合の加盟国内に所在する発信局から行われず、かつ、発信が国内領域に主たる事業所を有するラジオ放送機関の依頼に応じ、このラジオ放送機関のために、又はこのラジオ放送機関の管理下で行われる場合。この場合には、この法典に規定する権利は、このラジオ放送機関に対して行使することができる。

第L122-2-3条

- I 国内領域に主たる事業所を有する放送機関によって、又はその管理及び責任の下で、国境を超える方法で放送される付随的なオンライン事業上での、第2項に規定するプログラムに収録された著作物の上演権及びこの複製に必要な複製権も、この法典の規定によって規律される。これらの上演及び複製行為は、国内領域においてのみ行われているとみなされる。
- II Iに規定する規則は、権利の利用に関する地理的制限を含む制限について合意する権利所有者と放送機関の自由を侵害するものではなく、著作物が放送機関によって以下のプログラムに収録されている場合にのみ適用される。
 - a) 放送機関がリニアな手段で放送するラジオプログラム
 - b) 放送機関がリニアな手段で放送するスポーツイベント以外のニュース及び時事に係るテレビプログラム
 - c) 放送機関がリニアな手段で放送するスポーツイベント以外の独自のテレビプログラム
- III 本条にいう付随的なオンライン事業とは、放送機関が、第2項に規定するテレビプログラム又はラジオプログラムを、そのリニア放送と同時に、又はその放送後定められた期間内に、公衆の利用に供するオンラインで公衆に伝達する事業、並びにこれらのプログラムを充実させ、又は発展させるいずれかの要素をいう。

IV 本条にいう自己のテレビプログラムとは、放送機関によって完全に出資されるプログラムをいい、通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日付法律第 86-1067 号第 71 条及び第 71 の 1 条にいう独立制作は除く。

V I に規定する上演及び複製行為に基づいて著作者に支払われる報酬は、著作物の利用範囲を考慮に入れる。

(2021 年 6 月 23 日付オルドナンス第 2021-798 号第 1 条により新設)

第 L122-2-4 条

放送機関が公衆への伝達を目的として、国内領域又は欧州連合の他の加盟国の領域からプログラム搬送信号 (signaux porteurs de programmes) を公衆に伝送する信号の配信者に対して伝送中に公衆がこれらにアクセスできない方法で伝送するプロセスは、単一の上演行為を構成する。

この単一の上演行為において、信号の配信者と放送機関は両者の間に連帯責任を負うことなく、これらの二つの組織がそれぞれ実行する行為の一部について、権利者から許諾を得なければならない。

③ 再送信権に関する規定

放送機関の放送の再送信権 (著作隣接権) は、「知的所有権法典」第 216-1 条に視聴覚伝達企業の排他的権利として規定されている。

知的所有権法典

第 1 部第 2 編 著作隣接権

第 L216-1 条

視聴覚伝達企業のプログラムの複製、これらの販売、貸与又は交換による公衆の利用への提供、これらのラジオ放送又はテレビ放送、これらのオンラインでの公衆の利用への提供及びこれらの入場料の支払と引換えに公衆がアクセス可能な場所における公衆への伝達は、視聴覚伝達企業の許諾を要する。

通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号にいう視聴覚伝達サービス (このサービスに適用される制度のいかなるかを問わない。) を経営する機関を視聴覚伝達企業と称する。

第 L217-1 条

実演家の実演、録音物、ビデオグラム又は放送機関のプログラムの衛星テレビ放送に対応する著作隣接権は、当該テレビ放送が第 L122-2-1 条及び第 122-2-2 条に定める条件に従って行われる場合はこの法典の規定に従う。

第 L122-2-2 条に規定されている場合、これらの権利は、同条第 1 号又は第 2 号にいう者に対して行使することができる。

第 L217-1-1 条

放送機関によって国境を越えて放送される付随的なオンライン事業上におけるテレビプログラム又はラジオプログラムに収録された録音物又はビデオグラムの公衆への伝達及び複製に対応する著作隣接権は、当該伝達及び複製が第 122-2-3 条に定める条件に従って行われる場合、この法典の規定に従うものとする。

第 L217-2 条

I. この法典に規定されている場合、フランス以外の欧州連合加盟国の領域からテレビ放送される実演家の実演、録音物又はビデオグラムの国内領域における同時の全体的かつ変更のないケーブルによる再送信を許諾する権利は、集中管理団体のみが行使することができる。当該機関が第 3 編第 2 章によって規律される場合、当該機関は、文化担当大臣から認可を得なければならない。

権利者がこれらの機関に管理を委託していない場合、当該権利者は、当該権利を行使する責任を負う機関を指定する。権利者は、この指定を機関に書面で通知し、機関はこれを拒絶することはできない。

国内領域において実演家の実演、録音物又はビデオグラムをテレビ放送することを許諾する契約には、欧州連合加盟国における、ケーブルによる、同時の全体的かつ変更のないその再送信を許諾する権利を行使する責任を負う機関が記載される。

第1項に規定する認可は、第 L132-20-1 条に記載された基準を考慮して付与される。

国務院は、デクレにより認可の付与及び取消しの条件を定める。同デクレはまた、第2項に規定する場合において、再送信権の管理の責任を負う機関の指定方法を定める。

II 第1項の適用除外により、権利者は、この権利を放送機関に譲渡することができる。

第1項の規定は、放送機関を譲受人とする権利には適用されない。

III 本条においてケーブルによる再送信とは、第 L132-20-1 条第3項に定める再送信をいう。

第 L217-3 条

調停者（*médiateurs*）は、裁判官に提起する当事者の権利を害することなく、本章に定める権利によって保護される要素の同時の全体的かつ変更のない再送信に係る許諾が必要な場合において、この許諾の付与に関する紛争の解決を促進するために指定される。

友好的に合意が得られなかった場合、調停者は、適当と認める解決策を当事者に提案することができる。当事者が3か月の期間内に書面で異議を表明しなかった場合には、当事者はこれを受諾したものとみなされる。

国務院はデクレにより本条の適用条件及び調停者の任命手順を指定する。

第 L217-4 条

I 欧州連合加盟国の領域からオンラインでの送信以外のいずれかの手段によって放送される実演家の実演、録音物又はビデオグラムの国内領域における同時の全体的かつ変更のない再送信（第 132-20-1 条の III に定めるケーブルによる再送信は除く。）を許諾する権利であって、第 132-20-3 条の II に規定する条件を満たすものは、集中管理団体のみが行使することができる。当該機関が第3編第2章に従う場合、当該機関は文化担当大臣からその目的のための認可を得なければならない。

権利者がこれらの機関のいずれかにその権利の管理をまだ委託していない場合、当該権利者は、その権利を行使する責任を負う機関を指定する。権利者がその指定を機関に書面で通知した場合、当該機関は拒否できない。

権利者がいずれの集中管理団体の指定を行わない場合、権利は、同種の分類に属する権利について権限を有する認可を受けた集中管理団体、又は最も以前に権限を認可された機関によって行使される。

II 第 L132-20-1 条の規定は、第1項に規定する認可の付与及び取消し並びに第1項第2文に規定する場合の再送信権の管理の責任を負う機関の指定方法に適用される。

III 第1項の適用除外により、権利者は、当該権利を放送機関に譲渡することができる。

第1項の規定は、放送機関を譲受人とする権利には適用されない。

第 L217-5 条

I 放送機関が公衆への伝達を目的として、プログラム搬送信号を国内領域又は欧州連合の他の加盟国の領域から公衆に送信する信号の配信者への送信中に公衆がこれらにアクセスできないような方法で送信するプロセスは、公衆への単一の伝達行為を構成する。

この公衆への単一の伝達行為において、信号の配信者及び放送機関は、いずれも、これらの間に連帯責任が存在することなく、これらの組織が各々行う行為部分について権利者から許諾を得なければならない。

II 第1項に規定する条件に従って、信号の配信者に、実演家の実演、録音物又はビデオグラムの公衆への伝達を許諾する権利は、集中管理団体のみが行使することができる。

当該機関が第3編第2章に従う場合、当該機関は、文化担当大臣から認可を受けなければならない。

権利者がこれらの機関に管理を委託していない場合、当該権利者は、当該権利を行使する責任を負う機関を指定する。権利者は、この指定を機関に書面で通知し、機関はこれを拒絶することはできない。

権利者によっていずれの集中管理団体も指定されない場合には、権利は、同種の分類に属する権利について権限を有する認可を受けた集中管理団体、又は認可が最も古い権限を有する機関によって行使される。

III 第 217 の 2 条の規定は、第 2 項に規定する認可の付与及び取消し並びに第 2 項第 3 文に規定する場合に再送信権の管理の責任を負う機関の指定方法に適用される。

IV 第 2 項の適用除外により、権利者は、この権利を放送機関に譲渡することができる。

第 2 項の規定は、放送機関を譲受人とする権利には適用されない。

④ 保存されたプログラムに関する規定

「知的所有権法典」には、オンデマンド視聴覚サービス（services audiovisuels à la demande）及びキャッチアップサービス（services de rattrapage）など、放送機関が提供するオンラインサービスにおけるプログラム搬送信号に関する関連する権利の保護を明示的に目的とした具体的な規定は含まれていない。

⑤ 放送前信号に関する規定

「知的所有権法典」は、放送前信号（signaux pré-diffusés）を明示的に規定していない。放送機関に付与される著作隣接権（第 L216-1 条以降）は放送自体に対する権利であり、放送前の技術的な信号ではない。

⑥ 放送を無許諾で使用する者に対する罰則

「知的所有権法典」第 L335-4 条は、視聴覚伝達企業の許諾を得ずに制作されたプログラムの固定、複製、公衆への伝達若しくは利用への提供、又はテレビ放送を行った者の刑事罰を規定している。

知的所有権法典 法律の部

第 1 部 第 3 編 第 3 章 予防、手続及び制裁

第 L335-4 条

実演家、録音物若しくはビデオグラムの製作者、視聴覚伝達企業、報道出版者又は報道機関の許諾が要求される場合に許諾を得ずに制作された実演、録音物、ビデオグラム、プログラム又は出版物の有償又は無償による固定、複製、公衆への伝達若しくは利用への提供、又はテレビ放送は、3 年の拘禁刑及び 30 万ユーロの罰金に処せられる。

製作者又は実演家の許諾を得ずに行う録音物又はビデオグラムの輸出、輸入又はこれらを目的とした積替若しくは所持も、同一の罰則が課せられる。

録音物の私的複製、公の伝達又はテレビ放送に基づいて著作者、実演家、録音物又はビデオグラムの製作者に支払われるべき報酬の支払いの不履行は、第 1 項に規定する罰金刑に処せられる。

第 133 の 3 条第 3 項に規定する賦課金の支払いの不履行は、第 1 項に規定する罰金刑に課せられる。

本条に規定する罪が組織的集団により犯された場合、刑罰は 7 年の拘禁刑及び 75 万ユーロの罰金が科せられる。

第 L335-4-1 条

- I コード解読、暗号解読その他の保護又は管理の仕組みを迂回し、無効にし、又は除去することが意図されるいずれかの個人的介入によって実演、レコード、ビデオグラム、プログラム又はプレスの発行物の保護を改悪させるために、第 331 の 5 条に定めるような有効な技術的手段を、研究以外の目的で、情を知って侵害する行為は、この侵害が II に規定する既存の科学技術的アプリケーション、装置又は構成部品の使用以外の手段によって実現される場合には、3,750 ユーロの罰金に処せられる。
- II 第 331-5 条に定めるような有効な技術的手段を侵害するために構想され、又は特別に適合された手段を、次の各号に掲げる方法の一によって、情を知って、直接的又は間接的に他人に取得させ、又は提案する行為は、禁錮 6 月及び 3 万ユーロの罰金に処せられる。
 - (1) 科学技術的アプリケーション、装置又は構成部品を、研究以外の目的で、製造し、又は輸入すること。
 - (2) 科学技術的アプリケーション、装置又は構成部品を、販売、貸出若しくは貸与のために所持し、これらと同一の目的のために提供し、又はその形式のいかんを問わず公衆の利用に供すること。
 - (3) この目的のためにサービスを提供すること。
 - (4) 前記第 1 号から第 3 号までに掲げる方法の一の使用を扇動し、又はそのための宣伝を指揮し、構想し、組織し、複製し、配布し、若しくは頒布すること。
- III これらの規定は、この法典に規定する権利の限度内において、情報処理の安全を目的として行われる行為には、適用されない。

第 L335-4-2 条

- I 著作隣接権を侵害し、このような侵害を隠蔽し、又は容易にする目的で構想され、又はこの目的に特別に適合された既存の科学技術的アプリケーション、装置又は構成部品の使用を必要としない個人的介入によって、第 331-11 条にいう情報のいずれかの構成要素を、情を知って、かつ研究以外の目的で、削除し、又は改変する行為は、3,750 ユーロの罰金に処せられる。
- II 著作隣接権を侵害し、このような侵害を隠蔽し、又は容易にする目的で、第 331-11 条にいう情報の構成要素を、部分的であっても、削除し、又は改変するために構想され、又は特別に適合された手段を、次の各号に掲げる方法の一によって、情を知って、直接的又は間接的に他人に取得させ、又は提案する行為は、禁錮 6 月及び 3 万ユーロの罰金に処せられる。
 - (1) 科学技術的アプリケーション、装置又は構成部品を、研究以外の目的で、製造し、又は輸入すること。
 - (2) 科学技術的アプリケーション、装置又は構成部品を、販売、貸出若しくは貸与のために所持し、これらと同一の目的のために提供し、又はその形式のいかんを問わず公衆の利用に供すること。
 - (3) この目的のためにサービスを提供すること。
 - (4) 前記第 1 号から第 3 号までに掲げる方法の一の使用を扇動し、又はそのための宣伝を指揮し、構想し、組織し、複製し、配布し、若しくは頒布すること。
- III 著作隣接権を侵害し、このような侵害を隠蔽し、又は容易にする目的で、第 331-11 条に規定する情報の構成要素が削除され、又は改変された実演、レコード、ビデオグラム又はプログラムを、情を知って、輸入し、頒布し、いずれかの形式において公衆の利用に供し、又は直接的若しくは間接的に公衆に伝達する行為は、禁錮 6 月及び 3 万ユーロの罰金に処せられる。
- IV これらの規定は、この法典に規定する権利の限度内において、情報処理の安全を目的として行われる行為には、適用されない。

第 L335-5 条

第 335-2 条から第 335-4-2 条までに定める違反の一を根拠とする有責判決の場合には、裁判所は、違反を犯すことに供された施設を、全体的又は部分的に、完全に又は一時的に最大 5 年の期間について、閉鎖することを命じることができる。

一時的閉鎖は、労働契約の破棄若しくは停止、又は関係する労働者に対するいずれの金銭的損害をもたらしことはできない。完全な閉鎖が従業員の解雇をもたらし場合には、解雇の予告の手当及び解雇の手当以外に、労働契約の破棄の場合について労働法典第 122-14-4 条及び第 122-14-5 条に規定する損害賠償を伴う。これらの手当の不払は、禁錮 6 月及び 3,750 ユーロの罰金に処せられる。

第 L335-6 条

第 335-2 条から第 335-4-2 条までに規定する違反の一を犯した自然人に対しては、さらに、偽造と判断された物品及び違反を犯すことに供された、又は違反を犯すことが意図されていたいずれの物も、これらの者の費用において、商業的流通経路から引きあげるよう言い渡すことができる。

裁判所は、違反によって得られた収入の全部又は一部の没収並びに偽造され又は違法に複製されたいずれのレコード、ビデオグラム、物品及び複製物並びに罪の実現のために特別に設置された設備の没収も宣告することができる。

裁判所は、いずれの損害賠償も害することなく、商業的流通経路から引きあげられ、又は没収された物品及び物を、有責判決を受けた者の費用において廃棄すること、又は被害者に引渡すことを命じることができる。

裁判所はまた、有責判決を受けた者の費用において、刑法典第 131 の 35 条に規定する条件に従って、有責判決を掲示すること、又は頒布することを命じることができる。

第 L335-7 条

オンラインでの公衆への伝達サービスの手段によって違反が犯される場合には、第 335 の 2 条、第 335 の 3 条及び第 335 の 4 条に規定する違反を犯した者を、さらに、最大 1 年の期間について、オンラインでの公衆への伝達サービスへのアクセスの停止に、同一の期間の間、いずれの事業者に対しても同性質のサービスを対象とする他の契約に申し込むことを禁止することを付け加えた、補充刑に処すことができる。

このサービスが、他の種類のサービス（たとえば、電話又はテレビのサービス）を含む複合的な商業的提供に依拠して購入される場合には、停止の決定は、これらのサービスには適用されない。

アクセスの停止は、それ自体によって、サービスの提供者への加入料の支払に影響を与えない。消費法典第 121 の 84 条は、停止期間の間は適用されない。

停止期間の間の加入契約のある得る解約費用は、加入者が負担する。

判決が執行力を有する場合には、この条に規定する補充刑は、視聴覚・デジタル伝達規制局に知らされる。視聴覚・デジタル伝達規制局は、これをその活動がオンラインでの公衆への伝達サービスへのアクセスを提供することにある者に通知し、この者が、通知から起算して遅くとも 15 日の期間内に、該当する加入者に対する停止を実行できるようにしなければならない。

その活動がオンラインでの公衆への伝達サービスへのアクセスを提供することにある者は、通知を受けた停止の刑罰を実行しない場合には、最大 5,000 ユーロの罰金に処せられる。

刑事訴訟法典第 777 条第 3 号は、この条に規定する補充刑には適用されない。

第 L335-7-1 条

この法典に規定する第 5 級の違警罪について、規則がこれを規定している場合には、第 335 の 7 条に定める補充刑を、明白な怠慢がある場合に、視聴覚・デジタル伝達規制局が第 331 の 19 条の適用を受けて署名と引換えに手渡される書簡その他の勧告の提示日を証明するのに適したいずれかの手段によってインターネットへのアクセスの安全性確保の手段を実行するよう促す勧告を事前に送付したオンラインでの公衆への伝達サービスへのアクセスの権利者に対して、同一の方法に従って宣告することができる。

明白な怠慢は、前項に規定する勧告の提示から遅くとも 1 年後に犯される事実に基づいて評価される。

この場合、停止の最長期間は 1 か月とする。

この条に規定する補充刑に処される者が、停止期間中に他のオンラインでの公衆への伝達サービスへの加入契約の申込みの禁止を遵守しない場合には、最大 3,750 ユーロの罰金に処せられる。

第 L335-7-2 条

裁判所は、第 335 の 7 条及び第 335 の 7 の 1 条に規定する停止の刑罰を宣告するため、及びその期間を決定するために、違反の状況及び重大性並びにその行為者の人格、特にその者の職業的又は社会的活動及びその社会経済的状态を考慮する。宣告される刑罰の期間は、知的所有権の保護と、特にその住居から自由に表明し、及び伝達する権利の尊重とを調和させなければならない。

第 L335-8 条

第 335 の 2 条から第 335 の 4 の 2 条までに定める違反について、刑法典第 121 の 2 条に規定する条件に従って、刑事責任を負う旨の宣告を受けた法人は、刑法典第 131 の 38 条に規定する方法に従った罰金に加え、同法典第 131 の 39 条に規定する刑罰に処せられる。

同法典第 131 の 39 条第 2 号に規定する禁止は、その遂行上、又はその遂行の際に違反が犯された活動を対象とする。

刑事責任を負う旨の宣告を受けた法人は、さらに、偽造と判断された物品及び違反を犯すことに供され、又は違反を犯すことが意図されていたいずれの物も、これらの者の費用において、商業的流通経路から引きあげるよう言い渡すことができる。

裁判所は、いずれの損害賠償も害することなく、商業的流通経路から引きあげられ、又は没収された物品及び物を、有責判決を受けた者の費用において廃棄すること、又は被害者に引渡すことを命じることができる。

第 L335-9 条

この節に規定され、かつ罰せられる罪の行為者が、取決めによって被害者と結ばれ、又は結ばれていた場合には、科される刑罰は、2 倍とされる。

放送機関の放送を自社のウェブサイトで放送機関の許諾を得ずにライブ放送したことの著作権隣接権侵害が争われた事件で、パリ大審裁判所は、当該放送が放送機関の著作権隣接権の侵害を構成すると認定した⁶。

また、放送機関の放送を無断で使用する行為は、「民法典」第 1260 条による不法行為による民事責任を問われる可能性がある。

(4) 放送条約草案の規定に該当する放送機関の権利に関する規定の分析

① 受益者（保護主体）に、インターネット上のみでリニア送信を行う事業者が含まれるか。

インターネット上のみで放送プログラムのリニア送信を行う事業者は、その事業者が Acrom から視聴覚伝達企業として認可を受けて公衆への電気通信による伝達を行う場合に限り、「知的所有権法典」第 L216-1 条の著作権隣接権の保護の受益者となる⁷。

インターネット上のみで放送プログラムのリニア送信を行う事業者は、放送機関の著作権隣接権について規定した「知的所有権法典」第 L216-1 条の排他的権利を自動的に享有しない。放送機

⁶ Tribunal de Grande Instance de Paris, 3ème chambre, 1ère section, jugement du 9 octobre 2014. Playmédia / France Télévisions - FTV
<https://www.legalis.net/jurisprudences/tribunal-de-grande-instance-de-paris-3eme-chambre-1ere-section-jugement-du-9-octobre-2014/>

⁷ イヴ・ゴビアク名誉弁護士よりヒアリング。

関のプログラムやプログラムに含まれる著作権で保護されている著作物、又はこれらのプログラムに含まれるこれらの著作物の固定を内部ネットワークで放送する場合は、著作隣接権の保有者の事前の許可が必要になる。第 L216-1 条は、リニア送信によるプログラムを保護対象としている。ただしこの保護を受けるには、そのプログラムの送信手段が伝統的な手段、すなわち地上波放送によるか、又は公衆への電気通信による伝達であることが前提とされている。2022 年 9 月 8 日の欧州司法裁判所判決は、インターネットのみでのリニア送信は伝統的な意味での「放送」の概念には含まれないとした。したがって、インターネット上のみでリニア送信を行う事業者は必ずしも第 216-1 条の保護を受けるとは限らない。ただし、関連する事業者がリニア送信を行う視聴覚メディアサービスとして監督当局（2022 年以降は Arcom）の認可を受けている場合は、著作隣接権の保護を受けることができる⁸。

- ② 保護対象（保護客体）に、インターネット送信（インターネット同時送信、キャッチアップTV など）が含まれるか。

インターネット同時送信（*transmissions simultanées / simulcasting*）やキャッチアップサービス（*Services de rattrapage*）は、放送機関による最初の放送に直接リンクされ、最初の放送とは異なる技術を使用する場合に限って公衆への伝達の範囲内にあるとみなされ⁹、「知的所有権法典」第 L216-1 条の著作隣接権の保護対象となる。

- ③ 保護対象（保護客体）に、放送前信号が含まれるか。

「知的所有権法典」は放送前信号（*signaux pré-diffusés*）を明示的に規定していない。

- ④ 放送機関が送信したプログラム搬送信号の再送信権（条約草案 第 6 条）

「知的所有権法典」は、放送条約草案第 6 条のいう放送機関が送信したプログラム搬送信号の再送信権を明示的に規定していないが、パリ大審裁判所 2014 年 10 月 9 日判決は、「フランスでは、放送機関は、そのすべてのプログラム（つまり、その内容にかかわらず、そのチャンネルを放送する信号）について、「知的所有権法典」第 L 216-1 条によって視聴覚伝達企業に付与された著作隣接権の恩恵を受ける。」として放送信号も第 L216-1 条の再送信権の保護対象となると解釈した¹⁰。また、パリ控訴院は 2016 年 2 月 2 日判決において、視聴覚伝達企業のプログラムの放

⁸ Avis n° 1481 de Mme Muriel MARLAND-MILITELLO, fait au nom de la commission des affaires culturelles, familiales et sociales, déposé le 18 février 2009

<https://www.senat.fr/dossier-legislatif/pjl07-405.html>

⁹ CJEU: SBS Belgium v. SABAM, C-325/14, 19 November 2015

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:62014CJ0325>

¹⁰ Tribunal de Grande Instance de Paris, 3ème chambre, 1ère section, jugement du 9 octobre 2014

<https://www.legalis.net/jurisprudences/tribunal-de-grande-instance-de-paris-3eme-chambre-1ere-section-jugement-du-9-octobre-2014/>

« Un radio-diffuseur bénéficie en France, sur l'ensemble de ses programmes (c'est-à-dire sur le signal diffusant ses chaînes, indépendamment de leur contenu), du droit voisin reconnu aux entreprises de communication audiovisuelle par l'article L. 216-1 du code de la propriété intellectuel »

2. フランス

送を許可する第 L216-1 条の排他的権利はインターネットによる生放送の再送信における伝達信号にも及ぶと判示した¹¹。

⑤ 放送機関が送信したプログラム搬送信号の固定権（条約草案 第 7 条）

著作物の固定（fixation）は、複製（reproduction）による。放送機関のプログラムの複製権は「知的所有権法典」第 L216-1 条に規定されている。「知的所有権法典」は、放送条約草案第 7 条のいう放送機関が送信したプログラム搬送信号の固定権を明示的に規定していないが、前述のパリ大審裁判所 2014 年 10 月 9 日判決により、放送信号も第 L216-1 条の固定権の保護対象となると解釈される。

⑥ 保存されたプログラムへのアクセスを公衆に提供するために放送機関が使用するプログラム搬送信号の固定権・再送信権（条約草案 第 8 条）

「知的所有権法典」は、放送条約草案第 8 条のいう、オンデマンド視聴覚サービス（services de médias audiovisuels à la demande）及びキャッチアップサービス（Télévisions de rattrapage）など放送機関が自らのオンラインサービスを公衆に利用可能にするために使用するプログラム搬送信号の保護を明示的に規定していない。

⑦ 放送前信号の固定権・再送信権（条約草案 第 9 条）

「知的所有権法典」は放送前信号（signaux pré-diffusés）を明示的に規定していない。また、EU 法は放送機関の放送前信号を保護の対象としていない¹²。

なお、第 L216-1 条が視聴覚伝達企業のテレビ放送は当該視聴覚伝達企業の許諾を要すると規定し、第 L122-2 条がテレビ放送を「いずれかの性質の音、映像、記録、データ及びメッセージの電気通信プロセスによる配布」と定義している一方で、通信自由法第 2 条の視聴覚伝達の定義には含まれる「公衆の利用への提供」の要件を含まないことから、視聴覚伝達企業が「公衆の利用への提供」を見越して行うプログラムの固定又は再送信の著作隣接権は保護される¹³。

¹¹ Cour d'appel de Paris, pôle 5 – ch. 1, arrêt du 2 février 2016

<https://www.legalis.net/jurisprudences/cour-dappel-de-paris-pole-5-ch-1-arret-du-2-fevrier-2016/>

¹² 欧州司法裁判所 2014 年 9 月 4 日判決

Judgment of the Court (Grand Chamber), 4 September 2014. European Commission v Council of the European Union.

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:62012CJ0114>

¹³ Jean-Arpad Français. (2004). De l'adaptabilité des droits des organismes de radiodiffusion à l'adaptation du droit d'auteur. p.676

<https://www.lescpi.ca/articles/v16/n3/de-ladaptabilite-des-droits-des-organismes-de-radiodiffusion-a-ladaptation-du-droit-dauteur/>

p.676 部分訳「テレビ放送の定義には、視聴覚伝達の定義に含まれる「公衆の利用への提供」という要件は含まれていない。このニュアンスの違いによって、プログラムが「公衆の利用への提供」を意図したものである必要がない限り、放送機関の保護が最適化される。これは、販売、貸与又は交換によって公衆の利用に供されるプログラムの制作を許可する権利とテレビ放送を許可する権利を区別する視聴覚伝達企業の隣接権と一致する。したがって、間接的な放送又は企業間の放送、つまり局から局への放送は、視聴覚伝達企業の隣接権に含まれる。そのため、公衆の利用への提供を見越して行われるキャッシュやミラーサイトの作成を目的としたローカルサーバーへのプログラムのサテライトルーティングは保護される。これらの技術は、ネットワークの混雑を解消し、ブロードバンドを管理することを目的としている。これらは、情報データを要求しているユーザーの近くのサーバーに情報データをロードすることで構成される。この方法は、特に衛星によって実行される。」

⑧ ④～⑦の権利を代替する、他の適切かつ効果的な保護（条約草案 第 10 条）

放送機関の放送を不正又は不法に使用する行為は、「民法典」第 1240 条による不法行為による民事責任を問われる可能性がある。放送の不正使用が「民法典」第 1240 条の意味における経済的な寄生（parasitisme économique）、すなわち競合他社の商業的または技術的投資の不当な流用であるとして「知的所有権」法典の枠組みの外で不法行為による民事責任を問われた裁判例には、破棄院商事部 1999 年 1 月 26 日判決¹⁴、パリ大審裁判所 2010 年 6 月 18 日判決¹⁵などがある。

¹⁴ Cour de Cassation, Chambre commerciale, du 26 janvier 1999, 96-22.457.
<https://www.legifrance.gouv.fr/juri/id/JURITEXT000007397671>

¹⁵ Anne Yliniva-Hoffmann, Peter Matzneller. (2010). Protection juridique des organismes de radiodiffusion - Les défis posés par les nouveaux services. IRIS Plus 2010-5, p.11
<https://rm.coe.int/1680783bb9>

第2章 各国・地域の法制度及び最新動向

3. ドイツ

3. ドイツ

(1) 関係機関

① 著作権・著作隣接権を所管する機関

ドイツの著作権法である「著作権及び著作隣接権法（UrhG）」は、連邦司法省（BMJ）第3総局 商業法・経済法（Abteilung III Handels- und Wirtschaftsrecht）第3局B部（Directorate III B）著作権法・出版法課（III B 3 Urheber- und Verlagsrech）が所管する¹。同課の職員は WIPO の会議に欧州代表として出席している。

② 放送を規制する機関

放送機関の認可及び監督は州の権限であり、ドイツの16州にはそれぞれの州メディア当局（Landesmedienanstalten）が置かれている²。州メディア当局の長は、州メディア当局長会議（DLM）において放送機関等のメディアに対するライセンス認可や監督業務等に関する情報共有や意見交換を行う³。また各州のメディア監督責任者は、認可監督委員会（ZAK）において全国の民間放送機関とオンラインメディアのライセンス認可等について懸案事項の決定を行うほか、全国にプログラムを放送したい民間放送局からの認可申請を一元的に決定する⁴。DLM 及び ZAK の事務局はベルリンに置かれている。

(2) 関係法令

① 著作権・著作隣接権に関する法律

ドイツにおける著作権・著作隣接権の法律は「著作権及び著作隣接権法（UrhG）」⁵であり、当初1966年1月に施行された。放送機関の著作隣接権は、第2章第87条に規定されている。

近年の著作権法改革は、「情報社会指令（2001/29/EC）」の国内適用により「情報社会における著作権を規制する法律」⁶が2002年9月に施行されたことに始まり、2008年1月には「情報社会における著作権を規制する第二法」⁷が施行された。その後著作権者及び実演家の適切な報酬に対する権利の強化を規定した改正が2017年3月に、2014年署名したマラケシュ条約の国内適用のための改正が2018年12月に施行され、2021年6月には「改正衛星・ケーブル指令（2019/789/EU）」を「デジタル単一市場指令（DSM 著作権指令）（2019/790/EU）」と合わせて

¹ BMJ, Abteilungen, Unterabteilungen und Referate

https://www.bmj.de/DE/ministerium/aufgaben/abteilungen/abteilungen_node.html

² Landesmedienanstalten

<https://www.die-medienanstalten.de/ueber-uns/landesmedienanstalten/>

³ Direktorenkonferenz der Landesmedienanstalten

<https://www.die-medienanstalten.de/organisation/dlm/>

⁴ Kommission für Zulassung und Aufsicht

<https://www.die-medienanstalten.de/zak/>

⁵ Gesetz über Urheberrecht und verwandte Schutzrechte (UrhG)

<https://www.gesetze-im-internet.de/urhrg/>

⁶ Gesetz zur Regelung des Urheberrechts in der Informationsgesellschaft

<https://dip.bundestag.de/vorgang/gesetz-zur-regelung-des-urheberrechts-in-der-informationsgesellschaft-g-sig-15019021/87921>

⁷ Zweites Gesetz zur Regelung des Urheberrechts in der Informationsgesellschaft

<https://dip.bundestag.de/vorgang/zweites-gesetz-zur-regelung-des-urheberrechts-in-der-informationsgesellschaft-g-sig/8994>

国内適用するために施行された「著作権をデジタル国内市場の要件に適合させる法律（UrhBiMaG）」による大幅な改正が実施された⁸。最新改正施行日は2024年10月23日である。同法の構成を以下に示す。

著作権及び著作権隣接法（UrhG）
第1章 著作権（Urheberrecht）
第1節 総則（Allgemeines）§ 1
第2節 著作物（Das Werk）§§ 2~6
第3節 著作者（Der Urheber）§§ 7~10
第4節 著作権の内容（Inhalt des Urheberrechts）
第1款 総則（Allgemeines）§§ 11
第2款 著作者人格権（Urheberpersönlichkeitsrecht）§§ 12~14
第3款 利用権（Verwertungsrechte）§§ 15~23
第15条 通則（Allgemeines）§ 15
第16条 複製権（Vervielfältigungsrecht）§ 16
第20条 放送権（Senderecht）§ 20
第20a条 欧州における衛星放送（Europäische Satellitensendung）§20a
第20b条 再放送（Weitersendung）§ 20b
第20c条 欧州における補完的オンラインサービス（Europäischer ergänzender Online-Dienst）§ 20c
第20d条 直接送出（Direkteinspeisung）§ 20d
第22条 放送による再生及び公衆への提供による再生の権利（Recht der Wiedergabe von Funksendungen und von öffentlicher Zugänglichmachung）§ 22
第4款 著作者のその他の権利（Sonstige Rechte des Urhebers）§§ 25~27
第5節 著作権における法律関係（Rechtsverkehr im Urheberrecht）
第1款 著作権の承継（Rechtsnachfolge in das Urheberrecht）§§ 28~30
第2款 使用権（Nutzungsrechte）§§ 31~44
第6節 法律により許容される使用による著作権の制限（Schranken des Urheberrechts durch gesetzlich erlaubte Nutzungen）
第1款 法律により許容される使用（Gesetzlich erlaubte Nutzungen）§§ 44a~53a
第2款 第53条、第60a~60f条に基づき許容される複製に関する報酬（Vergütung der nach den §§ 53, 60a bis 60f erlaubten Vervielfältigungen）§§ 54~54h
第3款 その他の法律により許容される使用（Weitere gesetzlich erlaubte Nutzungen）§§ 55~60
第55条 放送機関による複製（Vervielfältigung durch Sendeunternehmen）§ 55
第4款 授業、学術及び諸機関に関して法律により許容される使用（Gesetzlich erlaubte Nutzungen für Unterricht, Wissenschaft und Institutionen）§§ 60a~60h
第5款 孤児著作物に関し法律により特別に許容される使用（Besondere gesetzlich erlaubte Nutzungen verwaister Werke）§§ 61~61c
第61c条 公法上の放送機関による孤児著作物の利用 § 61c
第5a款 法律により許容される入手困難な著作物の特別な使用（Besondere gesetzlich erlaubte Nutzungen nicht verfügbarer Werke）§§ 61d~61g
第6款 法律により許容される使用に関する共通規定（Gemeinsame Vorschriften für gesetzlich erlaubte Nutzungen）§§ 62~63a
第7節 著作権の存続期間（Dauer des Urheberrechts）§§ 64~69
第8節 コンピュータ・プログラムに関する特則（Besondere Bestimmungen für Computerprogramme）§§ 69a~69g
第2章 著作権隣接権（Verwandte Schutzrechte）
第1節 特定の刊行物の保護（Schutz bestimmter Ausgaben）§§ 70~71

⁸ Gesetz zur Anpassung des Urheberrechts an die Erfordernisse des digitalen Binnenmarktes (UrhBiMaG)
<https://www.buzer.de/gesetz/14657/a271875.htm>

第2章 各国・地域の法制度及び最新動向

3. ドイツ

- 第2節 写真の保護 (Schutz der Lichtbilder) § 72
- 第3節 実演芸術家の保護 (Schutz des ausübenden Künstlers) § 73
- 第4節 レコード製作者の保護 (Schutz des Herstellers von Tonträgern) §§ 85~86
- 第5節 放送機関の保護 (Schutz des Sendeunternehmens) § 87
 - 第87条 放送機関 (Sendeunternehmen) § 87
- 第6節 データベース製作者の保護 (Schutz des Datenbankherstellers) §§ 87a~87e
- 第7節 新聞・雑誌出版社の保護 (Schutz des Presseverlegers) §§ 87f~87k
- 第3章 映画に関する特別規定 (Besondere Bestimmungen für Filme)
- 第1節 映画作品 (Filmwerke) §§ 88~94
- 第2節 動画 (Laufbilder) § 95
- 第4章 著作権及び著作隣接権に関する共通規定 (Gemeinsame Bestimmungen für Urheberrecht und verwandte Schutzrechte)
- 第1節 補充の保護規定 (Ergänzende Schutzbestimmungen) §§ 95a~96
- 第2節 権利の侵害 (Rechtsverletzungen)
 - 第1款 民法の規定・訴えの提起 (Bürgerlich-rechtliche Vorschriften; Rechtsweg) §§ 97~105
 - 第2款 刑事規定及び過料規定 (Straf- und Bußgeldvorschriften) §§ 106~111a
 - 第108条 著作隣接権の不法な侵害 (Unerlaubte Eingriffe in verwandte Schutzrechte) § 108
 - 第3款 税関の措置に関する規定 (Vorschriften über Maßnahmen der Zollbehörde) §§ 111b~111c
- 第3節 強制執行 (Zwangsvollstreckung)
 - 第1款 総則 (Unterabschnitt 1 Allgemeines) § 112
 - 第2款 金銭債権を理由とする著作人に対する強制執行 (Zwangsvollstreckung wegen Geldforderungen gegen den Urheber) §§ 113~114
 - 第3款 金銭債権を理由とする著作人の権利承継人に対する強制執行 (Zwangsvollstreckung wegen Geldforderungen gegen den Rechtsnachfolger des Urhebers) §§ 115~117
 - 第4款 金銭債権を理由とする学術的刊行物の作成者及び写真家に対する強制執行 (Zwangsvollstreckung wegen Geldforderungen gegen den Verfasser wissenschaftlicher Ausgaben und gegen den Lichtbildner) § 118
 - 第5款 金銭債権を理由とする特定の装置を目的とする強制執行 (Zwangsvollstreckung wegen Geldforderungen in bestimmte Vorrichtungen) § 119
- 第5章 適用領域、経過規定及び最終規定 (Anwendungsbereich, Übergangs- und Schlussbestimmungen)
- 第1節 法律の適用領域 (Anwendungsbereich des Gesetzes)
 - 第1款 著作権 (Urheberrecht) §§ 120~123
 - 第2款 著作隣接権 (Verwandte Schutzrechte) §§ 124~128
 - 第127条 放送機関の保護 (Schutz des Sendeunternehmens) § 127
- 第2節 経過規定 (Übergangsbestimmungen) §§ 129~137r
- 第3節 最終規定 (Schlussbestimmungen) §§ 138~143

② 放送を規制する法律

ドイツの放送法に当たる法律はメディア州際協定 (MStV)⁹である。メディア州際協定は視聴覚メディアサービス指令改正指令 (2018/1808/EU) の国内適用のため従来の放送州際協定 (RStV) を廃止して2020年4月20日に成立し、2020年11月7日までに全16州の批准を経て施行された。メディア州際協定は公共放送及び民間放送の基本的な規制を含むほか、インターネット上で配信さ

⁹ Medienstaatsvertrag (MStV) Vom 14.–28. April 2020
<https://www.gesetze-bayern.de/Content/Document/MStV>true>

れる「リニアな情報通信サービス（オンデマンドの音楽、視聴覚メディアサービス、メディアプラットフォーム、メディア仲介者、ビデオ共有サービスなど）」に関する規制も含む¹⁰。

ただし「リニアな情報通信サービス」ではないオンデマンドサービスはメディア州際協定の適用外とされ、2024年5月6日に施行された「デジタルサービス法（DDG）」¹¹に基づいて州当局の規制を受ける。

なお放送機関の放送ライセンスの認可要件等は州法に規定されており、州法である州メディア法（Landesmediengesetz）に規定している州、州間協定（Staatsvertrag）¹²に他の州と共同で規定している州、これらの両方が規定されている州がある。

（3）放送機関の著作権・著作隣接権に関する規定

① 放送機関の定義等に関する規定

放送機関は法律上 Sendeunternehmen 又は Rundfunkanstalten という。「著作権及び著作隣接権法（UrhG）」では Sendeunternehmen を放送機関、Rundfunkanstalten を特に公法上の公共放送機関を意味する用語に用いている。いっぽうドイツの放送法に当たるメディア州際協定（MStV）では、民間か公共かの区別なしに Rundfunkanstalten が用いられている。しかし放送機関の定義は、「著作権及び著作隣接権法」と「メディア州際協定」のいずれにも明示されていない。

放送は、「メディア州際協定（MStV）」第2条に、「リニアな情報通信サービスであり、報道的及び編集的に制作された動画や音声の提供物を電気通信手段により放送スケジュールに沿って編成し配信することであり、一般大衆向けで同時受信を目的としたものをいう。」と定義されている。第2条の条文を以下に示す。

メディア州際協定（MStV）

＜関係する条＞

第2条（定義）

- (1) 放送（Rundfunk）とは、リニアな情報通信サービスであり、報道的及び編集的に制作された動画や音声の提供物を電気通信手段により放送スケジュールに沿って編成し配信することであり、一般大衆向けで同時受信を目的としたものをいう。この用語には、暗号化された形式で配信されるか、特別料金で受信できる提供物が含まれる。テレメディア（Telemedien）とは、電気通信法第3条第61号による電気通信サービス（信号の送信のみで構成される）、電気通信法第3条第63号による電気通信ベースのサービス、又は第1文及び第2文による放送以外の、すべての電氣的な情報通信サービスをいう。
- (2) この州際協定の意味において、
 1. 放送プログラム（Rundfunkprogramm）とは、放送スケジュールに従って時間的に並べられたコンテンツの連続をいう。
 2. 放送スケジュール（Sendeplan）とは、主催者が放送の内容と放送順序を恒久的に決定し、ユーザーが変更できないことを意味する。

¹⁰ Rundfunk- und Medienstaatsverträge

<https://www.schleswig-holstein.de/DE/fachinhalte/M/medienpolitik/Rundfunkstaatsvertraege.html>

¹¹ Digitale-Dienste-Gesetz (DDG)

<https://www.gesetze-im-internet.de/ddg/BJNR0950B0024.html>

¹² 州間協定については以下を参照。神足祐太郎（2018）ドイツ放送州間協定—ドイツにおける放送の制度と現状—。外国の立法 276

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11100068_po_02760002.pdf?contentNo=1

3. ドイツ

3. プログラム (Sendung) とは、長さに関係なく、プログラムスケジュール又はカタログの内容に関連した、閉じられた、時間制限のある個別の構成要素を意味する。

4～12<略>

13. 放送型テレメディア (rundfunkähnliches Telemedium) とは、ラジオやテレビと形式やデザインが類似した内容のテレメディアで、事業者が指定したカタログから、ユーザーが選択した時間に個別に検索できるように提供されるもの (オンデマンドのオーディオ及びオーディオビジュアルメディアサービス) を意味する。内容には、特にラジオドラマ、長編映画、シリーズ、レポート、ドキュメンタリー、娯楽、情報、子ども向けプログラムが含まれる。

14. メディアプラットフォーム (Medienplattform) とは、放送、放送に類似したテレメディア、又は第 19 条第 1 項に従ったテレメディアを、事業者が決定する全体的なオファーに組み合わせるテレメディアを意味する。放送、放送に類似するテレメディア又は第 19 条第 1 項に従ったテレメディアの組合せは、放送、放送に類似するテレメディア、第 19 条第 1 項に従ったテレメディア、又は文 1 の意味でのテレメディアを直接制御するために本質的に役立つソフトウェアベースのアプリケーションの組合せでもある。この意味でのメディアプラットフォームに以下は含まれない。

a) ケーブル システムを介して類似して配信される提供物。

b) 放送、放送に類似したテレメディア又は第 19 条第 1 項に従ったテレメディアの全体的な提供で、そのコンテンツが 1 以上の公共放送局、又は第 19 条第 1 項に従った放送、放送に類似するテレメディア、又はテレメディアの民間事業者、又は第 62 条に従ってプログラムがそれに帰属する会社によって単独で責任が負われるもの。第 59 条第 4 項に基づいて録画されたプログラムの内容、又は第 65 条の意味における第三者の放送時間には影響を与えない。

15～16<略>

17. 放送局 (Rundfunkveranstalter) は、自らの責任で放送プログラムを提供する事業者をいう。

18. 放送に類似したテレメディア事業者 (Anbieter rundfunkähnlicher Telemedien) は、コンテンツの選択を決定し、コンテンツに対する責任を負う。

19～31<略>

第 2 条第 1 項は、視聴覚メディアサービス指令 ((EU) 2010/13) の国内適用のために 2009 年 6 月 1 日施行の「第 12 次改正放送州際協定」で改正され、「リニアな」、「放送スケジュール」、「同時受信」という概念が加えられたものである。

第 2 条第 2 項第 13 号の放送型テレメディア (rundfunkähnliches Telemedium) は、リニアでない情報通信サービスとして放送とは区別される。なお民間の放送機関は、メディア州際協定第 52 条第 1 項の規定により州当局の認可を受けなければならないが、「リニアな情報通信サービス」ではないオンデマンドサービスはメディア州際協定の適用外とされ、2024 年 5 月 6 日に施行された「デジタルサービス法 (DDG)」に基づいて州当局の規制を受ける。同法の該当条文の一部を以下に示す。

デジタルサービス法 (Digitale-Dienste-Gesetz (DDG))

<関係する条>

第 1 条 範囲、定義

(4) この法律の意味の範囲において、

1. 「デジタルサービス」とは、技術規制の分野における情報提供の手続及び情報社会サービスに関する規則を定める 2015 年 9 月 9 日の欧州議会及び理事会の指令 (EU) 2015/1535 (2015 年 9 月 17 日付 OJ L 241, p.1) 第 1 条第 1 項 (b) の意味におけるサービスを意味する。

2～3<略>

4. 「視聴覚メディアサービス」とは、

- a) オンデマンド視聴覚メディア サービス（第6号）
- b) 視聴覚商業通信（第7号）を意味する。

5. 「サービス事業者」とは、デジタルサービス事業者を意味する。

6. 「オンデマンド視聴覚メディアサービス」とは、視聴覚メディアサービス事業者の編集責任の下、情報、娯楽又は教育プログラムをユーザーが選択した時間に個別に視聴できるように一般大衆に提供することをサービス又はサービスの分離可能な部分の主目的とするリニアでない視聴覚メディアサービスを意味する。

7. 「視聴覚商業通信」とは、音声の有無にかかわらず画像を含むあらゆる形式の通信を意味し、支払又は類似の対価を得るため、又は自己宣伝の目的でプログラム又はユーザー作成ビデオに付随又は含まれ、商品及びサービスの販売を直接的又は間接的に促進するため、又はスポンサーシップ及び製品の紹介を含む経済活動に従事する自然人又は法人のイメージを促進するために使用される通信を意味する。

8. 「動画共有プラットフォーム事業者」とは、動画共有プラットフォームサービスを運営するサービス事業者を意味する。

9～10<略>

11. 「プログラム（Sendung）」とは、音声の有無や長さにかかわらず、サービス事業者が作成するプログラムスケジュール又はカタログの個々を構成する一連の動画を意味する。

12～17<略>

② 再送信権に関する規定

「著作権及び著作隣接権法（UrhG）」において、放送機関の放送の再送信（weiterzusenden）権は、著作隣接権について定めた第 87 条（放送機関の保護）と第 127 条（放送機関の保護）に規定がある。再送信は、第 20b 条第 1 項により再放送（weisersendung）とされ、両者は同じ意味とされている¹³。該当条文を以下に示す。

著作権及び著作隣接権法（UrhG）

第 1 章 著作権

<関係する条>

第 20b 条 再放送

(1) 放送される著作物を、同時に、変更を加えず、かつ完全に中継される放送プログラム内において再送信すること（再放送）の権利は、集中管理団体によってのみ行使することができる。ただし、次に掲げる権利については、この限りでない。

1. 専らインターネットにおいて放送される著作物に関する権利

2. 放送機関が自らの放送に関して行使する権利

(1a) インターネット接続サービスを通じた再放送の場合において、前項の規定が適用されるのは、再放送サービスの運営者が、安全な環境において権限を有するユーザーにのみ放送プログラムへのアクセスを提供する場合に限る。

(1b) 前項の意味におけるインターネット接続サービスとは、開かれたインターネットへのアクセスに関する措置、電子通信ネットワーク及び同サービスに関するユニバーサルサービス及びユーザーの権利に関する指令 2002/22/EG の改正、並びに欧州連合における公衆モバイルネットワーク内のローミングに関する規則（EU）531/2012 号の改正に関する 2015 年 11 月 25 日の欧州議会及び理事会規則（EU）2015/2120（官報 L 310 2015 年 11 月 26 日 1 頁）で、指令（EU）2018/1972（官報 L 321 2018 年 12 月 17 日 36 頁、L 334

¹³ ベルリン高等裁判所 2020 年 6 月 10 日判決 KG, Beschluss vom 10.06.2020 - 24 U 164/19
<https://openjur.de/u/2304988.html>

2019年12月27日164頁)により最後に改正されたものの第2条第2項2号の規定によるサービスをいう。

- (2) 著作者が、再放送の権利を、放送事業者、レコード盤製作者又は映画製作者に許与した場合であっても、再放送サービスは、著作者に、その再放送について相当なる報酬を支払わなければならない。この報酬請求権は、放棄することができない。報酬請求権は、あらかじめ集中管理団体にのみ移転し、かつ、当該集中管理団体によってのみ行使することができる。この規定は、放送事業者の労働協約及び事業所協定及び共通報酬規定が著作者にすべての再放送について相当なる報酬を与える場合に限り、それらの適用を妨げるものではない。

第2章 著作隣接権

第87条 放送機関の保護

- (1) 放送機関は、次の各号に掲げる行為について、排他的権利を有する。
1. その放送を再放送、又は公衆に提供すること。
 2. その放送を録画物若しくはレコード盤に収録し、その放送に係る写真を製作し、又はこれらの録画物、レコード盤若しくは写真を複製し、頒布する（賃貸権を除く。）こと。
 3. 公衆が入場料金の支払いを条件に立ち入ることができる場所において、その放送を公衆に知覚可能なものとする。
- (2) この権利は、譲渡することができる。放送機関は、その放送を自らに留保された個々の又はすべての使用方法によって使用する（nutzen）権利を、他者に対して許与することができる。第31条、第33条及び第38条は、ここに準用する。
- (3) この権利は、最初の放送が行われた後50年をもって消滅する。この期間は、第69条に基づいて計算するものとする。
- (4) 第10条第1項の規定、及び第1章第6節の規定についてはその第47条第2項第2文及び第54条第1項を除き、ここに準用するものとする。
- (5) 放送事業者及び再放送サービスは、第22b条第1項第1文の意味における再放送で有線システム又はマイクロ波システムによるものに関する契約を、その契約締結の拒絶を事実上正当化する根拠が認められないかぎり、相当なる条件の下に締結する義務を互いに負う。放送事業者の義務は、自主放送に関して自己に許与され又は譲渡された放送権についても及びものとする。再放送サービス又は放送事業者の求めがある場合には、共通の契約締結の拒絶を事実上正当化する根拠が認められないかぎり、再放送で有線システム又はマイクロ波システムによるものに関して請求の権限を有する集中管理団体と共通の契約を締結するものとする。放送事業者及び再放送サービスが他の形態の再放送について交渉を行う場合には、両者は信義誠実に従いその交渉を行うものとする。
- (6) 前項の規定は、第20d条第1項による直接送出に関して準用される。

第127条 放送機関の保護

- (1) この法律の適用領域に所在地を有する放送機関は、すべての放送について、その者がこれを送出する場所を問わず、第87条に基づいて与えられる保護を受ける。第126条第1項第3文¹⁴をここに適用するものとする。
- (2) この法律の適用領域に所在地を有しない放送機関は、その者がこの法律の適用領域において送出的すべての放送について、保護を受ける。この保護は、第87条第3項に基づく保護期間を超えることなく、遅くとも、放送機関がその所在地を有する国における保護期間の満了をもって消滅する。
- (3) これ以外の場合において、この法律の適用領域に所在地を有しない放送機関は、条約の内容に基づいて保護を受ける。第121条第4項第2文は、ここに準用する。

¹⁴（訳注）第126条（レコード盤の制作者の保護）第1項第3文 所在地を欧州連合の他のいずれかの加盟国又は欧州経済領域に関する条約の他のいずれかの締約国に有する事業者は、この法律の適用領域に所在地を有する事業者と同様に取り扱う。

なお、放送機関が放送コンテンツをインターネットで放送又は再放送することは、第 20c 条（欧州における補完的なオンラインサービス）に規定がある。該当条文を以下に示す。

著作権及び著作隣接権法（UrhG）

＜関係する条＞

第 20c 条 欧州における補完的なオンラインサービス

- (1) 放送機関による補完的なオンラインサービスとは、次に掲げるものをいう。
 1. 他の方法による自らの放送と同時に、インターネットで放送プログラムを放送すること
 2. 既に放送された放送プログラムで、その放送後の一定期間、放送プログラムの補完的な素材も含めてアクセス可能なものを、インターネットにおいて公衆提供すること
- (2) 欧州連合の加盟国又は欧州経済領域に関する協定の締約国における放送機関の補完的なオンラインサービスの実施のための著作物の複製又は公衆再生は、専ら当該放送機関が主たる事業所を有する加盟国又は協定締約国において行われたものとする。権利保有者及び放送機関は、放送機関の補完的なオンラインサービスに関する使用权の範囲を制限することができる。
- (3) 前項の規定は、テレビ放送プログラムの場合には、放送機関の独自の制作物で当該放送機関の全額出資によるもの、並びにニュース放送及び時事の事件に関する報道に関してのみ適用され、スポーツイベントの送信には適用されないものとする。

③ 固定権に関する規定

放送機関の排他的な著作隣接権について規定した第 87 条の第 1 項第 2 号では、「放送機関」が「放送」を「録画物若しくはレコード盤¹⁵」に「収録」及び「複製」する行為が固定に当たる。

第 87 条の条文の該当部分を以下に再掲する。

著作権及び著作隣接権法（UrhG）

＜関係する条＞

第 87 条 放送機関の保護

- (1) 放送機関は、次の各号に掲げる行為について、排他的権利を有する。
 1. その放送を、再放送し、又は公衆提供すること。
 2. その放送を録画物若しくはレコード盤に収録し、その放送に係る写真を製作し、又はこれらの録画物、レコード盤若しくは写真を複製し、頒布する（賃貸権を除く。）こと。
 3. 公衆が入場料金の支払いを条件に立ち入ることができる場所において、その放送を、公衆に知覚可能なものとする。

④ 保存されたプログラムに関する規定

「著作権及び著作隣接権法（UrhG）」に放送機関によるリニア送信前のオンデマンド配信を前提とした保存されたプログラムへのアクセスに関する明示的な規定はない。

なお第 55 条（放送機関による複製）第 1 項に、放送機関が自らの放送のために著作物を「自己の手段によって」「録画物又はレコード盤」に「転送する（übertragen）」ことができるとした権利規定がある。同項の保護主体は放送機関、保護客体は著作物、保護される権利は転送権であ

¹⁵ レコード盤は「著作権及び著作隣接権法（UrhG）」で伝統的に用いられている用語で、映像又は音声を固定する媒体を意味するが、その意味するところは科学技術の進歩と共に変化する。

3. ドイツ

る。しかし同項の規定は、オンデマンド配信を前提としたものでもなければ、転送した著作物へのアクセス権を定めたものでもない。

著作権及び著作隣接権法（UrhG）

＜関係する条＞

第 55 条 放送機関による複製

- (1) 著作物の放送について権限を有する放送機関は、自己の送信機又はビームアンテナの各々を通じた放送のために一回ごとに使用する目的をもって、著作物を自己の手段によって録画物又はレコード盤に転送することができる。この録画物又は映像又は音声の記録媒体は、著作物の最初の放送の後遅くとも 1 か月をもって消去するものとする。
- (2) 録画物又はレコード盤で記録として備える価値が際立つものは、それが公の記録保存所に収められるときは、消去されることを要しない。記録保存所への受け入れについては、速やかに著作者に通知するものとする。

オンデマンド配信事業者による放送プログラムの複製が「著作権及び著作隣接権法（UrhG）」第 53 条（私的及びその他の自己の使用のための複製）に該当するかが争われた裁判で、ミュンヘン地方裁判所判決は 2016 年 9 月 28 日に、第 53 条第 1 項に規定する複製権、すなわち、

著作権及び著作隣接権法（UrhG）

＜関係する条＞

第 53 条 私的及びその他の自己の使用のための複製

- (1) 自然人が、私的使用のために、支持物には係わらず著作物を少量複製することは、その複製が直接的であるか又は間接的であるかを問わず営利を目的としない場合であって、その複製のために明らかに違法に製作され又は公衆提供された原本が用いられないものと認められるときは、許される。この複製について権限を有する者は、複製が無償で行われ、又は複製が任意の写真製版の方法その他類似の効果を有する方法を用いて紙若しくは類似の支持物に行われるものと認められる場合には、その複製物を他者に製作させることもできる。

＜以下略＞

について、作成されたすべての複製がユーザーによって個別に選択された場合にのみ第 53 条第 1 項第 1 文に従って放送機関の同意なしに許可されると判示した¹⁶。

リニア送信後のキャッチアップサービスは「メディア州際協定」第 2 条第 2 項第 13 号の「放送型テレメディア」に該当し、放送と同時に行為せず、オンデマンドで利用できるもの、すなわちエンドユーザーが送信の時間と内容を自由に決定できるものであるため、「著作権及び著作隣接権法（UrhG）」第 87 条の意味における「放送」に該当しない。

⑤ プログラム搬送信号に関する規定

プログラム搬送信号（programmtragenden Signale）は、著作者が有する財産権について規定した第 20a 条（欧州における衛星放送）及び第 20d 条（直接送出）においてのみ明示されている

¹⁶ LG München I, Schlussurteil vom 28.09.2016 - 37 O 1930/16 <https://openjur.de/u/898186.html>

この事件は、放送プログラムの権利保有者から権利を取得していない被告 YouTV 社が受信した放送信号を録画サーバーに転送し録画されたサーバーへのアクセスを同社の登録ユーザーに提供していたことに対して権利保有者から罰金と差止命令の請求があったもの。被告は複製物の製作者は被告でなくユーザーであると主張したが、裁判所は、被告が無料又は有料のプラン別に設定した技術上の措置によりユーザーが録画したいプログラムを個別に選択することができず、ユーザーが録画できるプログラムが限定されていたことから被告の主張を退け、罰金及び差止命令を下した。

概念である¹⁷。第 20a 条第 2 項は放送権を保護対象、衛星に送出するプログラム搬送信号を保護客体とし、保護主体は、第 1 号においては地上放送局、第 2 号においては放送機関としている。該当条文を以下に示す。

著作権及び著作隣接権法（UrhG）

第 20a 条 欧州における衛星放送

- (1) 衛星放送が、欧州連合のいずれかの加盟国又は欧州経済領域に関する協定のいずれかの締約国の領域内で実施される場合には、衛星放送は、専らその加盟国又は締約国で行われるものとみなす。
- (2) 衛星放送が、欧州連合の加盟国又は欧州経済領域に関する協定の締約国のいずれにも該当せず、かつ、衛星放送の権利に関して、衛星放送及び有線再送信に関する特定の著作権及び給付保護権の規定を調整するための 1993 年 9 月 27 日の理事会指令 93/83/EEC（欧州共同体公報第 L248/15 号）第 2 章に定める保護水準が保障されていない国の領域内で実施される場合には、衛星放送は、次の各号のいずれかに掲げるときは、それぞれ当該各号に定める加盟国又は締約国で行われるものとみなす。
 1. プログラム搬送信号を衛星に送出する地上放送局が加盟国又は締約国にあるとき、その加盟国又は締約国
 2. 前号に基づく要件が存在しない場合において、放送機関がその営業所を加盟国又は締約国に置くとき、その加盟国又は締約国
 放送権は、第 1 号の場合においては地上放送局の所有者に対して、第 2 号の場合においては放送機関に対して、それぞれ行使するものとする。
- (3) 前二項の意味における衛星放送とは、放送事業者が、その管理と責任のもとで、公衆による受信を予定されたプログラム搬送信号を、中断しない伝送連鎖であって衛星と地上を往復するものに入力することをいう。

第 20d 条 直接送出

- (1) 放送機関が放送のプログラム搬送信号を、自ら同時に公衆に再生することなく信号配信者に送信し（直接送出）、信号配信者が当該放送のプログラム搬送信号を公衆に再生する場合には、放送機関及び信号配信者は、単一の公衆再生に関する当事者とみなす。
- (2) 第 20b 条の規定は、ここに準用する。

⑥ 放送を無許諾で使用する者に対する罰則

法律で認められている場合を除き、放送機関の同意を得ずに放送を利用した者に対する刑事罰が第 108 条（著作隣接権の不当な侵害）第 1 項第 6 号に規定されている。

著作権及び著作隣接権法（UrhG）

第 108 条 著作隣接権の不法な侵害

- (1) 法律で認められている場合以外で、権限のある者の同意を得ずに、
 1. 学術的刊行物（第 70 条）又はそうした刊行物の翻案物若しくは改作物を複製、頒布、又は公衆に再生すること
 2. 第 71 条に違反して遺作著作物又はそうした著作物の翻案物若しくは改作物を利用する（verwerten）こと
 3. 写真（第 72 条）又は写真の翻案物若しくは改作物を複製、頒布、又は公衆に再生すること

¹⁷ 放送機関の衛星を介した再放送権に関する規定は、当初はドイツがブリュッセル条約を批准した 1979 年に「衛星によって送信されるプログラム搬送信号の配布に関する 1974 年 5 月 21 日の条約に関する法律（SatSigVÜbG）」により設けられ、後に「SatCab 指令（92/83/EC）」の国内法化のため 1998 年 5 月 8 日に施行された「著作権法改正法第 4 法（Viertes Gesetz zur Änderung des Urheberrechtsgesetzes）」により第 20a 条が新設され、SatCabII 指令（2019/789/EU）の国内法化のため 2021 年 6 月 7 日に施行された「著作権をデジタル国内市場の要件に適合させる法律（UrhBiMaG）」により第 20d 条が新設された。

4. 第 78 条第 1 項若しくは第 1 項第 1 文又は第 77 条第 1 項に違反して実演芸術家の実演を利用すること
 5. 第 85 条に違反してレコード盤を利用すること、
 6. 第 87 条に違反して放送を利用すること
 7. 第 94 条又は第 94 条と併せて第 95 条に違反して録画物又は音声付き録画物を利用すること、
 8. 第 87b 条第 1 項に違反してデータベースを利用すること
- は、3 年以下の拘禁又は罰金に処する。
(2) 未遂は、法律により罰せられる。

このほか、放送事業者の権利の保護に関係する罰則規定がある法律には「不正競争防止法（UWG）」と「電気通信法（TKG）」がある。

「不正競争防止法（UWG）」第 3a 条は、市場参加者の利益のために市場行動を規制する法律の規定に違反し、その違反が消費者や他の市場参加者又は競争相手の利益に重大な損害を与えるおそれがある場合に不正競争行為とみなされると規定しており¹⁸、他者が排他的権利を有する放送信号を違法にインターネット TV 経由等で再送信する行為が該当する可能性があり、第 3a 条違反とされれば第 8 条により差止命令及び損害賠償請求が課せられ得る。ただしかかる行為は、これまでの裁判例においては「著作権及び著作隣接権法（UrhG）」第 87 条第 1 項違反とされ「不正競争防止法（UWG）」第 3a 条違反とはされていない¹⁹。

また「電気通信法（TKG）」は、第 91 条において連邦ネットワーク庁から周波数の割当てを受けた者のみが当該周波数を割当ての目的（放送等）に使用できることを定め、違反した者は第 149 条に基づき行政違反とされ最高 50 万ユーロの行政罰金が課せられ得る²⁰。ただし第 91 条が保護しているのはあくまで権利者の周波数であって、放送コンテンツや放送信号ではない。

（４）放送条約草案の規定に該当する放送機関の権利に関する規定の分析

① 受益者（保護主体）に、インターネット上のみでリニア送信を行う事業者が含まれるか。

「著作権及び著作隣接権法（UrhG）」において放送機関は定義されていない。同法では Sendeunternehmen を放送機関、Rundfunkanstalten を特に公法上の公共放送機関を意味する用語に用いている。これらの用語は機能的なものであり、特定の組織形態に結びつけられているものではない²¹。「メディア州際協定（MStV）」第 2 条第 1 項に「リニアな情報通信サービスであり、報道的及び編集的に制作された動画や音声の提供物を電気通信手段により放送スケジュールに沿って編成し配信することであり、一般大衆向けで同時受信を目的としたものをいう。」と定義されている。この定義は、「放送条約草案」第 2 条(a)の定義「放送に対して、主導権を有し、編集

¹⁸ Kommentierung § 3a UWG

<https://www.uwg-onlinekommentar.de/kommentierung-3a-uwg/>

¹⁹ 連邦高等裁判所 2009 年 1 月 15 日判決（サイバースカイ事件）

BGH, Urteil vom 15. 1. 2009 – I ZR 57/07 – Cybersky <https://lexetius.com/2009,1761>

²⁰ Telekommunikationsgesetz (TKG) § 91 Frequenzuteilung

https://www.gesetze-im-internet.de/tkg_2021/_91.html

²¹ Thomas Dreier, Gernot Schulze, Kommentar zum UrhG mit Verwertungsgesellschaftengesetz (VGG), Kunsturhebergesetz (KunstUrhG). 2018. 6. Auflage. § 20 Rn. 6

責任を負う法人であり、スケジュールリングし、放送機関のプログラムは、リニアなプログラムの流れを形成する」におおむね一致する。

したがって、インターネット上のみで放送のリニア送信を行う行為（ウェブキャスト）は、エンドユーザーがインターネットでアクセスして同時受信したプログラムを視聴し送信の時間と内容を自由に決定できない場合に限り、「著作権及び著作隣接権法（UrhG）」第 87 条に基づく放送の保護を受けられる²²。

- ② 保護対象（保護客体）に、インターネット送信（インターネット同時送信、キャッチアップTV など）が含まれるか。

放送機関の放送の保護を定めた「著作権及び著作隣接権法（UrhG）」第 87 条の意味における「放送」は、インターネット同時送信（Simultanübertragung (Simulcast)）の場合、すなわちリニア放送をインターネットを通じて同時に変更なしで送信する場合にのみ適用される²³。

いっぽうキャッチアップサービス（Nachholddienste）は「メディア州際協定」第 2 条第 2 項第 13 号の「放送型テレメディア」に該当し、放送と同時に行われず、オンデマンドで利用できるもの、すなわちエンドユーザーが送信の時間と内容を自由に決定できるものであるため、第 87 条に規定する放送に該当しない^{24 25}。

- ③ 保護対象（保護客体）に、放送前信号が含まれるか。

「著作権及び著作隣接権法（UrhG）」に放送前信号に関する明示的規定はない。

- ④ 放送機関が送信したプログラム搬送信号の再送信権（条約草案 第 6 条）

著作隣接権としての放送の再送信権は第 87 条に規定されているが、放送機関が送信したプログラム搬送信号を再送信権の対象とすることは明示されていない。なおプログラム搬送信号は、ブリュッセル条約及び SatCab 指令（92/83/EC）並びに SatCabII 指令（2019/789/EU）の国内適用のために設けられた第 20a 条及び第 20d 条でのみ用いられている。

- ⑤ 放送機関が送信したプログラム搬送信号の固定権（条約草案 第 7 条）

放送機関は、著作者の著作隣接権について定めた第 87 条の第 1 項第 2 号に「その放送を録画物若しくはレコード盤に収録し、その放送に係る写真を製作し、又はこれらの録画物、レコード盤若しくは写真を複製し、頒布する（賃貸権を除く。）こと」について「排他的権利を有する」と規定されている。ただし保護の対象である放送に信号が含まれるとは明示されていない。

²² マンハイム大学法学部ソフィア フレイ助教にヒアリング。

²³ Thomas Dreier, Gernot Schulze, Kommentar zum UrhG mit Verwertungsgesellschaftengesetz (VGG), Kunsturhebergesetz (KunstUrhG). 2018. 6. Auflage. § 87 Rn. 4. „Die parallele Übertragung im Internet (Simulcast) kann als Teil der Sendung gelten, wenn sie gleichzeitig und inhaltsgleich erfolgt.“

²⁴ Loewenheim, Handbuch des Urheberrechts. § 42 Rn. 34: „Bei Nachholddiensten handelt es sich nicht um Sendungen im urheberrechtlichen Sinn.“

²⁵ マンハイム大学法学部ソフィア フレイ助教にヒアリング。

3. ドイツ

⑥ 保存されたプログラムへのアクセスを公衆に提供するために放送機関が使用するプログラム搬送信号の固定権・再送信権（条約草案 第 8 条）

「著作権及び著作隣接権法（UrhG）」に放送機関によるリニア送信前のオンデマンド配信を前提とした保存されたプログラムへのポイント・ツー・ポイントによるアクセスに関する規定は明示されていない。

しかし、第 127 条（放送機関の保護）第 1 項は「この法律の適用領域に所在地を有する放送機関は、すべての放送について、その者がこれを送出する場所を問わず、第 87 条に基づいて与えられる保護を受ける。」と規定しており、第 87 条に基づいて放送機関に与えられる保護が同条第 1 号の再送信権と第 2 号の固定権であることから、プログラム搬送信号が保護対象とは明示されていないが、第 127 条が条約草案第 8 条上の保護を規定していると取れる可能性はある。

また、第 44a 条（一時的な複製行為）は、放送機関が著作権を有する著作物について、「それが一時的な複製行為で、過渡的又は付随的であって、技術的プロセスの不可欠かつ本質的な部分をなし、かつ、その唯一の目的が著作物その他の保護対象物について、媒介者による第三者間のネットワークにおける転送又は適法な使用を可能にする場合で、それが独自の経済的重要性を有しない場合に許可される」としている。

なお第 55 条第 1 項には、「著作物の放送について権限を有する放送機関は、自己の送信機又はビームアンテナの各々を通じた放送のために一回ごとに使用する目的をもって、著作物を自己の手段によって録画物又はレコード盤に転送する（übertragen）ことができる。」と規定されている。放送条約草案において「保存されたプログラム」は放送機関によって検索システムに保持されたプログラムをいうが、これが第 8 条の「録画物又はレコード盤」に該当するかについて争われた裁判例は見当たらない。

⑦ 放送前信号の固定権・再送信権（条約草案 第 9 条）

「著作権及び著作隣接権法（UrhG）」に放送前信号、及び放送機関によるリニア送信前のオンデマンド配信を前提とした保存されたプログラムへのアクセスに関する明示的な規定はない。

⑧ ④～⑦の権利を代替する、他の適切かつ効果的な保護（条約草案 第 10 条）

「不正競争防止法（UWG）」第 3a 条は、市場参加者の利益のために市場行動を規制する法律の規定に違反し、その違反が消費者や他の市場参加者又は競争相手の利益に重大な損害を与えるおそれがある場合に不正競争行為とみなされると規定しており、他者が排他的権利を有する放送信号を違法にインターネット TV 経由等で再送信する行為が該当する可能性があり、第 3a 条違反とされれば第 8 条により差止命令及び損害賠償請求が課せられ得る。

また「電気通信法（TKG）」は、第 91 条において連邦ネットワーク庁から周波数の割当てを受けた者のみが当該周波数を割当ての目的（放送等）に使用できることを定め、違反した者は第 149 条に基づき行政違反とされ最高 50 万ユーロの行政罰金が課せられ得る²⁶。

²⁶ Telekommunikationsgesetz (TKG) § 91 Frequenzzuteilung
https://www.gesetze-im-internet.de/tkg_2021/_91.html

4. 英国

(1) 関係機関

① 著作権・著作隣接権を所管する機関

英国において著作権を所管する機関は、知的財産庁（Intellectual Property Office, 以下 IPO）である¹。IPO は、科学・イノベーション・技術省（Department for Science, Innovation and Technology (DSIT)）の執行型エージェンシー（executive agency）と位置付けられている。著作権政策は、IPO の権利政策・執行部（Rights Policy and Enforcement Directorate）の著作権政策課（Copyright Policy Group）が所掌する。

② 放送機関の認可・監督等を行う機関

英国において放送機関の認可・監督等を行う機関は情報通信庁（Office of Communications, 以下 Ofcom）である²。Ofcom は 2002 年情報通信庁法（Office of Communications Act 2002）に基づき 2003 年 12 月 29 日に設置された法定会社（statutory corporation）と位置付けられている。

(2) 関係法令

① 著作権・著作隣接権に関する法律

英国における著作権法は「1998 年著作権・意匠及び特許権法（Copyright, Designs and Patents Act 1988, 以下 CDPA）」³であり、最新改正日は 2024 年 5 月 24 日である。CDPA は放送を著作物として取り扱っており、放送機関にその放送の著作権が与えられている。これは放送機関にその放送の別個の権利が付与される、大陸法系の民法の伝統における著作隣接権とは異なる。

本章で取り上げる放送著作権に関する条項の位置を以下に示す。

1998 年著作権・意匠及び特許権法（CDPA）

第 1 部 著作権

第 1 章 著作権の存続、帰属及び存続期間：第 1～15A 条

第 6 条 放送

第 2 章 著作権者の権利：第 16～27 条

第 20 条 公衆への伝達による侵害

第 3 章 著作権のある著作物に関して許される行為：第 28～76 条

第 68 条 放送を目的とする付随的録音・録画

第 69 条 放送及びその他の業務の監視及び管理を目的とした録音・録画

第 70 条 タイム・シフトのための録音・録画

第 73 条 無線放送の有線による受信及び再送信

第 3A 章 特定の孤児著作物に関して許される利用：第 76A 条

第 4 章 著作者人格権：第 77～89 条

第 5 章 著作権のある著作物の権利の利用：第 90～95 条

第 6 章 侵害救済：第 96～115 条

第 7 章 著作権の許諾：第 116～144A 条

第 8 章 著作権審判所：第 145～152 条

第 9 章 著作権保護のための資格付与及び著作権保護の範囲：第 153～162 条

第 10 章 雑則及び一般規定：第 163～179 条

¹ Intellectual Property Office <https://www.gov.uk/government/organisations/intellectual-property-office>

² Ofcom <https://www.ofcom.org.uk/about-ofcom/>

³ Copyright, Designs and Patents Act 1988
<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1988/48/contents>

第2章 各国・地域の法制度及び最新動向

4. 英国

第 178 条	本章における定義
第 2 部	実演の権利：第 180～212A 条
第 3 部	意匠権：第 213～264 条
第 4 部	登録意匠：第 265～273 条
第 5 部	特許弁理士及び商標弁理士：第 274～286 条
第 6 部	特許：第 287～295 条
第 7 部	雑則及び一般規定：第 296～306 条
第 297 条	プログラムの不正受信の罪

② 放送・通信に関する法令

放送機関に関する法律は「1996 年放送法（Broadcasting Act 1996）」⁴であり、放送機関を監督する Ofcom による電気通信サービス事業者を規制する法律は「2003 年通信法（Communications Act 2003）」⁵である。また、公共テレビ放送、オンデマンドプログラムサービス、ラジオサービスに関する法律に「2004 年メディア法（Media Act 2024）」⁶がある。

なお「2020 年視聴覚メディアサービス規則（The Audiovisual Media Services Regulations 2020）」⁷は、「視聴覚メディアサービス指令の改正指令（2018/1808/EU）」の国内法化のために 2020 年 11 月 1 日に施行された制定法的規則であり、EU 離脱後は法律扱いとされている。

（3）放送機関の著作権・著作隣接権に関する規定

① 放送及び放送機関の定義に関する規定

CDPA（1998 年著作権・意匠及び特許権法）では放送機関（broadcaster）という用語は用いられていない。放送（broadcasts）については、著作権について規定した第 1 部の第 1 条において著作権が存続することが明示され、その定義が第 6 条に定義されている。

1998 年著作権・意匠及び特許権法（CDPA） ＜関係する条＞

第 1 条 著作権及び著作権のある著作物

(1) 著作権は、この部の規定に従って次に掲げる種類の著作物に存続する財産権である。

- (a) 文芸、演劇、音楽又は美術の原著物
- (b) 録音物、映画又は放送
- (c) 発行された版の印刷配列

(2) この部において、「著作権のある著作物」とは、著作権が存続するいずれの種類の著作物をいう。

(3) 著作権保護のための資格付与についてのこの部の要件が満たされない限り（第 153 条及び同条において言及される規定参照）、著作物に著作権は存続しない。

第 6 条 放送

⁴ Broadcasting Act 1996

<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1996/55/contents>

⁵ Communications Act 2003

<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/21/contents>

⁶ Media Act 2024

<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2024/15/contents>

⁷ The Audiovisual Media Services Regulations 2020

<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2020/1062/made>

- (1) この部において「放送」とは、視覚的映像、音声又はその他の情報の電子的送信であって、以下を意味する。
- (a) 公衆が同時に受信できるように送信され、かつ、公衆が合法的に受信することができるもの。又は、
 - (b) 公衆に提供するために送信者のみが決定した時間に送信され、第 1A 項によって除外されないもの。
- また、放送への言及は、それに従って解釈されるものとする。
- (1A) インターネット送信は、以下に掲げるいずれかの送信に該当しない限り、「放送」の定義から除外される。
- (a) インターネット上及び他の手段により同時に行われる送信
 - (b) ライブイベントの同時送信、又は
 - (c) 送信の責任者が提供するプログラムサービスの一部を構成する録画された動画又は音声の送信で、プログラムがその責任者によって決定されたスケジュールされた時間に送信されるサービス。
- (2) 暗号化された送信は、送信者又は送信の内容を提供する者により、又はその許可を得て復号化装置が公衆に提供されている場合にのみ、公衆が合法的に受信できるものとみなされる。
- (3) 放送を行い、著作物を放送し、又は放送に著作物を挿入する者へのこの部における言及は、次に掲げる者への言及をいう。
- (a) プログラムの内容について何らかの責任を有する場合、プログラムを送信する者、及び
 - (b) プログラムを提供する者であって、プログラムを送信する者と送信に必要な取決めを行う者。
- また、この部において放送の文脈においてプログラムというときは、放送に含まれるあらゆる項目を指すものとする。
- (4) この部の目的上、無線放送がそこで行われる場所は、放送を行う者の管理及び責任の下に、プログラム搬送信号が通信の中断のない連続（衛星送信の場合には衛星を通して地上に降る〔通信の〕連続を含む。）の中に導入される場所である。
- (4A) 第 3 項及び第 4 項の規定は、第 6A 条（特定の衛星放送の場合の安全措置）の規定に従って効力を有する。
- (5) この部で放送の受信という場合、電気通信システムによって中継される放送の受信も含まれる。
- (5A) 受信と即時再送信による放送の中継は、この規則の適用上、再送信される放送の実施とは別の放送行為とみなされる。
- (6) 他の放送の著作権を侵害する放送に著作権は存続せず、又はその限りにおいてその放送に著作権は存続しない。

CDPA 第 6 条第 1 項では、放送が (a) 公衆が同時に受信できるように送信され、(b) 公衆に提供するために送信者のみが決定した時間に送信されている場合に第 6 条の目的において放送とみなされると規定している。また第 1A 項の規定により、インターネット送信の中オンデマンドによるストリーミング（公衆が個別に選択した時間と場所でアクセスできるような方法で公開されるもの）は放送の定義から除外されている⁸。また第 6 条第 1 項は、「放送」を「電子的送信」であるとしている。また、第 20 条第 2 項は、著作権のある著作物を電子的な転送によって公衆に対して伝達することは放送著作権によって制限される行為であるとしている。オンデマンドによるストリーミング（公衆が個別に選択した時間と場所でアクセスできるような方法で公開されるもの）は、第 20 条第 2 項の「公衆への伝達」に含まれると解釈される。

⁸ Sakthivel Mani. (2011). Webcasters' Protection Under Copyright - A Comparative Study. Computer Law & Security Review 27(5).
<http://dx.doi.org/10.1016/j.clsr.2011.07.004>

放送著作物の保護は、主に CDPA 第 16 条及び第 20 条に規定されている。

1998 年著作権・意匠及び特許権法（CDPA）

<関係する条>

第 16 条 著作物の著作権により制限される行為

- (1) 著作物の著作権者は、この章の以下の規定に従って、連合王国において次に掲げる行為を行う排他的権利を有する。
- (a) 著作物を複製すること（第 17 条参照）。
 - (b) 著作物の複製物を公衆に配布すること（第 18 条参照）。
 - (ba) 著作物を公衆にレンタルし、又は貸与すること（第 18A 条参照）。
 - (c) 著作物を公に実演し、上映し、又は演奏すること（第 19 条参照）。
 - (d) 著作物を公衆に伝達すること（第 20 条参照）。
 - (e) 著作物の翻案を作成し、又は翻案に関して前記のいずれかの行為を行うこと（第 21 条参照）。
- また、これらの行為は、この部において、「著作権により制限される行為」として言及される。
- (2) 著作物の著作権は、著作権者の許諾を得ずに、著作権により制限されるいずれかの行為を行い、又は行うことを他の者に許諾する者により侵害される。
- (3) この部における著作物の著作権により制限される行為を行うことへの言及は、次に掲げることへの言及である。
- (a) 著作物全体又はそのいずれかの実質的部分に関して、その行為を行うこと。
 - (b) 直接的に又は間接的にその行為を行うこと。
- (4) この章の規定は、次に掲げる規定に従うことを条件として、効力を有する。
- (a) 第 3 章の規定（著作権のある著作物に関して許される行為）
 - (b) 第 7 章の規定（著作権の許諾についての規定）

第 20 条 公衆への伝達による侵害

- (1) 著作物の公衆への伝達は、以下の著作物の著作権により制限される。
- (a) 文芸、演劇、音楽又は美術の著作物
 - (b) 録音物又は映画
 - (c) 放送
- (2) 本章において公衆への伝達とは、電子的な転送によって公衆に対して伝達することをいい、以下が含まれる。
- (a) 著作物を放送すること。
 - (b) 公衆の構成員が個々に選択する場所から、かつ個々に選択する時間にアクセスできる方法による電子的な転送によって、公衆に対して利用できるようにすること。

第 20 条は、「放送」又は「作品の提供」が侵害となるためには、それは「伝達行為」でなければならない、その伝達は「公衆」に対して行う必要があることを規定したものである⁹。第 20 条第 2 項の「公衆への伝達」は、「電子的な転送によって公衆に対して伝達すること」の例を第 a 号と第 b 号に例示している。第 20 条第 2 項第 b 号は、「情報社会指令（2001/29/EC）」第 3 条第 1 項を施行したものである。地上波テレビ放送の事業者がキャッチアップサービス事業者を相手取って CDPA 第 20 条に反して放送内容を公衆に伝達することにより放送の著作権を侵害したと争った ITV 対 TVCatchUP 事件（ITV Broadcasting Ltd and Others v TVCatchUp Ltd）において、2010 年 11 月 25 日の高等裁判所判決は、著作物の公衆への伝達の定義は電子送信によって著作物を公衆に伝達する行為すべてを対象としており、第 20 条第 2 項の第 a 号及び第 b 号に例示された二

⁹ Tunein Inc. v Warner Music UK Ltd (Case No: A3/2020/0091)
<https://vlex.co.uk/vid/tunein-inc-v-warner-863202729>

つの伝達手段に限定されないとし、キャッチアップサービス事業者の第 20 条に基づいた著作権の侵害は第 6 条の範囲内の放送でなければならないがキャッチアップサービスはそうではない、との主張を却下した¹⁰。この判決は控訴人のキャッチアップサービス事業者が「公衆への伝達」を行ったとして控訴を棄却したものであって、裁判では著作物を放送したかどうかは争われていない。高等裁判所は判決の後に欧州司法裁判所に裁定を求め、欧州司法裁判所は 2013 年 3 月 7 日の判決において、情報社会指令（2001/29/EC）第 3 条第 1 項の「公衆への伝達」の概念は地上波テレビ放送に含まれる放送著作物の再送信を含むと解釈されると判示した¹¹。

② 再送信権に関する規定

CDPA には放送機関の再送信（retransmission）に関する明示的な規定はないが、放送著作権を有する放送機関の反復放送（repeat of a broadcast）については、放送著作権の存続期間について定めた第 14 条に規定がある。

1998 年著作権・意匠及び特許権法（CDPA）

<関係する条>

第 14 条 放送の著作権の存続期間

- (1) 以下の規定は、放送の著作権の存続期間について効力を有する。
- (2) 放送の著作権は、以下の規定に従うことを条件として、放送が行われた暦年の終わりのから 50 年の期間の終わりに消滅する。
- (3) 放送の著作物が EEA 加盟国の国民でない場合には、放送の著作権の存続期間は、著作物が国民である国において放送に許与される期間となる。ただし、この期間は、第 2 項に基づいて適用されることとなる期間を超えない。
- (4) 第 3 項の規定の適用が、1993 年 10 月 29 日前に連合王国が負うこととなった国際的義務と矛盾することとなるときは、又はその限りにおいて、著作権の存続期間は、第 2 項に明示される期間となる。
- (5) 反復放送の著作権は、原放送の著作権と同時に消滅する。したがって、原放送の著作権の消滅の後に放送される反復放送については、著作権は生じない。
- (6) 反復放送とは、以前行われた放送の反復であるものをいう。

放送の著作権は原放送日から起算して原放送日の年末から 50 年間で満了するため、反復放送（再放送）を行っても保護期間が延長されることはない。

再送信について放送機関は、CDPA 第 20 条第 1 項が公衆への伝達行為が著作権者の許諾を要する行為であることを定め、第 2 項でその具体例として (a) 著作物を放送すること（放送権）と (b) オンデマンド方式で公衆に提供すること（公衆送信権、いわゆる「利用可能化権」）を定めていることを根拠として、放送機関が権利を有する放送信号を第三者が無許可でインターネットを介して再送信するような行為に対しても、そのような行為が「公衆への伝達」として、差止請求等を行うことができる。

¹⁰ Thomson Reuters Practical Law. (2010. November 25). High Court considers application of communication to public right to broadcasts made available on the internet.
[https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/0-504-0265?transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)&firstPage=true](https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/0-504-0265?transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&firstPage=true)

¹¹ Judgment of the Court (Fourth Chamber), 7 March 2013. ITV Broadcasting Ltd and Others v TVCatchUp Ltd.
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:62011CJ0607>

4. 英国

インターネットを介した無許諾の無料配信を行ったサービス事業者が放送機関やコンテンツ権利者の権利を侵害したかが争われた Tunein 対 Warner Music 及び SONY 事件（Tunein v. Warner Music and SONY）の控訴審において、イングランド及びウェールズ控訴院は 2021 年 3 月 26 日にサービス事業者の権利侵害を認め、インターネット上の第三者サービスによる放送コンテンツの再送信も著作権者の権利を侵害し得ることを再確認した^{12 13 14}。

CDPA において放送著作物の再送信権は、かつて第 73 条に無線放送の有線による受信及び再送信が著作権者の合意又は使用料の支払いによる許諾を得ている場合は例外的に放送著作権を侵害しないと規定され、この規定により英国では特定の条件下で地上波テレビ放送を有線再送信する際の放送機関の許諾が不要とされていた。第 73 条は、欧州司法裁判所が 2017 年 3 月 1 日に ITV 対 TVCatchUP 事件の第 2 ラウンドにおいて第 73 条の例外規定が情報社会指令（2001/29/EC）第 3 条第 1 項の「公衆への伝達」の解釈と両立しないと判示したことを受け¹⁵、「2017 年デジタル経済法（Digital Economy Act 2017）」第 34 条第 1 項により廃止された^{16 17}。

なお現行の CDPA において無線放送の有線再送信の許諾については、第 144A 条に規定がある。

1998 年著作権・意匠及び特許権法（CDPA）

<関係する条>

第 144A 条 有線再送信に関する特定の権利の集団的行使

- (1) この条の規定は、著作物が挿入されている他の EEA 加盟国からの無線放送の有線再送信について許諾を付与し、又は拒否するという、文芸、演劇、音楽若しくは美術の著作物、録音物又は映画の著作権者の権利について適用される。
- (2) 有線再送信権は、許諾機関を通してのみ、有線運営者に対して行使することができる。
- (3) 著作権者がその有線再送信権の管理を許諾機関に移転していない場合には、同一種類の権利を管理する許諾機関が、その者の権利を管理することを委任されるものとみなされる。
二以上の許諾機関がその種類の権利を管理する場合には、その者は、それらのいずれがその者の権利を管理することを委任されるとみなされるか選択することができる。
- (4) 第 3 項の規定が適用を受ける著作権者は、有線運営者と許諾機関との間のいずれの関係する協定からも結果する権利及び義務であって、有線再送信権の管理をその許諾機関に移転している著作権者が有するものと同一のものを有する。
- (5) 著作権者が第 4 項に基づいて資格を有することができるいずれの権利も、関係する有線送信の日から起算して 3 年の期間内に主張しなければならない。
- (6) この条の規定は、放送に関してか又はそれに挿入されている著作物に関してか否かを問わず、放送の作成者が行使することができるいずれの権利にも影響しない。
- (7) この条において、

¹² England and Wales Court of Appeal (Civil Division) Decisions >> Tunein Inc v Warner Music UK Ltd & Anor [2021] EWCA Civ 441 (26 March 2021)

<https://www.bailii.org/ew/cases/EWCA/Civ/2021/441.html>

¹³ RPC. (2021. April 21). Court of Appeal upholds copyright infringement decision against digital radio aggregator. <https://www.rpclegal.com/thinking/entertainment/court-of-appeal-upholds-copyright-infringement-decision-against-digital-radio-aggregator/>

¹⁴ Gaurav Sachanandani. (2024. December 10). The Overcomplication of the 'Communication to Public' Right in Copyright Law https://thebarristergroup.co.uk/blog/the-overcomplication-of-the-communication-to-public-right-in-copyright-law#_ftn11

¹⁵ CJEU, 1 Mar 2017, C-275/15 (ITV Broadcasting), ECLI:EU:C:2017:144

<https://ipcuria.eu/case?reference=C-275/15>

¹⁶ Digital Economy Act 2017 Explanatory Notes. P.11, p.29.

https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2017/30/pdfs/ukpgaen_20170030_en.pdf#page=31&zoom=100,110,406

¹⁷ Intellectual Property Office. (2017). Consultation outcome - Section 73 Copyright Designs and Patents Act 1988.

<https://www.gov.uk/government/consultations/section-73-copyright-designs-and-patents-act-1988>

「有線運営者」とは、無線放送の有線再送信について責任を有する者をいう。

「有線再送信」とは、無線放送の有線による受信及び即時の再送信をいい、地上固定地間のマイクロ波エネルギーの送信を含む。

③ 固定権に関する規定

CDPA は固定（fixation）をいう用語を用いていないが、CDPA において著作権者による著作物の固定は、第 3 条第 2 項に、「文書その他に記録すること」とされている¹⁸。

1998 年著作権・意匠及び特許権法（CDPA）

<関係する条>

第 3 条 文芸、演劇及び音楽の著作物

(1) この部において、

「文芸の著作物」とは、演劇又は音楽の著作物以外の、書かれ、話され、又は歌われるいずれの著作物をもいい、したがって、次に掲げるものを含む。

- (a) データベース以外の表又は編集物
- (b) コンピュータ・プログラム
- (c) コンピュータ・プログラムのための準備設計資料
- (d) データベース

「演劇の著作物」は、舞踏又は無言劇の著作物を含む。

「音楽の著作物」とは、音楽とともに歌われ、話され、又は実演されることを意図されるいずれの言葉又は所作をも除く音楽から成る著作物をいう。

(2) 文書その他に記録されない限り、かつ、それまでは、文芸、演劇又は音楽の著作物に著作権は存続しない。また、この部におけるそのような著作物が作成されるときへの言及は、著作物がそのように記録されるときへの言及である。

(3) 第 2 項の目的上、著作物が著作者（author）により又はその許諾を得て記録されるかどうかは、重要ではない。また、著作物が著作者により記録されない場合には、同項のいずれの規定も、記録された著作物と区別される記録物に著作権が存続するかどうかの問題に影響しない。

記録（recording）は、放送の文脈では録音又は録画と訳される。第 35 条（教育機関による放送の録音・録画）には次のような規定がある。

1998 年著作権・意匠及び特許権法（CDPA）

第 35 条 教育機関による放送の録音・録画

(1) 放送の録音・録画物又はその種の録音・録画物の複製物は、以下の条件を満たす場合には、放送又はそれに含まれる著作物の著作権を侵害することなく、教育機関の教育目的のためにその機関が、又はその機関の代わりに、作成することができる。

- (a) 教育目的が、非商業的であること、及び
- (b) 録音・録画物又はその複製物が十分な出所明示を伴うこと(實際上その他の理由から不可能である場合を除く)。

(2) 第 1 項に基づいて作成された放送の録音・録画物又はその種の録音・録画物の複製物が、教育機関の非商業的目的のために、その機関により、又はその機関の代わりに、当該機関の生徒又は教職員に対して伝達された場合、著作権は侵害されない。

(3) 第 2 項の規定は、伝達が当該機関の生徒及び教職員のみが利用可能な保護された電子的ネットワークを用いて機関の構外で受信される伝達のみ適用される。

(4) この条で許諾される行為であっても、当該行為について許諾を得ることが可能であり、かつ、その行為に責任を有する教育機関がその事実を認識していたか、又は認識するべきであった場合には、その行為は許容されず、又はその範囲において許容されない。

¹⁸ イングランド及びウェールズ控訴裁判所（民事部）2023 年 7 月 20 日判決
Wright & Ors v BTC Core & Ors (Rev1) [2023] EWCA Civ 868 (20 July 2023)
<https://www.bailii.org/ew/cases/EWCA/Civ/2023/868.html>

- (5) この条に基づいて作成された複製物がその後に利用される場合には、
- (a) その複製物は、その利用の目的上侵害複製物として取り扱われることとなる。
 - (b) その利用が著作権を侵害する場合には、その複製物は、その後のすべての目的上侵害複製物として取り扱われることとなる。
- (6) この条において「利用される」とは、以下の行為を意味する。
- (a) 販売され、若しくは賃貸されること、
 - (b) 販売若しくは賃貸のために提供され、若しくは陳列されること、又は
 - (c) 第2項で許容される以外の方法で伝達されること。

「文書その他に記録すること」により成立した著作物の著作権者には、CDPA 第16条により、複製権、貸与権、公衆に伝達する権利などの排他的権利が付与される。

1998年著作権・意匠及び特許権法（CDPA）

第16条 著作物の著作権により制限される行為

- (1) 著作物の著作権者（the owner of the copyright）は、この章の以下の規定に従って、連合王国において次に掲げる行為を行う排他的権利を有する。
- (a) 著作物を複製すること（第17条参照）。
 - (b) 著作物の複製物を公衆に配布すること（第18条参照）。
 - (ba) 著作物を公衆にレンタルし、又は貸与すること（第18A条参照）。
 - (c) 著作物を公に実演し、上映し、又は演奏すること（第19条参照）。
 - (d) 著作物を公衆に伝達すること（第20条参照）。
 - (e) 著作物の翻案を作成し、又は翻案に関して前記のいずれかの行為を行うこと（第21条参照）。

また、これらの行為は、この部において、「著作権により制限される行為」として言及される。

- (2) 著作物の著作権は、著作権者の許諾を得ずに、著作権により制限されるいずれかの行為を行い、又は行うことを他の者に許諾する者により侵害される。
- (3) この部における著作物の著作権により制限される行為を行うことへの言及は、次に掲げることへの言及である。
- (a) 著作物全体又はそのいずれかの実質的部分に関して、その行為を行うこと。
 - (b) 直接的に又は間接的にその行為を行うこと。
- また、いずれかの介在する行為自体が著作権を侵害するかどうかは、重要ではない。

- (4) この章の規定は、次に掲げる規定に従うことを条件として、効力を有する。

- (a) 第3章の規定（著作権のある著作物に関して許される行為）
- (b) 第7章の規定（著作権の許諾についての規定）

なお CDPA 第68条には、著作権の許諾又は譲渡を受けて放送する権限を有する者を権利主体として、放送を目的とする場合に限り、付随的な録音・録画を行う権利が規定されている。また第69条は、「英国放送協会（BBC）が放送するプログラム又は同協会が提供するオンデマンドプログラムサービスに含まれるプログラムの監視及び管理を維持する目的でそれらのプログラムの録音を作成又は使用することは、著作権を侵害しない。」と規定している。

1998年著作権・意匠及び特許権法（CDPA）

<関係する条>

第68条（放送を目的とする付随的録音・録画）

- (1) この条の規定は、著作権の許諾又は譲渡によって放送する権限が付与された場合に適用される。
- (a) 文芸、演劇若しくは音楽の著作物又はそのような著作物の翻案
 - (b) 美術の著作物、又は
 - (c) 録音物又は映画
- (2) その者は、本条に基づき、放送を目的として次に掲げるいずれかのことを行い、又は許諾することを著作物の著作権者により許諾されたものとして取り扱われる。

- (a) 文芸、演劇若しくは音楽の著作物又はそのような著作物の翻案の場合には、その著作物又は翻案の録音物又は映画を作成すること。
- (b) 美術の著作物の場合には、その著作物の写真を撮り、又はその映画を作成すること。
- (c) 録音物又は映画の場合には、その複製物を作成すること。
- (3) その許諾は、以下の条件に従う。
 - (a) 当該録音物、映画、写真又は複製物が、他のいずれの目的のためにも使用されないこと。
 - (b) 当該録音物、映画、写真又は複製物が、著作物を放送することに最初に使用されたときから 28 日以内に破棄されること。
- (4) この条に従って作成される録音物、映画、写真又は複製物は、次に掲げる目的上、侵害複製物として取り扱われる。
 - (a) 第 3 項 a 号に定める条件に違反したいずれかの使用の目的上
 - (b) その条件又は第 3 項 b 号に定める条件が破られた後のすべての目的上

第 69 条（放送及びその他の業務の監視及び管理を目的とした録音・録画）

- (1) 英国放送協会が、同協会が放送するプログラム又は同協会が提供するオンデマンドプログラムサービスに含まれるプログラムの監視及び管理を維持する目的でそれらのプログラムの録音を作成又は使用することは、著作権を侵害しない。
- (2) 著作権は、以下のいずれのこともによっても侵害されない。
 - (a) 1990 年放送法第 167 条第 1 項の規定、1996 年放送法第 115 条第 4 項若しくは第 6 項又は第 117 条の規定又は 2003 年通信法附則 12 第 20 項の規定
 - (b) 2003 年通信法第 334 条第 1 項の規定に基づき、同法第 1 部若しくは第 3 部又は 1996 年放送法第 1 部若しくは第 2 部に基いて付与される許諾に含まれる条件
 - (c) 1990 年放送法第 109 条第 2 項（録音・録画物等の作成を要求する Ofcom の権限に基づいて与えられる指示
 - (d) 2003 年通信法第 334 条第 3 項、第 368O 条の第 1 項又は第 3 項の規定
- (3) Ofcom が 1990 年放送法、1996 年放送法又は 2003 年通信法に基づく機能の遂行に関連して以下を使用しても著作権は侵害されない。
 - (a) これらの法律の規定に基づいて提供された録音・録画物、原稿又は記録
 - (b) 2003 年通信法第 30 条に基づいて作成されたスキームによって転送される既存の資料
- (4) 第 3 項において、「既存の資料」とは、以下をいう。
 - (a) 1990 年放送法又は 1996 年放送法のいずれかの規定に基づいて独立テレビ委員会又はラジオ局に提供された録音・録画物、原稿又は記録。
 - (b) 1996 年放送法第 115 条第 4 項若しくは第 5 項又は第 116 条第 5 項に基づいて放送基準委員会に提供されたいずれかの録音・録画物、原稿又は記録。
- (5) 2003 年通信法第 368B 条に基づいて設立された関連規制当局が同法に基づく機能の遂行に関連して、同法の規定に基づき又は同法を理由に当該規制当局に提供されたいずれかの録音・録画物、原稿又は記録を使用することによって著作権は侵害されない。
- (6) 本条における「オンデマンドプログラムサービス」とは、2003 年通信法における意味と同じ意味を有する（同法第 368A 条参照）。

④ 保存されたプログラムに関する規定

CDPA には、放送条約草案第 8 条のいう保存されたプログラムへのアクセスを公衆に提供するために放送機関が使用するプログラム搬送信号の固定権・再送信権は規定されておらず、放送は公衆に送信されない限り CDPA 第 6 条に基づく放送として保護されない。なお、放送が事前に録画されている場合は、CDPA 第 5 条第 b 項に基づく「映画」として保護される。また放送機関が送信に含めることを意図しているプログラム（送信前アクセス）及び放送機関が以前に送信した

4. 英国

プログラム（送信後キャッチアップ）についても明示的規定がない。放送は、公衆に送信されない限り CDPA 第 6 条に基づく放送として保護されない¹⁹。

⑤ プログラム搬送信号に関する規定

プログラム搬送信号は、SatCab 指令（93/83/EC）の国内適用のために行われた CDPA の 1996 年 12 月 1 日改正時に第 6 条の条文中に設けられた第 1A 項において言及されている。

1998 年著作権・意匠及び特許権法（CDPA）

<関係する条>

第 6 条 放送（Broadcasts）【再掲】

- (1) この部において、「放送」とは、次に掲げるいずれかに該当し、かつ、第 1A 項により除外されない視覚的影像、音その他の情報の電信的送信をいう。
- (a) 公衆の構成員による同時受信のために送信され、かつ、それらの者が適法に受信することができるもの
- (b) 公衆の構成員への提供のために送信を行う者のみが決定する時間に送信されるもの
また、放送することへの言及は、それに従って解釈される。
- (1A) いずれのインターネット送信も、次に掲げるいずれかの送信に該当しない限り、「放送」の定義から除外される。
- (a) インターネット上及び他の手段により同時に行われる送信
- (b) 生の出来事の同時送信
- (c) 送信を行うことについて責任を有する者が提供するプログラムサービスであって、その者が決定する予定された時間にプログラムが送信されるサービスの一部を構成する記録された動く影像又は音の送信
- (2) 暗号送信は、解読設備が、送信を行う者若しくは送信の内容を提供する者により又はその許可を得て公衆の構成員に提供されている場合に限り、公衆の構成員が適法に受信することができるものとみなされる。
- (3) 放送を行い、著作物を放送し、又は放送に著作物を挿入する者へのこの部における言及は、次に掲げる者への言及をいう。
- (a) プログラムを送信する者であって、その内容についていずれかの限度まで責任を有するもの
- (b) プログラムを提供するいずれかの者であって、それを送信する者とともにその送信に必要な手筈をととのえるもの
また、放送に関連してこの部におけるプログラムへの言及は、放送に挿入されるいずれの項目への言及をもいう。(4) この部の目的上、無線放送がそこから行われる場所は、放送を行う者の管理及び責任の下に、プログラム搬送信号が通信の中断のない連続（衛星送信の場合には衛星を通過して地上に降りる〔通信の〕連続を含む。）の中に導入される場所である。
- (4) この部の目的上、無線放送がそこから行われる場所は、放送を行う者の管理及び責任の下に、プログラム搬送信号が通信の中断のない連続（衛星送信の場合には衛星を通過して地上に降りる〔通信の〕連続を含む。）の中に導入される場所である。
- (4A) 第 3 項及び第 4 項の規定は、第 6A 条（特定の衛星放送の場合の安全措置）の規定に従って効力を有する。
- (5) この部で放送の受信という場合、電気通信システムによって中継される放送の受信も含まれる。
- (5A) 受信と即時再送信による放送の中継は、この規則の適用上、再送信される放送の実施とは別の放送行為とみなされる。
- (6) 他の放送の著作権を侵害する放送に著作権は存続せず、又はその限りにおいてその放送に著作権は存続しない。

¹⁹ ジョナサン グリフィス（ロンドン・クィーンメアリ大学法学部教授）にヒアリング。

⑥ 放送を無許諾で使用する者に対する罰則

CDPA はプログラム搬送信号を保護対象とは明示していないが、第 107 条は公衆への伝達により著作物の著作権を侵害する者に対する刑事罰について、第 297 条はプログラムの不正受信の罪について規定している。

1998 年著作権・意匠及び特許権法（CDPA）

＜関係する条＞

第 107 条 侵害物品の作成又は利用についての刑事責任

＜関係する項＞

(2A) 次に掲げるいずれかの公衆への伝達により著作物の著作権を侵害する者は、その者がそうすることによりその著作物の著作権を侵害していることを知り、又はそう信じる理由を有する場合には、罪を犯す。

(a) 業務の過程における著作物の公衆への伝達

(b) 業務の過程以外における著作物の公衆への伝達であって、著作権者を害するような影響を与える程度までのもの。

(4A) 第 2A 項に基づく罪について有罪とされる者は、次に掲げるいずれかの刑に処する。

(a) 即決の有罪判決により、3 月以下の拘禁若しくは罰金又は併科。

(b) 起訴による有罪判決により、罰金若しくは 2 年以下の拘禁又は併科。

(5) この条の規定に基づく他のいずれかの罪につき有罪とされる者は、即決の有罪判決により、3 月以下の拘禁若しくは標準等級の段階 5²⁰以下の罰金又は併科に処する。

第 297 条 プログラムの不正受信の罪

(1) 連合王国内のある場所から提供される放送サービスに挿入されているプログラムを、そのプログラムの受信に適用されるいずれかの料金の支払を回避する意図をもって、不正に受信する者は、罪を犯し、かつ、即決の有罪判決により、標準等級の段階 5 以下の罰金に処する。

(2) 法人が犯したこの条に基づく罪が、法人の取締役、マネージャー、事務局長その他類似の役員又はそのようないずれかの資格において行動すると称する者の同意又は黙認を得て犯されたことが立証される場合には、その者及び法人が、その罪について有罪とされ、訴えの提起を受け、かつ、それに従って処罰される。

その構成員により事務を管理される法人に関して、「取締役」とは、法人の構成員をいう。

第 299 条 不正受信についての補則

(1) 国王陛下は、枢密院令により、次に掲げることを規定することができる。

(a) 第 297 条の規定が、連合王国以外の国又は領域から提供されるサービスに挿入されているプログラムに関して適用されること

(b) 第 298 条の規定が、そのようなプログラム及びそのような国又は領域から送られてくる暗号送信に関して適用されること

(2) 削除

(3) 第 1 項に基づく枢密院令を含む制定文書は、議会の上院又は下院の決議に従って廃止することができる。

(4) 第 297 条及び第 298 条の規定が放送サービスに関して適用される場合には、それらの規定は、音若しくは視覚的影像又は両方を電気通信設備を用いて送ることから全体的に又は主として成るそのサービスを提供する者又はそのサービスのためのプログラムを提供する者のために行われるいずれのサービスについても適用される。

²⁰ 訳注：標準等級の段階 5 以下の罰金（summary conviction to a fine not exceeding level 5 on the standard scale）の金額は 2015 年 3 月 13 日以降無制限とされており、裁判官が決定する。

Sentencing Council, Maximum fines.

<https://www.sentencingcouncil.org.uk/explanatory-material/magistrates-court/item/fines-and-financial-orders/approach-to-the-assessment-of-fines-2/9-maximum-fines/>

(5) 第 297 条、第 297A 条及び第 298 条並びにこの条において、「プログラム」、「放送」及び関係する表現は、第 1 部（著作権）におけるのと同じの意味を有する。

なお、2003年通信法（Communication Act 2003）は、ライセンスを有しない者が放送を行うこと及びライセンス上の条件（例：放送著作権者の許諾を得ないプログラムの再送信）に違反することを禁じており、違反した者には情報通信庁（Ofcom）が金銭的制裁やライセンスの取消しを執行する²¹。

（４）放送条約草案の規定に該当する放送機関の権利に関する規定の分析

① 受益者（保護主体）に、インターネット上のみでリニア送信を行う事業者が含まれるか

CDPA（1998 年著作権・意匠及び特許権法）において放送機関は著作者として保護され、放送機関の著作物（放送）は著作権に基づいて保護される。

インターネット上のみでリニア送信を行う事業者は、CDPA 第 6 条（放送）第 1A 項 a 号の「インターネット上及び他の手段により同時に行われる送信」に該当し、かかるリニア送信は著作権保護の対象となる。なお CDPA は「隣接権」や「関連する権利」という用語を用いていないが、放送機関（受益者）が送信する放送（保護対象）は、ローマ条約や EU 法における著作隣接権と機能的に同等の保護を受ける²²。

② 保護対象（保護客体）に、インターネット送信（インターネット同時送信、キャッチアップ TV など）が含まれるか

インターネット送信を行う事業者は、CDPA 第 6 条（放送）第 1A 項 a 号の「インターネット上及び他の手段により同時に行われる送信」に該当し、著作権保護の対象となる。またキャッチアップ TV は、2020 年 11 月 25 日の高等裁判所判決により、公衆に伝達するキャッチアップ TV の事業者が著作権を有する限りにおいて著作権保護の対象となる。

③ 保護対象（保護客体）に、放送前信号が含まれるか

CDPA において放送機関が著作権を有する場合の保護対象は放送とされ、放送の著作隣接権ではない。また、著作権保護対象の対象は信号とは明示されておらず、放送条約草案の放送前信号すなわち「放送機関がその後公衆に送信する目的で送信するプログラム搬送信号」についても明示的規定がない。CDPA 第 6 条（放送）第 a 項は、「放送」を「(a) 公衆が同時に受信できるように送信され、かつ、公衆が合法的に受信することができるもの。又は、(b) 公衆に提供するために送信者のみが決定した時間に送信され、第 1A 項によって除外されないもの。」と定義し、放送を送信する前の信号の送信を保護対象としていない。

²¹ Communications Act 2003. s.3, s.362, Sch. 13

<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/21/contents>

²² Aplin, T., & Llewelyn, D. (2023). Intellectual Property: Patents, Copyrights, Trademarks & Allied Rights (9th ed.). Sweet & Maxwell. Chapter 14 "Copyright: Particular Cases".

④ 放送機関が送信したプログラム搬送信号の再送信権（条約草案 第6条）

CDPA には放送機関に放送プログラムの著作隣接権を認める規定はなく、放送機関がライセンスを取得して（著作権料を支払って）著作権を有するプログラムを再送信するには、ライセンス又は著作権者の同意を前提としている。CDPA は、放送機関の再送信権について、第20条第1項に公衆への伝達行為が著作権者の許諾を要する行為であることを定め、第2項に(a) 著作物を放送すること（放送権）と(b) オンデマンド方式で公衆に提供すること（公衆送信権、いわゆる「利用可能化権」）を定めていることを根拠として、第三者が無許可で放送機関が著作権を有するプログラムを公衆に伝達する（再送信する）ことから保護している。ただし著作権保護の対象は放送プログラムであって、信号とは明示していない。

⑤ 放送機関が送信したプログラム搬送信号の固定権（条約草案 第7条）

CDPA には放送機関に放送プログラムの著作隣接権を認める規定はなく、放送条約草案第7条にいう放送機関が送信したプログラム搬送信号の固定権に関する規定はない。

CDPA において著作物の固定は、第3条第2項に「文書その他に記録すること」とされる。「文書その他に記録すること」により固定された著作物の著作権者には CDPA 第16条に基づく排他的権利が付与される。したがって放送機関が自らの放送を録画・録音する行為は保護の対象とされ、無断録画は放送著作権の侵害となる。

⑥ 保存されたプログラムへのアクセスを公衆に提供するために放送機関が使用するプログラム搬送信号の固定権・再送信権（条約草案 第8条）

CDPA には放送機関に放送プログラムの著作隣接権を認める規定なく、放送条約草案第8条のいう保存されたプログラムへのアクセスを公衆に提供するために放送機関が使用するプログラム搬送信号の固定権・再送信権は規定されていない。

⑦ 放送前信号の固定権・再送信権（条約草案 第9条）

CDPA には、放送条約草案にいう放送前信号、すなわち「放送機関がその後公衆に送信する目的で送信するプログラム搬送信号」について規定がない。放送は公衆に送信されない限り CDPA 第6条に基づく放送として保護されない。

⑧ ④～⑦の権利を代替する、他の適切かつ効果的な保護（条約草案 第10条）

CDPA にはプログラム搬送信号を保護対象とした規定はないが、第107条に公衆への伝達により著作物の著作権を侵害する者に対する罰則を、第207条にプログラムを料金の支払を回避する意図をもって不正受信した者に対する罰則を規定している。

また「2003年通信法（Communication Act 2003）」は、ライセンスを有しない者が放送を行うこと及びライセンス上の条件（例：放送著作権者の許諾を得ないプログラムの再送信）に違反することを禁じており、違反した者には情報通信庁（Ofcom）が金銭的制裁やライセンスの取消しを執行する。

第2章 各国・地域の法制度及び最新動向

4. 英国

なお放送機関の認可・監督等を所管する Ofcom は、国民からの情報公開請求に回答する形で、「放送信号の侵入（broadcast signal intrusions；テレビ放送をハッキングして無許可でその放送を放送する行為）があった事実はこれまで確認されていない。」と 2024 年 10 月 3 日に公表した²³。

²³ Ofcom, FOI request Reference 01885836, 3 October 2024
<https://www.ofcom.org.uk/siteassets/resources/documents/about-ofcom/foi/2024/october/broadcast-signal-intrusions.pdf?v=382186>

5. スイス

(1) 関係機関

① 著作権を所管する機関

著作権を所管する機関は、連邦法務警察省の下部機関である連邦知的財産研究所である¹。連邦知的財産研究所の権限は「著作権及び著作隣接権に関する法令」第1章に基づく²。放送条約は連邦知的財産研究所の法務国際課が所管する³。

② 放送を規制する機関

放送及びインターネット放送を規制する機関は連邦環境・運輸・エネルギー・通信省の外局である連邦通信庁であり⁴、メディア局が所管する。メディア局には放送関係の連邦諮問機関として連邦メディア委員会が置かれている⁵。

(2) 関係法令

① 著作権・著作隣接権に関する法律

スイスにおける著作権に関する法律は「著作権及び著作隣接権に関する連邦法」であり、略称は「著作権法」とされている⁶。本章では著作権法を、ドイツ語での頭字語を用いて URG という⁷。URG は当初 1992 年 10 月 9 日に施行され、最新改正施行日は 2023 年 7 月 1 日である。URG において放送機関の著作隣接権は、第3編（著作隣接権）第37条（放送機関の権利）に規定されている。URG の全体構成を以下に示す。

URG（著作権及び著作隣接権に関する連邦法）

第1編 主題

第1条 主題

第2編 著作権

第1章 著作物

第2条 著作物の定義

第3条 二次的著作物

第4条 集合著作物

第5条 保護の対象外となる著作物

第2章 著作者

第6条 定義

¹ 連邦知的財産研究所の頭字語は、ドイツ語では IGE、フランス語、イタリア語、英語では IPI という。

Eidgenössische Institut für Geistiges Eigentum (IGE)

<https://www.ige.ch/de/ueber-uns-1>

² Verordnung über das Urheberrecht und verwandte Schutzrechte (Urheberrechtsverordnung, URV)

https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/1993/1821_1821_1821/de

³ La Division Droit & Affaires internationales de l'IPI au service de la propriété intellectuelle

https://www.ige.ch/fileadmin/user_upload/andere/Juristische_Infos/f/j1f.pdf

⁴ 連邦通信庁の頭字語は、ドイツ語では BAKOM、フランス語と英語では OFCOM、イタリア語では UFCOM という。Bundesamt für Kommunikation (BAKOM)

<https://www.bakom.admin.ch/bakom/fr/page-daccueil/l-ofcom/organisation.html>

⁵ 連邦メディア委員会の頭字語は、ドイツ語では EMEK、フランス語とイタリア語では COFEM、英語では FMC という。Eidgenössische Medienkommission (EMEK)

<https://www.emek.admin.ch/de/startseite/>

⁶ Bundesgesetz über das Urheberrecht und verwandte Schutzrechte (Urheberrechtsgesetz, URG)

https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/1993/1798_1798_1798/de

⁷ 「著作権及び著作隣接権に関する連邦法」の頭字語は、フランス語とイタリア語では LDA、ロマンシュ語では LDAu、英語では CoPA という。

- 第7条 共同著作者
- 第8条 著作者の推定
- 第3章 著作権の範囲
 - 第1節 著作者とその著作物の関係
 - 第9条 著作者の認定
 - 第10条 著作物の使用
 - 第11条 著作物の完全性
 - 第2節 著作物の著作権と複製物の所有権の関係
 - 第12条 消尽の原則
 - 第13条 著作物の複製物の貸出
 - 第13a条 視聴覚著作物の提供
 - 第14条 著作者のアクセス権及び展示権
 - 第15条 破棄からの保護
- 第4章 権利の譲渡、債務の執行
 - 第16条 権利の譲渡
 - 第17条 コンピューター・プログラムに関する権利
 - 第18条 債務の執行
- 第5章 著作権の例外
 - 第19条 私的使用
 - 第20条 私的使用に対する報酬
 - 第21条 コンピューター・プログラムの解読
 - 第22条 放送著作物の頒布
 - 第22a条 放送機関のアーカイブ著作物の使用
 - 第22b条 孤児著作物の使用
 - 第22c条 放送音楽著作物の提供
 - 第23条 レコード制作の強制許諾
 - 第24条 アーカイブ及びバックアップコピー
 - 第24a条 一時的な複製
 - 第24b条 放送目的の複製
 - 第24c条 障害者による著作物の使用
 - 第24d条 学術研究目的での著作物の使用
 - 第24e条 アーカイブ
 - 第25条 引用
 - 第26条 博物館、展覧会、オークションのカタログ
 - 第27条 一般に公開されている敷地内での作業
 - 第28条 時事問題の報道
- 第6章 保護期間
 - 第29条 一般規定
 - 第30条 共同著作
 - 第31条 著作者が不明の場合
 - 第32条 起算
- 第3編 著作隣接権
 - 第33条 実演家の権利
 - 第33a条 実演家人格権
 - 第34条 集団の著作隣接権
 - 第35条 レコード及び視聴覚固定物の使用に対する報酬を受ける権利
 - 第35a条 視聴覚作品における実演の提供
 - 第36条 レコード及び視聴覚固定物の製作者の権利
 - 第37条 放送機関の権利
 - 第38条 権利の譲渡、執行、保護の例外及び制限
 - 第39条 保護期間
- 第3a編 技術的措置及び権利管理情報の保護
 - 第39a条 技術的措置の保護

- 第 39b 条 技術的措置の監督機関
- 第 39c 条 権利管理情報の保護
- 第 3b 編 ユーザーが入力した情報を保存する ISP の義務
- 第 39d 条
- 第 4 編 集中管理団体
 - 第 1 章 連邦の監督対象分野
 - 第 40 条 連邦の監督対象分野
 - 第 2 章 認可
 - 第 41 条 原則
 - 第 42 条 要件
 - 第 43 条 有効期限、公表
 - 第 2a 章 拡大集中許諾
 - 第 43a 条
 - 第 3 章 集中管理団体の義務
 - 第 44 条 権利管理義務
 - 第 45 条 業務遂行義務
 - 第 46 条 使用料規程
 - 第 47 条 共同使用料規程
 - 第 48 条 分配規則
 - 第 49 条 利用収益の分配
 - 第 50 条 情報提供及び説明の義務
 - 第 4 章 集中管理団体への情報提供義務
 - 第 51 条 集中管理団体への情報提供義務
 - 第 5 章 集中管理団体の監督
 - 第 1 節 業務運営の監督
 - 第 52 条 監督機関
 - 第 53 条 監督の範囲
 - 第 54 条 義務不遵守に対する措置
 - 第 2 節 使用料規程の監督
 - 第 55 条 著作権及び隣接権の活用に関する連邦仲裁委員会
 - 第 56 条 仲裁委員会の構成
 - 第 57 条 意思決定のための定足数
 - 第 58 条 行政監督機関
 - 第 59 条 使用料規程の承認
 - 第 60 条 公平性の原則
- 第 5 編 法的保護
 - 第 1 章 民法上の保護
 - 第 61 条 宣言判決を求める訴訟
 - 第 62 条 請求の権利
 - 第 63 条 民事没収
 - 第 64 条 <削除>
 - 第 65 条 予備的措置
 - 第 66 条 判決の公表
 - 第 66a 条 判決の通知
 - 第 2 章 刑事罰
 - 第 67 条 著作権の侵害
 - 第 68 条 出典の省略
 - 第 69 条 著作隣接権の侵害
 - 第 69a 条 技術的保護措置及び権利管理情報に関する犯罪
 - 第 70 条 不正な権利の主張
 - 第 71 条 事業活動における違法行為
 - 第 72 条 刑事訴訟における没収
 - 第 73 条 起訴

第3章 連邦行政裁判所への控訴

第74条 連邦行政裁判所への控訴

第4章 連邦税関国境警備局による支援

第75条 不審物品の通知

第76条 協力の要請

第77条 物品の差押

第77a条 抽出品

第77b条 製造及び営業秘密の保護

第77c条 物品の破棄の申請

第77d条 同意

第77e条 証拠

第77f条 損害賠償

第77g条 費用負担

第77h条 説明責任声明及び損害賠償

第5a編 刑事告訴又は刑事犯罪の報告を目的とした個人データの処理

第77i条 刑事告訴又は刑事犯罪の報告を目的とした個人データの処理

第6編 最終規定

第1章 現行法の施行及び廃止

第78条 実施規定

第79条 連邦法の廃止

第2章 経過規定

第80条 従前の許諾

第81条 従前の契約

第81a条 ライセンシーの請求権

第82条 著作権の使用許可

第83条 使用料規程

第3章 国民投票及び施行

第84条 国民投票及び施行

著作権について規定したURGの第2編の主要な条項及び放送著作権に関する条項を以下に示す。

URG（著作権及び著作隣接権に関する連邦法）

第2編 著作権（第2条～第32条）

第2条 著作物の定義

1 著作物とは、その価値や目的にかかわらず、独自の性格を有する文学的及び芸術的な知的創作物をいう。

2 具体的には、以下のようなものをいう。

a. 文学、科学及びその他の言語の著作物。

b. 音楽著作物及びその他の音響著作物。

c. 芸術著作物、特に絵画、彫刻、グラフィック著作物。

d. 図面、計画、地図、3次元表現などの科学的又は技術的な内容を含む著作物。

e. 建築著作物。

f. 応用芸術著作物。

g. 写真、映画、その他の視覚的又は視聴覚的著作物。

h. 振付作品とパントマイム著作物。

3 コンピューター・プログラムもまた著作物とする。

3-2 写真による描写や、写真と同様の過程を経て制作された立体物の描写は、たとえ個別性を有しなくとも著作物とみなされる。

4 著作物の草稿、題名、部分についても、それが個別性を有する知的創作物である限り、保護される。

第10条 著作物の使用

- 1 著作者は、その著作物が使用されるか否か、いつ、及びどのように使用されるかを決定する排他的権利を有する。
- 2 著作者は、特に次の権利を有する：
 - a. 印刷物、レコード、ビデオグラム又はその他のデータ媒体の形式で著作物の複製物を作成する権利、
 - b. 著作物の複製物を提供、譲渡又はその他の方法で頒布する権利、
 - c. 著作物を朗読し、上演し、若しくは提示し、又は他の場所において認識可能にし、若しくは人が個々に選択した場所及び時間からアクセスできるような方法で、直接又はあらゆる種類の媒体を通じて使用可能にすること、
 - d. ラジオ、テレビ又はこれらに類する手段（有線によるものを含む）により著作物を放送すること、
 - e. 特に有線によるものを含め、その提供者が元の放送機関（(独) Sendeunternehmen / (仏) diffuser l'œuvre par la radio, la télévision / (英) broadcasting organisation）ではない技術的設備により著作物を再送信すること、
 - f. 使用可能にされ、放送され、再送信された著作物を認識可能にすること。
- 3 ソフトウェアの著作者は、それをレンタルする排他的貸与権を有する。

第 13a 条 視聴覚著作物の提供

- 1 視聴覚著作物を、人々が自ら選択した場所及び時間からアクセスできるように適法に提供する者は、その視聴覚著作物を創作した著作者に対して報酬を支払う義務を負う。
- 2 以下 の場合には報酬を支払う義務がない。
 - a. 著作者又はその相続人が、その著作物を独占的に使用可能にする権利を個人的に使用する場合、又は
 - b. その視聴覚著作物が次のいずれかに該当する場合。
 1. 会社案内映画、産業用映画、広告又は宣伝用映画、コンピューターゲーム、放送機関による役務又は委託著作物、又はその他雇用契約に基づいて作成された、又は委託されたジャーナリズム分野の著作物。
 2. 放送機関のアーカイブ著作物（第 22a 条）
 3. 孤児著作物（第 22b 条）。
- 3 報酬を受ける権利は不可侵かつ放棄できないものであり、著作者のみがこれを請求する権利を有し、契約で合意された視聴覚著作物の使用に対する報酬に代わるものとする。報酬は、承認された集団的権利管理組織によってのみ主張できる。
- 4 スイス国内に住所又は登記事務所を有する者によって制作されていない視聴覚著作物の著作者は、視聴覚著作物が制作された国が著作者に対して著作物の提供に対する集団的権利管理報酬権も規定している場合にのみ、報酬を受ける権利を有する。
- 5 本条は、視聴覚著作物に含まれる音楽には適用されない。音楽著作物の著作者は、共同で管理される独占的権利から生じる収益の公平な分配を受ける権利を有する。

第 22 条 放送著作物の送信

- 1 放送著作物を同時にかつ改変なしに知覚可能にする権利、又は放送プログラムの再送信の枠組み内でそのような著作物を再放送する権利は、認可された集団的権利管理団体によってのみ主張することができる。
- 2 集合住宅や集合住宅内の設備など、少数の受信者にサービスを提供することを意図した技術設備による著作物の再送信は許可される。
- 3 この条項は、有料テレビプログラムの再放送やスイス国内で受信できないプログラムの再放送には適用されない。

第 22a 条 放送機関のアーカイブ著作物の使用

- 1 2006 年 3 月 24 日付ラジオ及びテレビに関する連邦法の対象となる放送機関のアーカイブ著作物に対する以下の権利は、第 3 項に従って、認可された集団的権利管理組織によってのみ主張することができる。
 - a. 改変されていない完全なアーカイブ著作物又はその抜粋を放送する権利。

- b. 改変されていない完全な著作物又はその抜粋を、人々が個々に選択した場所又は時間からアクセスできるように提供する権利。
 - c. a 及び b に基づく使用を行使するために必要な複製権。
- 2 放送機関のアーカイブ著作物とは、放送機関が自らの編集責任と費用で、又は放送機関の単独の要請と費用で第三者が作成したレコード又は視聴覚固定物に固定された著作物で、少なくとも 10 年前に最初に放送されたものをいう。他の著作物又は著作物の一部がアーカイブ著作物に統合されている場合、それがアーカイブ著作物の独自性を著しく決定しない限り、第 1 項は、この著作物又は部分的な著作物に対する権利の主張にも適用される。
- 3 第 1 項に基づく権利及びその報酬が最初の放送前又は放送後 10 年以内に契約で規定されている限りにおいて、契約規定が排他的に適用される。第 1 項は、第 37 条に基づく放送機関の権利には適用されない。放送機関及び関係する第三者は、要求に応じて、集団的権利管理機関に契約上の合意に関する情報を提供しなければならない。

第 22b 条 孤児著作物の使用

- 1 著作物に対する権利の保有者が不明のままであるか、適切な調査努力によっても発見できない場合、その著作物は孤児であるとみなされる。
- 2 第 10 条に基づく孤児著作物に対する権利は、著作物が以下の著作物の複製物に基づいて利用される場合に限り、許諾された集団的権利管理団体によって主張することができる：
- a. 公共の、又は公にアクセス可能な図書館、教育機関、博物館、コレクション、及び公文書館が所蔵するコレクション、又は放送機関のアーカイブ・コレクションに含まれる場合。
 - b. スイスで制作、複製、もしくは利用可能にされた、又は a に規定する機関に引き渡された場合。
- 3 孤児著作物は公表されたものとみなされる。他の著作物又は部分的著作物が孤児著作物に統合されている場合、第 2 項は、これらの著作物又は部分的著作物がアーカイブされた著作物の独自性を実質的に決定しない限り、これらの著作物又は著作物の一部に対する権利の行使にも適用される。
- 4 権利者は、著作物の利用に対して報酬を受ける権利を有する。この報酬は、著作物の利用について、関連する集団的権利管理団体の頒布規則に規定される報酬を超えることはできない。
- 5 第 43a 条は、第 2 項第 a 号に基づく収集物からの著作物の複製物に基づいて、より多数の著作物を利用する場合に適用される。
- 6 10 年以内に権利者が現れない場合、第 48 条第 2 項の適用除外により、利用収益は、その全額が社会福祉目的及び文化の適切な振興のために使用されるものとする。

第 22c 条 放送音楽著作物の提供

- 1 放送に含まれる非演劇的音楽著作物をラジオプログラム又はテレビプログラムを通じて使用可能にする権利は、次の場合にのみ、認可された集団的権利管理団体によって主張することができる。
- a. 放送が主として放送機関によって又は放送機関の要請によって制作されたこと。
 - b. 放送はその音楽よりも優先されるその音楽以外の話題に特化され、その音楽が通常の方法で放送に先立って公表されていたこと。
 - c. これを使用可能にすることが、第三者によるレコード又はオンライン提供による音楽の販売を妨げるものではないこと。
- 2 第 1 項の要件に従い、使用可能にすることを目的とした複製権は、認可された集団的権利管理団体によってのみ主張することができる。

第 24a 条 一時的な複製

著作物の一時的な複製は、以下の場合に許可される。

- a. 一時的又は偶発的なものである場合。
- b. 技術的プロセスの不可欠かつ本質的な部分である場合。
- c. 唯一の目的が、仲介者による第三者間のネットワークでの著作物の送信、又は著作物の合法的な使用を可能にすることである場合。

d.独立した経済的意義を有しない場合。

第 24b 条 放送目的の複製

1. 2006 年 3 月 24 日付ラジオ及びテレビに関する連邦法の対象となる放送機関によって、市販のレコード又は視聴覚固定物が放送目的で使用される場合、非演劇音楽著作物の複製の権利は、認可された集団的権利管理組織によってのみ主張することができる。
- 2 第 1 項に従って作成された複製物は、譲渡又はその他の方法で配布することはできない。複製物は放送機関が自らの設備を使用して作成しなければならない。複製物は目的を達成した後は破棄しなければならない。第 11 条は留保される。

第 29 条 一般規定

- 1 著作物は、媒体上に固定されているか否かにかかわらず、創作された時点で著作権によって保護される。
- 2 保護の期限は、
 - a. コンピューター・プログラムについては、著作者の死後 50 年とする。
 - a-2. 写真の複製物及び写真に類似するプロセスを用いて制作された立体物の複製物については、当該複製物が個人的性格を有しない場合には、制作後 50 年とする。
 - b. その他のすべての著作物については、著作者の死後 70 年とする。
- 3 著作者が死後 50 年以上又は 70 年以上経過していると推定される場合には、保護は適用されなくなる。
- 4 第 30 条及び第 31 条は、写真の複製物及び写真に類似する方法によって作成された立体物の複製物について当該複製物が個別性を有しない場合には適用されない。

② 放送を規制する法律

スイスにおいてプログラムサービス（連続的に提供され、時間的に定義され、電気通信技術を使用して送信され、公衆を対象とする一連のプログラム）の放送、処理、送受信を規制する法律は「2006 年 3 月 24 日付ラジオ及びテレビに関する連邦法」である⁸。同法において放送とは、電気通信技術を用いて一般公衆向けに送信されるものを意味する。本章では同法を、ドイツ語での頭字語を用いて RTVG という⁹。

③ インターネットによるプログラム送信を規制する法律

電気通信技術を用いて第三者に情報を送信することを電気通信サービスといい、インターネットなどの電気通信技術を用いて放送局のプログラムサービスを送信する電気通信事業者は「1997 年 4 月 30 日付電気通信法」の規制を受ける（RTVG 第 1 条）¹⁰。本章では「1997 年 4 月 30 日付電気通信法」を、ドイツ語での頭字語を用いて FMG という¹¹。

⁸ Bundesgesetz über Radio und Fernsehen (RTVG) vom 24. März 2006

<https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2007/150/de>

⁹ 「2006 年 3 月 24 日付ラジオ及びテレビに関する連邦法」の頭字語は、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語では LRTV、英語では RTVA という。

¹⁰ Fernmeldegesetz (FMG)

https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/1997/2187_2187_2187/de

¹¹ 「1997 年 4 月 30 日付電気通信法」の頭字語は、フランス語とイタリア語では LTC、英語では TCA という。

(3) 放送機関の著作権・著作隣接権に関する規定

① 放送及び放送機関の定義に関する規定

放送及び放送機関の定義はURG（著作権及び著作隣接権に関する連邦法）では明示的に示されていない。

URG において放送機関（(独) Sendeunternehmen / (仏) organismes de diffusion / (英) broadcasting organisations）は、RTVG（2006年3月24日付ラジオ及びテレビに関する連邦法）に基づく放送機関とされ、放送機関の著作隣接権について定めた第37条第e項でその放送を、人々が個人的に選択した場所と時間にアクセスできるような方法で、あらゆる種類の媒体を通じて使用できるようにする排他的権利を有するとされている。

いっぽう RTVG では、放送機関ではなく放送局（(独) Programmveranstalter / (仏) diffuseur / (英) broadcaster）という用語が用いられるが、RTVG 第2条第g項によれば、放送局の放送は電気通信技術を用いて一般公衆向けに送信されるものをいう。電気通信技術による送信とは、FMG（1997年4月30日付電気通信法）第3条第c項によれば、電気信号、磁気信号、光信号、又はその他の電磁信号による、回線又は無線による情報の送信又は受信を意味し、RTVG に特段の定めがない限りインターネットによる送信が含まれると解釈される。また RTVG 第61a条は、電気通信サービス事業者が放送局のテレビプログラムサービスをキャッチアップテレビ視聴できるようにすることについて規定している。関係する法律と条文を以下に示す。

URG（著作権及び著作隣接権に関する連邦法）

第1編 主題（第1条）

＜関係する条＞

第1条

1 本法は、以下を規定する。

- a. 文学的及び美術的著作物の作者の保護、
- b. 実演家、レコード又はビデオグラムの製作者及び放送機関の保護。
- c. 収集団体の連邦監督。

2 国際条約は、留保される。

第37条 放送機関の権利

放送機関は、次の排他的権利を有する：

- a. その放送を再送信すること。
- b. その放送を知覚可能にすること。
- c. その放送をレコード、ビデオグラム又はその他のデータ媒体に固定し、かつ当該レコードを複製すること。
- d. その放送の複製物を提供、譲渡又はその他の方法で頒布すること。
- e. その放送を、人々が個人的に選択した場所と時間にアクセスできるような方法で、あらゆる種類の媒体を通じて使用できるようにすること。

RTVG（2006年3月24日付ラジオ及びテレビに関する連邦法）

＜関係する条＞

第1条 適用範囲

1 本法は、ラジオ及びテレビプログラムサービスの放送、処理、送信及び受信を規制する。本法に別段の定めがない限り、電気通信技術を用いたプログラムサービスの送信は、1997年4月30日付電気通信法（FMG）に基づく。

2 編集上の重要性が低いプログラムは、本法の対象外とする。基準は連邦審議会が定める。

第2条 定義

本法において、

- a. プログラムサービス とは、連続的に提供され、時間内に規定され、電気通信技術を使用して送信され、公衆を対象とする一連のプログラムをいう。
 - b. プログラム とは、形式及び内容の点で自己完結的なプログラムサービスの一部を意味する。
 - c. 編集プログラム とは、広告ではないプログラムをいう。
 - c-2. 編集出版物 とは、スイス放送局のプログラムサービスにおける編集プログラム、又はスイス放送協会（SRG SSR）のその他のジャーナリズムサービスの一環として編集スタッフが制作した寄稿を意味する（第 25 条第 3 項 b）。
 - d. 放送局とは、プログラムの制作又はプログラムサービスの編集の責任を負う自然人又は法人をいう。
 - e. スイスプログラムサービス とは、1989 年 5 月 5 日付国境を越えたテレビに関する欧州条約の規定に従ってスイスの主権の下にあるプログラムサービスを意味する。これらの規定は、ラジオプログラムサービスにも準用される。
 - f. 電気通信技術による送信 とは、電氣的、磁氣的、光學的又はその他の電磁氣的手段による有線又は無線による情報の送信又は受信を意味する（FMG（電気通信法）第 3 条 c 項）
 - g. 放送 とは、電気通信技術を用いて一般公衆向けに送信されるものをいう。
 - h. 電気通信サービス とは、電気通信技術を用いて第三者に情報を送信することを意味する（FMG 第 3 条 b 項）。
 - i. 連携サービス とは、プログラムと機能単位を形成する、又はプログラムの使用に必要な電気通信サービスをいう。
 - j. 処理 とは、プログラムサービスの送信、バンドリング、暗号化、マーケティング、又は受信機器でのプログラムサービスの選択のためのサービス又は技術的手順の運用を意味する。
- k～p<略>

FMG（1997 年 4 月 30 日付電気通信法）

<関係する条>

第 2 条 目的

本法は、2006 年 3 月 24 日付ラジオ及びテレビに関する連邦法（RTVG）に別段の定めがない限り、ラジオ及びテレビプログラムサービスの送信を含む電気通信技術による情報の送信を規制するものとする。

第 3 条 定義

本法において、

- a. 情報とは、記号、信号、文字、画像、音声、及び人間その他の生物、又は機械に向けられたその他のあらゆる形式の表現を意味する
 - b. 電気通信サービスとは、電気通信技術による第三者のための情報の送信を意味する。
 - c. 電気通信技術による送信とは、電気信号、磁気信号、光信号、又はその他の電磁信号による、回線又は無線による情報の送信又は受信を意味する。
- c-2～g <中略>
- h. ラジオ及びテレビプログラムサービスとは、RTVG 第 2 条に定義される一連のプログラムをいう。

RTVG（2006 年 3 月 24 日付ラジオ及びテレビに関する連邦法）

<関係する条>

第 61a 条 キャッチアップテレビ視聴

- 1 キャッチアップテレビ視聴とは、放送局のテレビプログラムサービスが電気通信サービス事業者によって送信及び録画され、電気通信サービス事業者が著作権に関する規定に従って限られた期間、エンドユーザーに完全に視聴できるようにするものと定義される。

- 2 キャッチアップテレビ視聴を提供する電気通信サービス事業者は、放送局の同意なしに、送信及び録画するリニアテレビプログラムサービスを変更することはできない。広告とスポンサーシップに関する規則は、時間遅延によるテレビ視聴にも同様に適用される。
3. 青少年の保護を保証するため、連邦参議院は、キャッチアップテレビ視聴によるテレビプログラムサービスへのアクセスに関する規定を設けることができる。その際、スイスで認められている年齢別視聴制度を考慮するものとする。

② 固定権、再送信権に関する規定

URG 第 3 編において、放送機関の著作隣接権は、第 33 条の実演家の権利とは別に、第 37 条に独立して、放送機関が放送の固定及び再送信の排他的権利を有することを規定している。

URG（著作権及び著作隣接権に関する連邦法）

第 3 編 著作隣接権（第 33 条～第 39 条）

＜関係する条＞

第 33 条 実演家の権利

- 1 実演家とは、著作物若しくは民族芸術の表現形式を実演する自然人又は当該著作物の実演に芸術的に参加する自然人をいう。
- 2 実演家は、その実演又はその固定化に関して、以下の排他的権利を有する。
 - a. その実演が行われた場所以外の場所において、直接又はあらゆる種類の媒体を通じて、実演家が個々に選択した場所及び時間に人々がアクセスできるような方法で、その実演を認識できるようにすること
 - b. ラジオ、テレビ又は有線を含む類似の方法によってその実演を放送すること、及び当該提供者が元の放送機関ではない技術的装置によって放送された実演を再送信すること
 - c. その実演を空白の媒体に固定し、当該固定物を複製すること
 - d. その実演の複製物を提供し、譲渡し、又はその他の方法で頒布すること
 - e. その実演が放送、再送信又は公衆に提供されるときに、その実演を知覚可能なものとする

第 37 条 放送機関の権利

放送機関は、次の排他的権利を有する：

- a. その放送を再送信すること。
- b. その放送を知覚可能にすること。
- c. その放送をレコード、ビデオグラム又はその他のデータ媒体に固定し、かつ当該レコードを複製すること。
- d. その放送の複製物を提供、譲渡又はその他の方法で頒布すること。
- e. その放送を、人々が個人的に選択した場所と時間にアクセスできるような方法で、あらゆる種類の媒体を通じて使用できるようにすること。

第 38 条 権利の譲渡、行使並びに保護の例外及び制限

第 12 条第 1 項及び第 13 条の規定並びに本法第 2 編第 4 章及び第 5 章の規定は、実演家、レコード製作者及び視聴覚固定物製作者並びに放送機関が権利を有する権利に準用される。

第 39 条 保護の期間

- 1 保護は、実演家による著作物の実演又はフォークロアの表現の実演、レコード又は視聴覚的固定物の公表、又は公表されない場合にはその製作によって開始され、70 年後に終了する。
- 1-2 第 33a 条第 1 項に基づく実演家としての認定を受ける権利は、実演家の死によって失効するが、第 1 項に基づく保護期間が満了する前に失効することはない。
2. 保護の期間は、計算の対象となる事象が発生した年の 12 月 31 日から計算される。

③ 保存されたプログラムに関する規定

URG には保存されたプログラムに関する明示的な規定がない。

④ 放送前信号に関する規定

URG には放送前信号に関する明示的な規定がない。

⑤ 放送を無許諾で使用した者に対する罰則

放送された著作物を故意かつ違法に再送信又は知覚可能にした者は、URG 第 69 条に基づく著作隣接権を侵害したとして刑事罰の対象となり、その違反が営利目的である場合はさらに重い刑事罰が科せられる。第 67 条に基づく著作権の侵害と合わせて関係条文を以下に示す。

URG（著作権及び著作隣接権に関する連邦法）

第 5 編 法的保護（第 61 条～第 77h 条）

<関係する条>

第 67 条 著作権の侵害

- 1 権利を侵害された者の訴えにより、故意かつ違法に以下の違反をした者は、1 年以下の拘禁刑又は罰金刑が科せられる。
 - a. 著作物を虚偽の表示又は著作者が定めた表示と異なる表示で利用すること。
 - b. 著作物を公表すること。
 - c. 著作物を改変すること。
 - d. 著作物を利用して二次的著作物を作成すること。
 - e. いかなる方法によっても著作物の複製物を作成すること。
 - f. 著作物の複製物を提供、譲渡、又はその他の方法で頒布すること。
 - g. 著作物を朗読、上演、又は提示すること、あるいは著作物を直接的に、又は 何らかの媒体の助けを借りて、他のどこかで知覚可能にすること。
 - h. ラジオ、テレビ、又は有線を含む類似の手段によって著作物を放送する、あるいは技術的装置を用いて放送された著作物を再送信すること。
 - i. 利用可能とされた著作物、放送された著作物又は再送信された著作物を知覚可能とすること。
 - k. 違法に製造又は流通された物品の出所及び数量の管轄当局への申告及び商業購入者に引き渡された物品の受取人及び数量の特定を拒否すること。
 - l. コンピューター・プログラムを貸し出すこと。
- 2 第 1 項に規定する行為を営利目的で行った者は、職権で起訴される。刑罰は 5 年以下の拘禁刑又は罰金刑とされる。

第 69 条 著作隣接権の侵害

- 1 権利を侵害された者の告訴に基づき、故意かつ違法に以下の違反をした者は、1 年以下の拘禁刑又は罰金刑が科せられる。
 - a. 著作物の実演を、ラジオ、テレビ又は有線を含む類似の手段で放送すること。
 - b. 著作物の実演を空白の媒体に固定すること。
 - c. 著作物の実演のコピーを提供、譲渡、又はその他の方法で頒布すること。
 - d. 著作物の放送された実演を、その運営者が元の放送機関ではない技術的装置によって再送信すること。
 - e. 利用可能とされた著作物の実演、放送された著作物の実演又は再送信された著作物の実演を知覚可能とすること。
 - e-2. 偽名又は実演家が指定するアーティスト以外の名義で著作物の実演を利用すること。
 - e-3. 著作物の上演、レコード又は視聴覚固定物又は放送を、あらゆる種類の媒体を通じて、人が個々に選択した場所及び時間からアクセスできるようにすること。
 - f. レコード又は視聴覚固定物を複製し、その複製物を提供、譲渡又はその他の方法で頒布すること。

- g. 放送を再送信すること。
 - h. 放送を空白の媒体に固定すること。
 - i. 空白の媒体に固定された放送を複製すること又は当該複製のコピーを頒布すること。
 - k. 違法に製作された又は流通に供された、第 33 条、第 36 条又は第 37 条に基づく著作権隣接権により保護される実演が記録された、自己の所有する媒体の出所及び数量の管轄当局への申告、並びに商業上の購入者に引き渡された物の受取人及び数量の特定を拒否すること。
- 2 営利目的で第 1 項に規定する行為をした者は、職権で起訴される。その刑罰は、5 年以下の拘禁刑又は罰金刑とする。

このほか、「1997 年 4 月 30 日付電気通信法 (FMG)」は、電気通信ネットワークを介した情報の送信を規制するところ、著作権隣接権に関する直接的な規定はないが、無線周波数の無許可使用を行った者は 10 万スイスフラン以下の罰金（第 52 条第 1 項第 b 号）が、故意又は過失により電気通信設備を損傷又は破壊しそれによって情報の伝達を妨害した者は 3 年以下の拘禁又は罰金（第 50 条）が、故意又は過失により電気通信サービスを不正に使用した者は 10 万スイスフラン以下の罰金（第 51 条）が課せられる。

また、「連邦不正競争防止法 (UWG)」第 3 条第 1 項第 d 号は「自らの合理的な努力なしに他人の労働成果をそのまま使用し、それによって他人の経済的成果を損なう者の行為」を不正競争行為とし、第 23 条に「故意に不正競争行為を行った者は、刑事告訴により 3 年以下の拘禁又は罰金に処せられる。」と規定している。

（4）放送条約草案の規定に該当する放送機関の権利に関する規定の分析

① 受益者（保護主体）に、インターネット上のみでリニア送信を行う事業者が含まれるか。

URG（著作権及び著作権隣接権に関する連邦法）において「放送機関」は第 37 条の著作権隣接権の保護の受益者であるが、第 e 項に「その放送を、人々が個人的に選択した場所と時間にアクセスできるような方法で、あらゆる種類の媒体を通じて使用できるようにすること」の排他的権利を有するとされている。第 37 条による保護は、送信する媒体にかかわらず、送信プロセスの技術的及び組織的な活動が従来の放送と同等である場合に保護の受益者である「放送機関」に該当する可能性がある¹²。

② 保護対象（保護客体）に、インターネット送信（インターネット同時送信、キャッチアップTV など）が含まれるか。

URG 第 37 条第 e 項は、放送機関が「その放送を、人々が個人的に選択した場所と時間にアクセスできるような方法で、あらゆる種類の媒体を通じて使用できるようにすること」の排他的権利を有することから、放送機関がキャッチアップテレビ視聴を行う行為も保護の対象となる。ただし、RTVG（2006 年 3 月 24 日付ラジオ及びテレビに関する連邦法）第 61a 条が規定する、放送局のテレビプログラムサービスをキャッチアップテレビ視聴できるように提供する

¹² Viganò, Adriano und Manfred Reh binder (2008). URG Kommentar, 3. Auflage, Orell Fuessli Verlag. Art. 37 N 2 “De gør gældende, at det afgørende er, at der foreligger en teknisk og organisatorisk præstation, der muliggør en offentlig udsendelse. Overførselsmediet (radio, kabel, internet) er ikke nødvendigvis afgørende ”
Cyrill P. Rigamonti. (2019). Medienberichterstattung im Internet mit Sendungen Dritter. p.60
https://www.iwr.unibe.ch/e36453/e162339/e163247/e163141/files824704/Rigamonti_sic2019-57_ger.pdf?utm

電気通信事業者は、URG 第 37 条第 e 項の保護対象とされると解釈されない。スイスでは放送機関とみなされない企業が放送機関の許諾を得ずにインターネット上でその放送を同時送信したり、キャッチアップサービスを提供したりすることで、放送機関の著作隣接権を侵害したかどうかという問題を扱った裁判例はない¹³。

③ 保護対象（保護客体）に、放送前信号が含まれるか。

URG 第 37 条は放送機関の著作隣接権の保護対象を「放送」としており、「信号」を含むとは明示していない。なお WIPO のスイス代表は放送条約草案が信号ベースの保護を目的としていることに反対していない¹⁴。

④ 放送機関が送信したプログラム搬送信号の再送信権（条約草案 第 6 条）

URG 第 37 条第 a 項は放送機関が「放送」を再送信する排他的権利を有することを定めているが、放送が「信号」を含むかは明示していない。

⑤ 放送機関が送信したプログラム搬送信号の固定権（条約草案 第 7 条）

URG 第 37 条第 a 項は放送機関が放送を固定する排他的権利を有することを定めているが、放送が信号を含むかは明示していない。

⑥ 保存されたプログラムへのアクセスを公衆に提供するために放送機関が使用するプログラム搬送信号の固定権・再送信権（条約草案 第 8 条）

URG 第 37 条は第 e 項で放送機関が「その放送を、人々が個人的に選択した場所と時間にアクセスできるような方法で、あらゆる種類の媒体を通じて使用できるようにすること」の排他的権利を有し、第 a 項で再送信権、第 c 項で固定権を定めている。ただし放送が信号を含むかは明示されていない。

なお WIPO のスイス代表は、2023 年 3 月の SCCR 第 43 回会議において議長テキストとして示された条約草案第二次改訂版に対して公式コメントを提出した¹⁵。第 8 条の「保存されたプログラムの延期された送信」についてのコメントは以下のとおり。

¹³ ただし、著作権を侵害するコンテンツを提供するウェブサイトへのアクセスをブロックするようインターネットアクセスプロバイダーに要求できるかが争われた裁判で、スイス連邦最高裁判所が、そのような義務は存在しないと判決を下し、適切な規制は立法府によって提供されなければならないと判示した裁判例はある。

Urteil 4A_433/2018 vom 8. Februar 2019

https://www.bger.ch/ext/eurospider/live/de/php/aza/http/index.php?highlight_docid=aza://08-02-2019-4A_433-2018&lang=de&zoom=&type=show_document

Urteil: Keine Netzsperrungen gegen «Internet-Piraterie» in der Schweiz

https://steigerlegal.ch/2019/02/27/urteil-keine-netzsperrungen-urheberrecht-schweiz/?utm_source=chatgpt.com

¹⁴ Comments on the Second Revised Draft Text for the WIPO Broadcasting Organizations Treaty (SCCR/43/3)

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/copyright/en/sccr_44/sccr_44_comments_member_states_to_sccr_43_3.pdf

Luca Schirru et al. (2025). Documentary History of the Broadcast Treaty in the SCCR (Global Version). oint PIJIP/TLS Research Paper Series. 145

<https://digitalcommons.wcl.american.edu/research/145/>

¹⁵ Comments on the Second Revised Draft Text for the WIPO Broadcasting Organizations Treaty (SCCR/43/3)

ibid.

保存されたプログラムへのアクセスを提供するために使用されるプログラム搬送信号に対する保護を導入する必要はないと考える（3条2項）。当該保護が信号の違法コピーに対する保護とみなされるのはなぜか。注 3.08 で強調したように、信号の保護と信号によって伝達されるコンテンツは別個の問題である。放送機関が固定の権利を享有すること（第7条）、また、プログラムを送信する信号によって送信されるプログラムの保存はその固定の前提であることを考慮すると、第3条第2項によって埋められる必要のある保護の隙間は見当たらない。我々の知る限り、ライブコンテンツのオンライン海賊行為は BCO にとって主要な問題である。ライブコンテンツ、特にスポーツコンテンツは価値が高く、一度放送されると急速に減少する。このため EBU は、ライブコンテンツの違法送信に対する特別な対策を支持している。その意味で、保存されたプログラムへのアクセスを提供するために使用される信号の保護は無関係であり、無駄であるように思われる。さらに、BCO の VoD サービスを保護範囲に含め、Netflix のようなウェブ配信事業者の VoD サービスを保護範囲に含めない正当な理由は見当たらない。我々の見解では、VoD サービスは信号の違法コピーに対抗する条約によって保護される活動に該当すべきではない。いずれにせよ、ウェブ放送事業者と比較して BCO を優遇するには、十分な正当性が必要である。注 2.13 の説明では、BCO の VoD サービスと他の商用 VoD サービスとの本質的な違いは、プログラムが以前に元の放送機関による放送に含まれていることであると示されている。第8条によって認められる保護は明確ではない。我々の理解では、この規定は、放送機関がその保存されたプログラムへの公衆へのアクセスを提供するために使用するプログラム搬送信号の無許可の再送信及び固定化を禁止する権利を導入するものである。この種の信号の「公衆への送信の延期」とは何を意味するのか、よく理解できない。我々の理解では、保存されたプログラムへのアクセスを提供する送信は、（新たな信号の）新たな送信であり、延期された送信ではない。このような保護は、信号によって送信されるコンテンツに関連するものであり、この条約の対象とは意図されていない。この規定の文脈における「延期された送信」の意味を明確にしてください。我々の理解では、WIPO 放送条約は信号の海賊行為に対抗する条約であり、この条約に基づいて付与される保護は、信号によって伝達されるコンテンツには及ばないものとする。この理解に基づき、スイスは、第2条(h)の「保存されたプログラム」の定義と、関連する第3条(2)及び第8条を削除することを提案する。

⑦ 放送前信号の固定権・再送信権（条約草案 第9条）

URG には放送前信号に関する規定はない。なお WIPO スイス代表は、2023 年 3 月の SCCR 第 43 回会議において、条約草案第9条（放送前信号の利用）に関して以下のようにコメントした。

我々は、提案されている「放送前信号」の定義と、そのような信号に関する保護について、引き続き懸念を抱いている。一方では、この定義は、たとえ起草者がこれらを含めることを意図していたとしても、競技会場のカメラと通信システムの次のノード及びそれに続くノードとの間の信号伝送を除外しているように思われる（注 2.12 を参照）。他方、放送前信号がスポーツ団体の成果物であり、契約に基づいて放送事業者に引き渡される場合、受信側の放送事業者は放送前信号に関する排他的権利を付与されるべきではないと考える。このことはエンフォースメントの観点からも問題であり、侵害者が同じ侵害に関して異なる権利者の多数の裁判に直面することになりかねないからである。我々の見解では、放送機関以外の団体によって生成された放送前信号（免許に基づいて放送機関に送信されたもの）も、保護の格差を避けるために条約の対象とすべきである。ただし、保護は放送前信号の提供者に付与されるべきである（受信側放送機関には付与されない）。

したがって、（第9条を）次の（ように修正することを）提案する。

第9条 放送前信号の利用

放送前信号の提供者放送機関は、いかなる方法によっても放送前の信号について、第6条及び第7条に規定する許諾を得ない行為を禁止する権利を準用して享有する。

⑧ ④～⑦の権利を代替する、他の適切かつ効果的な保護（条約草案 第10条）

「1997年4月30日付電気通信法（FMG）」は、電気通信ネットワークを介した情報の送信を規制するところ、著作隣接権に関する直接的な規定はないが、無線周波数の無許可使用を行った者は10万スイスフラン以下の罰金（第52条第1項第b号）が、故意又は過失により電気通信設備を損傷又は破壊しそれによって情報の伝達を妨害した者は3年以下の拘禁又は罰金（第50条）に処せられ、故意又は過失により電気通信サービスを不正に使用した者は10万スイスフラン以下の罰金（第51条）が課せられる。

また、「連邦不正競争防止法（UWG）」第3条第1項第d号は、「自らの合理的な努力なしに他人の労働成果をそのまま使用し、それによって他人の経済的成果を損なう者の行為」を不正競争行為とし、第23条に「故意に不正競争行為を行った者は、刑事告訴により最長3年の拘禁又は罰金が科せられる。」と規定している。

第2章 各国・地域の法制度及び最新動向

6. デンマーク

6. デンマーク

(1) 関係機関

① 著作権・著作隣接権を所管する機関

著作権・著作隣接権は、デンマーク文化省 映画・メディア・技術・法律・著作権局 法律・著作権部 著作権課が所管し、WIPO のデンマーク代表も同課から出席している¹。

なお著作権の集中管理に関する行政上の決定は、文化大臣が任命した評議員から構成される著作権評議会が所管する²。

② 放送を規制する機関

放送を規制する機関はデンマーク文化省に設置されたラジオ・テレビ委員会である。同委員会は放送免許及び放送の配信許可を決定し、プログラム事業を監督する³。

視聴覚メディアサービスを規制する機関は、デンマーク文化省の外局であるデンマーク文化宮殿庁のメディア局である。

(2) 関係法令

① 著作権に関する法律

デンマークにおいて著作権に関する法律は「著作権法」であり、当初 1995 年 6 月 14 日に公布され、2023 年 8 月 20 日に最新改正施行された⁴。

「著作権法」において放送機関は「ラジオ・テレビ会社」とされ、「ラジオ・テレビ会社」の著作隣接権に関する規定は第 5 章の第 69 条にある。同法の構成を以下に示す。

著作権法 (Lov om ophavsret)

第 1 章 著作権の対象及び内容

保護される著作物 第 1 条

保護の内容 第 2～3 条

加工 第 4 条

集合著作物 第 5 条

共同著作物 第 6 条

著作権者の推定等 第 7 条

開示及び出版 第 8 条

公文書 第 9 条

他の法律による保護との関係 第 10 条

第 2 章 著作権の制限及び契約ライセンスによる権利管理

一般規定 第 11 条

一時的な複製 第 11a 条

テキスト及びデータマイニング 第 11b 条

科学的研究目的のテキスト及びデータマイニング 第 11c 条

¹ Kulturministeriets departement

<https://kum.dk/ministeriet/organisation-og-institutioner/kulturministeriets-departement>

² Ophavsretslicensnævnet

<https://kum.dk/ministeriet/organisation-og-institutioner/bestyrrelser-raad-naevn-og-udvalg/ophavsretslicensnaevnet>

³ Radio- og tv-nævnets opgaver

<https://slks.dk/omraader/medier/naevn-og-udvalg/radio-og-tv-naevnet>

⁴ Lov om ophavsret

<https://www.retsinformation.dk/eli/lt/2023/1093>

私的利用目的の複製の制作 第 12 条
教育活動における著作物の利用 第 13～13a 条
営利活動における複製の制作等 第 14 条
病院等での複製の制作 第 15 条
公文書館、図書館、博物館 第 16～16b 条
孤児著作物 第 16c～16f 条
視覚障害者、読み書き障害者、聴覚障害者等 第 17～17e 条
教育活動等に使用する文書の制作 第 18 条
複製の配布 第 19 条
複製の展示 第 20 条
公演 第 21 条
引用 第 22 条
美術品等の複製 第 23～24a 条
日々の出来事の再現 第 25～25a 条
議事録、公的文書等のアクセス 第 26～28 条
建物又は利用目的物の変更 第 29 条
報道出版物の契約ライセンス 第 29a 条
ラジオ・テレビに関する特別規定 第 30～35 条
コンピュータープログラム等の特別規定 第 36～37 条
複製物の再販売に対する報酬 第 38 条
私的使用目的の複製に対する報酬 第 39～46a 条
著作権ライセンス委員会 第 47～48 条
報酬請求の制限期間 第 49 条
契約ライセンスの共通規定 第 50～52 条
第 2 a 章 集団管理団体と契約者との関係
ライセンス 第 52a 条
利用者の義務 第 52b 条
第 2b 章 オンラインコンテンツ共有サービス
オンラインコンテンツ共有サービス 第 52c 条
第 3 章 著作権の譲渡
一般規定 第 53～55d 条
変更・譲渡 第 56 条
決算及び管理 第 57 条
映画録画契約に関する特別規定 第 58 条
映像及び録音物の連宅に対する譲渡不可の報酬要件に関する規定 第 58a 条
交渉が不成立の場合 第 58b 条
雇用中に作成されたコンピュータープログラムに関する特別規定 第 59 条
肖像写真 第 60 条
相続及び債権者の追跡 第 61～62 条
第 4 章 著作権の期間
著作権の期間 第 63～64 条
第 5 章 著作隣接権 第 65～72 条
出演芸術家 第 65 条
録音制作者 第 66 条
実演家の権利譲渡契約の解除 第 66a 条
年次補足報酬を受領する権利 第 66b～66c 条
映像記録制作者 第 67 条
ラジオ・テレビの録音物使用料 第 68 条
ラジオ・テレビ会社 第 69 条
報道出版物の発行者 第 69a 条
写真画像制作者 第 70 条

第2章 各国・地域の法制度及び最新動向

6. デンマーク

カタログ等制作者	第 71 条
プレスリリース	第 72 条
第 6 章 各種規定	
タイトルの保護等	第 73 条
芸術著作物へのサイン	第 74 条
著作権終了後の知的財産権	第 75 条
音楽著作物の公演	第 75a 条
第 6a 章 技術的対策等	
技術的対策等	第 75b～75e 条
第 6b 章 孤児著作物	
孤児著作物の定義等	第 75f～75g 条
受益団体	第 75h 条
同梱物	第 75i 条
慎重な調査	第 75j 条
孤児著作物としての地位の拡張	第 75k 条
孤児著作物の許可された使用	第 75l 条
孤児著作物としての地位の終了	第 75m 条
第 7 章 法の執行	
罰則	第 76～80 条
刑事訴追	第 81～82 条
補償及び損害賠償	第 83 条
破棄等	第 84 条
判決の公表	第 84a 条
情報の開示	第 84b 条
第 8 章 法律の範囲	第 85～88b 条
著作権	第 85 条
著作隣接権	第 86 条
衛星又は関連オンラインサービス経由でのラジオ・テレビ放送に関する特別規定	第 87～87a 条
他国に対する本法の適用	第 88～88b 条
第 9 章 施行及び経過規定	
施行及び経過規定	第 89～93 条

なお著作権の集中管理は「著作権の集中管理に関する法律」に規定されている⁵。

② 放送を規制する法律

デンマークにおいて放送は「ラジオ・テレビ事業法⁶」により規制されている。同法の下位法令には、「動画共有プラットフォームサービスに関する命令⁷」、「ラジオ・テレビプログラムの録

⁵ Lov om kollektiv forvaltning af ophavsret
<https://www.retsinformation.dk/eli/lt/2016/321>

⁶ Lov om radio- og fjernsynsvirksomhed m.v. (LBK) nr 1350 af 04/09/2020
<https://www.retsinformation.dk/eli/lt/2020/1350>

⁷ Bekendtgørelse om videodelingsplatformstjenester
<https://www.retsinformation.dk/eli/lt/2020/1158>

画、保存及び配信に関する命令⁸」、「ラジオ・テレビプログラムの録画、保存及び配信に関する命令を修正する命令⁹」がある。

(3) 放送機関の著作権・著作隣接権に関する規定

① 放送機関の定義等に関する規定

「著作権法」に放送機関は明示的に定義されていない。「著作権法」では放送機関をラジオ・テレビ会社（Radio-og fjernsynsforetagender）という。「著作権法」第 30 条によれば、ラジオ・テレビ会社には、第 1 項の DR、TV 2/DANMARK A/S、及び Regionale TV 2 と、同条第 3 項の「その他のラジオ・テレビ会社」がある。同条を以下に示す。

著作権法（Lov om ophavsret）

第 2 章 著作権の制限及び契約ライセンスによる権利管理

ラジオ・テレビ会社に関する特別規定（第 30～35 条）

第 30 条

1. DR、TV 2/DANMARK A/S、及び Regionale TV 2 は、第 50 条に基づく契約上の許諾条件が満たされている場合、出版された著作物をラジオ・テレビで放送することができる。第 1 項の規定は、舞台著作物及び映画著作物には適用されない。
2. 著作権者は、第 1 項に従って、ラジオ・テレビ会社に対して著作物の放送を禁止することができる。
3. 文化大臣は、第 1 項及び第 2 項の規定がその他のラジオ・テレビ会社が締結した協定にも同様に適用されることを規定することができる。
4. 第 1 項の規定は、芸術著作物の著作権者が 1 部以上の複製物を他の者に譲渡した場合にも準用される。
5. 第 1 項第 1 文の規定は、当該ラジオ・テレビ会社が地上送信ネットワークを介して同時に放送する場合を除き、衛星経由のラジオ・テレビ放送には適用されない。
6. 第 50 条第 4 項に従い、第 1 項に規定される契約を締結する権限を与えられている組織が、契約を締結するために不当な条件を設定しているかどうかについて疑問が生じた場合、いずれの当事者もその問題を著作権ライセンス委員会に提出することができる（第 47 条参照）。委員会は、条件、特に報酬額を決定することができる。

著作権法（Lov om ophavsret）

第 8 章 法律の範囲

第 87 a 条.

1. デンマークに主たる事業所を有するラジオ・テレビ会社が、有線又は無線の手段によりプログラムを公衆に送信し、かつ、その放送と明確かつ従属的な関係を有するラジオ・テレビ会社の関連オンラインサービスの一つを通じて、公衆が個々に選択した場所及び時間において公衆がアクセスできるような方法でプログラムを利用可能にする場合、又は、ラジオ・テレビ会社によるラジオプログラム若しくはテレビプログラムの放送と同時又は放送後の定められた期間、ラジオ・テレビ会社の管理及び責任の下で行われる場合、その送信及びそれに関連して必要な複製物の作成は、以下の場合には、著作権及び著作隣接権の行使のためにデンマークにおいて行われたものとみなされる。

1) ラジオプログラム。

2) テレビプログラム。

⁸ Bekendtgørelse om optagelse, opbevaring og aflevering af radio- og fjernsynsprogrammer
<https://www.retsinformation.dk/eli/lt/2005/607>

⁹ Bekendtgørelse om ændring af bekendtgørelse om optagelse, opbevaring og aflevering af radio- og fjernsynsprogrammer
<https://www.retsinformation.dk/eli/lt/2018/1268>

6. デンマーク

- a) ニュース及び時事プログラム、又は、
 - b) ラジオ・テレビ会社が全額出資して制作したもの。
2. 第1項第2号は、スポーツイベントの放送及びそれに含まれる著作物及びその他の保護された創作物には適用されない。
3. 第1項に基づく権利の使用に対する報酬は、サービスに含まれるプログラムのオンライン利用可能期間、視聴者、利用可能な言語バージョンを含むサービスの特性など、関連するオンラインサービスのすべての側面を考慮して決定されなければならない。

② 再送信権に関する規定

ラジオ・テレビ会社の放送の再送信権は、著作隣接権について定めた第5章の第69条に規定されている。

著作権法 (Lov om ophavsret)

第5章 著作隣接権

第69条 ラジオ・テレビ会社

1. ラジオ・テレビ放送は、ラジオ・テレビ会社の許諾を得ずに、他の者が放送したり、その他の方法で公に実行したりすることができない。また、許諾を得ずに放送を撮影したり、テープ、フィルム又はそれを再生できるその他の機器に記録したりすることもできない。
2. 放送が第1条に規定されているように撮影又は記録された場合、放送が行われた年の末日から50年が経過するまでは、事業者の許諾を得ずに複製したり、公衆に提供したりすることはできない。
3. 第5項第1項、及び第13条a、第15条から第16条a、第16条cから第16条f、第17条第1項及び第2項、第17条aから第17条e、第19条第1項及び第2項、第21条、第22条、第25条及び第25条a、第27条第1項及び第3項、及び第28条、第31条、第32条及び第39条から第46条aは、ラジオ放送及びテレビ放送に準用する。

③ 固定権に関する規定

ラジオ・テレビ会社の放送の固定権は、著作隣接権について定めた第5章の第69条に規定されている。

著作権法 (Lov om ophavsret)

第5章 著作隣接権

第65条 実演家

1. 実演家による文学的又は美術的著作物の実演は、実演家の同意がない限り、以下を行ってはならない。
 - 1) テープ、フィルムその他の複製可能な機器に記録すること。
 - 2) 公衆に提供すること。
2. 第1項第1号に掲げる実演が記録された場合、その実演が行われた年の末日から50年を経過するまでは、実演家の同意なく、その実演を複製し、又は公衆に提供することはできない。
3. 第1項第1号に規定する実演の録音物であって録音物でないものが、第2項に規定する期間内に公表又は公示された場合、その保護は、ただし、最初に公表又は公示が行われた年の末日から50年を経過するまでのいずれか早い日まで続くものとする。
4. 第1項第1号に規定する実演の録音物が、第2項に規定する期間内に公表又は公示された場合、その保護は、ただし、最初に公表又は公示が行われた年の末日から70年を経過するまでのいずれか早い日まで存続する。
5. 映画の製作に参加する実演家と映画製作者との間の合意は、反対の合意がない限り、実演家が映画を貸与する権利を製作者に譲渡したものと推定されることを意味する。

6. 第2条第2項から第4号、第3条、第7条、第11条及び第11a条から第11c条、第12条第1項、第2項第5号、第3項、第4項第1号及び第5号前段の規定、第13条、第13a条、第15条、第16条、第16a条、第16c条から第16f条及び第17条から第17e条、第18条第1項及び第2項、第19条第1項及び第2項、並びに第21条、第22条、第25条、第27条、第28条、第30a条、第31条、第34条、第35条、第39条から第47条、第49条から第57条、第58条第a項、第61条及び第62条は、実演家の実演及びその録音物に対応して適用される。

第69条 ラジオ・テレビ会社

第69条 ラジオ・テレビ会社

1. ラジオ・テレビ放送は、ラジオ・テレビ会社の許諾を得ずに、他の者が放送したり、その他の方法で公に実行したりすることができない。また、許諾を得ずに放送を撮影したり、テープ、フィルム又はそれを再生できるその他の機器に記録したりすることもできない。
2. 放送が第1条に規定されているように撮影又は記録された場合、放送が行われた年の末日から50年が経過するまでは、事業者の許諾を得ずに複製したり、公衆に提供したりすることはできない。
3. 第5項第1項、及び第13条a、第15条から第16条a、第16条cから第16条f、第17条第1項及び第2項、第17条aから第17条e、第19条第1項及び第2項、第21条、第22条、第25条及び第25条a、第27条第1項及び第3項、及び第28条、第31条、第32条及び第39条から第46条aは、ラジオ放送及びテレビ放送に準用する。

④ 保存されたプログラムに関する規定

放送条約草案の「保存されたプログラム」の概念は、放送機関が以前に放送し、オンデマンドサービスやキャッチアップサービスなどを通じて将来アクセスできるようにするために保存されたプログラムである。このようなプログラムに対する放送機関の権利は、情報社会指令（2001/29/EC）第3条に規定されている。

情報社会指令（2001/29/EC）：情報社会における著作権及び隣接権の特定の側面の調和に関する2001年5月22日の欧州議会及び理事会の指令（2001/29/EC）

第3条 著作物を公衆に伝達する権利及び他の主題を公衆に提供する権利

1. 加盟国は、著作者に対し、有線又は無線による著作物の公衆への伝達（公衆の構成員が個別に選択した場所及び時間から著作物にアクセスできるように著作物を公衆に提供することを含む）を許可又は禁止する排他的権利を与えるものとする。
2. 加盟国は、公衆が個別に選択した場所及び時間からアクセスできるように、有線又は無線の手段によって公衆に公開することを許可又は禁止する排他的権利を規定するものとする。
 - (a) 実演家については、その実演の固定物
 - (b) レコード製作者については、そのレコード
 - (c) 映画の最初の固定物の製作者に対しては、その映画の原作品及び複製物
 - (d) 放送機関については、その放送が有線又は無線（ケーブル又は衛星を含む）で送信されるかどうかにかかわらず、その放送の固定物。
3. 第1項及び第2項に規定する権利は、本条に定める公衆への伝達又は公衆に利用可能にする行為によって消尽するものではない。

「情報社会指令」第3条は、「著作権法」において著作権について定めた第35条第4項及び第5項に反映されている。

著作権法（Lov om ophavsret）

第2章 著作権の制限及び契約ライセンスによる権利管理

ラジオ・テレビ会社に関する特別規定（第30～35条）

第 35 条

1. ラジオ・テレビで放送される著作物は、第 50 条に基づく契約ライセンスの条件が満たされている限り、変更を加えずに同時に再送信することができる。第 1 項は、制御された環境で提供される場合、インターネットアクセスサービス（internetadgangstjeneste）での再送信にのみ適用される。第 1 項は、ラジオ・テレビ会社が保有する権利には適用されない。
2. 第 1 項の規定にかかわらず、独自のアンテナを使用して受信される無線ラジオ・テレビ放送の一部である著作物は、2 以上の接続を含まないケーブル システムを通じて再送信することができる。
3. 施設の所有者及びインターネットサービス（internettjeneste）の提供者は、施設又はインターネットサービス上で、第 1 項に従った再送信に関する合意が成立することを保証する責任がある。所有者又は提供者が第 1 項に従って締結した合意又は第 48 条第 1 項に従った著作権ライセンス委員会の命令に従って支払わなければならない料金が接続毎の金額として設定されている場合、個々の接続のユーザーは、所有者又は提供者にそれに相当する金額を支払う義務がある。
4. ラジオ・テレビで放送された著作物は、第 50 条に基づく契約上の許諾の条件が満たされている場合に限り、第 1 項に規定されている方法以外の方法で他の者が複製することができる。公衆が個別に選択した場所と時間にアクセスできるような方法で著作物のコピーを作成し提供することは、第 2 条第 4 項第 1 号を参照し、放送と時間的に関連させて行う必要がある。
5. 視聴覚著作物（audiovisuelle produktioner）の包括的な提供を伴うオンラインサービス事業者によって公衆が個別に選択した場所と時間にアクセスできるような方法で利用可能にされている著作物（第 2 条第 4 項第 1 号参照）は、オンラインサービス事業者がそれらを利用可能にしている期間と同じ期間内に複製が行われ、第 50 条に基づく契約上のライセンスの条件が満たされている場合、他の者が複製することができる。
6. 第 4 項及び第 5 項の規定は、著作権者が契約当事者のいずれかに対して著作物の利用を禁止した場合には適用されない。また、この規定は、ラジオ・テレビ会社又はオンラインサービス事業者が保有する権利には適用されない。
7. 第 50 条第 4 項に基づいて第 4 項又は第 5 項に規定する契約を締結することを承認された組織が契約締結に関して不当な条件を課しているかどうかについて疑問が生じた場合、いずれの当事者もその疑問を著作権ライセンス委員会に提出することができる（第 47 条参照）。委員会は、報酬額を含む条件を決定することができる。

⑤ プログラム搬送信号に関する規定

プログラム搬送信号は、改正衛星・ケーブル指令の国内適用のために設けられた第 87 条に言及されている。

著作権法（Lov om ophavsret）

第 8 章 法律の範囲

第 87 条 衛星又は関連オンライン サービスを介したラジオ・テレビ放送に関する特別規定

1. 公衆による受信を目的としたプログラム搬送信号（programbærende signaler）がデンマークのラジオ・テレビ会社の管理と責任の下に衛星から地球へと途切れることのない伝送経路で搬送される場合は、衛星経由でラジオ・テレビ放送が行われているものとみなされる。
2. 伝送チェーンへの導入が欧州経済領域の加盟国ではなく、衛星及びケーブル再送信によるラジオ・テレビ放送に関する著作権及び著作権に関連する権利に関する特定の規定の調整に関する 1993 年 9 月 27 日の理事会指令 93/83/EEC の第 II 章に規定されている保護レベルを満たしていない国で伝送チェーンへの導入が行われた場合、デンマークで行われているとみなされる。ただし、以下の場合とする。

- 1) プログラム搬送信号がその国のアップリンク局から衛星に送信されている場合。その場合、第2条、第64条及び第65条から第73条に基づく権利を、当該局を運営する人物に対して行使することができる。
- 2) アップリンク局が EEA 加盟国で使用されておらず、その国に本社を置くラジオ・テレビ会社がそのアップリンク局を放送チェーンに導入した場合。その場合、第2条、第64条、及び第65条から第73条に基づく権利を、その事業者に対して主張できる。

⑦ 放送を無許諾で使用した者に対する罰則

「著作権法」第76条は、第2項において、第69条のテレビ・ラジオ会社の著作隣接権を侵害した者に罰金が科せられ、第2項にその違反が故意又は加重情状の下で1年6か月以下の拘禁刑が科せられると規定している。

著作権法 (Lov om ophavsret)

第7章 法の執行

第76条 罰則

1. 故意又は重大な過失により以下の行為を行った者には罰金が科せられる。
 - 1) 第2条又は第3条の違反、
 - 2) 第65条、第66条、第67条、第69条、第69a条第1項、又は第70条若しくは第71条の違反、
 - 3) 第11条第2項、第52c条第2項、第4項、第6項、第7号又は第9号、第60条又は第72条から第75条の違反、
 - 4) 第38条第7項に基づく陳述書又は情報を提出しなかった場合、
 - 5) 第41条第1項、第42条第6項、第46条第1文の規定に従って集中管理団体に通知しない、又は情報を提供しない、又は第45条の規定に従って会計処理を行わない、又は
 - 6) 第61条第2項に基づいて発せられた規則の違反。
2. 第1項第1号及び第2号に規定する規定に違反し、故意に加重情状の下で、規定の対象となる著作物又は創作物を複製するかその複製物を公衆に配布した場合、刑法第299条第b項に基づいてより重い刑罰が科せられる場合を除き、刑罰は1年6月以下の拘禁に加重されることがある。特に、違反が商業目的で行われた場合、相当数の複製物が製作又は公衆に配布された場合、又は著作物及び創作物について公衆が個別に選択した場所と時間にアクセスできるような方法で複製された場合、加重情状が存在するとみなされる（第2条第4項第1号、第2文を参照）。

第77条

1. 第65条から第71条に基づいて保護されている著作物又は創作物の複製が、デンマーク国内で同様の著作物を制作することが法律に違反するような状況下でデンマーク国外において制作された場合、故意又は重大な過失により、そのような複製物を一般に公開する目的で輸入した者には罰金が科せられる。
2. 第76条第2項の規定は、第1項の規定の故意の違反に準用する。

第78条

故意に又は重大な過失により第75b条又は第75c条に違反した者には罰金が科せられる。故意に第75e条に違反した者には罰金が科せられる。

第79条

第31条第2項、第42条第4項、第43条第2項、第44条第2項及び第45条第2項に基づいて発令される規則には、規則の規定に違反した場合の罰金を規定することができる。

第80条

会社等（法人）は、刑法第 5 章の規定により刑事責任を問われることがある。

また「刑法」第 299b 条は、「著作権法」第 76 条第 2 項、すなわち「著作権法」第 69 条を含む著作隣接権の侵害が特に重大な性質である場合に、6 年以下の懲役を科すとしている¹⁰。

刑法（straffeloven）

第 299b 条

自己又は他人のために不当な利益を得るために、又は特に加重な状況下で、以下の罪を犯した者には、6 年以下の懲役が科される。

- 1) デンマーク著作権法第 76 条第 2 項に規定する特に重大な性質の著作権侵害、又はデンマーク著作権法第 77 条第 2 項に規定する特に重大な性質の不法輸入、
- 2) デンマーク商標法第 42 条第 2 項に規定する、特に重大な性質の商標権侵害、
- 3) 特に重大な性質を有する意匠権侵害（デンマーク意匠法第 36 条第 2 項参照）、
- 4) 特に重大な性質を有する特許権侵害（特許法第 57 条第 2 項参照）、
- 5) 実用新案法第 54 条第 2 項を参照する、特に重大な性質を有する実用新案権侵害、又は
- 6) 放送法第 91 条（第 94 条 2 項参照）の特に重大な性質の違反。

このほか、放送を規制する「ラジオ・テレビ事業法」第 91 条は、暗号化されたラジオ番組やテレビ番組の内容に不正にアクセスすることを目的とした機器の製造、輸入、取引、所有又は改造する行為は許可されないとし、第 94 条において、故意又は過失により第 91 条に違反した者には罰金が課せられ、重大な違反（発信等が営利目的である場合等）には加重罰として 1 年 6 月以下の拘禁が科せられると規定している。

なお不正競争の防止等を定めた「デンマーク競争法（Konkurrenceloven）」には、放送機関の放送の無許諾による使用の禁止や罰則についての定めはない。

（4）放送条約草案の規定に該当する放送機関の権利に関する規定の分析

① 受益者（保護主体）に、インターネット上のみでリニア送信を行う事業者が含まれるか。

「著作権法」第 69 条はラジオ・テレビ会社の放送を保護し、これによりラジオ・テレビ会社に著作隣接権が与えられ、法律に例外を適用する条項がない限り、許諾を得ずに放送を再送信したり固定したりすることはできない。したがってインターネット上でのみリニア送信を行う事業者は、「著作権法」第 69 条の保護の受益者とはならない¹¹。

¹⁰ 著作権法第 69 条違反に刑法第 299b 条が適用された裁判例にはエスビャウ地方裁判所 2021 年 8 月 23 日判決がある。判決において被告には 5 か月の執行猶予付き拘禁刑と 100 時間の社会奉仕活動及び犯罪収益 15 万デンマーククローネ（約 2 万ユーロ）の没収が命じられた。

Retten i Esbjerg Rettens nr. 99-2036-2021

<https://www.jegvaelgeraegte.dk/Media/638339971966848732/23082021-retten-i-esbjerg-anonymiseret.pdf>

IPC. (2023). Copyright Piracy - Assessment of national legislative approaches and court practice regarding online copyright piracy. p.26 Case 4- Denmark

<https://www.eurojust.europa.eu/sites/default/files/assets/eurojust-copyright-piracy-report.pdf>

¹¹ エンス ヘミングセン スコヴスポ（コペンハーゲン大学教授）よりヒアリング。

- ② 保護対象（保護客体）に、インターネット送信（インターネット同時送信、キャッチアップTV など）が含まれるか。

たとえその送信がラジオ・テレビ会社の放送と同時に進行されるとしても、インターネット上で他のラジオ・テレビ会社の放送を送信する企業は「著作権法」第 69 条の著作隣接権の保護対象とはならない¹²。

- ③ 保護対象（保護客体）に、放送前信号が含まれるか。

「著作権法」第 69 条はラジオ・テレビ会社、すなわち従来の放送機関とその放送を保護するが、放送前信号を含むとは解釈されない¹³。

- ④ 放送機関が送信したプログラム搬送信号の再送信権（条約草案 第 6 条）

「著作権法」第 69 条はラジオ・テレビ会社の放送を保護し、これによりラジオ・テレビ会社に著作隣接権が与えられ、法律に例外を適用する条項がない限り、許諾を得ずに放送を再送信することはできないと規定しているが、保護の対象が信号であるとは明示されていない。なお、信号の再送信が争われた国内裁判例は見当たらない。

- ⑤ 放送機関が送信したプログラム搬送信号の固定権（条約草案 第 7 条）

「著作権法」第 69 条はラジオ・テレビ会社の放送を保護し、これによりラジオ・テレビ会社に著作隣接権が与えられ、法律に例外を適用する条項がない限り、許諾を得ずに放送を固定することはできないと規定しているが、保護の対象が信号であるとは明示されていない。なお、信号の固定が争われた国内裁判例は見当たらない。

- ⑥ 保存されたプログラムへのアクセスを公衆に提供するために放送機関が使用するプログラム搬送信号の固定権・再送信権（条約草案 第 8 条）

「著作権法」には、オンデマンドサービスやキャッチアップ TV など、保存され、その後公衆に利用可能になる放送の信号に関する明示的規定はない。

- ⑦ 放送前信号の固定権・再送信権（条約草案 第 9 条）

「著作権法」には、放送前信号に関する規定はない。

- ⑧ ④～⑦の権利を代替する、他の適切かつ効果的な保護（条約草案 第 10 条）

放送を規制する「ラジオ・テレビ事業法」第 91 条は、暗号化されたラジオ番組やテレビ番組の内容に不正にアクセスすることを目的とした機器の製造、輸入、取引、所有又は改造する行為は許可されないとし、第 94 条において、故意又は過失により第 91 条に違反した者には罰金が課

¹² 同上

¹³ 同上。

第2章 各国・地域の法制度及び最新動向

6. デンマーク

せられ、重大な違反（発信等が営利目的である場合等）には加重罰として 1 年 6 月以下の拘禁刑が科せられると規定している。

なお不正競争の防止等を定めた「デンマーク競争法（Konkurrenceloven）」には、放送機関の放送の無許諾による使用の禁止や罰則についての定めはない。

7. 米国

(1) 関係機関

① 著作権を所管する機関

著作権を所管する機関は議会図書館（Library of Congress）の内部部局である合衆国著作権局（United States Copyright Office）である。放送条約の交渉は、主に合衆国特許商標庁（United States Patent and Trademark Office）の政策・国際課（Policy & International Affairs Office）が担当しており、合衆国著作権局の政策・国際課（Policy & International Affairs Office）も参加している¹。著作権局の権限及び機能並びに著作権に関する規則は連邦規則集第 37 巻の第 201.1 条から 212.8 条にかけて編纂されている。

② 放送を規制する機関

放送を規制する機関は合衆国政府の独立機関である連邦通信委員会（FCC）であり、メディア局（Media Bureau）の政策課（Policy Division）が放送免許関係を所管する。

(2) 関係法令

① 著作権に関する法律

米国における著作権に関する法律は「1976 年著作権法（Copyright Act of 1976）」である。同法は現在に至るまでの改正を反映して合衆国法典第 17 編（著作権）に編纂されている²。本章で「著作権法」第〇〇条という場合は、合衆国法典第 17 編〇〇条を意味する。

② 放送を規制する法律

米国における放送を規制する法律は、「1934 年通信法」を改正した「1996 年電気通信法」であり、これらの法律は現在に至るまでの改正を反映して合衆国法典第 47 編（電気通信）に編纂されている³。本章で「電気通信法」第〇〇条という場合は、合衆国法典第 47 編第〇〇条を意味する。

¹ U.S. Copyright Office. The Office of Policy and International Affairs.

<https://www.copyright.gov/international-issues/pia.pdf>

² Copyright Law of the United States (Title 17)

<https://www.copyright.gov/title17/>

³ Telecommunications Act of 1996

<https://www.fcc.gov/general/telecommunications-act-1996#:~:text=>

(3) 放送機関の著作権・著作隣接権に関する規定

① 放送及び放送機関の定義に関する規定

「著作権法」第 101 条（定義）には、放送及び放送機関は明示的に定義されていない。同条において、放送は「著作物の「公の」実演又は展示」に含まれ、「著作物の実演又は展示を、何らかの装置又はプロセスを用いて、第(1)節に定める場所又は公衆に送信し又は伝達すること」が放送と解される。著作物を「実演する」ことには「映像を連続して見せること」が含まれ、「公衆」とは互いに無関係で知らない多数の人々を意味する。関係条文を以下に示す。

著作権法

合衆国法典第 17 編 著作権（17 USC Title 17 - Copyrights）

第 101 条 定義

<関係する部分>

- 著作物を「実演する」とは、直接又は何らかの装置若しくはプロセスを使用して、著作物を朗読、表現、演奏、舞踊又は上演することを行い、映画その他の視聴覚著作物の場合には、映像を連続して見せること、又は映像に伴う音声を聞かせることをいう。
- 著作物の「公の」実演又は展示とは、以下のいずれかをいう。
 - (1) 公衆に開かれた場所又は家族及び知人の通常の集まりの範囲を超えた相当多数の者が集まる場所において、著作物を実演し又は展示すること。
 - (2) 著作物の実演又は展示を、何らかの装置又はプロセスを用いて、第(1)節に定める場所又は公衆に送信し又は伝達すること（実演又は展示を受信できる公衆の構成員がこれを同一の場所で受信するか離れた場所で受信するかを問わず、また、同時に受信するか異時に受信するかを問わない）。
- 「録音物」とは、一連の音楽、会話その他の音声(映画その他の視聴覚著作物に伴う音声を除く)を固定することによって得られる著作物をいい、ディスク、テープその他のレコード等録音物を収録する有体物の性質を問わない。
- 「送信プログラム」とは、連続的にかつ一単位として公衆に送信されることを唯一の目的として全体が制作されている素材の集合体をいう。
- 実演又は展示を「送信する」とは、映像又は音声を発信する地点から離れた場所で受信する装置又はプロセスによって、実演又は展示を伝達することをいう。

使用許諾（法定使用許諾）を得ない放送プログラムのインターネットでの同時送信又はキャッチアップ送信が放送著作物の実演に当たるかが争われた事件（ABC v. Aereo, Inc）において、合衆国最高裁判所の 2014 年 6 月 25 日判決は、放送が著作物の実演であるとき、著作権を保有する者の放送プログラムと同一の知覚的画像及び音声を多数の人々に伝達することは実演の送信又は伝達に当たり、放送プログラムの著作権者が公に上演する権利を侵害するとされた⁴。

なお、「電気通信法」第 153 条（定義）には第 6 項に「放送局（broadcast station）」、第 7 項に「放送（broadcasting）」が定義されており、「放送」は「公衆が受信することを目的とする無線通信を、直接又は中継局を媒介として伝達すること」とされている。関係条文を以下に示す。

電気通信法

合衆国法典第 47 編 電気通信

第 153 条 定義

<関係する項>

(6) 放送局（Broadcast station）

「放送局」、「放送局」又は「ラジオ放送局」とは、ここに定義される放送に従事するための設備を有する無線局をいう。

⁴ ABC v. Aereo, Inc., 573 U.S. 431 (2014)
<https://supreme.justia.com/cases/federal/us/573/431/>

(7) 放送 (Broadcasting)

「放送」とは、公衆が受信することを目的とする無線通信を、直接又は中継局を媒介として伝達することをいう。

(8) ケーブルサービス

「ケーブルサービス」という用語は、本タイトル第 522 条に規定される意味を有する。

(9) ケーブル・システム

「ケーブル・システム」という用語は、本タイトル第 522 条において当該用語に与えられた意味を有する。

(10) 連鎖放送 (chain broadcasting)

「連鎖放送」とは、2 つ以上の接続された放送局が同一のプログラムを同時に放送することをいう。

なお「著作権法」で「放送局 (broadcast stations)」が用いられる場合、「電気通信法」第 153 条 (定義) で定義されている意味を持つ (例: 「著作権法」第 1202 条)。

② 再送信権に関する規定

米国の「著作権法」は、放送機関の著作隣接権を認めておらず、実演家、レコード製作者、放送事業者に著作隣接権を与えるローマ条約の締約国ではない。「著作権法」第 106 条は、著作権で保護された著作物の所有者に排他的権利を付与しており、排他的権利には、著作物のコピーを作成する又はコピーを許可する権利、著作物を頒布する又は頒布を許可する権利が含まれ、テレビ放送プログラムやその他の視聴覚著作物を無線、ケーブル (有線)、インターネット送信により送信する行為は、第 106 条(4)の「公の実演」又は第 106 条(6)の「デジタル音声送信による公の実演」に係る権利の対象となる。

なお第 111 条 (排他的権利の制限: ケーブルによる放送プログラムの二次送信) 及び第 119 条 (排他的権利の制限: 衛星による遠隔テレビプログラムの二次送信) 並びに第 122 条 (排他的権利の制限: 衛星によるローカルテレビプログラムの二次送信) は、第 110 条 (排他的権利の制限: 一定の実演及び展示の免除) の規定を受けて、各送信手段による第 114 条 (録音物に対する排他的権利の範囲) (d)(2)の法定使用許諾制度 (compulsory license regime)、すなわち配信事業者が著作権局に登録して著作権使用料を支払うことで著作権者の同意なしに著作物を二次送信 (第 111 条第(f)項) することについて規定している。ただしケーブルによる放送プログラムの二次送信は、ローカル放送区域外における法定使用許諾の対象とされている。したがって、著作権で保護された放送プログラムを再送信したい者は、法定使用許諾が使用できない場合は、再送信の手段がインターネット経由かケーブルや衛星等かにかかわらず、著作権者の許諾を得た場合にのみ放送プログラムを二次送信することができる⁵。関係条文を以下に示す。

著作権法

合衆国法典第 17 編 著作権 (17 USC Title 17 - Copyrights)

<関係する条>

第 101 条 定義【再掲】

<関係する部分>

・著作物の「公の」実演又は展示とは、以下のいずれかをいう。

⁵ United States House of Representatives 106th Congress, 2nd Session. June 15, 2000.
<https://www.copyright.gov/docs/regstat61500.html>

- (1) 公衆に開かれた場所又は家族及び知人の通常の集まりの範囲を超えた相当多数の者が集まる場所において、著作物を実演し又は展示すること。
- (2) 著作物の実演又は展示を、何らかの装置又はプロセスを用いて、第(1)節に定める場所又は公衆に送信し又は伝達すること（実演又は展示を受信できる公衆の構成員がこれを同一の場所で受信するか離れた場所で受信するかを問わず、また、同時に受信するか異時に受信するかを問わない）。

第 106 条 著作権のある著作物に対する排他的権利

第 107 条ないし第 122 条を条件として、本編に基づき著作権を保有する者は、以下に掲げる行為を行いまたこれを許諾する排他的権利を有する。

- (1) 著作権のある著作物をコピー又はレコードに複製すること。
- (2) 著作権のある著作物に基づいて二次的著作物を作成すること。
- (3) 著作権のある著作物のコピー又はレコードを、販売その他の所有権の移転又は貸与によって公衆に頒布すること。
- (4) 言語、音楽、演劇及び舞踊の著作物、無言劇、並びに映画その他の視聴覚著作物の場合、著作権のある著作物を公に実演すること。
- (5) 言語、音楽、演劇及び舞踊の著作物、無言劇、並びに絵画、図形又は彫刻の著作（映画その他の視聴覚著作物の個々の映像を含む）の場合、著作権のある著作物を公に展示すること。また、
- (6) 録音物の場合、著作権のある著作物をデジタル音声送信により公に実演すること。

第 110 条 排他的権利の制限：一定の実演及び展示の免除

第 106 条の規定にかかわらず、以下の行為は著作権の侵害とならない。

＜関係する項＞

(5)

＜関係する款＞

(B) 一般公衆が受信することを意図した非演劇的音楽著作物の実演又は展示を収録する送信又は再送信を行う施設による伝達であって、ラジオ若しくはテレビの放送局として連邦通信委員会の免許を受けた局又は視聴覚送信についてはケーブル・システム若しくは衛星通信事業者が発信したもの。ただし、以下の条件を満たす場合に限る。

(i) 飲食施設以外の施設が伝達を行うときは、…＜以下略＞

(ii) 飲食施設が伝達を行うときは、…＜以下略＞

(iii) 送信又は再送信を視聴することに対して直接料金が課されないこと。

(iv) 送信又は再送信が、これを受信する施設からさらに送信されないこと。

(v) 送信又は再送信が、公に実演又は展示される著作物の著作権者の許諾を受けていること。

＜以下略＞

第 111 条 排他的権利の制限：ケーブルによる放送プログラムの二次送信

＜関係する項＞

(a) 一定の二次送信の免除

一次送信に収録された著作物の実演又は展示の二次送信は、以下の場合には著作権の侵害とならない。

- (1) 二次送信が、ケーブル・システムが行うものでなく、二次送信の全体が、連邦通信委員会の免許を受けた放送局が送信した信号を、そのローカル放送区域内においてホテル、アパートその他同様の施設の管理者が当該施設の宿泊者又は居住者の私室に中継することからなり、かつ、当該二次送信を視聴するために直接の料金が課されない場合。
- (2) 二次送信が、第 110 条(2)に定める目的のみで、かつ、同規定に定める条件において行われる場合。
- (3) 一次送信の内容若しくは選択又は二次送信の特定の受信者について直接又は間接に管理を行わず、二次送信に関するその活動が有線、ケーブルその他の通信手段を他者に提供することのみからなる通信事業者が、二次送信を行う場合。ただし、本節の規定は、

上記通信事業者の二次送信に関する活動にのみ及び、他者が行う一次送信又は二次送信に関する当該他者の活動について責任を免除するものではない。

- (4) 衛星通信事業者が第 119 条又は第 122 条に基づく法定使用許諾に従って二次送信を行う場合。
- (5) 直接又は間接の商業的利益を目的とせず、かつ、二次送信の受信者に対し二次送信業務の維持及び運営にかかる現実かつ相当な費用を支出するに必要な賦課金以外の料金を課さない二次送信を、ケーブル・システムではなく政府機関その他の非営利的団体が行う場合。
- (b) 被制御集団に対する一次送信の二次送信

第(a)項及び第(c)項の規定にかかわらず、一次送信に収録された著作物の実演又は展示の公衆への二次送信は、一次送信が一般公衆による受信のために行われず、制御されかつ公衆の特定の構成員による受信に限定される場合には、第 501 条に基づき侵害行為として訴えることができ、また、第 502 条ないし第 506 条に規定する救済に全面的に服する。ただし、以下の要件を全て満たす場合には、侵害行為として訴えることができない。

 - (1) 連邦通信委員会の免許を受けた放送局が一次送信を行うこと。
 - (2) 連邦通信委員会の準則、規則又は許可により、二次送信を構成する信号の送信が要求されること。
 - (3) 二次送信事業者が一次送信事業者の信号をいかようにも改変し又は変更しないこと。
- (c) ケーブル・システムによる二次送信
 - (1) 本項第(2)節、第(3)節及び第(4)節並びに第 114 条(d)の規定を条件として、連邦通信委員会の免許又はカナダ若しくはメキシコの政府所轄官庁の免許を受けた放送局が行った一次送信に収録された著作物の実演又は展示のケーブル・システムによる公衆への二次送信は、当該二次送信を構成する信号の通信が連邦通信委員会の準則、規則又は許可に基づいて許される場合には、第(d)項の要件に従って法定使用許諾の対象となる。
 - (2) 本項第(1)節の規定にかかわらず、連邦通信委員会の免許又はカナダ若しくはメキシコの政府所轄官庁の免許を受けた放送局が行った著作物の実演又は展示を収録した一次送信の、ケーブル・システムによる故意の又は反復する公衆への二次送信は、以下の場合には、第 501 条の規定に基づき侵害行為として訴えることができ、また、第 502 条ないし第 506 条に規定する救済に全面的に服する。
 - (A) 二次送信を構成する信号の通信が、連邦通信委員会の準則、規則若しくは許可に基づいて許されない場合、又は
 - (B) ケーブル・システムが、第(d)項が要求する明細書及び使用料を納付していない場合。
 - (3) 本項第(1)節の規定にかかわらず、かつ、本条第(e)項の規定を条件として、連邦通信委員会の免許又はカナダ若しくはメキシコの政府所轄官庁の免許を受けた放送局が行う一次送信に収録される著作物の実演又は展示のケーブル・システムによる公衆への二次送信は、当該ケーブル・システムが実演若しくは展示を含む特定のプログラムの内容又は当該プログラムの送信の間、直前若しくは直後に一次送信事業者が送信する商業広告若しくは局の告知を、変更、削除又は差替により故意に改変する場合(テレビ商業広告市場調査に従事する者が行う商業広告の改変、削除又は差替を除く)には、第 501 条の規定に基づいて侵害行為として訴えることができ、また、第 502 条ないし第 506 条及び第 510 条に規定する救済に全面的に服する。ただし、調査会社は、元の商業広告を購入した広告主、当該商業広告を放送するテレビ局及び二次送信を行うケーブル・システムの事前の承諾を得なければならない。また、かかる商業広告の改変、削除又は差替は、商業広告放送時間の販売から収入を得る目的で行われてはならない。
 - (4) 本項第(1)節の規定にかかわらず、カナダ又はメキシコの政府所轄官庁の免許を受けた放送局が行う一次送信に収録される著作物の実演又は展示のケーブル・システムによる公衆への二次送信は、…＜以下(A)(B)略＞
- (d) ケーブル・システムによる二次送信にかかる法定使用許諾

＜略＞
- (e) ケーブル・システムによる非同時二次送信
 - (1) ケーブル・システムによる非同時二次送信に関する第(f)項(2)の規定にかかわらず、かかる送信は、第 501 条に基づき侵害行為として訴えることができ、また、第 502 条ない

- し第 506 条及び第 510 条に定める救済に全面的に服する。ただし、以下の要件を全て満たす場合を除く。
- (A) ケーブル・システムの加入者に対し、ビデオテープに収録されたプログラムが 1 回に限り送信されること。
 - (B) 著作権のあるプログラム、挿話又は映画ビデオ(これらに含まれる商業広告を含む)が、削除又は編集なしに送信されること。
 - (C) ケーブル・システムの所有者又は役員が、(i)当該システムがビデオテープを保有している間その増製を防止すること、(ii)当該システムのためにビデオテープを作成する施設が保有するビデオテープについては、当該施設を所有又は支配する場合には無許可の増製を防止し、所有又は支配しない場合には無許可の増製を防止するための相당한予防手段をとること、(iii)ビデオテープの輸送中の増製を防止するために適切な予防手段をとること、及び(iv)第(2)節を条件として、ビデオテープを消去し若しくは廃棄し、又は消去させ若しくは廃棄させること。
 - (D) 各四半期の終了後 45 日以内に、ケーブル・システムの所有者又は役員が、(i)ビデオテープの増製を防止するためにとった手段及び予防策並びに(ii)第(2)節を条件として、当該四半期の間に作成又は使用したビデオテープの消去又は廃棄を証する宣誓供述書を作成すること。
 - (E) 所有者又は役員が、上記の宣誓供述書及び第(2)節(C)に基づき受領した宣誓供述書を、当該ケーブル・システムが送信を行うコミュニティ又はその事業所がある最寄りのコミュニティに所在する主たる事業所において、公の閲覧に供されたファイルに保存すること。
 - (F) 非同時送信が、同時送信で行われたとすれば、送信の時点で効力を有する連邦通信委員会の準則、規則又は許可に基づきケーブル・システムによる送信が許されているものであること。ただし、本号は、意図しない又は偶然の送信には適用されない。
- (2) ケーブル・システムが非同時送信を行ったプログラムのビデオテープを譲渡した場合、かかる譲渡は第 501 条に基づき侵害行為として訴えることができ、また、第 502 条ないし第 506 条に定める救済に全面的に服する。＜以下略＞
- (3) 本項は、ケーブル・システムと当該システムが所在する地域のテレビ放送局若しくは当該放送局が所属するネットワークとの間に締結された既存の契約又は今後締結される契約における排他的保護の規定に代わるものと解釈されてはならない。
- (4) 本項において、「ビデオテープ」は、連邦通信委員会の免許を受けたテレビ放送局が放送したプログラムの映像及び音声の複製をいい、テープ又はフィルム等複製が収録される有形物の性質を問わない。
- (f) 定義：本条において、以下の用語は、それぞれ以下の意味を有する。
- (1) 一次送信：「一次送信」とは、送信施設が公衆に対して行った送信で、二次送信事業者がその信号を受信しさらに送信するものをいい、実演又は展示が最初に送信された場所又は日時を問わない。テレビ放送局の場合、かかる局から送信されたプライマリー・ストリーム及びマルチキャスト・ストリームは一次送信を構成する。
 - (2) 二次送信：「二次送信」とは、一次送信をこれと同時に送信し、又は、その全部又は一部が隣接する 48 州、ハワイ又はプエルトリコに所在しない「ケーブル・システム」が非同時に送信することをいう。ただし、ハワイに所在するケーブル・システムが一次送信を非同時に送信する場合、かかる送信を構成するテレビ放送信号の放送が連邦通信委員会の準則、規則又は許可に基づき許される場合には、二次送信とみなされる。
 - (3) ケーブル・システム：「ケーブル・システム」とは、米国の州、領土、信託統治領又は属領に所在する施設であって、連邦通信委員会の免許を受けた一以上のテレビ放送局が送信する信号又は放送するプログラムの全部又は一部を受信し、有線、ケーブル、超短波その他の通信手段を用いて、サービスにつき料金を支払った公衆の加入者に対して上記信号又はプログラムの二次送信を行うものをいう。第(d)項(1)に基づく使用料の算出にあたっては、隣接するコミュニティに所在し共通の所有若しくは支配に服し又は一の中継局から運営される二以上のケーブル・システムは、一のシステムとして扱う。
 - (4) 一次送信事業者のローカル放送区域：「一次送信事業者のローカル放送区域」とは、テレビ放送局である一次送信事業者により放送されたプライマリー・ストリーム及びマルチキャスト・ストリームの場合には、ケーブル・システムが 1976 年 4 月 15 日現在効力

を有する連邦通信委員会の準則、規則及び許可条件に従って自己の信号を再送信していると主張できる地域、あるいは、連邦規則集第 47 編第 76.55 条(e)に定義する当該局のテレビ市場又は連邦規則集第 47 編第 76.55 条(e)若しくは第 76.59 条に従って若しくは連邦規則集第 47 編 73.662 条(e)(1)に定義するノイズ制限域内 (noise-limited contour) について、1993 年 9 月 18 日以後修正されたテレビ市場をいい、カナダ又はメキシコの政府所轄官庁の免許を受けたテレビ放送局の場合には、上記準則、規則及び許可条件に従うテレビ放送局であれば自己の信号が再送信されていると主張できる地域をいう。連邦通信委員会の準則及び規則に定義する低出力テレビ局の場合には、「一次送信事業者のローカル放送区域」とは、第 122 条(j)(2)(C)に定義される指定地域であって、かかる局のライセンスコミュニティのほか、送信地から 35 マイル内にその全部また一部に位置する指定地域外のコミュニティ、又はかかる局が標準的な大都市圏のうち人口が上位 50 位以内の地域（1980 年に商務長官が行った 10 年毎の人口統計に基づく）に所在する場合には、送信地から 20 マイル内にその全部また一部に位置する指定地域外のコミュニティを含む。「一次送信事業者のローカル放送区域」は、ラジオ放送局の場合には、連邦通信委員会の準則及び規程に従い、当該放送局の一次放送区域を含む。

(5) 遠隔信号等価

(A) 総則：第(B)号に規定される場合を除き、「遠隔信号等価」とは、一

- (i) ケーブル・システムが非ネットワークテレビプログラムの全部又は一部を当該プログラムの一次送信事業者のローカル放送区域を超えて送信する二次送信に与えられる値をいう。また、
- (ii) この値は、独立局である各プライマリー・ストリーム及び各マルチキャスト・ストリーム（サイマルキャスト以外）に 1 の値を与え、また、ネットワーク局又は非商業的教育局である各プライマリー・ストリーム及び各マルチキャスト・ストリーム（サイマルキャスト以外）に 4 分の 1 の値を与えることによって、算出される。

(B) 例外：第(A)号に明記する独立局、ネットワーク局及び非商業的教育局は、以下に服する。：

- (i) ケーブル・システムが連邦通信委員会の準則及び規程により、特定のプログラムの再送信を省略しなければならず、かつ、著作物の実演若しくは展示を収録する他のプログラムを省略される送信と差し替えることができる場合、あるいは、1976 年著作権法の制定日*3 に効力を有する準則若しくは規則がライブ放送でないプログラムの省略若しくは差替又は自己のローカル放送区域内にケーブル・システムが存在する一次送信事業者が送信しない追加のプログラムの放送を自己の選択によって行うことができる場合には、差し替えられ又は追加されたプログラムについては何らの値も与えられない。
- (ii) 1976 年著作権法の制定日に効力を有する連邦通信委員会の準則、規則若しくは許可により、ケーブル・システムが特定のプログラムの再送信の省略を自己の選択において行うことができ、かつ、著作物の実演若しくは展示を収録する他のプログラムを省略される送信と差し替えることができる場合には、差し替えられ又は追加されたプログラムについて与えられる値は、ライブプログラムの場合には、差替が生じた日数を分子としその年の日数を分母とする分数を一遠隔信号等価全体に乗じた値とする。
- (iii) 連邦通信委員会の深夜プログラム規程若しくは特別プログラム規程に従ってテレビ放送局である一次送信事業者の二次送信とされる場合、又はケーブル・システムが放送の許可を得た全ての信号を終日再送信する活性チャンネル容量を欠くために全日放送が不可能であるときにおいて定時制でテレビ放送局である一次送信事業者の二次送信とされる場合には、第(A)号に定める独立局、ネットワーク局及び非商業的教育局に対する値は、ケーブル・システムが再送信する当該一次放送事業者の放送時間に対する当該一次放送事業者の全放送時間の割合に等しい分数を乗じられるものとする。
- (iv) ローカル放送区域内のコミュニティにおけるテレビ放送局である一次送信事業者のプライマリー・ストリーム又はマルチキャスト・ストリームに対しては、値は与えられない。

(6) ネットワーク局

- (A) プライマリー・ストリームの取扱い：「ネットワーク局」とは、全国的送信を提供する合衆国内の一以上のテレビネットワークによって所有され若しくは運営され、又はこれに加入しているテレビ放送局であって、その局の典型的な放送日の主要部分についてネットワークが提供するプログラムの主要部分を送信するテレビ放送局のプライマリー・ストリームに適用される。
- (B) マルチキャスト・ストリームの取扱い：「ネットワーク局」とは、テレビ放送局が以下の相互接続プログラムサービスのプログラムの全て又は主要部分を放送するマルチキャスト・ストリームに適用される：
- (i) 第(A)号に記載する一以上のテレビネットワークが所有若しくは運営し、又はこれと提携し、かつ、
- (ii) 10以上の州において最低25以上の提携テレビ局のライセンシーに相互接続プログラムサービスを週15時間以上、定期的に提供しているもの。
- (7) 「独立局」とは、ネットワーク局でも非商業的教育局でもないテレビ放送局のプライマリー・ストリーム又はマルチキャスト・ストリームに適用される。
- (8) 「非商業的教育局」とは、「2010年衛星放送視聴拡大・地域主義法」の制定日に有効である1934年通信法第397条に定義される非商業的教育放送局であるテレビ放送局のプライマリー・ストリーム又はマルチキャスト・ストリームに適用される。
- (9) プライマリー・ストリーム：「プライマリー・ストリーム」とは、以下のものをいう。
- (A) 2009年6月12日よりも前において、テレビ放送局が放送したプログラムをアナログ信号で実質的に複製していた単一のデジタル・ストリーム、又は
- (B) 第(A)号に記載するストリームがない場合には、最も長い期間、テレビ放送局が放送したプログラムの単一のデジタル・ストリーム。
- (10) 一次送信事業者：「一次送信事業者」とは、連邦通信委員会又はカナダ若しくはメキシコの政府当局の免許を受け、公衆に一次送信を行うテレビ又はラジオ放送局をいう。
- (11) マルチキャスト・ストリーム：「マルチキャスト・ストリーム」とは、テレビ放送局が放送するプログラムのデジタル・ストリームであって、テレビ放送局のプライマリー・ストリームではないものをいう。
- (12) サイマルキャスト：「サイマルキャスト」とは、プライマリー・ストリームで送信されるプログラムを複製するテレビ放送局のマルチキャスト・ストリーム、又は当該放送局のその他のマルチキャスト・ストリームをいう。
- (13) 加入者、加入
- (A) 加入者：「加入者」とは、ケーブル・システムから二次送信サービスを受け、当該ケーブル・システムに直接的又は間接的に料金を支払う個人又は事業者をいう。
- (B) 加入：「加入」とは、加入者になることを選択することをいう。

第114条 録音物に対する排他的権利の範囲

- (a) 録音物の著作権者の排他的権利は、第106条(1)、(2)、(3)及び(6)に定める権利に限定され、第106条(4)に基づく実演の権利を含まない。
- (b) 録音物の著作権者の第106条(1)に基づく排他的権利は、録音物に固定されている実際の音を直接又は間接的に再録するレコード又はコピーの形式に録音物を増製する権利に限定される。録音物の著作権者の第106条(2)に基づく排他的権利は、録音物に固定されている実際の音を再整理し、再調整し又は順序若しくは音質を変更した二次的著作物を作成する権利に限定される。録音物の著作権者の第106条(1)及び(2)に基づく排他的権利は、著作権のある録音物の音を模倣し又はそれに類似する音を含んでいたとしても、全体が他の音を独自に固定したものである他の録音物を作成し又は増製することには及ばない。録音物の著作権者の第106条(1)、(2)及び(3)に基づく排他的権利は、公共放送事業者(第118条(f)に定義する)が又はこれを通じて頒布し又は送信する、テレビ又はラジオの教育プログラム(第47編第397条に定義する)に収録された録音物には適用されない。ただし、公共放送事業者が又はこれを通じて、かかるプログラムのコピー又はレコードを一般公衆に商業的に頒布してはならない。
- (c) 本条は、第106条(4)に定める著作物を、レコードを用いて公に実演する排他的権利を制限し又は減損するものではない。
- (d) 排他的権利の制限：第106条(6)の規定にかかわらず—

- (1) 免除の対象となる送信及び再送信：：デジタル音声送信を用いた録音物の公の実演（インタラクティブ・サービスの一部であるものを除く）は、以下のいずれかの一部である場合、第 106 条(6)を侵害しない。
- (A) 非加入契約放送送信。
- (B) 非加入契約放送送信の再送信。ただし、ラジオ局放送送信の再送信である場合は、以下のいずれかの要件を満たすものでなければならない。
- (i) ラジオ局放送送信が、ラジオ放送送信機の地点から半径 150 マイル以上にわたって意図的又は反復的に再送信されないこと。ただし、
- (I) 連邦通信委員会の免許を受けたラジオ局の非加入契約放送送信が、連邦通信委員会の免許を受けた地上放送局、地上中継局又は地上レピーターによって非加入契約ベースで再送信される場合は、本規定における 150 マイルの制限を受けない。
- また、
- (II) 上記第(I)文に規定する非加入契約放送再送信を加入契約ベースで再送信する場合には、放送再送信機の送信設備を起点として半径 150 マイルを測定する。
- (ii) 再送信がラジオ局放送送信の再送信であり—
- (I) 再送信事業者が無線で受信し、
- (II) 再送信事業者が別個独立の信号を発信するために電子的に調整を加えず、かつ、
- (III) 再送信事業者が業務を行うローカルコミュニティのみに再送信すること。
- (iii) 1995 年 1 月 1 日現在、衛星通信事業者がラジオ局放送送信をケーブル・システム（第 111 条第(f)項に定義する)に再送信し、当該ケーブル・システムが別個独立の信号としてこれを再再送信しており、かつ、衛星通信事業者がラジオ局の放送送信をアナログ形式で受信していること。ただし、再送信された放送送信は、複数のラジオ局のプログラムを含むものでもよい。
- (iv) ラジオ局の放送送信が、1995 年 1 月 1 日以後に 1934 年通信法第 396 条(k)(合衆国法典第 47 編第 396 条(k))に基づいて資金を受けた非商業的教育放送局が行ったもので、非商業的教育・文化ラジオプログラムのみを含み、かつ、再送信(同時送信であるか否かを問わない)が非加入契約地上放送再送信であること。
- (C) 以下のいずれかに該当する送信。
- (i) 免除の対象となる送信事業者が受信した後に再送信する信号等、免除の対象となる送信に付随する事前又は同時の送信。ただし、かかる付随的送信は、公衆による受信を直接の目的とする加入契約送信を含まない。
- (ii) 事業施設内部での送信で、その構内又は直接隣接する地域に限られたもの。
- (iii) 送信の一部として録音物を公に実演することを許諾された送信事業者が行う送信を、再送信事業者(1934 年通信法第 602 条(12)(合衆国法典第 47 編第 522 条(12))に定義する多チャンネルビデオプログラム配信事業者を含む)が再送信するものであって、許諾を受けた送信と同時であり、かつ、送信事業者の許諾を受けたもの。
- (iv) 通常の業務の過程で使用される事業施設向けの送信。ただし、事業受信者は、その構内又は直接隣接する地域の外部に再送信してはならず、また、送信は、録音物実演放送枠を超えてはならない。本段は、第(ii)段による免除の範囲を制限するものではない。
- (2) 特定の送信に対する法定使用許諾：第(1)節に基づく免除の対象とならない加入契約デジタル音声送信、適格の非加入契約送信、又は既存の衛星デジタル音声ラジオ・サービスによる第(1)節に基づく免除の対象とならない送信を使用して、録音物を公に実演することは、以下の全ての条件を満たす場合には、第(f)項に従って法定使用許諾の対象となる。
- (A)
- (i) 送信がインタラクティブ・サービスの一部でなく、
- (ii) 事業施設への送信の場合を除き、送信事業者が、送信を受ける装置によってプログラムチャンネルを自動的かつ意図的に変更せず、かつ
- (iii) 第 1002 条(e)に定める場合を除き、技術的に可能である限り、録音物の送信が、録音物の著作権者が又はその許諾を得て録音物にエンコードした録音物の題名、録

音物に実演を行った主演実演家及び関連する情報(元になる音楽著作物及びその作者の情報を含む)を特定する情報を伴うこと。

- (B) 既存の加入契約サービスが 1998 年 7 月 31 日に使用していたものと同じ送信媒体を使って行う第(1)節に基づく免除の対象とならない既存の加入契約送信の場合、又は、既存の衛星デジタル音声ラジオ・サービスが行う第(1)節に基づく免除の対象とならない送信の場合には—

- (i) 送信が録音物実演放送枠を超えず、かつ
- (ii) 送信事業者が、送信される特定の録音物又は当該録音物を含むレコードの題名を、プログラム予定表又は事前の発表によって公表させないこと。

- (C) 適格の非加入契約送信、又は第(1)節に基づく免除の対象とならない加入契約送信であって新規の加入契約サービス若しくは 1998 年 7 月 31 日に使用していたものと同じ送信媒体を使わない既存の加入契約サービスとして行われる送信の場合、以下の全ての要件を満たすこと。

- (i) 送信が録音物実演放送枠を超えないこと。ただし、放送送信の再送信の場合、再送信を行う送信事業者が、当該放送送信を行う放送局によるプログラム編成を管理する権利又は能力を持たないときには、本要件を適用しないが、以下のいずれかに該当する場合を除く。

- (I) 当該放送局が以下のいずれかの形式で放送送信を行うこと。

(aa) 録音物実演放送枠を定期的に超えてデジタル方式で行う。

(bb) 放送の大部分を、週ごとに録音物実演放送枠を超えてアナログ方式で行う。

- (II) 録音物の著作権者又はその代理人が、著作権者の保有する録音物の放送送信が本段に定める録音物実演放送枠を超えることを、送信事業者に書面で通知したこと。

- (ii) 送信事業者が、プログラム予定表又は事前の発表によって、送信される特定の録音物の題名、当該録音物を含むレコード又は主演実演家の名前(例示目的の公表を除く)を、公表させ又は公表を教唆し若しくは幫助しないこと。ただし、本規定は、不特定の将来の時間帯に特定の实演家が出演する旨の事前の発表を行う送信事業者の資格を剥奪するものではない。また、送信事業者が放送送信の再送信を行い、当該送信事業者が放送送信のプログラム編成を管理する権利又は能力を持たない場合において、放送局がプログラム予定表を発行し又はこれを教唆し若しくは幫助したことについて送信事業者が現実の認識を持たずかつ著作権者又はその代理人から通知を受けていないとき、あるいは放送局が 1998 年 9 月 30 日以前にクラシック音楽プログラムについて発行したプログラム予定表であってかつこれと同じ方法にて放送局が発行するプログラム予定表であるときには、本段の要件は、放送局が行う事前の公表又は放送局によるプログラム表の公表若しくはその教唆・幫助には適用しない。

- (iii) 送信が—

(I) 5 時間未満の保存プログラムの一部でないこと、

(II) 2 週間を超える期間利用可能にされる 5 時間以上の保存プログラムの一部でないこと、

(III) 3 時間未満の継続プログラムの一部でないこと、又は

(IV) 以下のいずれかにて送信される、録音物の実演が予め定められた順序で行われる特定可能なプログラム(保存プログラム又は継続プログラムを除く)の一部でないこと。

(aa) 1 時間未満のプログラムの場合、予め公表された 2 週間に 3 回を超えて送信されること。

(bb) 1 時間以上のプログラムの場合、予め公表された 2 週間に 4 回を超えて送信されること。

ただし、放送送信のプログラム編成を管理する権利又は能力を持たない送信事業者が放送送信を再送信する場合には、当該送信事業者が録音物の著作権者又はその代理人から書面で放送局がかかる要件に規則的に違反して送信を行っているとの通知を受けているときを除き、本規定の要件を適用しない。

- (iv) 送信事業者が、送信事業者又は送信事業者の広告する製品若しくはサービスに対して著作権者又は主演実演家が提携、関係又は所属するかのよう、あるいは、送信事業者の行為(当該録音物の実演を除く)に対して著作権者又は主演実演家が企画、支援又は承認するかのよう、混同、誤認又は欺罔させるおそれのある方法で、視覚的映像の送信を録音物の送信と同時にを行うサービスの一部として、故意に録音物を実演しないこと。
 - (v) 特定の録音物がその者に送信されるよう選択するために、受信者その他の者が送信事業者の送信を単独又は他の送信事業者の送信と共に自動的にスキャンすることを防止することに、多大な費用又は負担を課すことなく実施可能である限りにおいて、送信事業者が協力すること。ただし、本段の要件は、1998年7月31日以前に営業中であるか又は連邦通信委員会の免許を受けた衛星デジタル音声サービスには適用されない。
 - (vi) 送信事業者が送信の受信者にレコードを作成させ又はこれを教唆するようないかなる積極的な措置もとらないこと、及び、送信の受信者が送信のレコードをデジタル形式にて直接作成することを送信事業者の用いる技術が制限できる場合には、かかる技術によって可能な範囲で、かかるレコードの作成を制限するように送信事業者が設定すること。
 - (vii) 著作権者の許諾に基づいて録音物のレコードが公に頒布され又は著作権者が送信事業者に録音物を送信する許諾を与え、かつ、送信事業者が著作権者の許諾の下に適法に作成されたレコードから送信を行うこと。ただし、放送送信のプログラム編成を管理する権利又は能力を持たない送信事業者が放送送信を再送信する場合には、当該送信事業者が録音物の著作権者から書面で放送局がかかる要件に規則的に違反して放送送信を行っているとの通知を受けているときを除き、本段の要件を適用しない。
 - (viii) 著作権のある著作物を特定し又は保護するために録音物の著作権者が広く使用する技術的手段であり、かかる技術的手段の送信が送信事業者に多大な費用を課し又はデジタル信号に聴覚的若しくは視覚的な劣化を生ずることがない場合には、送信事業者がかかる技術的手段の送信を受容しこれを妨げないこと。ただし、本段の要件は、1998年7月31日以前に営業中であるか又は連邦通信委員会の免許を受けた衛星デジタル音声サービスである場合には、当該技術的手段を録音物の著作権者が広く採用するに至る前に当該技術的手段と互換性のない機器又は技術を設計し、開発し又は調達の約束をした限りにおいて、適用しない。
 - (ix) 送信事業者が提供するサービスを受信することが予定される装置又は技術によって送信の受信者に表示されるような方法で、実演前ではなく実演中に、送信事業者が、録音物の題名、(もしあれば)録音物を収録するレコードの題名及び主演実演家等によって録音物を文字データ中に特定すること。ただし、本段における義務は、デジタル・ミレニアム著作権法の制定日から1年間は発効せず、また、放送送信のプログラム編成を管理する権利若しくは能力を持たない送信事業者が放送送信を再送信する場合又は送信事業者のサービスを受信することが予定される装置若しくは技術が上記文書データを表示する機能を有するが市場において一般的でない場合には、本段の義務は適用されない。
- (3) インタラクティブ・サービスによる送信についての使用許諾—
- (A) いかなるインタラクティブ・サービスも、デジタル音声送信による録音物の公の実演について、12か月を超える期間について第106条(6)に基づく独占的使用許諾を受けることはできない。1,000以下の録音物に対する著作権を保有する許諾者は、インタラクティブ・サービスに対して24か月を超える独占的使用許諾を付与してはならない。ただし、独占的使用許諾を受けた者は、すでに与えられた独占的使用許諾の失効から13か月間は、当該録音物について新たな独占的使用許諾を受けることはできない。
 - (B) 本節第(A)号に定める制限は、以下の場合には適用されない。
 - (i) 第106条(6)に基づくデジタル音声送信による録音物の公の実演にかかる使用許諾が、少なくとも5つのインタラクティブ・サービスに付与されかつ有効である場合。ただし、かかる使用許諾の範囲は、許諾者が所有する録音物でインタラクティ

- ブ・サービスに対する使用許諾の対象となるものの最低 10 パーセントでなければならないが、いかなる場合にも 50 未満の録音物であってはならない。又は、
- (ii) 独占的使用許諾が、録音物を 45 秒以内の時間公に実演することについて付与され、かつ、実演の唯一の目的が録音物の配信又は実演の促進である場合。
- (C) 第 106 条(6)に基づく公に実演する権利について独占的又は非独占的使用許諾が付与されたか否かにかかわらず、インタラクティブ・サービスは、録音物に含まれる著作権のある音楽著作物の公の実演について使用許諾を受けなければ、録音物を公に実演することはできない。ただし、著作権のある音楽著作物の公の実演についての使用許諾は、著作権者を代表する実演権団体又は著作権者によって付与されるものとする。
- (D) デジタル音声送信の再送信による録音物の実演は、以下の要件を満たす場合には、第 106 条(6)の侵害とならない。
- (i) 送信の一部として公衆の特定の者に対し録音物を公に実演する使用許諾を受けたインタラクティブ・サービスが再送信を行い、かつ
- (ii) 再送信が、使用許諾を受けた送信と同時に、送信事業者が許諾したものであり、かつ、インタラクティブ・サービスが送信の受信者と意図する公衆の特定の者に限定されること。
- (E) 本節において—
- (i) 「許諾者」は、ライセンス事業者及び所有権、経営権又は支配権利を重大な範囲で共同にする他の事業者であって録音物に対する著作権を保有する者を含む。また、
- (ii) 「実演権団体」とは、アメリカ作詞家作曲家出版者協会(ASCAP)、ブロードキャスト・ミュージック社及び SESAC 社等の、著作権者に代わって非演劇的音楽著作物の公の実演を許諾する社団又は会社をいう。
- (4) 権利に対するその他の制限の不存在
- (A) 本条に明示的に規定する場合を除き、本条は、第 106 条(6)に基づきデジタル音声送信を用いて録音物を公に実演する排他的権利を制限し又は減損しない。
- (B) 本条のいかなる規定も、以下の権利を無効又は制限しない。
- (i) 第 106 条(4)に基づく、音楽著作物を公に実演する排他的権利(デジタル音声送信によるものを含む)。
- (ii) 第 106 条(1)、第 106 条(2)及び第 106 条(3)に基づく、録音物又はこれに含まれる音楽著作物に対する排他的権利。又は、
- (iii) 第 106 条の他の節に基づくその他の権利、又は本編に基づいて認められる救済(1995 年録音物に対するデジタル実演権法の制定日*6 前後に存在した権利又は救済を含む)。
- (C) 第 106 条(6)に基づく排他的権利に対する本条の制限は、第 106 条(6)に基づく排他的権利のみに適用され、第 106 条に基づく他のいかなる排他的権利にも適用されない。本条のいかなる規定も、録音物の著作権者が第 106 条(1)、第 106 条(2)及び第 106 条(3)に基づく権利を行使し、又はかかる権利に基づいて本編に基づく救済を求める能力を無効にし、制限し、減損し、又はこれに影響を及ぼさない。かかる権利及び救済は、1995 年録音物に対するデジタル実演権法の制定日前後に存在したもの等をいう。
- (e) 交渉の権限
- (1) 反トラスト法の規定にかかわらず、録音物の著作権者及び本条の適用がある録音物を実演する団体は、第(f)項に基づく法定使用許諾の交渉において、当該録音物の実演にかかる使用料及び使用許諾の条件並びに著作権者間の使用料の配分について交渉し合意することができ、また、支払について交渉し、合意し、支払を受け又は行うための非排他的な共通の代理人を指名することができる。
- (2) インタラクティブ・サービスによる実演又は録音物実演放送枠を超える実演についての使用許諾等、第 106 条(6)に基づいて付与される使用許諾(法定使用許諾を除く)について
- (A) 本条の適用がある録音物の複数の著作権者は、使用許諾を付与し使用料を受領し送金するための共通の代理人を指名することができる。ただし、各著作権者は単独で(すなわち、録音物の他の著作権者との合意、共同又は合議によらずに)使用料率及び使用許諾の重要な条件を定めなければならない。

- (B) 本条の適用がある録音物を実演する複数の事業者は、使用許諾を受け使用料を集金し支払うための共通の代理人を指名することができる。ただし、録音物を実演する各事業者は、単独で（すなわち、録音物の他の実演者との合意、共同又は合議によらずに）使用料率及び使用許諾の重要な条件を定めなければならない。
- (f) 一定の免除の対象とならない送信に対する使用許諾
- (1)
- (A) 第8章に基づく手続によって、804条(b)(3)の(A)若しくは(B)に従って手続が開始された年の翌年1月1日から5年間又は当事者が合意するその他の期間について、第(d)項(2)に定める法定使用許諾の対象となる送信に対する相当な使用料率及び条件を決定する。各手続の当事者は、自己の費用を負担する。
- (B) 著作権使用料審判官が決定した相当な使用料率及び条件の定めは、第(2)節を条件として、第(A)号に定める5年間、又はその他当事者が合意する期間について、全ての録音物の著作権者及び本節の影響を受ける録音物を実演する団体を拘束する。当該使用料率及び条件は、その時点で運営するサービスの異なる種類ごとに区分するものとし、また、各サービスの種類ごとの最低料金、録音物使用の数量及び性質その他の基準に基づく区分並びに当該サービスの使用が消費者によるレコードの購入に代替又は促進する程度を含まなければならない。著作権使用料審判官は、市場において自由な買主と自由な売主が交渉したであろう使用料率及び条件を最も明確に表す使用料率及び条件を設定しなければならない。当該使用料率及び条件の決定において、著作権使用料審判官は、以下に従う。
- (i) 著作権使用料審判官は、以下を含む当事者が提示する経済上の、競争上の及びプログラム上の情報に基づいて決定しなければならない。
- (ii) 当該サービスの使用がレコードの販売に代替するか若しくはこれを促進するか、その他録音物から当該録音物の著作権者が受ける他の収入源を妨害するか若しくは拡大するか。
- (ii) 相対的な創作的寄与、技術的寄与、資本投資、費用及びリスクなどに関して、公衆に利用可能とされる著作権のある著作物及びサービスにおいて著作権者と送信事業者の相対的役割。
- (ii) 著作権使用料審判官は、比較可能な種類の音声配信サービスの使用料何時及び条件並びに任意の使用許諾における比較可能な状況を考慮することができる。
- (C) 第(A)号及び第(B)号に基づく手続は、録音物の著作権者又は配信事業者が提出する申立書によっても開始される。ただし、当該申立書には、録音物を実演する新種のサービスが営業中又は営業準備中であることを記載し、かつ、当該新種のサービスの開始日に始まり、第(A)号又は第(B)号及び第8章に基づいて有資格の非加入サービス及び新しい加入サービス、又は場合によっては既存の加入サービス及び既存の衛星デジタル音声ラジオサービスに対する最後に決定された使用料及び条件が終了する日に終了する期間又は当事者が別途合意する期間について、当該新しいサービスに関する相当な使用料及び条件を決定することを目的とするものでなければならない。
- (2) 録音物の一人又は複数の著作権者及び録音物を実演する一つ又は複数の事業者が任意に交渉した使用許諾契約は、連邦議会図書館長の決定又は著作権使用料審判官の決定に代わる効力を有する。
- (3)
- (A) 著作権使用料審判官はまた、著作権者が本条に基づく録音物の使用の適切な通知を受け取るべき要件、及び録音物を実演する事業者がかかる使用の記録を保存し利用可能にすべき要件を定めなければならない。2004年著作権使用料及び分配改革法の発効日の前日に効力を有する通知及び記録管理に関する規則は、著作権使用料審判官が新たな規則を制定するまで有効に存続する。本号に基づいて新たな規則が制定される場合には、著作権使用料審判官は、2004年著作権使用料及び分配改革法の発効日の前日に効力を有する規則の内容及び効力を考慮に入れて、可能な限り、著作権使用料の徴収及び分配の権限を与えられた指定代理人の業務に重大な支障を生じさせてはならない。

- (B) 本項に基づき法定使用許諾の適用を受ける送信によって録音物を公に実演しようとする者は、以下のいずれかの場合には、録音物に対する著作権者の排他的権利を侵害することなくこれを行うことができる。
- (i) 著作権使用料審判官が規則により定める通知の要件に従い、かつ、本項に従って使用料を支払う場合。
 - (ii) 使用料が定められていないときは、本項に従って定められる使用料の支払に同意する場合。
- (C) 未払の使用料は、使用料が定められた月の翌月 20 日以前に支払われなければならない。
- (4)
- (A) 第 112 条(e)及びその他本項の規定に関わらず、受領代理人は、2005 年 1 月 1 日から 11 年の期間に関して、一以上の商業ウェブ放送局又は非商業的ウェブ放送局との間に、第 112 条(e)及び本条に基づいて、録音物の複製及び実演について契約を締結することができ、当該契約は、第(B)号に従って連邦官報に公告されることによって、著作権使用料審判官の決定により、録音物の著作権者及び本条に基づいて支払を受ける権利を有するその他の者を拘束する。商業ウェブ放送局とのかかる契約は、収益若しくは支出又はその両方の一定割合を基準にした使用料の支払に関する規定を含み、また最低料金を含むことができる。かかる契約は、著作権者が録音物の使用の適切な通知を受け取ることができるための要件及び商業ウェブ放送局又は非商業的ウェブ放送局が当該使用の記録を保存し利用に供するための要件、その他の条件を含むことができる。受領代理人は、かかる契約の交渉をする義務はない。受領代理人は、かかる契約の交渉に関して、録音物の著作権者又は本条に基づいて支払を受ける権利を有するその他の者に対していかなる義務をも負わず、またかかる契約を締結したことについて録音物の著作権者又は本条に基づいて支払を受ける権利を有するその他の者に対していかなる責任をも負わない。
- (B) 著作権局は、第(A)号に従って締結された全ての契約を、連邦官報に公告しなければならない。かかる公告は、第(C)号の内容を記載した文章を含まなければならない。かかる契約は、連邦規則集には掲載されないものとする。公告以降、かかる契約の条件は、その契約の適格条件を満たすいかなる商業ウェブ放送局又は非商業的ウェブ放送局に対しても、その選択により、利用させなければならない。
- (C) 第(A)号又は第(A)号に従って締結された契約に定められた料率構成、使用料、条件若しくは通知及び記録管理に関する要件を含む契約規定は、録音物の公の実演又は一時的なレコード若しくはコピーへの複製に対して支払うべき使用料の設定又は調整、それに関する条件の決定、又は第(3)節若しくは第 112 条(e)(4)に基づいて著作権使用料審判官が設定する通知若しくは記録管理に関する要件に関わる行政上、司法上又はその他の政府の手続において、証拠として採用されること又はその他考慮に入れられることがあってはならない。かかる契約に含まれる使用料、料率構成、定義、条件又は通知及び記録管理に関する要件は、市場において取引を希望する売主と買主が交渉したであろう事項又は第 801 条(b)に規定する目的に適合する事項というよりはむしろ、ウェブ放送局、著作権者及び実演者の固有のビジネス的、経済的及び政治的状況に動機づけられて成立した妥協と考えられるべきである、というのが連邦議会の意図するところである。本号の適用は、第(A)号に従って締結した契約の当事者である受領代理人及びウェブ放送局が、本項に基づく手続きの中で契約書の提出を明示的に許可する範囲に及ばない。
- (D) コロンビア特別区巡回区連邦控訴裁判所は、著作権使用料審判官が第 112 条及び第 114 条に従って録音物及び一時的固定物のデジタル演奏に対する使用料率及び条件について 2007 年 5 月 1 日に行った決定に関する審理において、2008 年ウェブ放送局法又は第(A)号に従って締結されたいかなる契約も考慮してはならない。
- (E) 本節において—
- (i) 「非商業的ウェブ放送局」とは、以下のウェブ放送局をいう。
 - (ii) 1986 年内国歳入法典第 501 条(合衆国法典第 26 編第 501 条)に基づいて課税が免除されたウェブ放送局、

- (II) 内国歳入庁に、内国歳入法典第 501 条に基づく課税の免除を善意誠実に申請し、かつ当該免除が与えられる商業的に合理的な見込みがあるウェブ放送局又は
- (III) 州若しくは属領又はそれらの政府機関若しくは下部組織、又は合衆国若しくはコロンビア特別区が公共目的のためにのみ運営するウェブ放送局。
- (ii) 「受領代理人」とは、2002 年 7 月 8 日付けの連邦官報に公告された連邦規則集第 37 編第 261. 2 条において与えられた意味を有する。また、
- (iii) 「ウェブ放送局」とは、第 112 条若しくは第 114 条又はその施行規則に基づいて法定使用許諾を取得した個人又は事業者をいう。
- (F) 第(A)号に従って解決する権限は、2009 年ウェブ放送局法の制定日後 30 日目の東部標準時間の 11:59 p.m.に終了する。
- (g) 使用許諾の収入—
- (1) 本条第(f)項に基づく法定使用許諾に基づき使用許諾を受けた送信の場合を除き—
- (A) 送信のための使用許諾を受けた録音物に演奏を録音する主演実演家は、当該演奏者の契約に基づいて録音物の著作権者から支払を受けることができ、また
- (B) 送信のための使用許諾を受けた録音物に演奏を録音する非主演実演家は、当該演奏者の契約又は他の合意に基づいて録音物の著作権者から支払を受けることができる。
- (2) 第(6)節に規定する場合を除いて、第(f)項に従って著作権使用料審判官が送信の使用許諾からの受領額収入を分配するよう指定された非営利集中管理団体は、当該受領額を以下のとおり分配する。
- (A) 受領額の 50 パーセントは、本編第 106 条(6)に基づきデジタル音声送信によって録音物を公に実演する排他的権利を有する著作権者に対して支払われる。
- (B) 収入の 2.5 パーセントは、録音物の著作権者及びアメリカ演奏家連盟(AF of M)(又はその後継事業者)が共同で任命する独立の管理者が管理する預託口座に入金し、録音物に演奏を録音した非主演演奏家(アメリカ演奏家連盟の構成員であるか否かを問わない)間で分配する。
- (C) 収入の 2.5 パーセントは、録音物の著作権者及びアメリカ・テレビ・ラジオ・アーティスト連盟(AFTRA)(又はその後継事業者)が共同で任命する独立の管理者が管理する預託口座に入金し、録音物に演奏を録音した非主演歌手(アメリカ・テレビ・ラジオ・アーティスト連盟の構成員であるか否かを問わない)間で分配する。
- (D) 収入の 45 パーセントは、録音物の個数に応じて、録音物の収録アーティスト又は主演アーティスト(又はかかるアーティストの録音物での実演による権利を取得する者)に支払う。
- (3) 第(f)項に従って著作権使用料審判官によって送信の使用許諾からの受領額を分配するよう指定された非営利の集中管理団体は、他の指定代理人から使用料を受領することを選択しかつその選択を書面にて当該非営利の代理人に対して通知した著作権者及び実演者を除き、当該受領額に対して権利を有する個人又は事業者に対する分配に先立って、当該非営利の代理人に 1995 年 11 月 1 日以降に発した下記に関する相当な費用を、受領額から差し引くことができる。
- (A) 使用料の徴収、分配及び計算の管理に要する費用、
- (B) 使用料の徴収及び計算に関連する紛争の解決に要する費用、及び
- (C) 第 112 条及び本条に基づく使用許諾の対象となっている一時的固定物の作成及び実演に関して権利の許諾及び権利の行使に要する費用であって、第 112 条及び本条に基づく交渉又は仲裁手続への参加によって生ずる費用を含む。ただし、第 112 条の一時的固定物の権利に関して発生する全ての費用は、第 112 条に従って受領された使用料からのみ差し引くことができる。
- (4) 第(3)節に関わらず、第(f)項に従って送信の使用許諾からの受領額を分配するよう指定された指定代理人は、使用料の受領額から第(3)節所定の費用を差し引くことができる旨を明記した契約関係を当該代理人と締結した著作権者及び実演者に関しては、1995 年 11 月 1 日以降代理人に発生する第(3)節所定の相当な費用を、当該受領額の分配に先立って、当該受領額から差し引くことができる。
- (5) 指示書
- (A) 総則—第(f)項に従って送信の使用許諾からの受領額収入を分配するよう著作権使用料審判官から指定された非営利の集中管理団体は、当該団体が適切と考える場合に

は、第(2)節(A)又は(D)に基づいて特定された受領者が録音物の送信の許諾によって権利を取得する支払金の一部について、当該録音物を作成する創作過程に参画したプロデューサー、ミキサー又はサウンドエンジニアに分配する旨の当該受領者からの指示を受け付けることを定めるポリシーを制定しかつ合理的に実施しなければならない。

本条において、当該指示を「指示書」という。

(B) 指示書の受付—第(A)号に記載する集中管理団体が同号に基づいて指示書を受け付ける範囲において、当該指示書に従って支払を受ける権利を有する者は、当該指示書が有効であり当該集中管理団体がそれを実施する期間中、当該支払を受領する権利の保有者として全てに関して取り扱われ、また、当該集中管理団体に当該指示書を提出する受領者は、当該支払に対していかなる権利を持たない者として扱われなければならない。

(C) 集中管理団体の権限—本節は、集中管理団体が本節の定める場合を除いて支払指示を受付又はそれに従う権限を持たないものと解釈されてはならない。

(6) 1995年11月1日までに固定された録音物

(A) 指示書のない場合の支払—第(f)項に従って送信の使用許諾からの受領額収入を分配するよう著作権使用料審判官から指定された非営利の集中管理団体（本節において「集中管理団体」という）は、当該団体が適切と考える場合には、1995年11月1日までに固定された録音物の送信許諾から徴収された受領金の2%が控除されること（ただし、前記控除額は、(2)(D)に基づいて録音物の録音主演アーティスト（又はかかるアーティストの録音物での実演による権利を取得する者）に支払われるべき金額から差し引かれること）、及び、第(3)又は(4)節に記載する費用を差し引いた後に以下の条件を満たす場合には本節(B)記載の者に分配されることを定めるポリシーを制定しかつ合理的に実施しなければならない。

(i) 指示書を取得しようとしたことの証明—当該分配を受けようとする本節(B)記載の者が、偽証に対して制裁を受ける条件下で、以下のことを証明したこと。

(I) 120日以上の期間、その者が、集中管理団体が録音主演アーティストに支払われるべき使用料部分をその者に支払うよう指示する指示書を依頼し取得しようとして当該録音物に対する受領者たるアーティストに連絡を取るよう合理的努力を行ったこと。

(II) その者が上記(I)記載の努力を始め、集中管理団体に対するその者の証明の日に終わる期間中に、受領者たるアーティストが指示書発行の要請に対して書面で肯定も否定もしなかったこと。

(ii) 集中管理団体による実演家への連絡—第(i)段に記載する証明書の受領後で、第(B)号に記載する者に対する集中管理団体による最初の支払の120日以上の期間に、当該集中管理団体が、その判断において合理的な方法で、受領者たるアーティストに第(B)号に記載する者による証明書を通知すること。

(iii) 異議を受領しなかったこと—受領者たるアーティストが、最初の分配を実施する日の10営業日前に、書面にて当該分配への異議を当該集中管理団体に提出しなかったこと。

(B) 支払を受ける資格—以下に該当する者は、第(A)号に基づく支払を受ける資格を有する。

(i) 録音物のプロデューサー、ミキサー又はサウンドエンジニアであること、

(ii) 録音物の作成若しくは適法な利用のためにレコード会社との間に又は録音物の録音主演アーティスト（若しくは録音物についてアーティストが有する権利を譲渡する者）との間に契約を締結しており、その契約に基づいて支払を請求する者が当該録音物の利用に基づきかつ本来当該録音物の録音主演アーティスト（若しくは録音物について実演家が有する権利を譲渡する者）に支払われるべき使用料の支払に参加する権限を有すること、

(iii) 録音物の作成に創作的な寄与を行ったこと、並びに

(iv) 集中管理団体に以下のものを提出すること。

(I) その者が上記(i)ないし(iii)の要件を満たすことを偽証の制裁の元に陳述する証明書、及び

(II) 上記(ii)に記載する契約書の真正な写し。

- (C) 複数の証明—第(D)号を条件として、第(B)号に記載する二人以上の者が分配の 10 営業日前の日において録音物に関して第(A)号の分配の要件を満たす場合には、集中管理団体は、当該全員に平等に当該 2% を分割しなければならない。
- (D) 支払に対する異議—集中管理団体は、第(A)号に従って行った分配に対する書面による異議を受領者たるアーティストから受領した日から 10 営業日以内に、当該分配に関するさらなる支払を中止しなければならない。集中管理団体が当該分配に対する書面による異議を受領者たるアーティストから受領したから 10 営業日以内に第(B)号に記載する者に対して第(A)号に従って分配を行った場合には、当該異議は、集中管理団体が本号に基づいて分配を中止する前に行った分配に対するその者の受領権限には効果を持たない。
- (E) 支払を受ける権利の保有—集中管理団体が第(B)号に記載する者に対して第(A)号に基づいて分配を行うことを決定した限りにおいて、その者は、当該分配の対象となる期間中、全ての目的のために当該支払を受ける権利の保有者として扱われ、当該支払を受けるべきであった「受領者たるアーティスト」は当該支払に対していかなる権利も持たないものと扱われる。
- (F) 受領者たる実演家の定義—本項において「受領者たるアーティスト」とは、録音物に関して第(2)節(D)に基づいて支払を受ける権利を有するものであって、第(B)号に記載する者以外の者をいう。録音物に関して複数の受領者たるアーティストがいる場合には、当該受領者の一人による異議は、第(2)節(D)に基づく支払に対して当該受領者の持分にのみ適用され、異議を申し立てない受領者たるアーティストの持分には第(A)に基づく支払を妨げない。
- (7) 州の財産法の適用排除—本項及び著作権使用料審判官が採択した規則に従って著作権使用料審判官が指定した非営利集中管理団体が又は第 114 条(g)(2)に従って独立の管理者が第 112 条及び本条に基づいて受領した物の保有及び分配は、適用ある州の没収若しくは放棄財産に関する法（コモンローを含む）又はこれに類する規定に優先しその適用を排除する。
- (h) 関連事業者に対する使用許諾
- (1) 録音物の著作権者は、第 106 条(6)に基づくデジタル音声送信により録音物を公に実演する権利を関連事業者に許諾する場合には、同様のサービスを提供する全ての善意の事業者に対する条件に劣らない条件に従って、第 106 条(6)に基づき使用許諾の対象となる録音物を提供しなければならない。ただし、サービスの種類、使用許諾の対象となる特定の録音物、使用の頻度、会員数、又は期間に重大な相違がある場合、著作権者は、異なる条件を定めることができる。
- (2) 本項第(1)節に定める制限は、録音物の著作権者が以下のいずれかに対して使用許諾を付与する場合には適用されない。
- (A) インタラクティブ・サービス、又は
- (B) 録音物を 45 秒以内の時間公に実演する事業者で、実演の唯一の目的が録音物の配信若しくは実演の促進であるもの。
- 【(i) 廃止】
- (j) 定義：本条において、以下の語句はそれぞれ以下の意味を有する。
- (1) 関連事業者」とは、第 106 条(6)に定めるデジタル音声送信事業を行う事業者(インタラクティブ・サービスを除く)で、許諾者が直接若しくは間接の組合を構成し又は発行済株式(議決権の有無を問わない)総数の 5 パーセント以上を保有する者をいう。
- (2) 「保存プログラム」とは、送信の受信者の要望により反復して利用可能であることが予め定められたプログラムであって、かつ、最初から同じ順序で実演されるものをいう。ただし、録音物全体を収録せず又は特定の録音物を表示しない場合に限り、保存プログラムには、収録された行事又は放送送信のうち録音物を付随的に使用する以上に使用しないものを含まない。
- (3) 「放送」送信とは、連邦通信委員会の免許を受けた地上放送局が行う送信をいう。
- (4) 「継続プログラム」とは、同一の順序で続けて実演されることが予め定められたプログラムであって、送信の受信者の支配が及ばないプログラムの一点においてアクセスされうるものをいう。

- (5)「デジタル音声送信」とは、第101条に定めるデジタル送信をいい、録音物の送信を含むが、視聴覚著作物の送信は含まない。
- (6)「適格の非加入契約送信」とは、第(d)項(1)に基づく免除の対象とならない非インタラクティブの非加入契約デジタル音声送信(放送送信の再送信を含む)であって、録音物の実演をその全部又は一部として収録した音声プログラムを提供するサービスの一部として行われるものであり、当該サービスの主たる目的が公衆に当該音声又はその他の娯楽プログラムを提供することであって、録音物、ライブコンサート又はその他の音楽に係る行事以外の特定の製品又はサービスを販売し、宣伝し又は販売を促進することを主たる目的としないものをいう。
- (7)「インタラクティブ・サービス」とは、公衆の構成員が受信者のために特に制作されたプログラムを受信し、又は受信者が選択し若しくは受信者のために選択された特定の録音物(プログラムの一部であるか否かを問わない)の送信を要望に応じて受信することができるようにするサービスをいう。要望に応じて、特定の録音物が広く公衆又は加入契約サービスにおいては当該サービスの全ての加入者による受信向けに実演される場合、要望から1時間以内に又は送信事業者若しくは要望した個人が指定する時に実演される録音物によって当該サービスの各チャンネルのプログラムが実質的に成り立っているのではないときには、インタラクティブ・サービスとならない。送信事業者がインタラクティブ・サービス及び非インタラクティブ・サービスの双方を(同時又は別の時間に)提供する場合、非インタラクティブ・サービスはインタラクティブ・サービスの一部として扱われない。
- (8)「新規の加入契約サービス」とは、非インタラクティブの加入契約デジタル音声送信によって録音物を実演するサービスであって、かつ、既存の加入契約サービス又は既存の衛星デジタル音声ラジオ・サービスでないものをいう。
- (9)「非加入契約」送信とは、加入契約送信でない送信をいう。
- (10)「既存の衛星デジタル音声ラジオ・サービス」とは、1998年7月31日以前に連邦通信委員会が交付した衛星デジタル音声ラジオ・サービス免許及び原免許の範囲において更新された免許に従って提供される加入契約衛星デジタル音声ラジオ・サービスであって、加入契約サービスを促進するために非加入契約ベースで提供される加入契約サービスの典型たるサンプル・チャンネルを限られた数含むことができる。
- (11)「既存の加入契約サービス」とは、1998年7月31日以前に存在しかつ有料で公衆に対して送信を行っていた、非インタラクティブの音声のみの加入契約デジタル音声送信によって録音物を実演するサービスであって、加入契約サービスを促進するために非加入契約ベースで提供される加入契約サービスの典型たるサンプル・チャンネルを限られた数含むことができる。
- (12)「再送信」とは、原送信の再度の送信をいい、同じ送信の再度の送信を含む。本条に別段の定めある場合を除き、送信は、原送信と同時にである場合に限り「再送信」にあたる。本節による定義は、第114条(d)(1)に定める免除の要件を満さなかった送信を免除するものではない。
- (13)「録音物実演放送枠」とは、送信事業者が使用する特定のチャンネルでの3時間の送信であって、以下の範囲を超えないものをいう。
 - (A) 合衆国内で公の実演又は販売のために合法的に頒布される一つのレコードに録音された、3つの録音物。ただし、このうち2つを超えて続けて送信してはならない。
 - (B) 4つの録音物であって—
 - (i) 同じ主演実演家によるもの、又は
 - (ii) 合衆国内で合法的に公の実演若しくは販売のために一単位として頒布されるレコード集若しくはレコード全集に含まれるもの。
 ただし、このうち3つを超えて続けて送信してはならない。
 ただし、複数のレコードに含まれる録音物を第(A)号及び第(B)号に定める数量制限を超えて送信する場合であっても、複数のレコードが上記の数量制限を意図的に回避するために編集されたものでないときは、録音物実演放送枠にあたる。
- (14)「加入契約」送信とは、特定の受信者向けに制御され制限される送信で、当該送信又は当該送信を含む一括送信を受信するために受信者が又は受信者に代わって対価を支払又は他の方法で与えなければならないものをいう。

(15)「送信」とは、原送信又は再送信をいう。

第 119 条 排他的権利の制限：衛星による遠隔テレビプログラムの二次送信

(a) 衛星通信事業者による二次送信

(1) 非ネットワーク局：本項第(4)節、第(5)節及び第(7)節並びに第 114 条(d)の規定を条件として、非ネットワーク局による一次送信に収録された著作物の実演又は展示の二次送信は、衛星通信事業者が私的家庭内視聴のため又は商業施設にて視聴するために公衆に対して二次送信を行い、二次送信に関して衛星通信事業者がテレビ放送局信号の送信を規制する連邦通信委員会の準則、規則又は許可条件に従っており、かつ、当該通信事業者が二次送信を受信する各加入者又は私的家庭内視聴のため若しくは商業施設にて視聴するために公衆に対して行う二次送信の直接又は間接の配信のために当該通信事業者と契約した配信事業者に対し、各再送信サービスにつき直接又は間接の料金を課する場合、本条に基づく法定使用許諾に服する。

(2) ネットワーク局

(A) 総則：本節第(B)号、本項第(4)節、第(5)節、第(6)節及び第(7)節、並びに第 114 条(d)の規定を条件として、ネットワーク局による一次送信に収録された著作物の実演又は展示の二次送信は、衛星通信事業者が私的家庭内視聴のために公衆に対して二次送信を行い、二次送信に関して衛星通信事業者がテレビ放送局信号の送信を規制する連邦通信委員会の準則、規則又は許可条件に従っており、当該通信事業者が二次送信を受信する各加入者に対して当該再送信サービスにつき直接又は間接の料金を課し、かつ、当該通信事業者が全ての DMA（指定市場エリア）に対するローカル内ローカルサービスを提供する場合には、本条に基づく法定使用許諾の対象となる。放送局信号を再送信することについてネットワーク局と合意に至ることができないことは、衛星通信事業者が合意あれば当該信号を再送信する能力を備えている場合には、全ての DMA に対してローカル内ローカルサービスを提供する義務の遵守に影響を与えると解釈されてはならない。

<以下略>

第 122 条 排他的権利の制限：衛星によるローカルテレビプログラムの二次送信

(a) ローカル市場への二次送信－

(1) ローカル市場内におけるテレビ放送局の二次送信－著作物の実演又は展示を収録したテレビ放送局による一次送信を、当該局のローカル市場に二次送信することは、以下の場合には、本条に基づき法定使用許諾の対象となる。

(A) 二次送信は、衛星通信事業者が公衆に対して行う場合。

(B) 衛星通信事業者は、二次送信に関して、テレビ放送局信号の配信を規制する連邦通信委員会の準則、規則又は許可条件を遵守する場合。また、

(C) 衛星通信事業者が二次送信につき以下のいずれかの者から直接又は間接に料金を徴収する場合。

(i) 二次送信を受信する各加入者、又は

(ii) 二次送信を公衆に直接又は間接に配信するために衛星通信事業者と契約した配信事業者。

<以下略>

③ 固定権に関する規定

「著作権法」において著作物の著作権の固定の定義は第 101 条（定義）に、固定権は第 106 条（著作権のある著作物に対する排他的権利）に規定されている。関係条文を以下に示す。

著作権法

合衆国法典第 17 編 著作権（17 USC Title 17 - Copyrights）

<関係する条>

第 101 条 定義

＜関係する部分＞

- ・著作物は、著作者が又はその許諾を得て、通過の期間以上の期間にわたって著作物を覚知し、複製し又は伝達することが可能な程度に永続的又は安定的に、著作物をコピー又はレコードに収録したときに、有形的表現媒体に「固定」される。本編において、送信される音声、映像又はその両者からなる著作物は、送信と同時に固定されている場合には「固定」されている。

第 106 条 著作権のある著作物に対する排他的権利

第 107 条ないし第 122 条を条件として、本編に基づき著作権を保有する者は、以下に掲げる行為を行いまたこれを許諾する排他的権利を有する。

- (1) 著作権のある著作物をコピー又はレコードに複製すること。
- (2) 著作権のある著作物に基づいて二次的著作物を作成すること。
- (3) 著作権のある著作物のコピー又はレコードを、販売その他の所有権の移転又は貸与によって公衆に頒布すること。
- (4) 言語、音楽、演劇及び舞踊の著作物、無言劇、並びに映画その他の視聴覚著作物の場合、著作権のある著作物を公に実演すること。
- (5) 言語、音楽、演劇及び舞踊の著作物、無言劇、並びに絵画、図形又は彫刻の著作物(映画その他の視聴覚著作物の個々の映像を含む)の場合、著作権のある著作物を公に展示すること。また、
- (6) 録音物の場合、著作権のある著作物をデジタル音声送信により公に実演すること。

第 112 条 排他的権利の制限：一次的固定物

(a)

- (1) 第 106 条の規定にかかわらず、映画その他の視聴覚著作物の場合を除き、使用許諾（第 114 条(f)に基づく法定使用許諾を含む）、著作権の譲渡又は第 114 条(a)に定める録音物にかかる排他的権利に対する制限に基づいて著作物を公に実演又は展示することができる送信機関、又は、ラジオ若しくはテレビ放送局として連邦通信委員会の免許を受けた局である送信機関であって、加入契約なくデジタル方式で録音物の実演の放送送信を行う者が、実演又は展示を収録する特定の送信プログラムのコピー又はレコードを 1 部に限り作成することは、以下の要件を全て満たす場合には著作権の侵害とならない。
 - (A) 当該コピー又はレコードを作成した送信機関のみがこれを保有し使用し、かつ、これからさらなるコピー又はレコードを複製しないこと。
 - (B) 当該コピー又はレコードが、送信機関のローカル放送地域における自らの送信又は資料保存若しくは保守の目的のみに使用されること。
 - (C) 資料目的のみに保存される場合を除き、当該コピー又はレコードが、送信プログラムが最初に公衆に送信された日から 6 月以内に廃棄されること。
- (2) 著作物の実演又は展示を公衆に送信することに関して第(1)節に基づきコピー又はレコードを作成することが許される送信機関が、著作権者が著作物の複製を防止する技術的手段を使用したことにより、コピー又はレコードを作成できない場合、著作権者は、著作権者にとって技術的に実施可能でありかつ経済的に相当である限り、本節に基づいて許されるコピー又はレコードの作成を可能とするに必要な手段を送信機関に提供しなければならない。著作権者が送信機関の合理的な業務上の要請に鑑みて適時に上記を行わない場合、当該送信機関は、本項第(1)節に基づき許されるコピー又はレコードの作成に必要な行為を行ったことについて、本編第 1201 条(a)(1)の違反の責任を負わない。

- (b) 第 106 条の規定にかかわらず、第 110 条(2)又は第 114 条(a)に規定する録音物にかかる排他的権利に対する制限に基づいて著作物を公に実演又は展示することができる政府機関その他の非営利的団体が、実演又は展示を収録する特定の送信プログラムのコピー又はレコードを 30 部に限り作成することは、以下の要件を全て満たす場合には著作権の侵害とならない。

- (1) 本項に基づき作成されたコピー又はレコードからさらなるコピー又はレコードを複製しないこと。
- (2) 資料目的のみに保存されるコピー又はレコード 1 部を除く当該コピー又はレコードが、送信プログラムが最初に公衆に送信された日から 7 年以内に全て廃棄されること。

- (c) 第 106 条の規定にかかわらず、政府機関その他の非営利的団体が、宗教的な非演劇的音楽著作物の実演又はかかる音楽著作物の録音物を収録する特定の送信プログラムのコピー又はレコードを、本項第(2)節に定める送信機関に頒布するために 1 部に限り作成することは、以下の要件を全て満たす場合には著作権の侵害とならない。
- (1) 当該コピー又はレコードの作成又は頒布につき、直接又は間接の料金が課されないこと。
 - (2) いかなるコピー又はレコードも、使用許諾又は著作権の移転に基づき著作物の実演を公衆に送信することのできる送信機関による公衆への 1 回の送信以外の実演に使用されないこと。
 - (3) 資料目的のみに保存されるコピー又はレコード 1 部を除く当該コピー又はレコードが、送信プログラムが最初に公衆に送信された日から 1 年以内に全て廃棄されること。
- (d) 第 106 条の規定にかかわらず、第 110 条(8)に基づき著作物の実演を送信することができる政府機関その他の非営利的団体が、当該実演を収録するコピー若しくはレコードを 10 部以下に限り作成し、又は、第 110 条(8)に基づき著作物の実演を送信することができる政府機関若しくは非営利団体がコピー若しくはレコードを使用することを許諾することは、以下の要件を全て満たす場合には著作権の侵害とならない。
- (1) 当該コピー又はレコードを作成した団体又は第 110 条(8)に基づき著作物の実演を送信することができる政府機関若しくは非営利的団体のみがこれを保有し使用し、かつ、これからさらなるコピー又はレコードを複製しないこと。
 - (2) 当該コピー又はレコードが、第 110 条(8)が許可する送信又は資料保存若しくは保守の目的のみに使用されること。
 - (3) 本項に基づき政府機関又は非営利的団体が当該コピー又はレコードを使用することを許可する政府機関又は非営利的団体が、かかる使用に対して何らの料金をも課さないこと。
- (e) 法定使用許諾
- (1) 第 114 条(d)(1)(C)(iv)に定める排他的権利の制限に基づいて又は第 114 条(f)に従う法定使用許諾に基づいて録音物の実演を公衆に送信することを許された送信機関は、以下の条件を満たす場合には、本項の定める条件において録音物の 1 部を超えないレコード(法定使用許諾の条件がより多数を認める場合を除く)を作成する法定使用許諾を受けることができる。
 - (A) 当該レコードを作成した送信機関のみがこれを保有し使用し、かつ、これからさらなるレコードを複製しないこと。
 - (B) 当該レコードが、第 114 条(f)に基づく法定使用許諾又は第 114 条(d)(1)(C)(iv)に定める排他的権利の制限に基づいて、合衆国から発信される当該送信機関の送信にのみ使用されること。
 - (C) 資料保存目的のみで保存される場合を除き、当該レコードが、これを用いて録音物が最初に公に送信された日から 6 月以内に廃棄されること。
 - (D) 録音物のレコードが著作権者の許諾を得て公に頒布され又は著作権者が送信事業者に対して録音物を送信することを許諾しており、かつ、著作権者の許諾を得て適法に作成・取得されたレコードから本項に基づいて送信事業者が当該レコードを作成すること。
 - (2) 反トラスト法の規定にかかわらず、録音物の著作権者及び本項に基づき法定使用許諾を受けることのできる送信事業者は、本条に基づいて当該録音物のレコードを作成するための使用料率及び使用許諾の条件並びに支払われた使用料の著作権者間での配分について交渉し合意することができ、また、かかる使用料の支払について交渉し、合意し又は支払を受けるための共通の代理人を指名することができる。
 - (3) 第 8 章に基づく手続は、手続開始の翌年の 1 月 1 日から 5 年間又は当事者が別途合意するその他の期間について、第(1)節に定める活動に対する相当な使用料率及び使用料支払条件を決定する。かかる料率には、送信機関が提供するサービスの種類毎の最低料金を含むものとする。録音物の著作権者又は本項に基づき法定使用許諾を受けることのできる送信機関は、著作権使用料審判官に対して、当該録音物に関して、かかる行為を対象とする使用許諾を提出することができる。各当事者は、手続に要する費用を負担する。

- (4) 第(5)節を条件として、著作権使用料審判官によって決定された相当な使用料率及び条件は、第(3)項に定める5年間又は当事者が別途合意する期間について、録音物の全ての著作権者及び本項に基づいて法定使用許諾を受けることのできる送信機関を拘束する。かかる料率には、送信機関が提供するサービスの種類毎の最低料金を含むものとする。著作権使用料審判官は、市場において取引を希望する売主と買主が交渉したであろう使用料率を最も明確にあらわす使用料率を設定しなければならない。かかる使用料率及び条件を決定するにあたって、著作権使用料審判官は、以下を含む、当事者が提出する経済、競争及びプログラムについての情報に基づいて決定しなければならない。
- (A) 当該サービスの利用が、レコードの販売に代替するか若しくは促進するか、又は、録音物に対する著作権者の録音物からの収入源を妨害するか若しくは拡大するか。また、
- (B) 相対的な創作的寄与、技術的寄与、資本投資、費用及びリスクに関して、公に利用可能な当該著作権のある著作物及び当該サービスにおける、著作権者及び送信事業者の相対的役割。
- 使用料率及び条件を定めるにあたって、著作権使用料審判官は、第(2)節及び第(3)節に定める任意的使用許諾契約に基づく使用料率及び条件を考慮することができる。また、著作権使用料審判官は、著作権者が本条に基づく録音物の使用の適切な通知を受け取るべき要件及び本項に基づいて法定使用許諾を受けることのできる送信機関がかかる使用の記録を保存し利用可能にすべき要件を定めなければならない。
- (5) 録音物の一以上の著作権者及び本項に基づき法定使用許諾を受けることのできる一以上の送信機関が時期を問わず任意に交渉した使用許諾契約は、連邦議会図書館長の決定又は著作権使用料審判官の決定に代わる効力を有する。
- (6) (A)本項に従う法定使用許諾に基づいて録音物のレコードを作成しようとする者は、以下のいずれかの場合には、第106条(1)に基づく録音物に対する著作権者の排他的権利を侵害することなくこれを行うことができる。
- (i) 著作権使用料審判官が規則により定める通知の要件に従い、かつ、本項に従って使用料を支払う場合。
- (ii) 使用料が定められていないときは、本項に従って定められる使用料の支払に同意する場合。
- (iii) 未払の使用料は、使用料が定められた月の翌月20日以前に支払われなければならない。
- (7) 本項に基づきレコードを作成することが許される送信機関が、著作権者が録音物の複製を防止する技術的手段を使用したことによりレコードを作成できない場合、著作権者は、著作権者にとって技術的に実施可能でありかつ経済的に合理的である限り、本項に基づいて許されるレコードの作成を可能とするに必要な手段を送信機関に提供しなければならない。著作権者が送信機関の合理的な業務上の要請に鑑みて適時に上記を行わない場合、当該送信機関は、本項に基づき許されるレコードの作成に必要な行為を行ったことについて、本編第1201条(a)(1)の違反の責任を負わない。
- (8) 本項のいかなる規定も、著作権者が録音物(本項に別途定める場合を除く)又は音楽著作物に対して保有する排他的権利(第106条(1)、第106条(3)及び第115条に基づき録音物又は音楽著作物をデジタル・レコード頒布等の方法によって複製・頒布する排他的権利並びに第106条(4)及び第106条(6)に基づき録音物又は音楽著作物をデジタル音声送信等の方法によって公に実演する権利を含む)の存在又は価値を無効にし、制限し、阻害し、又はその他の影響を及ぼさない。
- (f)
- (1) 第106条の規定にかかわらず、また第(b)項への適用に限らず、第110条(2)に基づいて実演又は展示を許されている政府機関又はその他非営利的教育機関が、第110条(2)に基づいて許諾された送信を行うために使用される実演又は展示を収録したコピー又はレコードをデジタル形式にて又は第(2)節に基づいて許された範囲でアナログ形式にて作成する行為は、以下の条件を満たす場合には、著作権侵害とならない。
- (A) 第110条(2)に基づいて許諾される場合を除き、かかるコピー又はレコードを作った機関又は団体だけがそれを保有して使用し、かかるコピー又はレコードからさらなるコピー又はレコードが複製されないこと、及び

- (B) かかるコピー又はレコードが、第 110 条(2)に基づいて許諾された送信にのみ使用されること。
- (2) 本項は、著作物の活字又はその他アナログ版をデジタル形式に変換することを許すものではない。ただし、以下のいずれの場合には、本項に基づいてかかる変換は、第 110 条(2)に基づいて当該著作物の実演又は展示が許されている量についてのみ、許される。
- (A) 団体に、著作物のデジタル版が手に入らない場合、又は
- (B) 団体が手に入れることのできるデジタル版が、第 110 条(2)の目的とする使用を妨げるような技術的保護手段を施している場合。
- (g) 本条に基づき作成されるコピー又はレコードを含む送信プログラムは、当該プログラムに使用される既存の著作物の著作権者の明示的な同意がない限りは、二次的著作物として本編に基づく保護を受けない。

④ 放送前信号に関する規定

「放送条約草案」第 9 条（放送前信号）において、放送前信号とは、いかなる方法によっても放送前に送信された信号であり、第 9 条の注釈では一般公衆により直接受信されることを目的としていない信号を意味すること、そのような信号は、スタジオから又は例えばイベント現場から送信機が設置されている場所までプログラムの内容を転送するために放送機関により使用されている。そのような信号は、時差での放送や内容に何等かの編集を加えた後での放送に用いられており、放送機関の間でのプログラムの内容を転送する際にも使用されていると説明されている。放送前信号は「著作権法」第 112 条（排他的権利の制限：一次的固定物）第(a)項第(1)節の「実演又は展示を収録する特定の送信プログラムのコピー又はレコード」の信号が相当する可能性がある。

⑤ 保存されたプログラムに関する規定

「放送条約草案」第 8 条（保存されたプログラムを公衆に提供する際に使用される信号の保護）において保存されたプログラムとは、ビデオオンデマンドサービス及びキャッチアップサービスなど自らのオンラインサービスを公衆に利用可能にするために使用されるプログラムをいう。「著作権法」には保存されたプログラムに関する直接的規定はないが、そのようなプログラムは使用許諾（法定使用許諾を含む）の限りにおいて固定又は再送信を行う権利が保護される。

⑥ プログラム搬送信号に関する規定

「放送条約草案」第 2 条（定義）においてプログラム搬送信号は、「当初送信された状態で、又はその後のあらゆる技術フォーマットによってプログラムを搬送するための、電子的に生成された伝送体」と定義され、同条約の保護の対象となる特定の信号はプログラム内容のポイントツーポイント（又は固定サービス）転送のための信号とされている。

「著作権法」において放送機関は放送信号そのものに対する権利を有しておらず、放送機関の信号（signals）又はテレビ放送信号（television broadcast signals）自体は著作権保護の対象では

ない⁶。放送機関がテレビプログラムなどの放送コンテンツの権利を保有又はライセンスしている場合に保護対象となる。

⑦ 放送を無許諾で使用する者に対する罰則

「著作権法」第 501 条（著作権の侵害）は、著作権に基づく排他的権利を有する者が著作権を侵害した者に対して訴訟を提起する又は訴訟に参加する権利を規定している。

著作権法

合衆国法典第 17 編 著作権（17 USC Title 17 - Copyrights）

＜関係する条＞

第 501 条 著作権の侵害

- (a) 何人であれ、第 106 条ないし第 122 条に規定する著作権者の排他的権利若しくは第 106A 条(a)に規定する著作権者の排他的権利を侵害し、又は第 602 条に違反してコピー若しくはレコードを合衆国に輸入する者は、それぞれ著作権又は著作権者の権利の侵害者となる。本章（第 506 条を除く）において、著作権に関する記述は、第 106A 条(a)が認める権利を含むものとみなす。本項において、「何人」とは、州、州の機関及び州又は州の機関の公務員又は職員でその公的権限において行動する者を含む。州及び機関、公務員又は職員は、非政府機関と同一の方法及び範囲において本編の規定に服する。
- (b) 著作権に基づく排他的権利の法的及び受益的権利者は、第 411 条の要件を条件として、その権利者である間に行われた当該権利の侵害について訴訟を提起することができる。裁判所は、著作権局の記録その他により著作権につき利害を有し又は主張することが示されている者に訴状の写しとともに書面による訴訟告知を送達することを権利者に対して要求することができ、また、当該訴訟における決定が利害に影響する可能性のある者に対してはかかる告知を送達することを権利者に対して要求しなければならない。裁判所は、著作権につき利害を有し又は利害を主張する者については、訴訟併合を要求することができ、また、訴訟参加を認めなければならない。
- (c) ケーブル・システムによる著作物の実演又は展示を収録した二次送信で第 111 条(c)に基づき侵害行為として訴訟の対象となるものについては、当該著作物の同一の版につき著作権その他これを送信し又は実演する使用許諾を受けたテレビ放送局は、二次送信が当該テレビ放送局のサービス地域内で行われる場合には、本条第(b)項の適用において法的又は受益的権利者として扱われる。
- (d) ケーブル・システムによる二次送信で第 111 条(c)(3)に従い侵害行為として訴訟の対象となるものについては、(i)ケーブル・システムにより送信を改変された一次送信事業者、及び(ii)二次送信がそのサービス地域内で行われる放送局も当事者適格を有する。
- (e) 衛星通信事業者が行う一次送信に収録された著作物の実演又は展示の二次送信で、第 119 条(a)(3)に基づき侵害行為として訴訟の対象となるものについては、当該著作物の同一の版につき著作権その他これを送信し又は実演する使用許諾を有するネットワーク局は、二次送信が当該ネットワーク局のローカル放送区域内で行われる場合には、本条第(b)項において法的又は受益的権利者として扱われる。
- (f)
- (1) 衛星通信事業者が行う著作物の実演又は展示を収録した一次送信の二次送信で、第 122 条に基づき侵害行為として訴訟の対象となるものについては、当該著作物の同一の版につき著作権その他これを送信し又は実演する使用許諾を有するテレビ放送局は、二次送信が当該ネットワーク局のローカル市場内で行われる場合には、本条第(b)項において法的又は受益的権利者として扱われる。
- (2) テレビ放送局は、第 122 条(a)(2)に基づき必要となるテレビ放送信号を送信することを拒否した衛星通信事業者に対して、1934 年通信法第 338 条(a)に基づく当該テレビ放送局の権利を行使するために民事訴訟を提起することができる。

⁶ Daniel Gervais. (2018). Related Rights in United States Law.
https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3267501

このほか、「電気通信法」第 605 条（通信の許諾を得ない公開又は使用）は、無線通信の許諾を得ない傍受（unauthorized interception of radio communications）を禁止し、故意に違反した者に対する刑事罰及被害を被った当事者が訴訟を提起することを規定している。

電気通信法

合衆国法典第 47 編 電気通信

第 5 章 有線及び無線通信

第 605 条 通信の許諾を得ない公開又は使用（47 USC §605）

(a) 禁止されている行為

第 18 編第 119 条で許可されている場合を除き、有線又は無線による州際通信又は外国間通信を受信し、受信を援助し、送信し又は送信を援助する者は、その存在、内容、実質、趣旨、効果又は意味を、許可された送受信経路を経由する場合を除き、(1) 受取人、その代理人又は弁護士、(2) その通信を目的地に転送するために雇用され、又は許可された者、(3) その通信が通過する可能性のあるさまざまな通信センターの適切な会計又は配信担当者、(4) その通信が通過する可能性のあるさまざまな通信センターの適切な会計又は配信担当者に漏らしたり公表したりしてはならない、ただし、(1) 受取人、その代理人又は弁護士以外の者に対して、(2) 当該通信をその目的地に転送するために雇用され、又はその権限を与えられた者に対して、(3) 当該通信が伝達される可能性のある種々の通信センターの適切な経理責任者又は配信責任者に対して、(4) 自己がその配下にある船舶の船長に対して、(5) 管轄裁判所が発した召喚状に対して又は (6) その他の合法的な当局の要求に対して、この限りでない。送信者から許可されていない者は、無線通信を傍受し、傍受した通信の存在、内容、実質、趣旨、効果、又は意味を誰にも漏らしたり公表したりしてはならない。権利を有しない者は、州間又は外国の通信を無線で受信したり、受信を支援したり、その通信（又はそこに含まれる情報）を自身の利益又は権利を有しない他人の利益のために使用してはならない。傍受された無線通信を受信した者、又はそのような通信（又はその一部）の内容、内容、趣旨、効果又は意味を知り、その通信が傍受されたことを知った者は、その通信（又はその一部）の存在、内容、内容、趣旨、効果又は意味を漏らしたり公表したりそのような通信（又はその一部）を自身の利益又は権利を有しない他人の利益のために使用したりしてはならない傍受された無線通信を受信した者又は当該通信が傍受されたことを知りながら当該通信（又はその一部）の内容、実質、趣旨、効果若しくは意味を知った者は、当該通信（又はその一部）の存在、内容、実質、趣旨、効果若しくは意味を漏らしたり公表したりしてはならず、また、当該通信（又はそこに含まれる情報）を自己の利益のため又は権利を有しない他人の利益のために使用してはならない。本条は、船舶、航空機、車両若しくは遭難者に関する、又はアマチュア無線局の運用者若しくは市民バンド無線の運用者によって送信される、一般公衆が利用するための無線通信の受信、漏洩、公表又は内容の利用には適用されない。

(b) 例外

(a) 項の規定は、以下の場合、個人による私的視聴のための衛星ケーブルプログラムの傍受若しくは受信、又は当該傍受若しくは受信の支援（製造若しくは販売を含む）には適用されない。

(1) 当該プログラムが暗号化されていない場合、

(2)

(A) 個人による私的視聴を許諾する目的で、

(i) 代理人又は複数の代理人が適法に指定されており、かつ、

(ii) かかる許諾が、関係する個人が適切な代理人又は複数の代理人から入手可能である販売システムが確立されていない場合、又は、

(B) 第(A)号に記載される販売システムが確立されており、かつ、かかるプログラミングを受信する個人が、当該システムの下で私的視聴の許諾を得ている場合。

(c) 公共放送サービスプログラムのスクランブル化

何人も、公共放送サービスの全国プログラムサービスに含まれ、テレビ放送局による再送信によって公衆視聴を目的とする衛星配信プログラムを暗号化してはならず、また暗号化を続けてはならない。ただし、本款の対象となるプログラムの暗号化されていない衛星

送信が少なくとも1回提供される限り、本款は、同一プログラムの暗号化された衛星送信を追加することを禁止するものではない。

(d) 定義

本節において

- (1) 「衛星ケーブルプログラム」とは、衛星を介して送信されるビデオプログラムであって、主としてケーブル加入者に再送信するためにケーブル事業者が直接受信することを目的とするものをいう；
- (2) 「代理人」という用語は、いかなる者についても、当該者の従業員を含む；
- (3) 「暗号化」という用語は、衛星ケーブルプログラムに関して使用される場合、当該プログラムの聴覚的及び視覚的特性（又はその両方）が、当該変更又は改変の影響を排除するように設計された認定機器を持たない者による当該プログラムの不正受信を防止する目的で、変更又は改変された形態で当該プログラムを送信することを意味する；
- (4) 「私的視聴」とは、衛星から直接衛星ケーブルプログラムを受信することができる、個人が所有又は運用する設備により、個人の住居において私的に視聴することをいう；
- (5) 「私的な金銭的利益」という用語には、個人がその使用について許可を得ていないプログラムを、当該個人の住居において私的に使用することにより当該個人に生じる利益は含まれないこと。
- (6) 「損害を被った者」という用語は、衛星ケーブルプログラムの卸売又は小売販売業者を含む、有線又は無線による傍受通信の所有権を有する者を含むものとし、第(e)項第(4)号の違反の場合には、衛星ケーブルプログラムの許諾又は受信に必要な機器の合法的な製造、頒布又は販売に従事する者も含むものとする。

(e) 罰則

民事訴訟、救済、弁護士報酬及び費用、損害賠償の計算、州及び地方当局による規制

- (1) 故意に第(a)項に違反した者は、2,000 ドル以下の罰金若しくは 6 月以下の拘禁又は併科とする。
- (2) 直接的又は間接的な商業的利益又は私的な金銭的利益を得る目的で、故意に第(a)項に違反した者は、最初の有罪判決に対しては 5 万ドル以下の罰金又は 2 年以下の拘禁、あるいはその両方が科され、それ以降の有罪判決に対しては 10 万ドル以下の罰金又は 5 年以下の拘禁あるいは併科とする。
- (3)
 - (A) 第(a)項又は第(4)項の違反により不利益を被った者は、米国の地方裁判所又は管轄権を有するその他の裁判所に民事訴訟を提起することができる。
 - (B) 裁判所は
 - (i) 裁判所は、第(a)項の違反を防止又は抑制するために、妥当とみなされる条件で、一時的差止命令及び終局的差止命令を認めることができる；
 - (ii) 第(C)号に記載される損害賠償を認めることができる。
 - (iii) 勝訴した不利益を被った当事者に妥当な弁護士報酬を与えることを含め、全費用の回収を指示しなければならない。
 - (C)
 - (i) 本条に基づき裁判所が裁定する損害賠償は、不利益を被った当事者の選択により、以下の条項のいずれかに従って計算されるものとする；
 - (I) 損害を被った当事者は、違反の結果として被った実際の損害、及び実際の損害の計算において考慮されなかった違反に起因する違反者の利益を回復することができる。違反者の利益を決定する際、損害を被った当事者は、違反者の総収入のみを証明することを要求され、違反者は、控除可能な経費及び違反以外の要因に起因する利益の要素を証明することを要求されるものとする。
 - (II) 不利益を被った当事者は、訴訟に関与する第(a)項の各違反について、裁判所が正当と考える金額 1,000 ドル以上 10,000 ドル以下の法定損害賠償を、また訴訟に関与する本項第(4)項の各違反について、裁判所が正当と考える金額 10,000 ドル以上 100,000 ドル以下の法定損害賠償を、それぞれ取り戻すことができる。
 - (ii) 裁判所が、違反が故意に、直接的又は間接的な商業的利益又は私的な金銭的利益を目的として行われたと認定した場合、裁判所は、その裁量において、実際の損害

賠償であるか法定損害賠償であるかを問わず、第(a)項の各違反に対して 10 万ドルを超えない額だけ、損害賠償額を増額することができる。

(iii) 裁判所が、違反者がその行為が本項の違反であることを認識しておらず、信じる理由がなかったと判断した場合、裁判所はその裁量で、損害賠償の裁定額を 250 ドル以上に減額することができる。

(4) 電子的、機械的、又はその他の装置又は機器を製造、組立て、改造、輸入、輸出、販売、又は頒布する者は、その装置又は機器が主として衛星ケーブル・プログラミング、又は直接受信衛星サービスの不正な復号化を支援するものであること、又は第(a)項で禁止されているその他の活動を意図したものであることを知りながら、又は知る理由がありながら、その装置又は機器を製造、組立て、改造、輸入、輸出、販売、又は頒布した場合、1 回の違反につき 50 万ドル以下の罰金、又は 1 回の違反につき 5 年以下の拘禁、又はその両方を科されるものとする。本項の違反に対して設けられる全ての罰則及び救済措置において、各装置に適用される本項に定める禁止行為は、個別の違反とみなされるものとする。

(5) 本款に基づく罰則は、本章の他の規定に基づく罰則に追加されるものとする。

(6) 本款のいかなる規定も、州又はその政治的下位区分が、第(a)項により禁止される無線通信の傍受又は受信を補助する目的で使用する機器の輸入、販売、製造又は頒布に関する法律を制定又は施行することを妨げるものではない。

(f) 他の法律に基づく権利、義務、及び責任は影響を受けない。

本項のいかなる規定も、第 17 条、それに基づく規則、規制、命令又はその他の適用可能な連邦法、州法、地方法に基づく権利、義務又は責任に影響を及ぼすものではない。

(g) 汎用暗号化基準

連邦通信委員会は、個人視聴を目的とする衛星ケーブルプログラムの復号化を可能にする普遍的な暗号化基準の必要性について調査を開始するものとする。かかる調査を行うにあたり、委員会は以下を考慮するものとする。

(1) 運用中の機器に対する消費者の投資を含む、かかる標準の消費者コスト及び便益；

(2) 高度なテレビジョン方式を含む技術的強化の組み込み；

(3) 当該規格が、現在及び将来の衛星ケーブルプログラムの不正解読を効果的に防止するかどうか；

(4) ケーブル・システム及び衛星マスターアンテナテレビシステムを含む、暗号化衛星ケーブルプログラムの他の認定利用者に対する当該基準の費用及び便益；

(5) 復号化機器の製造における競争に対する当該基準の影響。

(6) かかる基準の制定に必要な委員会の手続に伴う時間的遅延の影響。

(h) 暗号化標準に関する規則制定

委員会が、第(g)項が要求する調査から収集した情報に基づき、普遍的な暗号化標準が必要であり、かつ公共の利益に資すると判断した場合、委員会は、かかる標準を制定するための規則制定を開始しなければならない。

合衆国法典第 47 編（電気通信）第 605 条（通信の許諾を得ない公開又は使用）の裁判例には、合衆国第 9 巡回控訴裁判所の 2008 年 9 月 25 日判決（DirecTV v. Webb）⁷等がある。なお合衆国司法省は、連邦通信委員会による合衆国法典第 47 編第 605 条違反の調査及び訴追は、通常、より軽い執行措置の適用にもかかわらず継続的、反復的かつ明白な法律違反があった場合に行われるとしている⁸。

⁷ DirecTV Inc v. Webb (2008). United States Court of Appeals, Ninth Circuit. September 25, 2008

<https://caselaw.findlaw.com/court/us-9th-circuit/1363766.html#:~:text=>

⁸ U.S. Department of Justice. Criminal Resource Manual 1066. Interception of Radio Communications—47 U.S.C. § 605

<https://www.justice.gov/archives/jm/criminal-resource-manual-1066-interception-radio-communications-47-usc-605#:~:text=>

有線（ケーブル）放送の場合は、「電気通信法」第 325 条（虚偽、詐欺的又は無許可の送信）⁹ 及び第 553 条（ケーブルサービスの無許可受信）¹⁰によって、無線放送と同様に保護されている。

（4）放送条約草案の規定に該当する放送機関の権利に関する規定の分析

① 受益者（保護主体）に、インターネット上のみでリニア送信を行う事業者が含まれるか。

「著作権法」は放送機関の放送の著作隣接権を認めていない。放送機関は、放送機関が法定使用許諾又は著作権者からの使用許諾を得たテレビ放送プログラムやその他視聴覚著作物について、「著作権法」第 106 条（著作権のある著作物に対する排他的権利）により公に実演する権利又は実演を許可する排他的権利を有する。インターネット上でのみリニア送信を行う事業者も、その放送が法定使用許諾を得た又は著作権者から使用許諾を得ている限り、第 106 条上の保護の対象となる。

なお WIPO の米国代表が 2023 年 3 月の SCCR 第 43 回会議において議長テキストとして示された条約草案第二次改訂版に対して公式コメントを提出した際、第 2 条（定義）第(a)項の「放送」の定義、すなわち、

放送条約草案第二次改訂版

第 2 条 定義

(a) 「放送」とは、有線又は無線を含むあらゆる手段により、公衆が受信できるようにプログラムを伝送する信号の送信をいい、衛星によるそのような送信も「放送」であり、暗号化された信号の送信は、解読手段が放送機関により又はその同意を得て公衆に提供される場合に「放送」とする。

第 2 条の注釈

2.02 第(a)項の「放送」の定義には、この条約に特化した定義が含まれている。本文によれば、この定義は「この条約の目的のために」のみ適用されることを明確にすべきである。この定義は、「放送」に無線送信だけでなく「有線」送信も含めることにより、既存の WIPO 条約の対応する定義から逸脱している。したがってこの定義は、ケーブル、衛星、コンピューターネットワーク及びその他のあらゆる手段による送信を含む全ての送信を対象とする。したがって、この条約において「放送」の概念は技術的に完全に中立である。

2.03 ローマ条約、WPPT、BTAP における「放送」の古典的な定義は、著作権及び関連する権利に関する条約の伝統に従ったものであり、そこでは「放送」の概念は、無線手段（空間を自由に伝播する電波、すなわちラジオ波又はヘルツ波）による送信に限定されることが明示されている。このことは、既存の条約における「放送」という概念の解釈に関する不確実性や干渉を避けるためにも、強調されるべきである。著作者の権利に関するベルヌ条約第 11 条の 2 も、放送という狭い概念で運用されている。

について、次のコメントを行った¹¹。

・現在の「放送機関」の定義は、技術的に中立な「放送」の定義に依存している。米国は、条約の受益者を、少なくとも伝統的な意味での「放送」を行う団体に限定するために、どちらか一方の定義を修正すべきと考える。

⁹ 47 U.S. Code § 325 - False, fraudulent, or unauthorized transmissions

<https://www.law.cornell.edu/uscode/text/47/325>

¹⁰ 47 U.S. Code § 553 - Unauthorized reception of cable service

<https://www.law.cornell.edu/uscode/text/47/553>

¹¹ Comments on the Second Revised Draft Text for the WIPO Broadcasting Organizations Treaty (SCCR/43/3)

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/copyright/en/sccr_44/sccr_44_comments_member_states_to_sccr_43_3.pdf

米国及びその他 WIPO 加盟国代表団から出された意見を踏まえて、2024 年 4 月の SCCR 第 45 回会議で議長テキストとして示された第三次改訂版では、第 2 条（定義）第(a)項が「放送」の定義から「放送機関」の定義に修正され、その注釈も合わせて以下のように修正された。

放送条約草案第三次改訂版

第 2 条 定義

- (a)「放送機関」とは、信号で放送されるプログラムの編成及びスケジューリングを含め、公衆が受信するためのプログラム搬送信号の送信を主導し編集責任を負う法人を意味し、放送機関のプログラムは直線的なプログラムフローを形成する。

第 2 条の注釈

2.02 (a)には、「放送機関」の定義が含まれている。この定義は、条約の保護から利益を得る者に関する制限を設定する。(a)で提案されている定義は、その者が (1)「法人」であり、(2)「主導」し「責任」を負い、(3)「送信」し、(4)「プログラム搬送信号の編成及びスケジューリング」のために、(5)直線的なプログラムフローを形成する、という 5 つの主要な要素から構成されている。

2.03 「放送機関」の定義は、この条約のために特別に定められている。この定義は、条文によれば、「この条約の目的上」のみ適用される。この定義は、他の既存の WIPO 条約の対応する定義から逸脱しており、「いかなる手段によっても」送信を「放送」とするという概念に含めている。したがってこの概念は、地上ネットワーク、有線、ケーブル、衛星、コンピュータネットワーク、及びその他の手段による全ての送信を対象としている。したがってこの条約では、「放送」の概念は技術的に完全に中立である。

- ② 保護対象（保護客体）に、インターネット送信（インターネット同時送信、キャッチアップ TV など）が含まれるか。

インターネット送信（インターネット同時送信、キャッチアップ TV など）の事業者は、その放送が法定使用許諾又は著作権者からの使用許諾を得ている限り、「著作権法」第 106 条（著作権のある著作物に対する排他的権利）の保護の対象となる。

- ③ 保護対象（保護客体）に、放送前信号が含まれるか。

米国の「著作権法」は、他の多くの国と異なり、放送信号に著作隣接権を認めておらず、信号すなわち電磁的送信又は伝達手段は独立した保護を受けない。

WIPO の米国代表は放送前信号について、2015 年 12 月の第 31 回 SCCR 会議において次の意見を表明した¹²。

130. 米国代表団は、放送ではなく、信号の保護に重点を置くべきだというテーマがあると思うと述べた。放送前信号とは放送を意味する。これは、放送機関が中心的な概念であることを意図して起草されたものであり、二回使用され、そのプログラムを含む傾向があり、公衆が直接受信することを意図したものではなかった。意図を特定するのはなかなか難しく、定義に曖昧さをもたらす可能性がある。代表団は次のような代替案を提案した：「放送前信号とは、公衆への送信を目的として放送機関に送信される信号を意味する。」これは、公衆が直接受信するための放送信号そのものと対をなすものである。

¹² Luca Schirru. et al. (2025). Documentar Documentary History of the Br y of the Broadcast T oadcast Treaty in the SCCR (Global eaty in the SCCR (Global Version). p.600
<https://digitalcommons.wcl.american.edu/research/145/>

④ 放送機関が送信したプログラム搬送信号の再送信権（条約草案 第 6 条）

米国の「著作権法」は、放送信号に著作隣接権を認めていない。放送機関が元の送信（一次送信）をしたテレビ放送プログラム又はその他の視聴覚著作物の再送信（二次送信）は、第 111 条（排他的権利の制限：ケーブルによる放送プログラムの二次送信）及び第 119 条（排他的権利の制限：衛星による遠隔テレビプログラムの二次送信）に基づいた使用許諾（法定使用許諾を含む）に基づく限り、「著作権法」第 106 条（著作権のある著作物に対する排他的権利）の保護の対象となる。ただし保護の対象は実演又は展示を収録する特定の送信プログラムのコピー又はレコードであって、信号ではない。

なお、第 501 条（著作権の侵害）第 c 項は、テレビ放送局が信号を再送信（二次送信）するケーブル・システム（有線放送事業者）に対してその二次送信が当該テレビ放送局のサービス地域内で行われている限り著作権侵害訴訟を提起する権利があると規定している。

放送機関の信号の再送信について、WIPO の米国代表が第 43 回会議において条約草案第二次改訂版に対して提出した公式コメントでは、第 6 条（再送信権）、すなわち、

放送条約草案第二次改訂版

第 6 条 再送信権

放送機関は、いかなる方法によっても、そのプログラム搬送信号の再送信に関する排他的許諾権を有する。

第 6 条の注釈

6.01 第 6 条には、放送機関がその放送を公衆に再送信することに関する権利に関する規定が含まれている。

6.02 再送信に関する権利は、公衆による受信のために元の放送機関以外の機関によって行われる場合、再放送及び有線又は無線手段又はケーブル又はコンピューターネットワークによる再送信を含む、いかなる手段による全ての再送信に対する保護を提供する。「排他的許諾権」という表現は、WPPT 及び WCT で使用されている文言と一貫性を保つために使用された。

6.03 第 6 条は再送信の概念に基づいており、国際レベルでは通常、同時再送信に限定される。条約第 2 条(f)における「再送信」の定義はこの伝統に従ったものである。

6.04 第 10 条の規定は、締約国が放送機関に対して、排他的な再送信権に代えた他の種類の適切かつ効果的な保護を付与する可能性を規定している。

について、次のように提案した。

・再送信は定義された用語であるが、「公衆への」という語句を含めずに単に再送信という語句を使用すると、この条項の重要な要素が不明瞭になる恐れがある。米国は、「公衆への再送信」を定義された用語として扱うことを提案する。

2024 年 4 月の SCCR 第 45 回会議で議長テキストとして示された第三次改訂版では、第 6 条（再送信権）が第 6 条（公衆への再送信権）となり、注釈も合わせて以下のように修正された。

放送条約草案第三次改訂版

第 6 条 公衆への再送信権

(1) 放送機関は、いかなる手段によっても、そのプログラム搬送信号を公衆に再送信することに関する排他的権利を享有する。

(2) 締約国は、WIPO 事務局長に寄託した通告において第 1 項の規定の適用を制限する旨を宣言することができ、当該放送機関がコンピューターネットワークを用いて送信するプログラム搬送信号であって同一の放送機関から発せられる電波による他の送信と同時でないものについて、その適用範囲から除外することができる。

第6条の注釈

- 6.01 第6条には、放送機関がその放送を公衆に再送信することに関する権利に関する規定が含まれている。
- 6.02 第6条第1項に基づく公衆への再送信に関する権利は、公衆による受信のために元の放送機関以外の機関によって行われる場合、再放送及び有線又は無線手段又はケーブル又はコンピューターネットワークによる再送信を含む、いかなる手段による全ての再送信に対する保護を提供する。「排他的許諾権」という表現は、WPPT 及び WCT で使用されている文言と一貫性を保つために使用された。
- 6.03 第6条は公衆への再送信の概念に基づいており、国際レベルでは通常、同時再送信に限定される。条約第2条(f)における「再送信」の定義はこの伝統に従ったものである。
- 6.04 放送機関がプログラム搬送信号を無断で再送信する個人又は組織に対して法的措置を取る又は苦情を申し立てることができる期間は、締約国の国内法の問題である（不法行為に対する除斥期間）。
- 6.05 第2項の規定は、第1項に基づく再送信の権利の範囲を制限するために、締約国が留保を行うことを認めるものである。締約国は、この権利から同一の放送機関による電波による送信と同時でないウェブキャストの再送信を除外することができる。ITU 無線通信規則に定義される電波による送信とは、ヘルツ波を用いた地上放送を指す。この留保の可能性は放送機関の権利と保護に関してのみ適用される。プログラム搬送信号によって搬送される内容には適用されない。
- 6.06 第10条の規定は、締約国が放送機関に対して、公衆への排他的な再送信権に代えた別の種類の適切かつ効果的な保護を付与する可能性を規定している。

なお米国は、2024 年 7 月の WIPO 総会において、条約草案第6条の排他的権利には反対しないという立場を明確にしている¹³。

⑤ 放送機関が送信したプログラム搬送信号の固定権（条約草案 第7条）

米国の「著作権法」は、放送信号に著作隣接権を認めていない。放送機関が送信する放送著作物は使用許諾（法定使用許諾を含む）に基づく限り「著作権法」第106条（著作権のある著作物に対する排他的権利）の保護の対象となり、第106条第(1)項の固定権を行使できる。保護の対象は実演又は展示を収録する特定の送信プログラムのコピー又はレコードであって信号とは明示されていない。

WIPO の米国代表は、SCCR 第44回会議において、第43回会議で議長テキストとして示された条約草案第二次改訂版の案第7条について次のようにコメントした。

- ・米国は、固定権は単一権利の信号に基づく条約と矛盾すると考えており、固定権を廃止することを提案する。

⑥ 保存されたプログラムへのアクセスを公衆に提供するために放送機関が使用するプログラム搬送信号の固定権・再送信権（条約草案 第8条）

米国の「著作権法」は、放送信号に著作隣接権を認めていない。ビデオオンデマンドサービス及びキャッチアップサービスなど自らのオンラインサービスを公衆に利用可能にするために使用されるプログラムは、使用許諾（法定使用許諾を含む）の限りにおいて固定又は再送信を行う権利が保護される。使用許諾（法定使用許諾を含む）を得ていない放送プログラムのインターネッ

¹³ Sean Flynn. (2024, July 15). United States Alleges WIPO Broadcast Treaty Exceeds General Assembly Mandate, Fails to Endorse Signal-Based Approach - Infojustice blog
https://infojustice.org/archives/45804?utm_source=chatgpt.com

7. 米国

トでの同時送信又はキャッチアップ送信が放送著作物の実演に当たるかが争われた事件（ABC v. Aereo, Inc）において、合衆国最高裁判所の 2014 年 6 月 25 日判決は、放送が著作物の実演であるとき、著作権を保有する者の放送プログラムと同一の知覚的画像及び音声を多数の人々に伝達することは実演の送信又は伝達に当たり、放送プログラムの著作権者が公に上演する権利を侵害するとされた。

なお WIPO の米国代表が第 43 回会議において条約草案第二次改訂版に対して提出した公式コメントでは、第 8 条（保存されたプログラムの送信）、すなわち、

放送条約草案第二次改訂版

第 8 条 保存されたプログラムの送信

放送機関は、第 6 条及び第 7 条に規定する許諾を得ない行為を、その保存されたプログラムへのアクセスを公衆に提供する際に使用するプログラム搬送信号のいかなる手段によって公衆に送信することに関しても禁止する権利を享有するものとし、これには、放送機関が個別に選択した場所及び時間に、誰でも保存されたプログラムにアクセスできるようにすることを含む。

について次のように提案した。

- ・ 米国は第 8 条の削除を提案する。第 6 条の公衆への再送信の独占的権利は、プログラム搬送信号を十分に保護するものである。追加の権利（固定等）と送信の延期への拡張とを組み合わせると、保護期間、例外、制限に関する問題が生じる。これらの問題は、唯一の正しいアプローチによって回避できる。
- ・ 送信の延期にテキストが適用される場合、明示的な期限が必要となる。米国は、そのような期限を元の放送から最大 2 週間にすることを推奨する。

2024 年 4 月の SCCR 第 45 回会議で議長テキストとして示された第三次改訂版では、第 8 条（保存されたプログラムの送信）に第二文が追加され、注釈も合わせて以下のように修正された。

放送条約草案第三次改訂版

第 8 条 保存されたプログラムの送信

放送機関は、第 6 条及び第 7 条に規定する許諾を得ない行為を、その保存されたプログラムへのアクセスを公衆に提供する際に使用するプログラム搬送信号のいかなる手段によって公衆に送信することに関しても禁止する権利を享有するものとし、これには、放送機関が個別に選択した場所及び時間に、誰でも保存されたプログラムにアクセスできるようにすることを含む。この放送機関の権利は保存されたプログラムの元のリニア送信から一定の期間適用され、このことは各締約国の国内法によって決定される。

第 8 条の注釈

- 8.01 第 8 条には、放送機関が保存したプログラムの特定の送信に関する権利に関する規定が含まれている。
- 8.02 放送機関は、本条の規定に基づき、放送機関のビデオオンデマンドサービス及びキャッチアップサービスなど、自らのオンラインサービスを公衆に利用可能にするために使用されるプログラム搬送信号に関して、第 6 条及び第 7 条に規定する許諾を得ない行為を禁止する権利を享有する。当該サービスは、定義に関する第 2 条(g)に定めるところにより、放送機関が送信に含める意図をもって送信権を取得したプログラム（以下「送信前アクセス」）及び放送機関が以前に送信したプログラム（「送信後キャッチアップ」）に関連していなければならない。したがって放送機関は、受信者が要求するプログラム搬送信号に関する保護を享有する。放送機関は、第三者による当該信号の傍受を禁止することができる。
- 8.03 本条は、この権利が放送機関の送信後キャッチアップサービスで利用される信号に適用される期間を決定することが締約国の国内法の問題であることを明確にするものである。この期間は、特定のプログラム項目の最初のリニア送信から計算される。この期間を決定

する際に国内の立法者は、キャッチアップサービスに関する放送機関の慣行の進化を考慮することができる。送信後キャッチアップ信号における権利の有効期間を制限する理論的根拠は、元のリニア送信から一定の時間が経過すると保存されたプログラムが利用可能になることがもはやリニア放送の不可欠な部分とは見なされなくなるという事実によって正当化される。

8.04 保存されたプログラムを公衆が利用できるようにするために使用される信号は、一般公衆による受信を意図した放送信号ではなく、ポイントツーポイント信号であることに留意すべきである。しかし、それは紛れもなくプログラム搬送信号であり、放送機関がその放送活動に使用する信号と同様に、この条約によって保護されている。

8.05 第 10 条の規定は、締約国が放送機関に対して、その保存されたプログラムに関して別の種類の適切かつ効果的な保護を与える可能性を規定している

⑦ 放送前信号の固定権・再送信権（条約草案 第 9 条）

放送前信号は「著作権法」第 112 条（排他的権利の制限：一次的固定物）第(a)項第(1)節の「実演又は展示を収録する特定の送信プログラムのコピー又はレコード」の信号が相当する可能性があり、使用許諾（法定使用許諾を含む）に「テレビ放送信号」などプログラム搬送信号と同様の概念の信号の使用の許諾がなされている限り保護の対象となると考えられる。

なお米国は 2024 年 7 月の WIPO 総会において、条約草案第 9 条の排他的権利には反対しないという立場を示している¹⁴。

⑧ ④～⑦の権利を代替する、他の適切かつ効果的な保護（条約草案 第 10 条）

「電気通信法」第 605 条（通信の許諾を得ない公開又は使用）は、無線通信の許諾を得ない傍受（unauthorized interception of radio communications）を禁止し、故意に違反した者に対する刑事罰及被害を被った当事者が訴訟を提起することを規定している。有線（ケーブル）通信については、第 325 条（虚偽、詐欺的又は無許可の送信）及び第 553 条（ケーブルサービスの無許可受信によって無線通信と同様の保護が規定されている。

なお WIPO の米国代表は 2023 年 11 月の SCCR 第 44 回会議において、第 43 回会議にて議長テキストとして示された条約草案第二次改訂版の第 10 条、すなわち、

放送条約草案第二次改訂版

第 10 条 その他適切かつ効果的な保護

- (1) 締約国は、第 6 条、第 7 条、第 8 条、若しくは第 9 条の規定、又はそれらの全てを特定の再送信又は送信にのみ適用し、又は他の方法でそれらの適用を制限することができる。ただし締約国は、第 6 条から第 9 条に規定する権利、著作権その他の権利、又はその他の法的な手段を通じて、放送機関にその他の適切かつ効果的な保護を付与することを条件とする。
- (2) 締約国が第 1 項に基づく選択を利用する場合において、締約国がその他の適切かつ効果的な保護を提供する方法は、各締約国の法律の問題であり、次に掲げる一又は二以上の方法による保護を含むものとする。
 - (i) 著作権又はその他の特定の権利の付与。
 - (ii) 不正競争又は不正流用に関する法律。
 - (iii) 電気通信に関する法律及び規則。
 - (iv) その他の有効な法的規定又は行政手段に関する法律。

¹⁴ Sean Flynn. (2024, July 15). United States Alleges WIPO Broadcast Treaty Exceeds General Assembly Mandate, Fails to Endorse Signal-Based Approach - Infojustice blog
<https://infojustice.org/archives/45804?utm>

この選択を利用する締約国は、それに関する通告を WIPO 事務局長に提出するものとする。

- (3) 第 2 項の手段は、放送機関に対し、この条約の第 6 条から第 9 条までの規定に基づくその信号の不正又は不法な使用行為を防止するための有効な法的手段を提供しなければならない。

を以下のように修正する提案を行った。

第 10 条 その他適切かつ効果的な保護

- (1) 締約国は、WIPO 事務局長に寄託した通告において、第 6 条、第 7 条、第 8 条、若しくは第 9 条の規定、又はそれらの全てを特定の再送信又は送信にのみ適用することを宣言し、又は他の方法でそれらの適用を制限することができる。ただし締約国は、第 6 条から第 9 条に規定する権利、著作権その他の権利、又はその他の法的な手段を通じて、放送機関にその他の適切かつ効果的な保護を付与することを条件とする。
- (2) 締約国が第 1 項に基づく選択を利用する場合において、締約国がその他の適切かつ効果的な保護を提供する方法は、各締約国の法律の問題であり、次に掲げる一又は二以上の方法による保護を含むものとする。
- (i) 著作権又はその他の特定の権利の付与。
- (ii) 不正競争又は不正流用に関する法律。
- (iii) 電気通信に関する法律及び規則。
- ~~(iv) その他の有効な法的規定又は行政手段に関する法律。~~

~~この選択を利用する締約国は、それに関する通告を WIPO 事務局長に提出するものとする。~~

- (3) 第 2 項の手段は、放送機関に対し、この条約の第 6 条から第 9 条までの規定に基づくその信号の不正又は不法な使用行為を防止するための有効な法的手段を提供しなければならない。

提案理由は公式コメントに次のように記述されている。

- ・米国は、通告規定を第(1)項に戻すことを提案する。締約国はその他の適切かつ効果的な保護によって条約上の義務を果たすことを事務局長に通告すべきであるが、その通告において、適切かつ効果的な保護を提供する正確な国内法その他の方法を特定する必要はないはずである。
- ・「他の効果的な法的規定又は法律…」という文言は、「次に掲げる一以上の方法による保護を含むものとする」という強制的な文言と矛盾するため、第 2 項から削除すべきである。もし、「次に掲げる一以上…」が、列挙されていないその他の効果的な法的規定又は立法を含むことができるのであれば、「ものとする」が実質的な目的を果たさない。

米国及びその他の WIPO 加盟国代表団から出された意見を踏まえて、2024 年 4 月の SCCR 第 45 回会議で議長テキストとして示された第三次改訂版では、第 10 条（その他適切かつ効果的な保護）が注釈も合わせて以下のように修正された。

放送条約草案第三次改訂版

第 10 条 その他適切かつ効果的な保護

- (1) 締約国は、WIPO 事務局長に寄託した通告において、第 6 条、第 7 条、第 8 条、若しくは第 9 条の規定、又はそれらの全てを特定の再送信又は送信にのみ適用することを宣言し、又は他の方法でそれらの適用を制限することができる。ただし締約国は、第 6 条から第 9 条に規定する権利、著作権その他の権利又はその他の法的な手段を通じて、放送機関にその他の適切かつ効果的な保護を付与することを条件とする。
- (2) 締約国が第 1 項に基づく選択を利用する場合において、締約国がその他の適切かつ効果的な保護を提供する方法は、各締約国の法律の問題であり、次に掲げる一又は二以上の方法による保護を含むものとする。
- (i) 著作権又はその他の特定の権利の付与。

- (ii) 不正競争又は不正流用に関する法律。
 - (iii) 電気通信に関する法律及び規則。
 - (iv) 刑事制裁又は行政措置。
- (3) 第2項の手段は、放送機関に対し、この条約の第6条から第9条までの規定に基づくその信号の不正又は不法な使用行為を防止するための有効な法的手段を提供しなければならない。
- (4) 第1項の通告には、第2項に掲げる利用可能な法的手段に関する情報が含まれていなければならない。この通告には、適用される国内法及び規則のリスト及び管轄当局の役職と住所を添付する必要がある。適用される法令、規則及び手続に変更があった場合は遅滞なく通告するものとする。

第10条の注釈

- 10.01 第10条は、締約国に対し、第6条から第9条まで、又は条約のこれら全ての条項に基づく排他的な認可及び保護の権利に代えて、放送機関に対して別の種類の適切かつ効果的な保護を提供する可能性を規定している。
- 10.02 第1パラグラフの規定は、締約国が第6条、第7条、第8条若しくは第9条の規定、又はそれらの全てを特定の再送信又は送信にのみ適用できること、又は他の方法でその適用を制限することを規定している。この条約に基づいて認められるこの選択は、締約国が、第6条、第7条、第8条若しくは第9条又はそれらの全部に規定する権利、著作権その他の権利、又はその他の法的保護手段を通じて、放送機関に対して別の種類の適切かつ効果的な保護を与えることを条件とする。
- 10.03 締約国によるこの選択は、WIPO 事務局長に寄託されたその旨の通告によって行うことができる。この通告は、条約の規定を実際に適用する際の透明性を確保するために必要である。
- 10.04 第1パラグラフにおける「著作権」とは、放送機関自身が制作した著作物又は制作物など、プログラム搬送信号に具体化された著作物の著作権をいう。著作物は、放送機関のプログラムフローに含まれるプログラム内容で、ベルヌ条約第2条第5項に基づく保護されたコレクションを構成する可能性のあるもの（例えば、放送日や週など）で構成される場合もある。この用語は、放送機関がその送信活動のために取得したプログラム内容に含まれる著作物の著作権もいう。後者の場合、放送機関は、契約当事者の国内法で認められている権利を行使するために所有者の許諾を得た範囲で、取得した権利を利用することができる。「その他の法律上の権利又は手段」とは、第3項の条件を満たす他の全ての法律上の権利又は手段をいう。
- 10.05 第2パラグラフの規定には、第6条及び第7条の義務について、排他的許諾権を規定せず又は第8条及び第9条に規定する禁止権を規定せずに履行するために締約国が利用可能な法的手段のリストが含まれている。この条項の文言は、「許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約」第3条（締約国による条約の実施）の文言に倣い、国内法の下で適用される法制度を列挙している。
- 10.06 第3パラグラフの規定には、効力条項として、第1項に基づき放送機関に排他的許可権（第6条及び第7条に基づく）又は個別的かつ主観的な禁止権（第8条及び第9条に基づく）を付与せず、第2項に列挙された手段を用いた別の許可された種類の保護を与えることを選択した締約国が付与しなければならない最低限の保護が含まれている。第3項には、この場合の保護の最低限の要件が含まれている。このような手段により、放送機関は、第6条から第9条に基づく信号の許諾を得ない又は不法な使用行為を防止することができる。
- 10.07 第4項の規定に従い、第1項の通告には、各締約国が利用することができる法的手段に関する情報が含まれていなければならない。この規定は、放送機関の権利の執行を支援し、法的確実性と透明性を高めることを目的としている。通告の義務は、締約国の法律、規則及び手続の結果として生じる変更にも適用される。

第2章 各国・地域の法制度及び最新動向

7. 米国

なお、ヴァンダービルト大学の研究者ダニエル ジャーヴィスは、2018 年の論文において、WIPO 米国代表（著作権局）が放送条約に前向きに取り組んでいる理由を次のように分析している¹⁵。

米国の法律とより伝統的な放送機関の著作隣接権との整合性は不完全であるにもかかわらず、米国は、世界知的所有権機関（WIPO）の庇護の下で提案された放送条約案を積極的に支持してきた。

米国がベルヌ条約に加盟し、1995 年に世界貿易機関（WTO）に加盟し、TRIPS 協定に加盟したことで米国の著作権法が重要な変更を受けたように、この新しい条約に加盟することで、米国の立法者らがこの争点となっている問題を再び取り上げ、放送機関により完全な権利の数々を付与する可能性を再検討することができる、ということなのだろう。

¹⁵ Daniel Gervais. (2018). Related Rights in United States Law.
https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3267501

8. カナダ

(1) 関係機関

① 著作権を所管する機関

著作権を所管する中央行政機関はカナダ民族遺産省（Canadian Heritage）の著作権政策局（Copyright Policy Branch）である¹。

なお連邦議会において放送機関の著作権に関する政策課題は、下院の産業技術常任委員会（Standing Committee on Industry and Technology (INDU)）で検討される²。

② 放送・通信を所管する機関

放送及び通信を所管する中央行政機関は、独立行政機関であるカナダラジオ・テレビ及び電気通信委員会（Canadian Radio-television and Telecommunications Commission (CRTC)）である³。CRTC は放送法第 5 条に規定されている規制政策目標に従って放送ライセンスを発行し、放送部門における放送事業者（broadcasting undertakings）の合併、買収及び所有権の変更について決定を下す。CRTC はまた通信分野を規制し、カナダ国民が手頃な価格で信頼性の高い電話及びその他の通信サービスを受けられるようにする使命を負う⁴。

(2) 関係法令

① 著作権に関する法律

著作権に関する法律は「著作権法（Copyright Act）」⁵であり、2024 年 11 月 26 日に最新改正施行された。「著作権法」では、放送機関の放送は著作権により保護される。

「著作権法」は第 92 条に基づいて 5 年毎に見直されることとされている。直近ではカナダ下院の産業技術常任委員会（INDU）が 2019 年に見直しを実施し⁶、次回は 2025 年に実施される。

「著作権法」の構成を示す。

著作権法（Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42)）

略称

第 1 条 略称

解釈

第 2 条 定義

第 2.1 条 編集物

第 2.11 条 「製作者」の定義

第 2.2 条 「発行」の定義

¹ Canadian Heritage, Copyright Policy Branch

<https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/services/copyright-policy-branch.html>

² Standing Committee on Industry and Technology (INDU)

<https://www.ourcommons.ca/committees/en/INDU>

³ Canadian Radio-television and Telecommunications Commission (CRTC)

<https://crtc.gc.ca/eng/acrtc/acrtc.htm>

⁴ Library of Parliament. (2011). Canadian Broadcasting Policy.

https://lop.parl.ca/sites/PublicWebsite/default/en_CA/ResearchPublications/201139E

⁵ Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/Index.html>

⁶ INDU (2019) Statutory Review of the Copyright Act Report

<https://www.ourcommons.ca/Committees/en/INDU/Work?parl=42&session=1>

- 第 2.3 条 電気通信
- 第 2.4 条 電気通信による公衆への伝達
- 第 2.5 条 貸与を構成するもの
- 第 2.6 条 排他的頒布者
- 第 2.7 条 排他的ライセンス
- 第 1 部 著作物の著作権及び著作者人格権
 - 著作権
 - 第 3 条 著作物の著作権
 - 著作権が存在し得る著作物
 - 第 5 条 著作権が存在する条件
 - 著作権の保護期間
 - 第 6 条 著作権の保護期間
 - 第 6.1 条 無名及び変名の著作物
 - 第 6.2 条 無名及び変名の共同著作物
 - 第 7 条 遺著の著作権の保護期間
 - 第 9 条 共同著作の場合
 - 第 11.1 条 映画の著作物
 - 第 12 条 著作権が国王陛下に帰属する場合
 - 著作権の帰属
 - 第 13 条 著作権の帰属
 - 第 14 条 著作者が最初の著作権者である場合の制限
 - 著作者人格権
 - 第 14.1 条 著作者人格権
 - 第 14.2 条 保護期間
- 第 2 部 実演家の実演、レコード及び伝達信号の著作権及び実演家人格権
 - 実演家の権利
 - 著作権
 - 第 15 条 実演家の実演の著作権
 - 第 16 条 契約上の合意
 - 第 17 条 映画の著作物
 - 実演家人格権
 - 第 17.1 条 実演家人格権
 - 第 17.2 条 適用及び保護期間
 - レコード製作者の権利
 - 第 18 条 レコードの著作権
 - 実演家とレコード製作者の共通規定
 - 第 19 条 報酬請求権—カナダ
 - 第 19.1 条 みなし発行—カナダ
 - 第 19.2 条 みなし発行—WPPT 締約国
 - 第 20 条 条件—カナダ
 - 放送機関の権利
 - 第 21 条 伝達信号の著作権
 - 相互主義
 - 第 22 条 相互主義
 - 権利の保護期間
 - 第 23 条 著作権の保護期間—実演家の実演
 - 著作権の帰属
 - 第 24 条 著作権の帰属
 - 第 25 条 権利の譲渡
 - 実演家の権利—WTO 加盟国
 - 第 26 条 WTO 加盟国における実演家の実演

第3部 著作権及び著作者人格権・実演家人格権の侵害及び侵害に対する例外

著作権の侵害

総則

第27条 侵害一般

書籍の並行輸入

第27.1条 書籍の輸入

著作者人格権・実演家人格権の侵害

第28.1条 侵害一般

第28.2条 同一性保持権の性質

例外

公正使用

第29条 研究、私的調査等

第29.1条 批判又は批評

第29.2条 報道

非商業的使用者生成コンテンツ

第29.21条 非商業的使用者生成コンテンツ

私的目的の複製

第29.22条 私的目的の複製

後で視聴するための信号の固定及びプログラムの記録

第29.23条 後で視聴するための複製

バックアップ・コピー

第29.24条 バックアップ・コピー

営利を目的としない行為

第29.3条 営利目的

教育施設

第29.4条 教育のための複製

第29.5条 実演

第29.6条 報道及び論評

第29.7条 放送の複製

第29.8条 違法受信

第29.9条 記録及び印

第30条 文学の選集

第30.01条 「授業」の定義

第30.02条 例外—著作物のデジタル複製

第30.03条 使用料—デジタル複製契約

第30.04条 インターネットを通じて使用可能な著作物

図書館、資料館及び博物館

第30.1条 収蔵品の維持管理

第30.2条 研究又は私的調査

第30.21条 資料館に寄託された著作物のコピー

教育施設、図書館、資料館及び博物館に設置された機器

第30.3条 教育施設等による侵害に当たらない行為

教育施設内の図書館、資料館及び博物館

第30.4条 教育施設内の図書館等への適用

カナダの図書館及び資料館

第30.5条 認められる行為

コンピュータープログラム

第30.6条 認められる行為

第30.61条 コンピュータープログラムの相互運用性

暗号化の研究

第30.62条 暗号化の研究

8. カナダ

安全性

第 30.63 条 安全性

付随的な取り込み

第 30.7 条 付随的な使用

技術的処理のための一時的複製

第 30.71 条 一時的複製

一時的記録

第 30.8 条 一時的記録

第 30.9 条 一時的記録—放送事業者

再送信

第 31 条 解釈

ネットワーク・サービス

第 31.1 条 ネットワーク・サービス

知覚障害者

第 32 条 別の形式での複製

第 32.01 条 読字障害者—カナダ国外

第 32.02 条 非営利団体の定義

法定義務

第 32.1 条 非侵害行為

雑則

第 32.2 条 認められる行為

解釈

第 32.3 条 衡平な報酬に対する権利の不存在

実演家及び放送事業者の著作権の承認前に行われた行為に対する補償

第 32.4 条 保護される特定の権利及び利益

第 32.5 条 保護される特定の権利及び利益

第 32.6 条 保護される特定の権利及び利益

著作権及び著作者人格権・実演家人格権の承認前に行われた行為に対する補償

第 33 条 保護される特定の権利及び利益

第 33.1 条 保護される特定の権利及び利益

第 33.2 条 保護される特定の権利及び利益

第 4 部 救済

民事救済

著作権及び著作者人格権・実演家人格権の侵害

第 34 条 著作権

第 34.1 条 著作権と権利者に関する推定

第 35 条 侵害に対する責任

第 38 条 コピー、版の占有回復

第 38.1 条 法定損害賠償

第 38.2 条 回収し得る最高額

第 39 条 被告が著作権を認識していない場合には、差止めが唯一の救済である

第 39.1 条 広範な差止め

第 40 条 建物の場合の差止めの不存在

技術的保護手段及び権利管理情報

第 41 条 定義

第 41.1 条 禁止

第 41.11 条 法の執行及び国家の安全

第 41.12 条 コンピュータープログラムの相互運用性

第 41.13 条 暗号化の研究

第 41.14 条 個人情報

第 41.15 条 安全

第 41.16 条	知覚障害者
第 41.17 条	放送事業者
第 41.18 条	ラジオ機器
第 41.19 条	損害賠償額の減額
第 41.2 条	差止めが唯一の救済手段である場合
第 41.21 条	規則
第 41.22 条	禁止一権利管理情報
一般規定	
第 41.23 条	個々の権利の保護
第 41.24 条	連邦裁判所の競合管轄
ネットワーク・サービス又は情報位置特定ツールの提供者に関する規定	
第 41.25 条	侵害を主張する通知
第 41.26 条	通知に関する義務
第 41.27 条	差止めのみ一情報位置特定ツールの提供者
刑事救済	
第 42 条	犯罪
第 43 条	演劇、オペラ又は音楽の著作物の場合の侵害
出訴期限	
第 43.1 条	出訴期限
輸入及び輸出	
解釈	
第 44 条	定義
税関職員による禁止及び留置	
禁止	
第 44.01 条	輸出又は輸入の禁止
支援の要請	
第 44.02 条	支援の要請
留置されたコピーに関する措置	
第 44.03 条	税関職員による情報提供
第 44.04 条	救済を求めるための情報提供
第 44.05 条	情報の使用に対する制約一第 44.03 条
第 44.06 条	調査
第 44.07 条	費用に対する責任
免責	
第 44.08 条	免責
留置されたコピーに関する裁判所の権限	
第 44.09 条	裁判所への申立て
第 44.1 条	著作権者の損害賠償
通知に基づく禁止	
第 44.11 条	特定の著作物の輸入の禁止
裁判所が命じる留置	
第 44.12 条	裁判所の権限
第 44.2 条	書籍の輸入
第 44.3 条	制限
第 44.4 条	その他の目的物の輸入
第 45 条	例外
第 5 部 運用	
著作権局	
第 46 条	著作権局
第 47 条	長官及び登録官の権限
第 48 条	登録官

8. カナダ

第 49 条	著作権登録簿、証明書及び認証謄本
第 50 条	登録官のその他の職務
第 52 条	事務及び官吏の管理
第 53 条	証拠となる登録簿
登録	
第 54 条	著作権登録簿
第 55 条	著作物の著作権
第 56 条	著作物以外の目的物の著作権
第 56.1 条	損害の賠償
第 57 条	譲渡又はライセンスの登録
第 58 条	文書の作成
手数料	
第 59 条	手数料規則
第 6 部	雑則
代替される権利	
第 60 条	代替される権利の存続
誤記	
第 61 条	誤記により無効とはならない
規則	
第 62 条	規則
工業意匠及び回路配置図	
第 64 条	解釈
第 64.1 条	実用品の外観に関する非侵害
第 64.2 条	本法の回路配置図への適用
第 7 部	著作権委員会及び著作権の集中管理
著作権委員会	
第 66 条	設置
第 66.1 条	議長の職務
第 66.2 条	報酬及び経費
第 66.3 条	利益相反の禁止
第 66.4 条	スタッフ
第 66.5 条	委員資格満了後の事案の終了
第 66.51 条	暫定的決定
第 66.52 条	決定の変更
第 66.6 条	規則
第 66.7 条	一般的権限等
第 66.71 条	通知の送達及び公示
第 66.8 条	研究
第 66.9 条	報告書
第 66.91 条	規則
実演権及び伝達権の集中管理	
第 67 条	使用目録へのアクセス
第 67.1 条	料金表案の提出
第 68 条	委員会による料金表案及び異義の検討
第 68.1 条	特別及び経過的使用料率
第 68.2 条	使用料決定の効果
劇場以外の場所での公の実演	
第 3 条、第 15 条、第 18 条及び第 21 条に基づく権利に関する集中管理	
集中管理団体	
第 70.1 条	集中管理団体
第 70.11 条	公衆からの情報の要求

第 70.12 条	料金表又は協定
料金表	
第 70.13 条	料金表案の提出
第 70.14 条	特定の規定の適用
第 70.15 条	認証
第 70.16 条	通知の送達及び公示
第 70.17 条	執行の禁止
第 70.18 条	権利の継続
第 70.19 条	協定が存在する場合
第 70.191 条	協定
個別事案における使用料の裁定	
第 70.2 条	使用料額等の裁定の申立て
第 70.3 条	協定
第 70.4 条	委員会の決定の効果
協定の審査	
第 70.5 条	「長官」の定義
第 70.6 条	審査及び使用料の決定
特殊事案における使用料	
第 71 条	料金表案の提出
第 72 条	料金表案の公示
第 73 条	認証
第 74 条	特別事案
第 75 条	使用料決定の効果
第 76 条	非構成員による請求
所在不明の権利者	
第 77 条	委員会がライセンスを発行することができる場合
著作権又は著作者人格権・実演家人格権の承認前に行われた行為に対する補償金	
第 78 条	委員会は補償金を決定することができる
第 8 部 私的コピー	
解釈	
第 79 条	定義
私的使用のためのコピー	
第 80 条	著作権侵害とならない場合
報酬請求権	
第 81 条	報酬請求権
空の音声記録媒体への賦課金	
第 82 条	賦課金の支払義務
第 83 条	料金表案の提出
支払われた賦課金の分配	
第 84 条	徴収機関による分配
第 85 条	相互主義
賦課金の免除	
第 86 条	賦課金を支払う必要がない場合
規則	
第 87 条	規則
民事救済	
第 88 条	回収の権利
第 9 部 一般規定	
第 89 条	制定法によらない著作権等の不存在
第 90 条	解釈
第 91 条	ベルヌ条約及びローマ条約の遵守

8. カナダ

第 92 条 法律の見直し

附則 I (第 60 条)

関連規定

未施行の改正

なお現在、著作権法の一部を改正する法律案（C-244）がカナダ議会で審議中であり、法案は 2024 年 10 月 31 日に上院で承認されている⁷。改正法案の内容は次のとおりである⁸。

著作権法の一部を改正する法律（診断、保守及び修理）

国王陛下は、カナダ上院及び下院の助言と同意を得て、以下のとおり制定する。

第 1 条

(1) 著作権法第 41 条第 a 号の「回避」の定義は、以下のよう置き換えられる。

(a) 技術的保護手段の定義の(a)項の意味における技術的保護手段に関しては、著作権者の許可を得て行われない限り、スクランブルされた著作物又はコンピュータープログラムを解読し、又は暗号化された作品又はコンピュータープログラムを解読し、又はその他の方法で技術的保護手段を回避、迂回、除去、無効化、又は損なうこと。

(2) 同法第 41 条の技術的保護措置の定義の第 a 号は、次のとおりに置き換えられる。

(a) コンピュータープログラムを含む著作物、録音物に固定された実演家の実演、又は著作権者によって使用が認められている録音物へのアクセスを制御するもの。

第 2 条

この法律は、第 41 条 12 項の後に次の文言を追加して改正される。

[診断、保守及び修理]

第 41.121 条

(1) 第 41.1 条第 1 項第 a 号は、技術的保護手段によってアクセスが制御される録音物に固定された著作物、実演家の実演、又は録音物が製品の一部を構成している場合、関連する診断を含む製品の保守又は修理のみの目的で技術的保護手段を回避する者には適用されない。

[より明確にするために]

(2) より明確にするために、第 1 項は、同項に規定する状況において他人のために技術的保護手段を回避する者にも適用される。

[適用除外]

(3) 第 1 項に規定する状況において行為する者は、著作権侵害を構成する行為を行った場合には、同項に基づく例外の利益を受けることができない。

② 放送・通信に関する法律

カナダにおいて放送は「放送法」⁹、通信は「無線通信法」¹⁰が規定する。

「放送法」の主な下位法令には、「放送配信規則」¹¹と「プログラム編成事業規則」¹²がある。

⁷ C-244 An Act to amend the Copyright Act (diagnosis, maintenance and repair)

<https://www.parl.ca/LegisInfo/en/bill/44-1/c-244>

⁸ An Act to amend the Copyright Act (diagnosis, maintenance and repair)

<https://www.parl.ca/DocumentViewer/en/44-1/bill/C-244/royal-assent>

⁹ Broadcasting Act (S.C. 1991, c. 11) <https://laws.justice.gc.ca/eng/acts/B-9.01/>

¹⁰ Radiocommunication Act (R.S.C., 1985, c. R-2) <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/r-2/>

¹¹ Broadcasting Distribution Regulations (SOR/97-555) <https://laws.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-97-555/>

¹² Programming Undertakings Regulations (SOR/93-436) <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-93-436/>

「無線通信法」の主な下位法令には、「カナダラジオ-テレビ及び電気通信委員会の業務及び手続に関する規則」¹³と「1987年テレビ放送規則」¹⁴がある。

(3) 放送機関の著作権・著作隣接権に関する規定

① 放送機関の定義等に関する規定

「著作権法」において放送機関（broadcaster）の定義は第2条に規定されている。

著作権法（Copyright Act）

解釈

[定義]

第2条

本法において。

<中略>

「著作権」とは、次に掲げる規定に定める権利をいう。

(a) 著作物の場合には、第3条

(b) 実演家の実演の場合には、第15条及び第26条

(c) レコードの場合には、第18条

(d) 伝達信号の場合には、第21条

<中略>

「放送機関」とは、放送事業を行う過程で放送事業が行われる国の法律に従って伝達信号を放送する機関をいう。ただし、伝達信号に関する主たる活動がその再送信である機関を除く。

<中略>

「伝達信号」とは、公衆による受信を目的として、人工的導体のない空間を介して送信される電波をいう。

<中略>

「電気通信」とは、有線、無線、視覚的、光学的その他の電磁的システムによるあらゆる性質の記号、信号、文書、影像、音又は諜報の送信をいう。

<以下略>

著作物の著作権は第3条に定義されている。

著作権法（Copyright Act）

著作権

[著作物の著作権]

第3条¹⁵

(1) 本法の適用上、著作物について、「著作権」とは、著作物又はその実質的部分を、何らかの有形的形式において、製造又は複製し、公に実演し、著作物が未発行の場合には発行する独占権をいい、次に掲げる行為を行い、又は許諾する独占権を含む。

<中略>

(f) 文学、演劇、音楽又は美術の著作物の場合には、当該著作物を電気通信により公衆に伝達すること。

<中略>

¹³ Canadian Radio-Television and Telecommunications Commission Rules of Practice and Procedure (SOR/2010-277) <https://laws.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2010-277/index.html>

¹⁴ Television Broadcasting Regulations, 1987 (SOR/87-49) <https://laws.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-87-49/FullText.html>

¹⁵ 著作権法第3条関連の裁判例には以下がある。
連邦控訴裁判所判決 Vidéotron Ltée c. Technologies Konek Inc., 2023 CAF 92 (CanLII) <https://www.canlii.org/fr/ca/caf/doc/2023/2023caf92/2023caf92.html>

[同時固定]

(1.1) 第1項第f号に定める方法で伝達される著作物は、その伝達と同時に固定される場合であっても、固定されているものとする。

第3条第1項第f号の「電気通信による公衆への伝達」の意味は、第2.4条に規定されている。

著作権法 (Copyright Act (R.S.C., 1985, c. C-42))

[解釈]

[電気通信による公衆への伝達]

第2.4条

(1) 電気通信による公衆への伝達の適用上、

(a) 同一の建物の中にある集合住宅の一区画、ホテルの部屋又は住戸を占有する者は、公衆の一部であり、専らこのような者により受信されることが意図された伝達は、公衆への伝達である。

(b) 著作物その他の目的物の公衆への伝達に関する唯一の行為が、別の者が当該目的物をそのように伝達する上で必要な電気通信の手段の提供である者は、当該著作物その他の目的物を公衆へ伝達していることにはならない。

(c) 第31条第1項に規定する信号の再送信者でない者により公衆に伝達される著作物その他の目的物が、次に掲げるものの一部として電気通信により送信される場合には、これらの者による当該著作物その他の目的物の送信及び伝達は、これらの者が各自連帯して責任を負う単一の公衆への伝達を構成する。

(i) その運用が著作物その他の目的物の公衆の伝達をもたらす放送法に規定するネットワーク、又は

(ii) その運用が著作物その他の目的物の公衆への伝達をもたらすプログラム編成事業 (programming undertaking)

[電気通信による公衆への伝達]

(1.1) 本法の適用上、著作物その他の目的物の電気通信による公衆への伝達には、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物その他の目的物の使用が可能となるような状態に当該著作物その他の目的物を置くことを含む。

[規則]

(2) 参事会総督は、第1項第c号の適用を目的として、「プログラム編成事業者」を定義する規則を制定することができる。

[例外]

(3) 著作物を伝送する信号が第31条第1項に規定する再送信者である者に再送信される場合には、当該著作物は第1項第c号又は第3条第1項第f号に定める方法で伝達されることにはならない。

「著作権法」第2.4条第2項の「プログラム編成事業者」を定義する規則は「プログラム編成事業規則」であり、定義は同規則の第2条に規定されている。

プログラム編成事業規則 (Programming Undertaking Regulations (SOR/93-436))

[プログラム編成事業者]

第2条

著作権法第3条第1.4項¹⁶の規定の適用上、プログラム編成事業者とは、放送法に規定するネットワーク以外のネットワークにおいて、

(a) その者のプログラム又はプログラムの全部又は一部を電気通信によって直接又は間接に第b項に規定する者に送信 (transmit) する者。

(b) 第a項に規定するプログラム又はプログラムの全部又は一部を電気通信により公衆に伝達する者。

¹⁶ 訳注：「プログラム編成事業規則」は1993年8月1日に施行されたものであるが、「著作権法」第3条第1.4項は1997年の改正時に削除され、第2.4条第2項に移動した。

「著作権法」第2条が定義する伝達信号（communication signals）について、放送機関が放送する伝達信号の著作権は、第21条に規定されている。

著作権法（Copyright Act）

放送機関の権利

〔伝達信号の著作権〕

第21条¹⁷

(1) 第2項に従うことを条件として、放送機関は、それが放送する伝達信号の著作権を有し、当該著作権は、当該伝達信号又はその実質的部分について、次に掲げる行為を行い、又は第a号、第b号若しくは第d号に定める行為を許諾する独占権から成る。

(a) 固定すること。

(b) 放送機関の同意を得ずに作成された固定物を複製すること。

(c) 他の放送機関にその放送と同時に公衆に再送信する権利を与えること。

(d) テレビ伝達信号の場合には、入場料と引換えに一般に公開された場所で実演すること。

〔著作権の条件〕

(2) 第1項は、次に掲げる場合に限り、適用する。

(a) 放送機関が、放送時に、カナダ、WTO加盟国である国又はローマ条約締約国に主たる事務所を有し、かつ、

(b) 伝達信号を当該国から放送する場合

〔例外〕

(3) 第2項にかかわらず、大臣が、ローマ条約締約国又はWTO加盟国が第1項第d号に定める権利を付与していないという判断する場合には、カナダ官報に宣言を公示し、当該国に主たる事務所を有する放送機関が当該権利を有していない旨を宣言することができる。

なお「放送法」¹⁸第2条（定義）において放送（broadcasting）及び放送事業者（broadcasting undertakings）その他の定義は以下のとおりである。

放送法（Broadcasting Act）

解釈

〔定義〕

第2条¹⁹

(1) 本法において、

＜抜粋＞

「放送」とは、放送受信装置を用いて公衆が受信するために、電波又はその他の通信手段によって、予定されているかオンデマンドか、又はプログラムが暗号化されているかどうかにかかわらず、プログラムの送信を意味するが、公共の場での演奏又は展示のみを目的として行われるプログラムの送信は含まれない。

「放送受信装置」とは、放送の受信を目的とした、又は放送の受信に使用できる装置、又は装置の組合せをいう。

「放送事業者」には、配信事業者、オンライン事業者、プログラム編成事業者、ネットワークが含まれる。

¹⁷ 著作権法第21条関係の判例には以下がある。

カナダ最高裁判決 Reference re Broadcasting Regulatory Policy CRTC 2010-167 and Broadcasting Order CRTC 2010-168, 2012 SCC 68 (CanLII), [2012] 3 SCR 489

<https://www.canlii.org/en/ca/scc/doc/2012/2012scc68/2012scc68.html>

カナダ最高裁判決 Bell ExpressVu Limited Partnership 対 Rex, 2002 SCC 42 (CanLII), [2002] 2 SCR 559

<https://www.canlii.org/en/ca/scc/doc/2002/2002scc42/2002scc42.html>

¹⁸ Broadcasting Act (S.C. 1991, c. 11)

<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/b-9.01/FullText.html>

¹⁹ 著作権法第2条関係の判例には以下がある。

カナダ最高裁判決 Reference re Broadcasting Act, 2012 SCC 4 (CanLII), [2012] 1 SCR 142

<https://www.canlii.org/en/ca/scc/doc/2012/2012scc4/2012scc4.html>

「配信事業者」とは、放送を受信し、それを電波又はその他の通信手段によって複数の恒久的又は一時的な住宅又は集合住宅、又は他のそのような事業体に再送信する事業者をいうが、オンライン事業者は含まれない。

「オンライン事業者」とは、放送受信装置を用いて公衆が受信できるようにインターネットを通じてプログラムを送信又は再送信する事業者をいう²⁰。

「プログラム」とは、情報提供、啓蒙、娯楽を目的とした音声又は映像、又は音声と得映像の組合せを意味するが、音声との組合せの有無にかかわらず、主に英数字のテキストで構成される映像は含まれない。

「プログラム編成事業者」とは、放送受信装置によって公衆が受信できるように、ラジオは又はその他の通信手段によって直接又は配信事業者を通じて間接的にプログラムを送信する事業をいい、オンライン事業者は含まれない。

「ネットワーク」には、一又は複数の放送事業者のプログラム又はプログラムスケジュールの全部又は一部の管理が他の事業者又は個人に委任されている業務が含まれるが、オンライン事業者は含まれない。

[その他の通信手段の意味]

(2) この法律において「その他の通信手段」とは、有線、ケーブル、無線、光その他の電磁気システム又はこれらに類する技術システムをいう。

[適用除外ー放送事業者]

(2.1) ソーシャルメディアサービスを利用してインターネット上で送信し、サービスの他のユーザーが受信できるようにプログラムをアップロードする者であって、当該サービスの提供者、提供者の関連会社、又はそれらの代理人若しくは受任者でない者は、その使用の事実によって、この法律の目的上の放送事業者とならない。

[適用除外ーソーシャルメディアサービスとプログラミング制御]

(2.2) ソーシャルメディアサービスを提供するオンライン事業者は、本法の目的において、サービス提供者、提供者の関連会社、又はそれらの代理人若しくは受任者ではないサービスのユーザーによってアップロードされたプログラムに対してプログラミング制御を行わない。

[適用除外ーインターネット上の特定の送信]

(2.3) インターネットを介してプログラムを送信する者は、以下の場合、この法律の適用上のオンライン事業者とならない。

(a) 主として公衆へのプログラムの送信に従事する事業に付随するものであり、かつ、当該事業に直接関連する情報又はサービスを顧客に提供することを目的とするもの。

(b) 小学校、中学校、カレッジ、大学その他の高等教育機関、公立図書館、博物館の運営の一部であるもの、又は

(c) 劇場、コンサートホール、その他舞台芸術の公演を行う会場の運営の一部となるものの。

② 固定権及び再送信権に関する規定

「著作権法」第 21 条第 1 項は、放送機関が伝達信号（communication signal）を固定する権利を第 a 号に、他の放送機関に同時再送信を許可する権利を第 b 号に規定している。この規定は、同時再送信が他の放送機関によって行われる場合にのみ適用されるもので、放送機関には一次再送信の権利ではなく、著作権を有する放送の通信信号を送信する権利のみが認められている²¹。

²⁰ カナダ最高裁判所は 2012 年 2 月 9 日の判決において、エンドユーザーにインターネット経由の放送へのアクセスを提供するインターネットサービスプロバイダーは放送法上の放送事業者でないと判断した。

Supreme Court Judgments [2012] 1 SCR 142

<https://decisions.scc-csc.ca/scc-csc/scc-csc/en/item/7989/index.do>

²¹ Jean-Arpad Français. (2004). De l'adaptabilité des droits des organismes de radiodiffusion à l'adaptation du droit d'auteur.

この規定は、カナダがローマ条約を締結した 1997 年にローマ条約第 13 条の放送機関の著作隣接権に関する規定を反映したものである。第 21 条が保護する権利が放送コンテンツではなく伝達信号自体に対する権利であることは、著作隣接権の特徴を示している²²。

著作権法 (Copyright Act)

放送機関の権利

[伝達信号の著作権]

第 21 条

(1) 第 2 項に従うことを条件として、放送機関は、それが放送する伝達信号の著作権を有し、当該著作権は、当該伝達信号又はその実質的部分について、次に掲げる行為を行い、又は第 a 号、第 b 号若しくは第 d 号に定める行為を許諾する独占権から成る。

(a) 固定すること。

(b) 放送機関の同意を得ずに作成された固定物を複製すること。

(c) 他の放送機関にその放送と同時に公衆に再送信することを許諾すること。

(d) テレビ伝達信号の場合には、入場料と引換えに一般に公開された場所で実演すること。

[著作権の条件]

(2) 第 1 項は、次に掲げる場合に限り、適用する。

(a) 放送機関が、放送時に、カナダ、WTO 加盟国である国又はローマ条約締約国に主たる事務所を有し、かつ、

(b) 伝達信号を当該国から放送する場合

[例外]

(3) 第 2 項にかかわらず、大臣が、ローマ条約締約国又は WTO 加盟国である国が第 1 項第 d 号に定める権利を与えていないという見解を有するに至ったときには、大臣は、カナダ官報に公示される宣言により、当該国に主たる事務所を有する放送機関が、当該権利を享受することができない旨を宣言することができる。

固定権は、「著作権法」第 30.9 条（一時的記録）にも規定がある。

著作権法 (Copyright Act)

一時的記録 (Ephemeral recordings)

[一時的記録]

第 30.8 条

(1) 次に掲げる全ての条件を満たす場合には、プログラム編成事業者が、生で実演された実演家の実演又は著作物（映画の著作物は除く）、当該実演家の実演又は著作物と同時に実演されたレコードを、本条に従って固定又は複製することは、著作権侵害を構成しない。

(a) 当該事業者が、当該実演家の実演、著作物又はレコードを電気通信により公衆に伝達するための許諾を得ていること。

(b) 当該事業者が、自己の放送のために自ら当該固定物又は複製物を作成すること。

(c) 当該事業者が、当該固定物又は複製物を別のレコード、実演家の実演又は著作物の全部又は一部と同期させないこと。

(d) 当該事業者が、当該固定物又は複製物を、商品、サービス、主義主張又は体制を販売又は促進することを意図した広告において使用させないこと。

[記録の保存]

(2) 当該プログラム編成事業者は、全ての固定物及び複製物の作成日及び破棄の日付、並びに固定物又は複製物に関するその他の規定された情報を記録し、その記録を最新の状態で保たなければならない。

<https://www.lescp.ca/articles/v16/n3/de-ladaptablete-des-droits-des-organismes-de-radiodiffusion-a-ladaptation-du-droit-dauteur/>

²² Bernt Hugenholtz. (2023). The WIPO Broadcasting Treaty: Comments on the Second Revised Draft. p.8

https://digitalcommons.wcl.american.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1086&context=research&utm_source=chatgpt.com

[著作権者のアクセス権]

- (3) 当該プログラム編成事業者は、第 2 項に規定する記録を、当該著作物、録音物、実演家の実演の著作権者又はその代理人から要請があった後 24 時間以内に提供しなければならない。

[廃棄]

- (4) 当該プログラム編成事業者は、次に掲げる場合を除き、当該固定物又は複製物を作成後 30 日以内に廃棄しなければならない。

(a) 著作権者が当該固定物又は複製物を保持することを許諾する場合

(b) 当該固定物又は複製物が第 6 項に従って公文書に寄託される場合

[使用料]

- (5) 著作権者が当該固定物又は複製物を 30 日の期間を超えて保持することを許諾する場合には、当該プログラム編成事業者は適用される使用料を支払わなければならない。

[公文書館]

- (6) 当該プログラム編成事業者が、当該固定物又は複製物が特別な資料としての性質を有していると考えられる場合には、当該事業者は、公的資料館の同意を得て、それを当該公的資料館に寄託し、30 日以内に、著作権者に当該固定物又は複製物の寄託を通知しなければならない。

[「公的資料館」の定義]

- (7) 第 6 項において、「公的資料館」とは、カナダの図書館及び資料館又は州の法律に基づいて設立されたその州の公文書を保存するための資料館をいう。

[適用]

- (8) 本条は、集中管理団体から当該実演家の実演、著作物又はレコードの固定物又は複製物を作成するためのライセンスを得ることができる場合には、適用しない。

[ネットワークによる電気通信]

- (9) 放送法に定義される放送事業者は、第 4 項に規定する期間、プログラム編成事業者が作成した固定物又は複製物の複製物を、当該放送事業者が第 1 項に定める条件を満たし、かつ、規則で定められたネットワークであって当該プログラム編成事業者を含むものの一部である場合には、1 部に限り作成し、それを電気通信により公衆に伝達することができる。

[制限]

- (10) 当該複製及び電気通信による公衆への伝達は、以下のとおり行われなければならない。

(a) 第 2 項から第 6 項の規定に従うこと。かつ、

(b) 当該プログラム編成事業者が当該複製物又は固定物を作成した日から 30 日以内に行うこと。

[「プログラム編成事業者」の定義]

- (11) 本条において、「プログラム編成事業者」とは、次に掲げる事業のいずれかをいう。

(a) 放送法第 2 条第 1 項に規定するプログラム編成事業者であって、同法に基づいて適法に行われるもの。

(b) 第 a 号に規定するプログラム編成事業者であって、放送法第 2 条第 1 項に規定するネットワーク内でプログラムを制作するもの。

(c) 放送法第 2 条第 1 項に規定する配信事業者であって、それが配信するプログラムに関して、同法に基づいて適法に行われるもの。

より明解にするために述べると、これには放送法第 2 条第 1 項に定義されるオンライン事業は含まれない。

再送信権は、「著作権法」第 31 条にも規定がある。第 31 条は、ニューメディア再送信者（new media retransmitter）、すなわちインターネット経由で配信及びアクセスされる放送サービスを提供する者の再送信権を定めたものである。

著作権法（Copyright Act）

再送信（retransmission）

[解釈]

第31条²³

(1) 本条において、

「ニューメディア再送信者 (new media retransmitter)」とは、その再送信が、適宜改正される公告 CRTC1999-197 の添付別紙 A として、カナダラジオ-テレビ及び電気通信委員会により出されたニューメディア放送事業のための適用除外規則のみを理由として、放送法の下で合法である者をいう。

「再送信者」とは、ケーブル再送信システムと同等の役割を果たす者をいうが、ニューメディア再送信者は除く。

「信号」とは、公衆による無料の受信を目的として、地上派ラジオ局又は地上派テレビ局により送信される文学、演劇、音楽又は美術の著作物を伝送する信号をいう。

[ローカル信号及び遠隔信号の再送信]

(2) 次に掲げる全ての条件を満たす場合には、再送信者が、文学、演劇、音楽又は美術の著作物を電気通信により公衆に伝達することは、著作権侵害を構成しない。

(a) 当該通信がローカル信号又は遠方信号の再送信であること。

(b) 当該再送信が放送法の下で合法であること。

(c) カナダ法により又はカナダ法に基づいて要求され、又は認められる場合を除き、当該信号が同時にかつ変更なく再送信されること。

(d) 遠方信号の再送信の場合には、当該再送信者が本法に基づいて定められた使用料を支払い、かつ、その条件を遵守していること。

(e) 当該再送信者が、第3項第b号に規定する適用される条件が存在する場合に、それを遵守すること。

[規則]

(3) 参事会総督は、次に掲げる規則を制定することができる。

(a) 第2項の適用を目的として、「ローカル信号」及び「遠方信号」を定義する規則

(b) 第2項第e号の適用を目的とした条件を規定し、当該条件が全ての再送信者に適用されるか再送信者の一分野に適用されるかについて定める規則

なお「著作権法」第31条第3項第a号の「ローカル信号」及び「遠方信号」は、1989年の規則「ローカル信号及び遠方信号規制の定義 (SOR/89-254)」第2条に次のように規定されている²⁴。

ローカル信号及び遠方信号規制の定義 (SOR/89-254)

第2条

(1) 著作権法第31条第2項の規定の適用上、ローカル信号とは、次のいずれかをいう。

(a) ケーブル再送信機の全サービスエリアに関しては、そのエリアの全域をカバーする送信エリアを有する地上ラジオ局又はテレビ局の信号、及び

(b) 再送信機のサービスエリアの一部に関しては、その送信エリアがその部分の全てをカバーする地上ラジオ局又はテレビ局の信号。

(2) 著作権法第31条第2項の規定の適用上、遠方信号とは、ローカル信号ではない信号をいう。

²³ 著作権法第31条関係の判例には以下がある。

カナダ最高裁判決 Reference re Broadcasting Regulatory Policy CRTC 2010-167 and Broadcasting Order CRTC 2010-168, 2012 SCC 68 (CanLII), [2012] 3 SCR 489

<https://www.canlii.org/en/ca/scc/doc/2012/2012scc68/2012scc68.html>

カナダ最高裁判決 Bell ExpressVu Limited Partnership 対 Rex, 2002 SCC 42 (CanLII), [2002] 2 SCR 559

<https://www.canlii.org/en/ca/scc/doc/2002/2002scc42/2002scc42.html>

²⁴ Definition of Local Signal and Distant Signal Regulations SOR/89-254

<https://www.canlii.org/en/ca/laws/regu/sor-89-254/latest/sor-89-254.html?searchUrlHash=>

③ 保存されたプログラムに関する規定

放送条約草案第2条第g項の定義による「保存されたプログラム」の定義は以下のとおり。

g)「保存されたプログラム」とは、放送機関がそのリニア送信に含める意図で送信権を取得したプログラム、又は放送機関によって当初リニア送信されたプログラムで、元の放送機関によって検索システムに保存され、公衆が個別に選択した場所と時間にアクセスできるように保存されたプログラムへのアクセスを提供することを含むプログラムをいう。プログラムは、第三者又は放送機関によって、若しくは放送機関に代わって制作された可能性がある。

「著作権法」第30.9条には、放送事業者（broadcasting undertaking）すなわち放送法に基づく放送ライセンスを有する者の一時的な記録に関する規定がある。

著作権法（Copyright Act）

【一時的な記録—放送事業者】

第30.9条

(1) 次に掲げる全ての条件を満たす場合には、放送事業者が、専ら自己の放送を目的として、本条に従ってレコード又はレコードに収録されている実演家の実演若しくは著作物を複製することは、著作権侵害を構成しない。

(a) 当該事業者が、当該レコード、実演家の実演又は著作物のコピーを所有しており、かつ、当該コピーが著作権者から許諾を得たものであるか、当該コピーを使用するためのライセンスを有していること。

(b) 当該事業者が、当該レコード、実演家の実演又は著作物を電気通信により公衆に伝達する許諾を得ていること。

(c) 当該事業者が、自己の放送のために自ら当該固定物又は複製物を作成すること。

(d) 当該事業者が、当該固定物又は複製物を別のレコード、実演家の実演又は著作物の全部又は一部と同期させないこと。

(e) 当該事業者が、当該固定物又は複製物を、商品、サービス、主義主張又は体制を販売又は促進することを目的として、広告において使用させないこと。

【記録の保存】

(2) 当該放送事業者は、全ての固定物又は複製物の作成又は廃棄に関するデータ及び当該複製又は固定に関する規則で定めるその他の情報を記録するとともに、当該記録を最新の状態に保たなければならない。

【著作権者のアクセス権】

(3) 当該放送事業者は、第2項に規定する記録を、請求を受領してから24時間以内に当該著作物、録音物若しくは実演家の実演の著作権者又はその代表者が入手できるようにしなければならない。

【破棄】

(4) 当該放送事業者は、著作権者が当該複製物の保持を許諾しない限り、当該録音物若しくは録音物に収録された実演家の実演若しくは著作物を所持しなくなったとき、当該録音物、実演の実演又は著作物を使用するためのライセンスが消滅するとき、又は少なくとも当該複製物の作成後30日以内に、当該複製物を破棄しなければならない。

【使用料】

(5) 著作権者が当該複製物を保持することを許諾する場合には、当該放送事業者は、適用される使用料を支払わなければならない。

(6) [削除、2012, c. 20, s. 34]

【「放送事業者」の定義】

(7) 本条において、「放送事業者」とは、放送法第2条第1項に規定する放送事業であって、同法に基づいてカナダ放送通信委員会が発行した放送のライセンスを保有しているものをいう。

④ プログラム搬送信号に関する規定

「著作権法」には、放送条約草案第2条b項の定義による「プログラム搬送信号」、すなわち「当初送信された状態で、又はその後のあらゆる技術フォーマットによってプログラムを搬送するための、電子的に生成された伝送体」に関する直接的な規定はないが、第2条において放送機関(broadcaster)は「放送事業を行う過程で放送事業が行われる国の法律に従って伝達信号を放送する機関」と定義され、伝達信号(communication signal)は、「公衆による受信を目的として、人工的導体のない空間を介して送信される電波」と定義され、第21条において放送機関が伝達信号の著作権の固定権、複製権、再送信権、実演権を有することが規定されている。したがって「著作権法」は放送機関の伝達信号を排他的権利として保護していると捉えられる。

⑤ 放送前信号に関する規定

「著作権法」には、放送条約草案第2条f項の定義による「放送前信号」、すなわち「放送機関がその後公衆に送信する目的で送信するプログラム搬送信号」に関する直接的規定はない。

⑥ 放送を無許諾で使用した者に対する罰則

「著作権法」第42条は、「著作権が存続する著作物その他の目的物」を侵害した場合の刑事罰を規定している。関係部分を以下に示す。

著作権法(Copyright Act)

[刑事救済]

第42条 犯罪

(1) 何人も、故意に以下を行ってはならない。

- (a) 著作物又は著作権が存続するその他の主題の侵害コピーを販売又は貸与のために作成すること。
- (b) 著作物又は著作権が存続するその他の主題の侵害コピーを販売又は貸与する、あるいは取引によって販売又は貸与のために公開又は提供すること。
- (c) 著作物又は著作権が存続するその他の主題の侵害コピーを、取引の目的のために、又は著作権の所有者に不利益な影響を与える程度に頒布すること。
- (d) 著作権が存続する著作物又はその他の主題の侵害コピーを、取引の方法によって公衆の面前で展示すること。
- (e) 著作権が存続する著作物又はその他の主題の侵害コピーを、販売、貸与、取引の目的での頒布又は取引の方法によって公衆の面前で展示するために所持すること。
- (f) 著作権が存続する著作物又はその他の主題の侵害コピーを、販売又は貸与のためにカナダに輸入すること。又は
- (g) 著作権が存続する著作物又はその他の主題の侵害コピーを、販売又は貸与のために輸出すること、又は輸出しようとする。

[所持及び実行の罪]

(2) 何人も、故意に以下を行うことは犯罪となる。

- (a) 著作権が存続する著作物又はその他の主題の侵害コピーを作成する目的で特別に設計又は適合された標章を作成又は所持すること。又は、
- (b) 私的利益のために、著作権が存続する著作物又はその他の主題の侵害コピーを実行させる、又は実行させようとする。

[罰]

(2.1) 第1項又は第2項に基づく罪を犯した者はすべて、

- (a) 起訴により有罪判決を受けた場合、100万ドル以下の罰金若しくは5年以下の拘禁又は併科、又は

(b) 略式有罪判決を受けた場合、2万5千ドル以下の罰金若しくは6月以下の拘禁又は併科。

また「無線通信法」第9条は、放送（一般公衆が直接受信することを目的とする無線通信）を正当な理由なく妨害又は阻害する行為及び暗号化された加入者向けプログラム信号又は暗号化されたネットワークフィードを公衆に再送信する行為を禁じ、違反した者の刑事罰を規定している。関係部分を以下に示す。

無線通信法（Radiocommunication Act）

第2条 定義

本法において、

＜関係部分＞

放送とは、一般公衆が直接受信することを目的とする無線通信をいう。

第9条 禁止事項

(1) 何人も、以下を行ってはならない。

(a) 虚偽又は詐欺的な遭難信号、メッセージ、呼出し又はあらゆる種類の電波を、故意に送信、伝送する、又は送信、伝送させること。

(b) 正当な理由なく、無線通信を妨害又は阻害すること。

(c) 暗号化された加入者向けプログラム信号又は暗号化されたネットワークフィードを、当該信号又はフィードの正当な配信者からの承認に基づき、かつ承認に従って行う場合を除き、解読すること。

(d) (c)に違反して復号された暗号化された加入者向けプログラム信号又は暗号化されたネットワークフィードを受信するように無線機器を操作すること、又は

(e) (c)に違反して復号された暗号化された加入者向けプログラム信号又は暗号化されたネットワークフィードを公衆に再送信すること。

(1.1) 規定されている場合を除き、何人も、

(a) 通信の発信者又は通信の発信者がそれを受信することを意図していた者が、通信が行われたときにカナダにいた場合に、

(b) 発信者又は発信者がそれを受信することを意図していた者がその使用又は漏えいに同意しない限り、無線ベースの電話通信を使用又は漏えいしてはならない。

[同上]

(2) 規定された場合を除き、何人も、通信の発信者又は通信の発信者が受信することを意図した者が許可した場合を除き、無線通信を傍受して利用し、又は傍受して漏えいしてはならない。

[例外]

(3) 第2項は、放送、有料プログラム信号又はネットワークフィードからなる無線通信には適用されない。

第9.1条 罰則

第9条第1.1項又は第2項に違反した者は、略式有罪判決により処罰される罪を犯した者として、

(a) 個人の場合は2万5千ドル以下の罰金若しくは1年以下の拘禁又は併科、及び

(b) 個人以外の者の場合は7万5千ドル以下の罰金に処せられる。

第10条 犯罪

(1)

(a) 第4条又は第9条第1項(a)若しくは(b)に違反した者、

(b) 合法的な弁解なしに、機器若しくは装置、又はその部品を製造、輸入、頒布、リース、販売の申し出、販売、設置、変更、操作又は所有した者、

(c) ＜略＞

(d) <略>

は、略式有罪判決により処罰される罪を犯したものであるとして、個人の場合は 5 千ドル以下の罰金若しくは 1 年以下の拘禁又は併科、法人の場合は 2 万 5 千ドル以下の罰金に処せられる。

(2) <略>

(2.1) 第 9 条第 1 項(c)又は(d)に違反した者は、略式有罪判決により処罰される罪を犯したものであるとして、個人の場合は 1 万ドル以下の罰金若しくは 6 月以下の拘禁又は併科、法人の場合は 2 万 5 千ドル以下の罰金に処せられる。

<以下略>

(4) 放送条約草案の規定に該当する放送機関の権利に関する規定の分析

① 受益者（保護主体）に、インターネット上のみでリニア送信を行う事業者が含まれるか。

カナダでは、「著作権法」に基づく「放送」の概念は、一般的にインターネット上のストリーミングではなく、地上波又は衛星／ケーブル放送に適用される「放送法」の定義に沿って解釈されている。インターネット上のみで放送プログラムのリニア送信を行う行為は、「著作権法」第 2.4 条の「電気通信による公衆への伝達」に当たる。判例法及びカナダ放送通信委員会（CRTC）はインターネット上のみでのストリーミングは従来の「放送」には当たらないという立場をとっている²⁵。なお無許可でインターネット上のストリーミングを行う行為は、テレビプログラムの著作権を侵害することになる。

② 保護対象（保護客体）に、インターネット送信（インターネット同時送信、キャッチアップTV など）が含まれるか。

インターネット送信（インターネット同時送信サービス又はキャッチアップ視聴サービス）のみを行う事業者の放送は、伝統的な放送機関と同じ著作権保護を受けられない。

カナダ最高裁判所は 2012 年 7 月 12 日の判決で、ストリーミングサービス事業者は従来の放送機関としての資格を満たしておらず、放送機関と同じ保護を受けることはできないと決定した²⁶。

③ 保護対象（保護客体）に、放送前信号が含まれるか。

「著作権法」に「放送機関がその後公衆に送信する目的で送信するプログラム搬送信号」に関する直接的規定はない。

④ 放送機関が送信したプログラム搬送信号の再送信権（条約草案 第 6 条）

「著作権法」は、放送機関の著作権を定めた第 21 条に放送機関が伝達信号の著作権を有し、固定権及び再送信権を有することを規定している。「著作権法」は、第 2 条で放送機関を「放送事業を行う過程で放送事業が行われる国の法律に従って伝達信号（communication signal）を放送する機関」と定義しており、伝達信号については「公衆による受信を目的として、人工的導体の

²⁵ Broadcasting Regulatory Policy CRTC 2010-167 and 2010-168
<https://www.canlii.org/en/ca/scc/doc/2012/2012scc68/2012scc68.html>

²⁶ Supreme Court Judgments 2012 SCC 34
<https://decisions.scc-csc.ca/scc-csc/scc-csc/en/item/9994/index.do>

8. カナダ

ない空間を介して送信される電波」と定義している。カナダで放送事業を行うには、カナダラジオ・テレビ及び電気通信委員会（CRTC）から「放送法（Broadcasting Act）」に基づくライセンスを取得しなくてはならない。放送機関は放送ライセンスを得て放送法に従って伝達信号を放送するのであって、伝達信号は、必ずしもプログラムを含まずとも送信される²⁷。したがって、再送信権について、「著作権法」第 21 条第 1 項 c は、放送機関が伝達信号の著作権を有する場合に、他の放送機関にその放送と同時に公衆に再送信することを許諾することの排他的権利を規定したものであって、放送機関が放送した伝達信号の再送信権を規定したものではない。

⑤ 放送機関が送信したプログラム搬送信号の固定権（条約草案 第 7 条）

放送機関の著作権を定めた「著作権法」第 21 条第 1 項は、放送機関が伝達信号の著作権を有する場合に、第 a 号において当該伝達信号を固定すること、第 b 号において放送機関の同意を得ずに作成された固定物を複製することの排他的権利を規定している。第 21 条第 1 項は放送ライセンスを得て放送法に従って伝達信号を放送する放送機関が伝達信号の著作権を著作者から使用料を支払って有する場合にその伝達信号を固定する排他的権利を規定したものであって、その伝達信号がプログラムを搬送するものかの明示はない。

また「著作権法」第 30.8 条は、プログラム編成事業者（programming undertakings）が生で実演された実演家の実演又は著作物（映画の著作物は除く）、当該実演家の実演又は著作物と同時に実演されたレコードを固定又は複製する権利を規定している。プログラム編成事業者は同条第 11 項第 a 号に「放送法」第 2 条第 1 項に規定するプログラム編成事業者であって、同法に基づいて適法に行われるもの。」と定義され、放送法第 2 条第 1 項において「放送受信装置によって公衆が受信できるように、ラジオは又はその他の通信手段によって直接又は配信事業者を通じて間接的にプログラムを送信する事業をいい、オンライン事業者は含まれない。」と定義されている。したがって CRTC から放送ライセンスを取得した放送事業者の中プログラム編成事業者はプログラムを送信することができ、実演されたレコードを固定することができるが、伝達信号を固定できるとは規定されていない。

⑥ 保存されたプログラムへのアクセスを公衆に提供するために放送機関が使用するプログラム搬送信号の固定権・再送信権（条約草案 第 8 条）

「著作権法」は、保存されたプログラムへのアクセスを公衆に提供するために放送機関が使用するプログラム搬送信号の固定権・再送信権を規定していない。「著作権法」第 30.9 条第 1 項は、放送事業者すなわち放送法に基づく放送ライセンスを有する放送機関が専ら自己の放送を目的として、著作権者から許諾を受けたか著作物のコピーを使用するためのライセンスを有する場合（第 a 号）、著作権者から著作物の電気通信による公衆への伝達する許諾を受けた場合（第 b 号）、

²⁷ Jean-Arpad Français. (2004). De l'adaptabilité des droits des organismes de radiodiffusion à l'adaptation du droit d'auteur.

<https://www.lescpi.ca/articles/v16/n3/de-ladaptabilite-des-droits-des-organismes-de-radiodiffusion-a-ladaptation-du-droit-dauteur/>

自己の放送のために行う場合の当該著作物の固定又は複製する権利を規定したものであり、同項の保護対象は信号ではなく、固定された著作物である。

⑦ 放送前信号の固定権・再送信権（条約草案 第 9 条）

「著作権法」は、放送前信号について規定していない。

⑧ ④～⑦の権利を代替する、他の適切かつ効果的な保護（条約草案 第 10 条）

「無線通信法」第 9 条は、放送（一般公衆が直接受信することを目的とする無線通信）を正当な理由なく妨害又は阻害する行為及び暗号化された加入者向けプログラム信号又は暗号化されたネットワークフィードを公衆に再送信する行為を禁じ、違反した者の刑事罰を規定している。

なお、2018年に著作権侵害行為を行っているとして特定されたサイトへのアクセスをインターネットサービス事業者がブロックすることを義務付ける提案が電気通信委員会になされたことがあるが、電気通信委員会は同年 10 月に「電気通信法」に基づく規制権限を持たないとして、この提案を却下した²⁸。これについてはさまざまな議論がなされ、CRTC がインターネットサービス業者に海賊版オーディオビジュアルコンテンツへのアクセスをブロックするよう要求する規制権限を持つべきだとする意見や、サイトブロッキングは表現の自由を脅かし、合法的なコンテンツの過剰なブロックにつながり、ネットの中立性を損なう可能性があるとして反対する意見もあった。また、「無線通信法」第 9 条に類似した、著作権侵害に対する刑事罰規定を制定することが有益であるとする意見や、この問題は著作権法によってより適切に対処されるはずだとする意見もあった²⁹。

²⁸ CRTC, CRTC denies FairPlay Canada's application on piracy websites on jurisdictional grounds
<https://www.canada.ca/en/radio-television-telecommunications/news/2018/10/crtc-denies-fairplay-canadas-application-on-piracy-websites-on-jurisdictional-grounds.html>

²⁹ (2019). Rapport sur ce que nous avons entendu / Examen du cadre législatif en matière de radiodiffusion et de télécommunications. pp.30-31
<https://publications.gc.ca/site/eng/9.875817/publication.html>

This page intentionally left blank.